

広島市地域防災計画・広島市水防計画の修正(案) 新旧対照表

その他の技術的修正について

- ・ 組織改正に伴う修正

各項目について、広島市の組織改正に伴い、見出しの《 》などに記載する組織名のみの修正を要する場合には、次のとおり一括して修正することとし、個別の修正（案）については、省略します。

（令和４年４月１日付け組織改正）※同年３月の広島市事務組織規則の改正の上は、修正します。

該当局等	修 正 前	修 正 後
健康福祉局	動物管理センター	動物愛護センター
市選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局	市選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局	行政委員会事務局

広島市地域防災計画・広島市水防計画（令和４年３月修正）の修正（案）新旧対照表 目次

１．気象警報・注意報の発表区域の細分化に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２節__災害応急組織の編成・運用	第３ 注意体制	１
全編	—	—	—	２
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２ １ 節__文教対策	第２ __学校教育における応急対策	４

２．法の改正に伴う修正

(１) 要配慮者利用施設における避難訓練結果の報告義務化

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第２節__風水害予防計画	第１ __洪水予防対策	５
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第２節__風水害予防計画	第４ __土砂災害・宅地災害等の予防対策	６
水防計画	第４章__避難対策	第３節__災害種別に応じた避難	第２ __土砂災害への対応	７

(２) 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務化

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第９節__要配慮者に係る災害の予防対策	第３ __避難行動要支援者に係る支援体制	８
震災対策編	第２章__震災予防計画	第１ ６ 節__要配慮者に係る災害の予防対策	第３ __避難行動要支援者に係る支援体制	９

(３) 避難勧告・避難指示の一本化

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編 水防計画	—	—	—	１０～１９
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第５節__避難対策	第２ __避難準備・高齢者等避難開始	２０
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第５節__避難対策	第３ __避難勧告、避難指示（緊急）等	２１～２６
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第５節__避難対策	第６ __指定緊急避難場所等の開設等	２７
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２ １ 節__文教対策	第２ __学校教育における応急対策	２８
水防計画	第３章__水防応急活動	第１節__水防要員の出動	第１ __出動の指令	２９～３２
水防計画	第４章__避難対策	第１節__注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）	第１ __注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達の判断基準等	３３
水防計画	第４章__避難対策	第１節__注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）	第３ __避難準備・高齢者等避難開始	３４
水防計画	第４章__避難対策	第１節__注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）	第４ __避難勧告、避難指示（緊急）等	３５～３６

水防計画	第4章__避難対策	第1節__注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）	第5__避難勧告、避難指示（緊急）等の発令	37～39
水防計画	第4章__避難対策	第2節__住民説明の実施及び関係機関への報告等	第1 避難準備・高齢者等避難開始の伝達又は避難勧告、避難指示（緊急）の発令を行った場合の住民説明の実施等	40
水防計画	第4章__避難対策	第2節__住民説明の実施及び関係機関への報告等	第2__関係機関への通知及び報告	41
水防計画	第4章__避難対策	第3節__災害種別に応じた避難	第1__洪水への対応	42～48
水防計画	第4章__避難対策	第3節__災害種別に応じた避難	第2__土砂災害への対応	49～55
水防計画	第4章__避難対策	第3節__災害種別に応じた避難	第3__高潮への対応	56～61
水防計画	第4章__避難対策	第3節__災害種別に応じた避難	第4__津波への対応	62～64
水防計画	第4章__避難対策	第3節__災害種別に応じた避難	第5__内水（雨水出水）への対応	65
震災対策編	第3章__震災応急対策	第5節__避難対策	—	66
震災対策編	第3章__震災応急対策	第5節__避難対策	第3__避難準備・高齢者等避難開始	67
震災対策編	第3章__震災応急対策	第5節__避難対策	第4__避難勧告、避難指示（緊急）等	68～72

3. 防災基本計画の修正に伴う主な修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第5節__避難対策	第4__避難誘導	73
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第5節__避難対策	第9__指定避難所の開設・運営	74
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第7節__防災教育・訓練及び調査研究	第3__防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮	75
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第5節__避難対策	第6__指定緊急避難場所等の開設等	76
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第7節__防災教育・訓練及び調査研究	第1__防災知識の普及	77

4. その他の主な修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__気象情報等の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	78
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第6節__食品・生活必需品の給与等	第1__救援物資の取得	79
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第4__施設の応急対策	80
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2 5節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	81

5. 1～4に掲げるもの以外の修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第1章__総則	第2節__防災業務実施上の基本理念及び基本原則	第1__基本理念	82
基本・風水害対策編	第1章__総則	第3節__処理すべき事務又は業務の大綱	第6__指定公共機関	83
基本・風水害対策編	第1章__総則	第4節__本市の概況	第1__自然的条件	84
基本・風水害対策編	第1章__総則	第4節__本市の概況	第2__都市的条件	85～86

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第1__洪水予防対策	87
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第2__高潮・津波災害の予防対策	88
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第4__土砂災害・宅地災害等の予防対策	89～90
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第4節__都市の防災構造化の推進	第4__土砂災害対策の推進	91
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	第3__避難場所等に必要な機能	92
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	第4__避難場所等の基準	93
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）	94
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第7節__防災教育・訓練及び調査研究	第6__罹災証明書交付体制の整備	95
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第8節__自主防災体制の整備	第1__自主防災組織の実践活動の促進	96
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第8節__自主防災体制の整備	第5__企業防災活動の促進	97
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第9節__要配慮者に係る災害の予防対策	第1__要配慮者の現況	98
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第15節__廃棄物・土砂の処理体制の整備	第2__ごみ及びし尿の処理体制の整備 第3__災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備	99
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	表3-2-2	100～104
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第7__職員の動員	105
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第1__情報の収集・伝達体制	106～107
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	108～131
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第3__災害情報の収集・伝達及び報告	132～143
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第2__組織及び体制	144
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第3__給水対策	145
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第8節__停電応急対策	第5__通信機能の確保	146
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第8節__停電応急対策	第9__廃棄物・土砂の処理対策	147
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第13節__保健衛生対策	第3__被災地域の生活衛生指導	148
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第14節__遺体の捜索・収容及び火葬等対策	第5__遺体の火葬	149
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第15節__廃棄物・土砂の処理対策	第1__特別清掃対策部の設置	150
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第15節__廃棄物・土砂の処理対策	第2__ごみ及びし尿の処理対策	151～152
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第15節__廃棄物・土砂の処理対策	第3__災害廃棄物及び土砂の処理対策	153
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第17節__輸送対策	第1__道路交通応急対策	154～158
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第17節__輸送対策	第2__海上交通応急対策	159～160
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第17節__輸送対策	第3__緊急輸送対策	161

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第19節__住宅等応急対策	第1__応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	162
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第19節__住宅等応急対策	第4__住宅の応急修理	163
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第23節__災害時における要配慮者等への避難支援等	第1__要配慮者の安否確認と要望の把握	164
基本・風水害対策編	第3章__震災応急対策	第24節__災害救助法の適用等	第1__災害救助法による応急救助	165
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第2__広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請	166
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第6__緊急消防援助隊への応援等要請	167
基本・風水害対策編	第4章__災害復旧・復興計画	第4節__生活援護計画	第2__被災者に対する支援	168
基本・風水害対策編	第4章__災害復旧・復興計画	第5節__企業等援護計画	第1__農林漁業関係の融資	169～170
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第2節__ガス施設（広島ガス株式会社）	第1__ガス施設の現況	171～173
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第2節__ガス施設（広島ガス株式会社）	第2__防災措置	174
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第2節__ガス施設（広島ガス株式会社）	第3__地震災害への対応	175～178
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第3節__電信電話施設	第3__広島市災害対策本部との連携	179
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第1__西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部	180
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第5__広島電鉄株式会社	181～187
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第8__瀬戸内海汽船株式会社	188
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第9__広島ヘリポート管理事務所	189
水防計画	第4章__避難対策	第6節__食品・生活必需品の給与等	第6__指定避難所の管理運営	190
水防計画	—	—	別表第1、別表第2	191～199
水防計画	—	—	別表第5	200～241
水防計画	—	—	別表第6	242～243
水防計画	—	—	別表第7	244～245
水防計画	—	—	別表第8	246～248
水防計画	—	—	別表第9	249～250
水防計画	—	—	別表第10	251～252
震災対策編	第1章__総則	第2節__本市の概況	第2__既往の地震等	253
震災対策編	第2章__震災予防計画	第6節__ライフライン施設等の整備	第8__廃棄物処理施設の整備	254
震災対策編	第2章__震災予防計画	第7節__建築物等の耐震性の向上	第1__建築物等の耐震性の向上	255
震災対策編	第2章__震災予防計画	第8節__情報の収集・連絡体制の整備	第1__情報の収集	256
震災対策編	第2章__震災予防計画	第12節__保健衛生・遺体の火葬体制の整備	第2__遺体の火葬体制の確立	257

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
震災対策編	第2章__震災予防計画	第13節__廃棄物・土砂の処理体制の整備	第2__ごみ及びし尿の処理体制の整備	258
震災対策編	第2章__震災予防計画	第13節__廃棄物・土砂の処理体制の整備	第3__災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備	259
震災対策編	第2章__震災予防計画	第14節__避難体制の整備	第8__食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	260
震災対策編	第2章__震災予防計画	第16節__要配慮者に係る災害の予防対策	第1__要配慮者の現況	261
震災対策編	第2章__震災予防計画	第19節__自主防災体制の整備	第1__自主防災組織の実践活動の促進	262
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	表3-2-2	263～267
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第7__職員の動員	268
震災対策編	第3章__震災応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第1__情報の収集・伝達体制	269～270
震災対策編	第3章__震災応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	271～273
震災対策編	第3章__震災応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第4__災害情報の収集、伝達及び報告	274～278
震災対策編	第3章__震災応急対策	第5節__避難対策	第7__指定緊急避難所等の開設等	279
震災対策編	第3章__震災応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第3__組織及び体制	280
震災対策編	第3章__震災応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第6__給水対策	281
震災対策編	第3章__震災応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第7__施設の応急対策	282
震災対策編	第3章__震災応急対策	第8節__停電応急対策	第5__通信機能の確保	283
震災対策編	第3章__震災応急対策	第8節__停電応急対策	第9__廃棄物・土砂の処理対策	284
震災対策編	第3章__震災応急対策	第13節__保健衛生対策	第3__被災地域の生活衛生指導	285
震災対策編	第3章__震災応急対策	第14節__遺体の捜索・収容及び火葬等対策	第5__遺体の火葬	286
震災対策編	第3章__震災応急対策	第15節__廃棄物・土砂の処理対策	第1__特別清掃対策部の設置	287
震災対策編	第3章__震災応急対策	第15節__廃棄物・土砂の処理対策	第2__ごみ及びし尿の処理対策	288～289
震災対策編	第3章__震災応急対策	第15節__廃棄物・土砂の処理対策	第3__災害廃棄物及び土砂の処理対策	290
震災対策編	第3章__震災応急対策	第17節__輸送対策	第2__緊急輸送車両の確保等	291
震災対策編	第3章__震災応急対策	第17節__輸送対策	第3__緊急通行車両の確認手続き	292～296
震災対策編	第3章__震災応急対策	第19節__住宅等応急対策	第1__応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	297
震災対策編	第3章__震災応急対策	第19節__住宅等応急対策	第4__住宅の応急修理	298
震災対策編	第3章__震災応急対策	第23節__災害時における要配慮者等への避難支援等	—	299
震災対策編	第3章__震災応急対策	第24節__災害救助法の適用等	第1__災害救助法による応急救助	300

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	301
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第2__広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請	302
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第6__緊急消防援助隊への応援等要請	303
震災対策編	第5章__南海トラフ地震防災対策推進計画	第2節__南海トラフ地震の概要	第2__今後の地震発生確率	304
震災対策編	第5章__南海トラフ地震防災対策推進計画	第3節__地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画	第1__地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業	305
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	第2節__市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	第2__港湾施設	306～307
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	第5節__災害応急対策	第5__大規模な油等流出対策	308
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	第5節__災害応急対策	第7__海上交通の安全確保	309
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	—	資料3	310
都市災害対策編	第2章__海上災害対策	—	資料4	311～313
都市災害対策編	第3章__航空機災害対策	第2節__市域における飛行場施設等の現況	第3__広島ヘリポートにおける航空機の運航状況	314
都市災害対策編	第3章__航空機災害対策	第4節__災害予防計画	第1__航空機の安全運航の確保	315
都市災害対策編	第3章__航空機災害対策	第5節__災害応急対策	資料1	316
都市災害対策編	第4章__鉄道災害対策	—	資料1	317
都市災害対策編	第5章__道路災害対策	第2節__市域における道路施設の現況	—	318
都市災害対策編	第5章__道路災害対策	第2節__市域における道路施設の現況	資料1	319
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第2節__市域における大規模施設等の現況	第1__施設等の概要	320～321
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第2節__市域における大規模施設等の現況	第2__火災の発生状況	322～323
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第2節__市域における大規模施設等の現況	第3__気象の概要	324
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第2節__市域における大規模施設等の現況	第4__消防力の概要	325
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第2節__市域における大規模施設等の現況	別表1	326～327
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第2節__市域における大規模施設等の現況	別表3、別表4	328～329
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第5節__災害応急対策	別表7	330～331
都市災害対策編	第7章__危険物等災害対策	第2節__市域における危険物等施設の現況	第1__危険物施設の現況	332～333
都市災害対策編	第7章__危険物等災害対策	第5節__災害応急対策	別表8	334
都市災害対策編	第9章__ライフライン災害対策	第2節__市域におけるライフライン施設等の現況	第1__電力施設	335
都市災害対策編	第9章__ライフライン災害対策	第2節__市域におけるライフライン施設等の現況	第2__水道施設	336
都市災害対策編	第9章__ライフライン災害対策	第2節__市域におけるライフライン施設等の現況	第3__下水道施設	337
都市災害対策編	第9章__ライフライン災害対策	第2節__市域におけるライフライン施設等の現況	第5__ガス施設	338

修 正 前	
基本・風水害対策編 水防計画	頁
第3章 災害応急対策	76、77
第2節 災害応急組織の編成・運用	
第3 注意体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室災害対策課長は、次の設置基準に基づき、市及び区に注意体制を設置する。 また、危機管理室災害対策課長は、注意体制を設置した旨を直ちに危機管理室長及び危機管理課長に報告する。 (2) 設置基準 ア 気象台から<u>本市に</u>次の気象注意報・警報が発表されたとき。 第4 警戒体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室長は、次に定める設置基準に基づき、市及び区に警戒体制を設置する。 また、危機管理室長は、警戒体制を設置した旨を直ちに危機管理担当局長に報告する。 (2) 設置基準 ア 気象台から<u>本市に</u>次の気象注意報・警報が発表されたとき。	

修 正 後
修 正 理 由
本市における気象警報・注意報等の発表区域の細分化に伴う修正
第3 注意体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室災害対策課長は、次の設置基準に基づき、市及び<u>必要と認める</u>区に注意体制を設置する。 また、危機管理室災害対策課長は、注意体制を設置した旨を直ちに危機管理室長及び危機管理課長に報告する。 (2) 設置基準 ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき <u>(該当区)</u>。 第4 警戒体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室長は、次に定める設置基準に基づき、市及び区に警戒体制を設置する。 また、危機管理室長は、警戒体制を設置した旨を直ちに危機管理担当局長に報告する。 (2) 設置基準 ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき <u>(該当区)</u>。

修 正 前	
基本・風水害対策編 水防計画	頁 116 133 415～421
別紙 文言のみの修正一覧のとおり（修正（案）3 ページ参照）	

修 正 後
修 正 理 由 本市における気象警報・注意報等の発表区域の細分化に伴う修正
別紙 文言のみの修正一覧のとおり（修正（案）3 ページ参照）

ページ数	修正前	修正後																				
116	(3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域 <table><tr><td>地方気象情報</td><td>中国地方（山口県を除く）</td></tr><tr><td>県気象情報</td><td>広島県</td></tr><tr><td>注意報</td><td>広島市</td></tr><tr><td>警報</td><td>広島市</td></tr><tr><td>特別警報</td><td>広島市</td></tr></table>	地方気象情報	中国地方（山口県を除く）	県気象情報	広島県	注意報	広島市	警報	広島市	特別警報	広島市	(3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域 <table><tr><td>地方気象情報</td><td>中国地方（山口県を除く）</td></tr><tr><td>県気象情報</td><td>広島県</td></tr><tr><td>注意報</td><td>行政区</td></tr><tr><td>警報</td><td>行政区</td></tr><tr><td>特別警報</td><td>行政区</td></tr></table>	地方気象情報	中国地方（山口県を除く）	県気象情報	広島県	注意報	行政区	警報	行政区	特別警報	行政区
地方気象情報	中国地方（山口県を除く）																					
県気象情報	広島県																					
注意報	広島市																					
警報	広島市																					
特別警報	広島市																					
地方気象情報	中国地方（山口県を除く）																					
県気象情報	広島県																					
注意報	行政区																					
警報	行政区																					
特別警報	行政区																					
133	(2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町単位ごとに発表する。 イ 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町単位ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が協議のうえ解除する。	(2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、行政区ごとに発表する。 イ 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、行政区ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が協議のうえ解除する。																				
415	第 1 洪水への対応 1 段階に応じた対応 本市の対応 1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。	第 1 洪水への対応 1 段階に応じた対応 本市の対応 1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。																				
418	第 2 土砂への対応 1 段階に応じた対応 本市の対応 1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。	第 2 土砂への対応 1 段階に応じた対応 本市の対応 1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。																				
421	第 3 高潮への対応 1 段階に応じた対応 本市の対応 1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。	第 3 高潮への対応 1 段階に応じた対応 本市の対応 1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。																				

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	227
第2.1節 文教対策	
第2 学校教育における応急対策 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 ウ 風水害による災害の発生が予想される場合 (7) 台風接近時の臨時休校（園）について 台風の最接近が予測される日の午前6時の時点で「 <u>暴風警報</u> 」、「 <u>大雨警報</u> 」及び「 <u>洪水警報</u> 」のいずれか一つ以上の警報が発表されている場合は、下記の対応とする。なお、台風が通過した後であっても警報が解除されない場合は、 <u>増水</u> や強風等による危険があることから、同様の対応とする。	
校 種	対応等
幼稚園 小学校 特別支援学校	午前6時の時点で「 <u>警報</u> 」が発表されている場合は「自宅待機」、午前7時の時点で「 <u>警報</u> 」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。
中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校	午前6時の時点で「 <u>警報</u> 」が発表されている場合は「自宅待機」、午前10時までに「 <u>警報</u> 」が解除されていない場合は「臨時休校」とする。
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

修 正 後	
修 正 理 由	
本市における気象警報・注意報等の発表区域の細分化に伴う修正	
第2 学校教育における応急対策 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 ウ 風水害による災害の発生が予想される場合 (7) 台風接近時の臨時休校（園）について 台風の最接近が予測される日の午前6時の時点で「 <u>暴風警報</u> 」が発表されている場合は、下記の対応とする。なお、台風が通過した後であっても警報が解除されない場合は、強風等による危険があることから、同様の対応とする。	
校 種	対応等
幼稚園 小学校 特別支援学校	<u>台風の最接近が予測される日の午前6時の時点で、市域に「暴風警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前7時の時点で「暴風警報」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。</u> <u>また、台風の進路・規模等により、本市への影響が大きいと見込まれる場合には、前日中に対応を決定する。</u> <u>なお、暴風警報以外の警報発表時の対応については、各学校（園）の取決めに由る。</u>
中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校	<u>台風の最接近が予測される日の午前6時の時点で、市域に「暴風警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前10時までに「暴風警報」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。</u> <u>また、台風の進路・規模等により、本市への影響が大きいと見込まれる場合には、前日中に対応を決定する。</u> <u>なお、暴風警報以外の警報発表時の対応については、各学校の取決めに由る。</u>
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	17
第2節 風水害予防計画	
第1 洪水予防対策 3 警戒避難体制の整備 (3) 避難確保計画の作成等 資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行う</u>とともに、自衛水防組織を置くよう努める。 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。	

修 正 後
修 正 理 由
水防法の改正に伴う修正
第1 洪水予防対策 3 警戒避難体制の整備 (3) 避難確保計画の作成等 資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行い、その結果を市長に報告する</u>とともに、自衛水防組織を置くよう努める。 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 23
第2章 災害予防計画	
第2節 風水害予防計画	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	
6 警戒避難体制の整備	
(3) 避難確保計画の作成等	
資料編2-2-10に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行う</u>。 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。	

修 正 後	
修 正 理 由	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴う修正	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 6 警戒避難体制の整備 (3) 避難確保計画の作成等 資料編2-2-10に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を <u>行い、その結果を市長に報告する</u> 。 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。	

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	419
第3節 災害種別に応じた避難	
第2 土砂災害への対応 3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (1) 平時から行う事項 (新設)	

修 正 後
修 正 理 由
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正に伴う修正
第2 土砂災害への対応 3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (1) 平時から行う事項 <u>ク 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	70
第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	
第3 避難行動要支援者に係る支援体制 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ (3) <u>個別計画</u>の作成等 ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者<u>に対し、災害時に備えて具体的な避難方法（災害種別ごとの危険性や立ち退き避難の要否、避難場所や避難経路、避難支援者や緊急時の連絡先等）を記した個別計画を作成するよう働きかける。</u> イ <u>個別計画の作成については、真に避難支援が必要となる者を把握するため、高齢者地域支え合い事業などを活用するとともに、市としても専門的立場から助言等を行う。</u> （新設） <u>ウ 個別計画</u>は、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努める。 (4) （略） (5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等 <u>原則として、少なくとも年1回、避難行動要支援者名簿及び同意者リストの追加・削除等を行うとともに、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。</u>	

修 正 後	
修 正 理 由	
災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成について、市町村に努力義務が課されたことに伴う修正	
第3 避難行動要支援者に係る支援体制 3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・情報共有・管理の流れ (3) <u>個別避難計画</u>の作成等 ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者<u>ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画（避難場所や避難支援者等、避難に必要な具体的事項を記載）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合は、この限りではない。</u> イ <u>個別避難計画は、要介護度や障害の等級等の避難行動要支援者本人の心身の状況及び世帯の状況並びに地域におけるハザードの状況を考慮し、計画作成の優先度が高いと思われる者について、令和7年度までを目途に、避難支援等関係者などの協力を得て、作成する。なお、計画作成の優先度を判断する上で必要な場合は、高齢者地域支え合い事業などを活用する。</u> ウ <u>個別避難計画の作成に必要な個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取することとするが、当該計画の作成に必要と認める場合には、社会福祉施設等の民間事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求めることができる。</u> <u>エ 個別避難計画</u>は、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努める。 (4) （略） (5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等 <u>避難行動要支援者名簿及び同意者リスト並びに個別避難計画は、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。また、避難行動要支援者名簿及び同意者リストについては、福祉情報システム等を活用して、少なくとも年1回、追加・削除等を行う。</u>	

修 正 前	
震災対策編	頁
第2章 震災予防計画	74
第16節 要配慮者に係る災害の予防対策	
第3 避難行動要支援者に係る支援体制 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ (3) <u>個別計画</u>の作成等 ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者 <u>に対し、災害時に備えて具体的な避難方法（災害種別ごとの危険性や立ち退き避難の要否、避難場所や避難経路、避難支援者や緊急時の連絡先等）を記した個別計画を作成するよう働きかける。</u> イ <u>個別計画の作成については、真に避難支援が必要となる者を把握するため、高齢者地域支え合い事業などを活用するとともに、市としても専門的立場から助言等を行う。</u> （新設） <u>ウ 個別計画</u>は、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努める。 (4) （略） (5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等 <u>原則として、少なくとも年1回、避難行動要支援者名簿及び同意者リストの追加・削除等を行うとともに、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。</u>	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成について、市町村に努力義務が課されたことに伴う修正
第3 避難行動要支援者に係る支援体制 3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・情報共有・管理の流れ (3) <u>個別避難計画</u>の作成等 ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者 <u>ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画（避難場所や避難支援者等、避難に必要な具体的事項を記載）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合は、この限りではない。</u> イ <u>個別避難計画は、要介護度や障害の等級等の避難行動要支援者本人の心身の状況及び世帯の状況並びに地域におけるハザードの状況を考慮し、計画作成の優先度が高いと思われる者について、令和7年度までを目途に、避難支援等関係者などの協力を得て、作成する。なお、計画作成の優先度を判断する上で必要な場合は、高齢者地域支え合い事業などを活用する。</u> ウ <u>個別避難計画の作成に必要な個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取することとするが、当該計画の作成に必要と認める場合には、社会福祉施設等の民間事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求めることができる。</u> <u>エ 個別避難計画</u>は、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努める。 (4) （略） (5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等 <u>避難行動要支援者名簿及び同意者リスト並びに個別避難計画は、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。また、避難行動要支援者名簿及び同意者リストについては、福祉情報システム等を活用して、少なくとも年1回、追加・削除等を行う。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編・水防計画・震災対策編・都市災害対策編	頁 全頁
地域防災計画（基本・風水害対策編） 文言のみの修正一覧 （修正（案）11～15 ページ参照） 水防計画 文言のみの修正一覧 （修正（案）16 ページ参照） 震災対策編・都市災害対策編 文言のみの修正一覧 （修正（案）17～19 ページ参照）	

修 正 後
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
地域防災計画（基本・風水害対策編） 文言のみの修正一覧 （修正（案）11～15 ページ参照） 水防計画 文言のみの修正一覧 （修正（案）16 ページ参照） 震災対策編・都市災害対策編 文言のみの修正一覧 （修正（案）17～19 ページ参照）

ページ数	修正前	修正後
4	9 <u>避難の勧告・指示等又は</u> 避難者の誘導並びに避難場所等の開設	9 <u>避難情報の発令、</u> 避難者の誘導及び避難場所の開設等
22	国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、 <u>避難勧告</u> の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。	国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、 <u>避難指示</u> の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。
23	土砂災害から生命・身体被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの <u>避難勧告等</u> に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。	土砂災害から生命・身体被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの <u>避難情報</u> に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。
23	<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること	<u>高齢者等避難、避難指示</u> の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること
34	1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の対象区域の特定・整理 避難情報を住民の避難行動につなげるため、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> を発令する対象区域の特定・整理を進める。	1 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u> の対象区域の特定・整理 避難情報を住民の避難行動につなげるため、 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u> を発令する対象区域の特定・整理を進める。
35	1 急激な気象の変化に伴う <u>避難勧告等</u> の場合は、指定緊急避難場所がまだ開設されてない場合があるため、指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。	1 急激な気象の変化に伴う <u>避難情報</u> の場合は、指定緊急避難場所がまだ開設されてない場合があるため、指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。
35	なお、具体的な取組としては、自主防災組織の育成指導のほか、防災知識の普及啓発、警戒避難体制の整備、訓練の実施などのほか、 <u>避難勧告等</u> の発令のための平時からの取組や、災害応急活動時の体制等について、事前の協議体制の構築などを行う。	なお、具体的な取組としては、自主防災組織の育成指導のほか、防災知識の普及啓発、警戒避難体制の整備、訓練の実施などのほか、 <u>避難情報</u> の発令のための平時からの取組や、災害応急活動時の体制等について、事前の協議体制の構築などを行う。
59	「注意喚起」、 <u>「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」</u> の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等	「注意喚起」、 <u>「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（避難指示）」、「警戒レベル5（緊急安全確保）」</u> の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等

ページ数	修正前	修正後
59	(ウ) 警戒レベル4 (<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>) で「危険な場所から全員避難」すべきこと。	(ウ) 警戒レベル4 (<u>避難指示</u>) で「危険な場所から全員避難」すべきこと。
59	(オ) 急激な気象の変化に伴う避難 <u>勧告</u> の際には、指定緊急避難場所が開設されてない可能性があるため、その他の安全な場所への移動が必要になる場合があること。	(オ) 急激な気象の変化に伴う避難 <u>情報</u> の際には、指定緊急避難場所が開設されてない可能性があるため、その他の安全な場所への移動が必要になる場合があること。
75	災害の発生を警戒するため、必要な関係局・区等に職員を配置し、気象情報、雨量予測等を情報収集するとともに、速やかに災害警戒本部に移行し得るよう準備等を行う。 なお、区役所にあつては、避難 <u>勧告</u> が発令できる体制を確保する。	災害の発生を警戒するため、必要な関係局・区等に職員を配置し、気象情報、雨量予測等を情報収集するとともに、速やかに災害警戒本部に移行し得るよう準備等を行う。 なお、区役所にあつては、避難 <u>情報</u> が発令できる体制を確保する。
81	区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報（注意喚起、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> ）を発信・発令する。	区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報（注意喚起、 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> ）を発信・発令する。
86	なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。 (ア) 体制に関すること。 (イ) <u>避難勧告又は避難指示(緊急)</u> の発令及び解除に関すること。	なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。 (ア) 体制に関すること。 (イ) <u>避難指示又は緊急安全確保</u> の発令及び解除に関すること。
98	11 <u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u> 等又は誘導に関すること	11 <u>避難指示</u> 等又は誘導に関すること
101	11 <u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u> 等に関すること	11 <u>避難指示</u> 等に関すること
104	情報の周知 <u>避難勧告</u> 、災害情報等を広報車等を利用して周知	情報の周知 <u>避難情報</u> 、災害情報等を広報車等を利用して周知
105	警戒体制が設置された時 危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は <u>避難勧告</u> を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員	警戒体制が設置された時 危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は <u>避難情報</u> を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員
110	<u>避難指示(緊急)、避難勧告、屋内での待避等安全確保措置の指示</u> 、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報	<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報

ページ数	修正前	修正後
113	なお、広島県防災情報システムで報告した <u>避難勧告</u> 等の防災情報は、災害情報共有システム（Ｌアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。	なお、広島県防災情報システムで報告した <u>避難情報</u> 等の防災情報は、災害情報共有システム（Ｌアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。
121	洪水予報を受信した場合、次のとおり防災体制を設置、また水防計画第４章第４節第１洪水についての規定に基づき、 <u>避難勧告</u> の発令等の検討及び発令等を行う。	洪水予報を受信した場合、次のとおり防災体制を設置、また水防計画第４章第３節第１洪水についての規定に基づき、 <u>避難情報</u> の発令等の検討及び発令を行う。
121	イ 氾濫警戒情報が発表された場合 水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令を行う。	イ 氾濫警戒情報が発表された場合 水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ <u>高齢者等避難</u> の発令を行う。
121	ウ 氾濫危険情報 水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ必要に応じて <u>避難勧告</u> の発令を行う。	ウ 氾濫危険情報 水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ <u>避難指示</u> の発令を行う。
121	エ 氾濫発生情報 <u>避難していない住民がいる場合は、救助等を行う。</u>	エ 氾濫発生情報 <u>直ちに命を守るための行動をしようと促す必要がある場合は緊急安全確保の発令を行う。</u>
126	また、水防活動により入手した情報は、 <u>避難勧告</u> の発令等の検討に活用する。	また、水防活動により入手した情報は、 <u>避難情報</u> の発令等の検討に活用する。
126	(3) 本市での情報の活用 洪水災害に関する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令判断に活用する。	(3) 本市での情報の活用 洪水災害に関する <u>高齢者等避難</u> の発令判断に活用する。

ページ数	修正前	修正後
128	計画規模を超える異常洪水時の操作に関する事前のお知らせ 温井ダムでは、現在洪水調節を行っています。 計画規模を超える流入量が予想されるため、日 時 分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作を実施します。 この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 <u>避難勧告</u>等の住民避難の対応が必要です。	計画規模を超える異常洪水時の操作に関する事前のお知らせ 温井ダムでは、現在洪水調節を行っています。 計画規模を超える流入量が予想されるため、日 時 分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作を実施します。 この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 <u>避難指示</u>等の住民避難の対応が必要です。
132	収集した情報を <u>避難勧告</u> の発令等の参考とする。	収集した情報を <u>避難情報</u> の発令等の参考とする。
134	「8 広島県土砂災害危険度情報」及び「9 土砂災害緊急情報」の情報と併せて、 <u>避難勧告</u> の発令等の判断に活用する。	「9 広島県土砂災害危険度情報」及び「10 土砂災害緊急情報」の情報と併せて、 <u>避難情報</u> の発令等の判断に活用する。
134	土砂災害に関する <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u> の発令及び災害警戒本部・災害対策本部の設置の判断に活用する。	土砂災害に関する <u>避難情報</u> の発令及び災害警戒本部・災害対策本部の設置の判断に活用する。
134	「7 土砂災害警戒情報」及び「8 広島県土砂災害危険度情報」の情報と併せて、 <u>避難勧告</u> の発令等の判断に活用する。	「8 土砂災害警戒情報」及び「9 広島県土砂災害危険度情報」の情報と併せて、 <u>避難情報</u> の発令等の判断に活用する。
142	A・ <u>要避難勧告等情報</u>	A・ <u>避難情報</u>
	B・ <u>避難勧告等対象者情報</u>	B・ <u>避難情報対象者情報</u>
	B・ <u>避難勧告等</u> の状況	B・ <u>避難情報</u> の状況
144	また、区災害対策本部は <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制・検討班）へ直接報告する。	また、区災害対策本部は <u>避難情報</u> を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制・検討班）へ直接報告する。
144	人的被害の発生・ <u>避難勧告</u> の発令	人的被害の発生・ <u>避難情報</u> の発令
146	㊹ 監視班は、必要に応じ、情報班各区担当を通じて各区に対して <u>避難勧告</u> 発令等の助言を行う。	㊹ 監視班は、必要に応じ、情報班各区担当を通じて各区に対して <u>避難情報</u> 発令等の助言を行う。

ページ数	修正前	修正後
176	次に該当し、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者に対して行う。 (1) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>により開設された避難所に収容された者 (2) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者 (3) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者	次に該当し、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者に対して行う。 (1) <u>避難指示</u>により開設された避難所に収容された者 (2) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者 (3) <u>避難指示</u>が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者
184	・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> 及び指定緊急避難場所の開設等避難対策に関する事項	・ <u>避難情報</u> 及び指定緊急避難場所の開設等避難対策に関する事項
232	避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」が発令があったときは、避難行動要支援者の避難支援を開始する。	避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「 <u>高齢者等避難</u> 」が発令があったときは、避難行動要支援者の避難支援を開始する。
252	(ウ) <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>	(ウ) <u>避難指示</u> 等
255	a <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>により開設された避難所に収容された者 c <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者	a <u>避難指示</u>により開設された避難所に収容された者 c <u>避難指示</u>が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者

ページ数	修正前	修正後
401	3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等及び避難場所の開設等避難対策に関する事項	3 <u>避難情報</u> 及び避難場所の開設等避難対策に関する事項
403	各局等及び各区の長は、災害の前兆現象や防災施設等の異常の通報を受けたときは、危機管理担当局長に報告するとともに、現地調査を行うほか、 <u>避難勧告</u> など適切な措置を講じる。	各局等及び各区の長は、災害の前兆現象や防災施設等の異常の通報を受けたときは、危機管理担当局長に報告するとともに、現地調査を行うほか、 <u>避難指示</u> など適切な措置を講じる。
427表中	警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u>
427表中	警戒レベル4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>	警戒レベル4 <u>避難指示</u>
429	第7節 <u>避難勧告</u> 等の解除	第7節 <u>避難指示</u> 等の解除
429	第1 <u>避難勧告</u> 等の解除 区長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなったと認められるときは、 <u>避難勧告</u> 等を解除する。区長が発令したものについては、自らがこれを行うとともに、速やかに市長(危機管理室)に報告する。 市長又は区長は、 <u>避難勧告</u> 等を解除したときは、 <u>避難勧告</u> 等の発令の場合と同様にその周知を図る。	第1 <u>避難指示</u> 等の解除 区長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなったと認められるときは、 <u>避難指示</u> 等を解除する。区長が発令したものについては、自らがこれを行うとともに、速やかに市長(危機管理室)に報告する。 市長又は区長は、 <u>避難指示</u> 等を解除したときは、 <u>避難指示</u> 等の発令の場合と同様にその周知を図る。
429	第2 <u>避難勧告</u> 等の解除の際の助言 市長は、 <u>避難勧告</u> 等(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。	第2 <u>避難指示</u> 等の解除の際の助言 市長は、 <u>避難指示</u> 等(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。
432	2 河川管理施設を利用した避難情報の周知 本市は、下記の協定及び実施要領に基づき、河川管理者が所有する警報施設及び情報掲示板を用い、地域住民に <u>避難勧告等</u> の情報を周知することができる。	2 河川管理施設を利用した避難情報の周知 本市は、下記の協定及び実施要領に基づき、河川管理者が所有する警報施設及び情報掲示板を用い、地域住民に <u>避難情報</u> の情報を周知することができる。

ページ数	修正前	修正後
目次4	第3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	第3 <u>高齢者等避難</u>
	第4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等	第4 <u>避難指示</u> 等
90	区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報（ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等）を発信・発令する。	区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報 <u>等</u> を発信・発令する。
95	(イ) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> に関すること。	(イ) <u>避難指示</u> に関すること。
106表中	●各消防署 11 <u>避難勧告及びに避難指示（緊急）</u> 等又は誘導に関すること	●各消防署 1 1 <u>避難指示</u> 等又は誘導に関すること
109表中	●区政調整課～略～ 11 <u>避難勧告及びに避難指示（緊急）</u> 等に関すること	●区政調整課～略～ 11 <u>避難指示</u> 等に関すること
112図中	情報の周知 <u>避難勧告</u> 、災害情報等を広報車等を利用して周知	情報の周知 <u>避難指示</u> 、災害情報等を広報車等を利用して周知
113表中	警戒態勢が設置された時 区は <u>避難勧告</u> を発令するために必要な職員体制	警戒態勢が設置された時 区は <u>避難情報等</u> を発令するために必要な職員体制
118表中	災害情報 <u>避難指示（緊急）、避難勧告、屋内での待避等安全確保措置の指示</u> 、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報	災害情報 <u>避難指示、緊急安全確保、</u> 自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報
120	なお、広島県防災情報システムで報告した <u>避難勧告</u> 等の防災情報は、災害情報共有システム（Lアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。	なお、広島県防災情報システムで報告した <u>避難情報</u> 等の防災情報は、災害情報共有システム（Lアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。
129	また、水防活動により入手した情報は、 <u>避難勧告</u> の発令等の検討に活用する。	また、水防活動により入手した情報は、 <u>避難情報</u> の発令等の検討に活用する。
136	人命に係る情報 A・要 <u>避難勧告</u> 等情報	人命に係る情報 A・要 <u>避難指示</u> 等情報
	人命に係る情報 B・ <u>避難勧告</u> 等対象者情報	人命に係る情報 B・ <u>避難指示</u> 等対象者情報
	人命に係る情報 B・ <u>避難勧告</u> 等の状況	人命に係る情報 B・ <u>避難指示</u> 等の状況

ページ数	修正前	修正後
137	また、区災害対策本部は <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制・検討班）へ直接報告する。	また、区災害対策本部は <u>避難指示</u> を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制・検討班）へ直接報告する。
138図中	人的被害の発生・ <u>避難勧告</u> の発令	人的被害の発生・ <u>避難指示</u> の発令
140	㊹ 監視班は必要に応じ、情報班各区担当を通じて各区に対して <u>避難勧告</u> 発令等の助言を行う。	㊹ 監視班は必要に応じ、情報班各区担当を通じて各区に対して <u>避難指示</u> 発令等の助言を行う。
158	ウ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>	ウ <u>避難指示</u>
172	(1) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u> により開設された避難所に収容された者	(1) <u>避難指示</u> により開設された避難所に収容された者
	(3) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u> が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者	(3) <u>避難指示</u> が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者
183	<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令された場合、火災の延焼状況及び部隊の運用状況を勘案し、災害対策本部、県警察等の関係機関に必要な情報を通報するとともに、避難路及び避難場所の安全確保に全力を尽くす。	<u>避難指示</u> が発令された場合、火災の延焼状況及び部隊の運用状況を勘案し、災害対策本部、県警察等の関係機関に必要な情報を通報するとともに、避難路及び避難場所の安全確保に全力を尽くす。
250	(ウ) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等	(ウ) <u>避難指示</u> 等
252	a <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u> により開設された避難所に収容された者	a <u>避難指示</u> により開設された避難所に収容された者
	c <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u> が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者	c <u>避難指示</u> が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者
272	(1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等	(1) <u>避難指示</u> 等
	気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、必要な区域に <u>避難指示（緊急）</u> を発令する。	気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、必要な区域に <u>避難指示</u> を発令する。

ページ数	修正前	修正後
311	9 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>	9 <u>避難指示</u>
	流出油等の漂着及び気化等により、沿岸住民等に健康被害が生じると認められる場合には、区長は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、避難者の人数や被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設し、沿岸危険区域内の住民等に対して <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> を発令するとともに、適切な避難誘導を行うものとする。	流出油等の漂着及び気化等により、沿岸住民等に健康被害が生じると認められる場合には、区長は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第7節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、避難者の人数や被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設し、沿岸危険区域内の住民等に対して <u>避難指示</u> を発令するとともに、適切な避難誘導を行うものとする。
331	<u>避難勧告等の措置</u>	<u>避難情報の発令</u>
347	また、トンネル内での車両の多重衝突やこれに伴う車両火災は、救助・消火活動がトンネルの出入口に限定されるほか、トンネル内の高温や煙の充満などによる活動上の困難が想定される。さらに、衝突などにより車両から危険物・毒物劇物等が流出した場合は、沿線住民に <u>避難勧告</u> 等を発令する必要も生じてくる。	また、トンネル内での車両の多重衝突やこれに伴う車両火災は、救助・消火活動がトンネルの出入口に限定されるほか、トンネル内の高温や煙の充満などによる活動上の困難が想定される。さらに、衝突などにより車両から危険物・毒物劇物等が流出した場合は、沿線住民に <u>避難指示</u> 等を発令する必要も生じてくる。
368	しかし、国内においては、危険物等を多量に保有する工場の爆発や火災、危険物等の運搬中における爆発等による建物被害や有毒物質漏えいによる死傷者の発生など、 <u>避難勧告</u> の発令を伴うような大規模な災害が発生している。	しかし、国内においては、危険物等を多量に保有する工場の爆発や火災、危険物等の運搬中における爆発等による建物被害や有毒物質漏えいによる死傷者の発生など、 <u>避難情報</u> の発令を伴うような大規模な災害が発生している。

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第3章 災害応急対策			164、165
第5節 避難対策			
避難に関する情報の伝達については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における市民の生命又は身体を守り、被害の拡大を防止するため、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>等を段階的に発表・発令する。 （略） 第2 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の対象区域はあらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム(聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システム <u>への入力</u> を通じたLアラート (キ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
避難に関する情報の伝達については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における市民の生命又は身体を守り、被害の拡大を防止するため、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起、<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示及び緊急安全確保</u>を段階的に発表・発令する。 （略） 第2 <u>高齢者等避難</u> 区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、<u>不要不急の外出を控え</u>、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者<u>及び避難支援等関係者</u>に対し避難行動の開始を促す。 <u>高齢者等避難</u>の対象区域はあらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。 <u>高齢者等避難</u>は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u>	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者 <u>及び避難支援等関係者</u> に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたアラート (キ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	165
第5節 避難対策	
第3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> 1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の発令者</u> (1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令者 ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は、必要と認める地域の居住者に対し、 <u>避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。</u> イ <u>避難勧告・指示等</u> の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に <u>避難勧告等</u> を発令する必要がある場合や、津波による <u>避難勧告等</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (2) <u>屋内での待避等</u> の指示の発令者 ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、 <u>避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、</u> 市長又は区長は、居住者等に対し、 <u>屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）</u> を指示する。 イ <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、 <u>緊急に避難勧告等</u> を発令する必要がある場合や、津波による <u>避難勧告等</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (3) 市長又は区長が不在の場合の取扱い 市長又は区長が不在の時に、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> を発令する状況が生じた場合には、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等が発令する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第3 <u>避難指示、緊急安全確保</u> 1 <u>避難指示</u>の発令者 (1) <u>避難指示</u> の発令者 ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は、必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者に対し、避難のための立退きを <u>指示</u> する。 イ <u>避難指示</u> の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に <u>避難指示</u> を発令する必要がある場合や、津波による <u>避難指示</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (2) <u>緊急安全確保</u> の発令者 ア 災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、 <u>事態に照らし緊急を要すると認めるときは、</u> 市長又は区長は、居住者等に対し、 <u>高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での避難その他の緊急に安全を確保するための措置</u> を指示する。 イ <u>緊急安全確保</u> については、原則区長が発令する。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、 <u>緊急安全確保</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (3) 市長又は区長が不在の場合の取扱い 市長又は区長が不在の時に、 <u>避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）</u> を発令する状況が生じた場合には、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく <u>避難指示等</u> が発令する。

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第 3 章 災害応急対策			166
第 5 節 避難対策			
第 3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等			
1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の発令者			
(4) 急激な気象の変化への対応			
急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の判断基準に達した場合は、次に記載するものが <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等を発令する。			
(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 及び <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示（以下「 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。			
ア 災害対策基本法に基づく避難措置			
実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、 <u>災害の拡大を防止するために必要な場合</u>	避難のための立退きを <u>勧告し、又は急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</u>	第 60 条第 1 項・第 3 項
知事及び知事の命を受けた職員	(略)		
警察官・海上保安官	市長が、避難のための立退き又は <u>屋内での待避等の安全確保措置の指示をできないとき、又はその代行を要求したとき。</u>	<u>急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</u>	第 61 条第 1 項

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
第 3 <u>避難指示、緊急安全確保</u> 1 <u>避難指示</u>の発令者 (4) 急激な気象の変化への対応 急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、 <u>避難指示</u> 等の判断基準に達した場合は、次に記載するものが <u>避難指示</u> 等を発令する。 (6) <u>避難情報等の発令</u> の避難措置の <u>指示</u> は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。 ア 災害対策基本法に基づく避難措置			
実施者	措置を指示する場合	措置の内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、 <u>その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき。</u> <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。</u>	<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。</u> <u>必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。</u>	第 60 条第 1 項・第 3 項
知事及び知事の命を受けた職員	(略)		
警察官・海上保安官	市長が、避難のための <u>若しくは緊急安全確保の指示をできないとき、又はその代行を要求したとき。</u>	<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。</u>	第 61 条第 1 項

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	166
第5節 避難対策	
第3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> 1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>の発令者 (6) イ その他の法令に基づく避難措置	
実施者	措置する場合
措置の内容	
根拠法令	
(略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正	
第3 <u>避難指示、緊急安全確保</u> 1 <u>避難指示</u>の発令者 (6) イ その他の法令に基づく避難措置	
実施者	措置を指示する場合
措置の内容	
根拠法令	
(略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	167、168
第5節 避難対策	
第3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> 2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の発令</u> (7) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定めた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。 (8) 市長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。 (9) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から災害種別に応じて選定する。 (12) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。 また、指定緊急避難場所を開設するいとまがなく、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令した場合、指定緊急避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。 3 報告及び公表 市長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したときは、速やかにその旨を県知事へ報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。 また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第3 <u>避難指示、緊急安全確保</u> 2 <u>避難指示等</u>の発令 (7) <u>避難指示等</u>を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定めた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。 (8) 市長は、<u>避難指示等</u>の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。 (9) <u>避難指示等</u>を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から災害種別に応じて選定する。 (12) <u>避難指示等</u>の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。 また、指定緊急避難場所を開設するいとまがなく、<u>避難指示</u>を発令した場合、指定緊急避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。 3 報告及び公表 市長は、<u>避難指示等</u>を発令したときは、速やかにその旨を県知事へ報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。 また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第3章 災害応急対策			167
第5節 避難対策			
第2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の発令</u>			
(2) <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の区分</u>			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
警戒レベル4 <u>避難勧告</u>	災害の発生するおそれが極めて高い状況であり、避難を促すとき。	(略)	(7) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ロ) 市防災情報メール配信システム (ハ) 聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (ニ) 市ホームページ (ホ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (ヘ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート (ヘ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (コ) サイレン (ク) 避難誘導アプリ ※ その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※ (7)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル4 <u>避難指示（緊急）</u>	上記より状況がさらに悪化し、緊急的に若しくは重ねて避難を促すとき、又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
警戒レベル5 <u>災害発生情報</u>	災害が発生したとき。		
<u>屋内での待避等の安全確保措置の指示</u>	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
2 <u>避難指示等の発令</u>			
(2) <u>避難指示等の区分</u>			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
<u>避難指示</u> 警戒レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(略)	(7) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ロ) 市防災情報メール配信システム (ハ) 聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (ニ) 市ホームページ (ホ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (ヘ) 県防災情報システムを通じたLアラート (ヘ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (コ) サイレン (ク) 避難誘導アプリ
<u>緊急安全確保</u> 警戒レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(7)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	167
第5節 避難対策	
第2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令 (2) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の区分 (注) 災害種別ごとの<u>避難勧告</u>等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第3節による。 (3) 市長及び区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等に関する事項について助言を求めることができる。 (4) 市長及び区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や指定緊急避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。 また、急激に気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な<u>避難勧告・指示</u>等の発令につなげるため、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する場合、事前に市長（危機管理室）にその旨を報告する。 なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。 (5) 市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令について協力を要請する。 (6) 区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する場合は、必要に応じて消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
2 <u>避難指示</u>等の発令 (2) <u>避難指示</u>等の区分 (注) 災害種別ごとの<u>避難指示</u>等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第3節による。 (3) 市長及び区長は、<u>避難指示</u>等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難指示</u>等に関する事項について助言を求めることができる。 (4) 市長及び区長は、<u>避難指示</u>等の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や指定緊急避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。 また、急激に気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な<u>避難指示</u>等の発令につなげるため、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 区長は、<u>避難指示</u>等を発令する場合、事前に市長（危機管理室）にその旨を報告する。 なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。 (5) 市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、<u>避難指示</u>等の発令について協力を要請する。 (6) 区長は、<u>避難指示</u>等を発令する場合は、必要に応じて消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

修 正 前								
基本・風水害対策編	頁							
第3章 災害応急対策	169							
第5節 避難対策								
第6 指定緊急避難場所等の開設等 2 指定緊急避難場所の段階的な開設 避難場所は、下表のとおり災害の危険度の各段階に応じて開設する。 <table border="1"> <tr> <th>避難情報</th><th>指定緊急避難場所等</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td><td rowspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>警戒レベル4 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></td></tr> </table>		避難情報	指定緊急避難場所等	(略)		警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	(略)	警戒レベル4 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>
避難情報	指定緊急避難場所等							
(略)								
警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	(略)							
警戒レベル4 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>								

修 正 後								
修 正 理 由								
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正								
第6 指定緊急避難場所等の開設等 2 指定緊急避難場所の段階的な開設 避難場所は、下表のとおり災害の危険度の各段階に応じて開設する。 <table border="1"> <tr> <th>避難情報</th><th>指定緊急避難場所等</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u></td><td rowspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>警戒レベル4 <u>避難指示</u></td></tr> </table>		避難情報	指定緊急避難場所等	(略)		警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u>	(略)	警戒レベル4 <u>避難指示</u>
避難情報	指定緊急避難場所等							
(略)								
警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u>	(略)							
警戒レベル4 <u>避難指示</u>								

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	227、228
第21節 文教対策	
第2 学校教育における応急対策 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 ウ 風水害による災害の発生が予想される場合 (イ) <u>台風接近を伴わない場合</u> の臨時休校（園）等について （略）	
校 種	対応等
幼稚園	当該園が立地する小学校区に警戒レベル3「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」、警戒レベル4「 <u>避難勧告</u> 」「 <u>避難指示</u> 」が発令されている場合は通園させない。
小学校	当該小学校区に警戒レベル4「 <u>避難勧告</u> 」「 <u>避難指示</u> 」が発令されている場合は、通学させない。
中学校	当該中学校区に含まれる小学校区のうち1つでも警戒レベル4「 <u>避難勧告</u> 」「 <u>避難指示</u> 」が発令されている場合は、通学させない。
高等学校 中等教育学校 特別支援学校	当該校が立地する小学校区に、警戒レベル4「 <u>避難勧告</u> 」「 <u>避難指示</u> 」が発令されている場合は、通学させない。

修 正 後	
修 正 理 由	
災害対策基本法の改正に伴う修正	
第2 学校教育における応急対策 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 ウ 風水害による災害の発生が予想される場合 (イ) <u>大雨・洪水等における</u> 臨時休校（園）等について （略）	
校 種	対応等
幼稚園	当該園が立地する小学校区に警戒レベル3「 <u>高齢者等避難</u> 」、警戒レベル4「 <u>避難指示</u> 」、警戒レベル5「 <u>緊急安全確保</u> 」が発令されている場合は通園させない。
小学校	当該小学校区に警戒レベル4「 <u>避難指示</u> 」、警戒レベル5「 <u>緊急安全確保</u> 」が発令されている場合は、通学させない。
中学校	当該中学校区に含まれる小学校区のうち1つでも警戒レベル4「 <u>避難指示</u> 」、警戒レベル5「 <u>緊急安全確保</u> 」が発令されている場合は、通学させない。
高等学校 中等教育学校 特別支援学校	当該校が立地する小学校区に、警戒レベル4「 <u>避難指示</u> 」、警戒レベル5「 <u>緊急安全確保</u> 」が発令されている場合は、通学させない。ただし、発令された「 <u>避難指示</u> 」の対象区域が当該校（敷地を含む）に掛かっていない場合は、学校の取決めでよいことができる。

修 正 前																	
水防計画	頁																
第3章 水防応急活動	404																
第1節 水防要員の出動																	
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (1) 洪水等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>1 <u>状況に応じた避難情報</u>の伝達及び周知</td></tr> <tr> <td>2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。</td><td>2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td>1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。</td><td>1 浸水により危険となることが予想される地域への<u>避難勧告</u>の伝達及び周知</td></tr> <tr> <td>2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。</td><td>2 <u>危険が迫っている場合には、避難指示(緊急)の伝達及び周知</u></td></tr> <tr> <td>3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。</td><td><u>3</u> 避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td></td><td><u>4</u> 応急工作の実施</td></tr> </tbody> </table>		状況	活動内容	(略)		1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 <u>状況に応じた避難情報</u> の伝達及び周知	2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。	2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導	1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への <u>避難勧告</u> の伝達及び周知	2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。	2 <u>危険が迫っている場合には、避難指示(緊急)の伝達及び周知</u>	3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。	<u>3</u> 避難場所の開設及び避難誘導		<u>4</u> 応急工作の実施
状況	活動内容																
(略)																	
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 <u>状況に応じた避難情報</u> の伝達及び周知																
2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。	2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導																
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への <u>避難勧告</u> の伝達及び周知																
2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。	2 <u>危険が迫っている場合には、避難指示(緊急)の伝達及び周知</u>																
3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。	<u>3</u> 避難場所の開設及び避難誘導																
	<u>4</u> 応急工作の実施																

修 正 後																	
修 正 理 由																	
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正																	
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (1) 洪水等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>1 <u>浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難</u>の伝達及び周知</td></tr> <tr> <td>2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。</td><td>2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td>1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。</td><td>1 浸水により危険となることが予想される地域への<u>避難指示</u>の伝達及び周知 (削除)</td></tr> <tr> <td>2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。</td><td></td></tr> <tr> <td>3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。</td><td><u>2</u> 避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td></td><td><u>3</u> 応急工作の実施</td></tr> </tbody> </table>		状況	活動内容	(略)		1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 <u>浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難</u> の伝達及び周知	2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。	2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導	1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への <u>避難指示</u> の伝達及び周知 (削除)	2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。		3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。	<u>2</u> 避難場所の開設及び避難誘導		<u>3</u> 応急工作の実施
状況	活動内容																
(略)																	
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 <u>浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難</u> の伝達及び周知																
2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。	2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導																
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への <u>避難指示</u> の伝達及び周知 (削除)																
2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。																	
3 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。	<u>2</u> 避難場所の開設及び避難誘導																
	<u>3</u> 応急工作の実施																

修 正 前																			
水防計画	頁																		
第3章 水防応急活動	405																		
第1節 水防要員の出動																			
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (2) 高潮 <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化</td></tr> <tr> <td>2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>2 浸水により危険となることが予想される地域への避難準備・高齢者等避難開始の伝達及び周知</td></tr> <tr> <td>3 潮位の予測が T.P. +2.5m以上のとき。</td><td>3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td>1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。</td><td>1 浸水により危険となることが予想される地域への避難勧告の発令</td></tr> <tr> <td>2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。</td><td><u>2 危険が迫っている場合には、避難指示（緊急）の伝達及び周知</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>3 避難場所の開設及び避難誘導</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>4 応急工作の実施</u></td></tr> </tbody> </table>		状況	活動内容	(略)		1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化	2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	2 浸水により危険となることが予想される地域への 避難準備・高齢者等避難開始 の伝達及び周知	3 潮位の予測が T.P. +2.5m以上のとき。	3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導	1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への 避難勧告 の発令	2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。	<u>2 危険が迫っている場合には、避難指示（緊急）の伝達及び周知</u>		<u>3 避難場所の開設及び避難誘導</u>		<u>4 応急工作の実施</u>
状況	活動内容																		
(略)																			
1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化																		
2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	2 浸水により危険となることが予想される地域への 避難準備・高齢者等避難開始 の伝達及び周知																		
3 潮位の予測が T.P. +2.5m以上のとき。	3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導																		
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への 避難勧告 の発令																		
2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。	<u>2 危険が迫っている場合には、避難指示（緊急）の伝達及び周知</u>																		
	<u>3 避難場所の開設及び避難誘導</u>																		
	<u>4 応急工作の実施</u>																		

修 正 後																			
修 正 理 由																			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正																			
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (2) 高潮 <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化</td></tr> <tr> <td>2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>2 浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難の伝達及び周知</td></tr> <tr> <td>3 潮位の予測が T.P. +2.5m以上のとき。</td><td>3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td>1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。</td><td>1 浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の発令</td></tr> <tr> <td>2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td></td><td><u>2 避難場所の開設及び避難誘導</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>3 応急工作の実施</u></td></tr> </tbody> </table>		状況	活動内容	(略)		1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化	2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	2 浸水により危険となることが予想される地域への 高齢者等避難 の伝達及び周知	3 潮位の予測が T.P. +2.5m以上のとき。	3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導	1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への 避難指示 の発令	2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。	(削除)		<u>2 避難場所の開設及び避難誘導</u>		<u>3 応急工作の実施</u>
状況	活動内容																		
(略)																			
1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化																		
2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	2 浸水により危険となることが予想される地域への 高齢者等避難 の伝達及び周知																		
3 潮位の予測が T.P. +2.5m以上のとき。	3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導																		
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への 避難指示 の発令																		
2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。	(削除)																		
	<u>2 避難場所の開設及び避難誘導</u>																		
	<u>3 応急工作の実施</u>																		

修 正 前	
水防計画	頁
第3章 水防応急活動	405
第1節 水防要員の出動	
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (3) 土砂災害	
状況	活動内容
(略)	
大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後又は1時間後）に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施
大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への <u>避難勧告等</u> の伝達及び周知 2 <u>危険が迫っている場合に、避難指示（緊急）の伝達及び周知</u> 3 避難場所の開設及び避難誘導 4 応急工作の実施

修 正 後	
修 正 理 由	
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正	
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (3) 土砂災害	
状況	活動内容
(略)	
大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への <u>高齢者等避難</u> の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施
大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への <u>避難指示</u> の伝達及び周知 (削除) 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

修 正 前											
水防計画 第3章 水防応急活動 第1節 水防要員の出動	頁 405										
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (4) 津波 <table> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>1 沿岸低地部の護岸の巡視</td></tr> <tr> <td>2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td>3 必要と認める場合には、応急工作の実施</td></tr> <tr> <td>4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示(緊急)の伝達及び周知</td></tr> <tr> <td>5 避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> </table>		状況	活動内容	(略)		太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視	2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導	3 必要と認める場合には、応急工作の実施	4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示(緊急)の伝達及び周知	5 避難場所の開設及び避難誘導
状況	活動内容										
(略)											
太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視										
	2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導										
	3 必要と認める場合には、応急工作の実施										
	4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示(緊急)の伝達及び周知										
	5 避難場所の開設及び避難誘導										

修 正 後											
修正理由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正											
第1 出動の指令 1 状況に応じた活動内容 (4) 津波 <table> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。</td><td>1 沿岸低地部の護岸の巡視</td></tr> <tr> <td>2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導</td></tr> <tr> <td>3 必要と認める場合には、応急工作の実施</td></tr> <tr> <td>4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知</td></tr> <tr> <td>5 避難場所の開設及び避難誘導</td></tr> </table>		状況	活動内容	(略)		太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視	2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導	3 必要と認める場合には、応急工作の実施	4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知	5 避難場所の開設及び避難誘導
状況	活動内容										
(略)											
太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視										
	2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導										
	3 必要と認める場合には、応急工作の実施										
	4 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知										
	5 避難場所の開設及び避難誘導										

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策	頁 410
第1節 注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> 第1 注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の伝達の判断基準等 注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の伝達を行う判断の基準は、本章第3節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。 なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を段階的に発表・発令する。	

修 正 後
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第1節 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 第1 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の伝達の判断基準等 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示</u>の伝達を行う判断の基準は、本章第3節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。 なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を段階的に発表・発令する。

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	411

第1節 注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）

第3 避難準備・高齢者等避難開始

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

避難準備・高齢者等避難開始の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

避難準備・高齢者等避難開始は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS（Twitter、Facebook、LINE） (カ) 県防災情報システムへの <u>入力</u> を通じたLアラート (キ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
第1節 注意喚起、<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>、<u>緊急安全確保</u> 第3 <u>高齢者等避難</u> 区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、<u>不要不急の外出を控えること</u>や、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者<u>及び避難支援等関係者</u>に対し避難行動の開始を促す。 <u>高齢者等避難</u>の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。 <u>高齢者等避難</u>は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u>	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者 <u>及び避難支援等関係者</u> に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS（Twitter、Facebook、LINE） (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策	頁 412
第1節 注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> 第4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> 1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> ア 市長又は区長は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを<u>勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。</u> イ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に<u>避難勧告等</u>を発令する必要がある場合や、津波による<u>避難勧告等</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。 2 <u>屋内での待避等の安全確保措置の指示</u> ア <u>水害が発生し、又はまさに発生しようとする場合</u>において、<u>避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある</u>と認めるときは、市長又は区長は、居住者等に対し、<u>屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置</u>（以下「<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>」という。）を指示する。 イ <u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、<u>緊急に避難勧告等</u>を発令する必要がある場合や、津波による<u>避難勧告等</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。	

修 正 後
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第1節 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 第4 <u>避難指示等</u> 1 <u>避難指示</u> ア 市長又は区長は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者に対し、避難のための立退きを指示する。 イ <u>避難指示</u>の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に<u>避難指示</u>を発令する必要がある場合や、津波による<u>避難指示</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。 2 <u>緊急安全確保</u> ア <u>災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況</u>において、<u>事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長又は区長は、居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置</u>を指示する。 イ <u>緊急安全確保</u>の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、<u>緊急安全確保</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策	頁 412
第1節 注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> 第4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等 3 市長又は区長が不在の場合の取扱い 市長又は区長が不在の時に、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する。 （略） 4 急激な気象の変化への対応 急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の判断基準に達した場合は、次に記載する者が<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する。	

修 正 後
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第1節 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 第4 <u>避難指示</u>等 3 市長又は区長が不在の場合の取扱い 市長又は区長が不在の時に、<u>避難指示</u>等を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく<u>避難指示</u>等を発令する。 （略） 4 急激な気象の変化への対応 急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、<u>避難指示</u>等の判断基準に達した場合は、次に記載する者が<u>避難指示</u>等を発令する。

修 正 前			
水防計画			頁
第4章 避難対策			413
第1節 注意喚起、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>			
第5 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の発令			
2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の区分			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難勧告 警戒レベル4	災害の発生するおそれが極めて高い状況等であり、避難を促すとき。	(7) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(7) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter, Facebook, LINE) (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
避難指示（緊急） 警戒レベル4	<u>上記より状況がさらに悪化し、緊急的に若しくは重ねて避難を促すとき、又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。</u>		
災害発生情報 警戒レベル5	<u>災害が発生したとき。</u>		
の指示 屋内での安全確保措置等の待避等	<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。</u>		

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
第1節 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 第5 <u>避難指示</u>等の発令 2 <u>避難指示</u> 等の区分			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難指示 警戒レベル4	災害が発生するおそれが極めて高い状況等であり、避難を促すとき。	(7) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(7) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter, Facebook, LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
緊急安全確保 警戒レベル5	<u>災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき</u>		

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策	頁 413
第1節 注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> 第5 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令 3 市長及び区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等に関する事項について助言を求めることができる。 4 市長及び区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。 また、急激に気象が変化し危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令につなげるため、避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。 なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。 5 市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の伝達について協力を要請する。 6 区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する場合は、必要に応じて警察、消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。 7 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。	

修 正 後	
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正	
第1節 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 第5 <u>避難指示</u>等の発令 3 市長及び区長は、<u>避難指示</u>等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難指示</u>等に関する事項について助言を求めることができる。 4 市長及び区長は、<u>避難指示</u>等の発令の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。 また、急激に気象が変化し危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な<u>避難指示</u>等の発令につなげるため、避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 区長は、<u>避難指示</u>等を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。 なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。 5 市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、<u>避難指示</u>等の伝達について協力を要請する。 6 区長は、<u>避難指示</u>等を発令する場合は、必要に応じて警察、消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。 7 <u>避難指示</u>等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。	

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策	頁 414
第1節 注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> 第5 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令 8 市長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。 9 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から選定する。 （略） 12 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。 また、避難場所を開設するいとまがなく、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令した場合、避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。	

修 正 後
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第1節 注意喚起、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 第5 <u>避難指示等</u>の発令 8 市長は、<u>避難指示等</u>の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。 9 <u>避難指示等</u>を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から選定する。 （略） 12 <u>避難指示等</u>の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。 また、避難場所を開設するいとまがなく、<u>避難指示等</u>を発令した場合、避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	414
第2節 住民説明の実施及び関係機関への報告等	
第1 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達又は<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令を行った場合の住民説明の実施等 区長は、住民と一体となった防災活動を確保するため、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達又は<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第1 <u>高齢者等避難</u>の伝達又は<u>避難指示等</u>の発令を行った場合の住民説明の実施等 区長は、住民と一体となった防災活動を確保するため、<u>高齢者等避難</u>の伝達又は<u>避難指示等</u>を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	414
第2節 住民説明の実施及び関係機関への報告等	
第2 関係機関への通知及び報告 1 市長は、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> を発令したとき、速やかにその旨を県知事へ報告する。 また、避難の必要がなくなったときも、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 2 区長は、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> を発令したとき、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第2 関係機関への通知及び報告 1 市長は、 <u>避難指示等</u> を発令したとき、速やかにその旨を県知事へ報告する。 また、避難の必要がなくなったときも、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 2 区長は、 <u>避難指示等</u> を発令したとき、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

修 正 前				
水防計画				頁
第 4 章 避難対策				415
第 3 節 災害種別に応じた避難				
第 1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)				
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、 <u>該当区</u> への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び <u>援助者</u> は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3（ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に、警戒レベル3（ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ）を発令する。 <u>なお、危険が迫っている場合には、警戒レベル4（避難勧告）を発令することがある。</u> 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び <u>援助者</u> は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、 <u>地域</u> が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)				
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、 <u>該当区</u> への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び <u>避難支援等関係者</u> は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた <u>安全な場所にある</u> 知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3（ <u>高齢者等避難</u> ）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（ <u>※1</u> ）に、警戒レベル3（ <u>高齢者等避難</u> ）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 <u>不要不急の外出は控え</u> 避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び <u>避難支援等関係者</u> は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた <u>安全な場所にある</u> 知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。

修 正 前				
水防計画				頁
第 4 章 避難対策				415
第 3 節 災害種別に応じた避難				
第 1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第 4 段階	【警戒レベル 4（ <u>避難勧告</u> ）】		1 必要な区域（※ 1）に、警戒レベル 4（ <u>避難勧告</u> ）を発令する。 <u>危険が迫っている場合には、警戒レベル 4（避難指示（緊急））を発令することがある。</u>	1 直ちに避難する。
	1 氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達し、「氾濫危険情報」が通知された場合		急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。	2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に <u>退避</u> する。（※ 3）
	2 発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されている場合	【災害対策本部】	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 【サイレン】【休止】【サイレン】	3 <u>人命に関わる緊急事態が発生した場合は 119 番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</u>
	3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合		2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する	
	4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合			

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第4段階	【警戒レベル4（ <u>避難指示</u> ）】		1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（ <u>避難指示</u> ）を発令する。	1 直ちに避難する。
	1 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、「氾濫危険情報」が通知された場合		急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。	2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に <u>待避</u> する。（※3）
	2 発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えている場合	【災害対策本部】	約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】	状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。
	3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合		2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する	
	4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合			

修 正 前				
水防計画			頁	
第4章 避難対策			416	
第3節 災害種別に応じた避難				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第5段階	【警戒レベル4（避難指示（緊急））】		1 必要な区域に、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令する。	
	1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合		2 救助が必要ときは、消防職員等が出動する。	
	2 水位が堤防高又は背後地盤高に到達するおそれが高い場合		3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
			~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~	

修 正 前				
水防計画				頁
第4章 避難対策				416
第3節 災害種別に応じた避難				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第6段階	【警戒レベル5（ <u>災害発生情報</u> ）】		1 必要な区域に、警戒レベル5（ <u>災害発生情報</u> ）を発令する。	<u>既に災害が発生しているため、命を守るための最善の行動をとる。</u>
	<u>1 「氾濫発生情報」が通知された場合</u> <u>2 巡視等により、浸水の発生を覚知し、立ち退き避難が必要と判断した場合</u>		2 <u>救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</u>	

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第5段階	【警戒レベル5（ <u>緊急安全確保</u> ）】 <u>災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立ち退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合</u> <u>（災害が切迫している状況例）</u> 1 <u>異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合</u> 2 <u>水位が氾濫開始相当水位に到達、又は堤防高や背後地盤高に到達するおそれが高い場合</u> <u>（災害発生の場合）</u> 3 「 <u>氾濫発生情報</u> 」が通知された場合 4 <u>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</u>		1 必要な区域に、警戒レベル5（ <u>緊急安全確保</u> ）を発令する。 <u>ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</u> 2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。	<u>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</u> 1 <u>命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。</u> 2 <u>指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</u> 3 <u>「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</u>

修 正 前				
水防計画				頁
第4章 避難対策				416
第3節 災害種別に応じた避難				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>）又は警戒レベル4（<u>避難勧告</u>）等を発令する。 ○ 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル3（<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>）又は警戒レベル4（<u>避難勧告</u>）等を発令する。				
※1 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。 ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 <u>また</u>、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく				

修 正 後

修 正 理 由

災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正

第1 洪水への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、<u>気象庁が公表する</u>洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（<u>高齢者等避難</u>）又は警戒レベル4（<u>避難指示</u>）等を発令する。 ○ <u>警戒レベル3以上の発令が必要となるような</u>強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、<u>又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</u>には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて<u>早めに</u>警戒レベル3（<u>高齢者等避難</u>）又は警戒レベル4（<u>避難指示</u>）等を発令する。 <u>○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。</u> <u>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</u>				

※1 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。

※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。

※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。

洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく

修 正 前			
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難			頁 416
第1 洪水への対応			
2 避難方法			
災害発生前		災害発生時	
自主避難	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
自宅・職場など 状況に応じ、適切な避難行動をとる。 状況に応じ、適切な避難行動をとる。 本市が開設する指定緊急避難場所（洪水に<u>適応</u>）へ避難する。 付近の堅固な建築物や 浸水時緊急退避施設に緊急避難する。 建物内の安全な場所に待避する。 あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。			

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第 1 洪水への対応				
2 避難方法				
警戒レベル	警戒レベル 1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル 3 (災害のおそれあり)	警戒レベル 4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル 5 (災害発生又は切迫)
避難情報等	洪水注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	自宅・職場など 状況に応じ、適切な避難行動を取る。 付近の堅牢な建築物 や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。 建物内の安全な場所 (上階)に待避する。 本市が開設する指定緊急避難場所（洪水）へ避難する。 あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。 ・命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。 ・相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。			

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	417
第3節 災害種別に応じた避難	
第1 洪水への対応 3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制 (3) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の伝達があった場合は、避難の準備を行う。また、要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 なお、状況に応じあらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した避難場所又は本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。 (4) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から <u>避難勧告</u> の発令があった場合や堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、指定緊急避難場所の中から本市が開設した施設又はあらかじめ決めておいた知人宅、堅固な建築物の上階等にすぐ避難する。 また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や堅固な建築物の上階に避難する。 なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急 <u>退避</u> する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第1 洪水への対応 3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制 (3) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から <u>高齢者等避難</u> の伝達があった場合は、 <u>不要不急の外出を控え</u> 、避難の準備を行う。また、要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 なお、状況に応じあらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した避難場所又は本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。 (4) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から <u>避難指示</u> の発令があった場合や堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、指定緊急避難場所の中から本市が開設した施設又はあらかじめ決めておいた知人宅、堅固な建築物の上階等にすぐ避難する。 また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や堅固な建築物の上階に避難する。 なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急 <u>避難</u> する。

修 正 前				
水防計画				頁
第 4 章 避難対策				418
第 3 節 災害種別に応じた避難				
第 2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)				
第 2 段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を強化する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び援助者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※2) 4 前兆現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第 3 段階	【警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)】 大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に、警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、警戒レベル4(避難勧告)等を発令することがある。 2 原則として、小学校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)				
第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を強化する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び援助者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※2) 4 前兆現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3(高齢者等避難)】 大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)

修 正 前				
水防計画				頁
第4章 避難対策				418
第3節 災害種別に応じた避難				
第2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第4段階	【警戒レベル4（ <u>避難勧告</u> ）】 1 大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（2時間後又は1時間後）に基準値超過が表示された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※1)に、警戒レベル4（ <u>避難勧告</u> ）を発令する。 <u>危険が迫っている場合には、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令することがある。</u> 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待たず、迅速に発令する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所（上階）に待避する。 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。（※4）
	2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。		3 <u>人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</u>	
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合			

修 正 後				
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第2 土砂災害への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（2時間後又は1時間後又は <u>実況で基準値超過</u> ）が表示された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※1)に、警戒レベル4（ 避難指示 ）を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待たず、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所（上階）に待避する。 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。（※4）
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合		2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 <u>3 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル4（避難指示）の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4（避難指示）発令の周知を図る。</u>	
	3 土砂災害緊急情報が通知された場合			

修 正 前				
水防計画			頁	
第4章 避難対策			418	
第3節 災害種別に応じた避難				
第2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第5段階	【警戒レベル4（避難指示（緊急））】		1 必要な区域に、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令する。	
	土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で基準値超過）が表示された場合		2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	
			3 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。	

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
				~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~

修 正 前				
水防計画				頁
第4章 避難対策				418
第3節 災害種別に応じた避難				
第2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第6段階	【警戒レベル5（ <u>災害発生情報</u> ）】		1 必要な区域に、警戒レベル5（ <u>災害発生情報</u> ）を発令する。	<u>既に災害が発生しているため、命を守るための最善の行動をとる。</u>
			2 <u>救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</u>	
	土砂災害（がけ崩れや土石流）が <u>発生した</u> 場合			

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第5段階	【警戒レベル5（ <u>緊急安全確保</u> ）】		1 必要な区域に、警戒レベル5（ <u>緊急安全確保</u> ）を発令する。 <u>ただし、災害が発生・切迫している状況において、指定緊急避難所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合</u>	<u>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</u>
	1 <u>土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で基準値超過）が表示され、かつ、斜面のひび割れ、大量の湧き水の発生、地鳴りなど土砂災害発生の前兆現象を伴う通報が特定の地域から多数寄せられた場合</u> 2 <u>大雨特別警報（土砂災害）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で基準値超過）が表示された場合（災害発生の例）</u> 3 土砂災害（がけ崩れや土石流）の発生が <u>確認された</u> 場合		2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。	1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための最善の行動をとる。 2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも山や崖から離れた場所へ移動する。 3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。

修 正 前				
水防計画			頁	
第 4 章 避難対策			418, 419	
第 3 節 災害種別に応じた避難				
第 2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
○ <u>土壌雨量指数や降水短時間予想等により、夜間から明け方にかけて警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）の発令基準以上に到達するおそれがある場合は、警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）等を発令する。</u> ○ <u>大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合の対応</u> ・警戒レベル 5（災害発生情報）を発令していない場合は、警戒レベル 4（避難勧告）及び警戒レベル 4（避難指示（緊急））の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難を促すために警戒レベル 4（避難指示（緊急））を発令する。 ・警戒レベル 5（災害発生情報）を発令している場合は、警戒レベル 5（災害発生情報）発令区域に、再度、警戒レベル 5（災害発生情報）を発令する。				
※ 1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、<u>土砂災害危険箇所図に示す</u>危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※ 2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※ 3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1 時間後に基準値超過、2 時間後に基準値超過、3 時間後に基準値超過を区分して表示） ※ 4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害<u>危険箇所</u>や避難所等、避難経路等を確認しておく。 ※ 5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（7 2 時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。				

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第 2 土砂災害への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
○ <u>警戒レベル 3 以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル 3（高齢者等避難）又は警戒レベル 4（避難指示）を発令する。</u> ○ <u>状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル 3（高齢者等避難）又は警戒レベル 4（避難指示）を発令する。</u>				
※ 1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、<u>その他の</u>危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※ 2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※ 3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1 時間後に基準値超過、2 時間後に基準値超過、3 時間後に基準値超過を区分して表示） ※ 4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害<u>警戒区域</u>や避難所、避難経路等を確認しておく。 ※ 5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（7 2 時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。				

修 正 前			
水防計画			頁
第4章 避難対策			419
第3節 災害種別に応じた避難			
第2 土砂災害への対応			
2 避難方法			
災害発生前			災害発生時
自主避難	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
自宅・職場など 状況に応じ、適切な避難行動をとる。 状況に応じ、適切な避難行動をとる。 本市が開設する指定緊急避難場所（土砂に<u>適応</u>）へ避難する。 付近の堅固な建築物や 浸水時緊急退避施設に緊急避難する。 建物内の安全な場所に待避する。 あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。			

修 正 後				
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第 2 土砂災害への対応				
2 避難方法				
警戒レベル	<u>警戒レベル 1・2</u> (気象状況悪化)	<u>警戒レベル 3</u> (災害のおそれあり)	<u>警戒レベル 4</u> (災害のおそれ高い)	<u>警戒レベル 5</u> (災害発生又は切迫)
避難情報等	洪水注意報・警戒	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	自宅・職場など 状況に応じ、適切な避難行動を取る。 本市が開設する指定緊急避難場所（土砂）へ避難する。 付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。 建物内の安全な場所（上階）に待避する。 ・<u>命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。</u> ・<u>相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</u> あらかじめ決めておいた<u>安全な場所にある</u>知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。			

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	419, 420
第3節 災害種別に応じた避難	
第2 土砂災害への対応 3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (1) 平時から行う事項 (略) イ 土砂災害は発生を予測することが難しいこと、命の危険を脅かすことが多いことから、気象情報や <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であることを認識する。 ウ 土砂災害に対する <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等は、警戒区域を対象として発令されることを認識する。 (2) 緊急時に行う事項 (略) ウ 本市から <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の伝達があった場合は、避難の準備を行うとともに、必要に応じ、本市が指定する指定緊急避難場所の中から開設される避難場所やあらかじめ自分で決めておいた知人宅等に自主避難する。 特に、警戒区域内の避難に時間を要する要配慮者等は、あらかじめ定める自主防災組織等の援助者等の支援を受け、本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。 エ 警戒区域の住民等は、本市から <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等が発令された場合は、あらかじめ決めておいた知人宅や本市が開設した指定緊急避難場所に直ちに避難する。ただし、急激な気象変化により指定緊急避難場所が開設されていない場合や、屋外を移動することでかえって危険な場合は、近隣のより安全な場所や堅固な建物の上階へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内でも上階のしかも山の反対側に待避する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第2 土砂災害への対応 3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (1) 平時から行う事項 (略) イ 土砂災害は発生を予測することが難しいこと、命の危険を脅かすことが多いことから、気象情報や <u>避難指示</u> 等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であることを認識する。 ウ 土砂災害に対する <u>避難指示</u> 等は、警戒区域を対象として発令されることを認識する。 (2) 緊急時に行う事項 (略) ウ 本市から <u>高齢者等避難</u> の伝達があった場合は、 <u>不要不急の外出を控え</u> 、避難の準備を行うとともに、必要に応じ、本市が指定する指定緊急避難場所の中から開設される避難場所やあらかじめ自分で決めておいた知人宅等に自主避難する。 特に、警戒区域内の避難に時間を要する要配慮者等は、あらかじめ定める自主防災組織等の援助者等の支援を受け、本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。 エ 警戒区域の住民等は、本市から <u>避難指示</u> 等が発令された場合は、あらかじめ決めておいた知人宅や本市が開設した指定緊急避難場所に直ちに避難する。ただし、急激な気象変化により指定緊急避難場所が開設されていない場合や、屋外を移動することでかえって危険な場合は、近隣のより安全な場所や堅固な建物の上階へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内でも上階のしかも山の反対側に待避する。

修 正 前				
水防計画				頁
第 4 章 避難対策				421
第 3 節 災害種別に応じた避難				
第 3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)				
第 2 段階	【注意喚起】 高潮注意報(警戒レベル 3 相当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。	必要に応じて 【警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて状況の推移を見守る。 2 要配慮者及び援助者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※ 1) 4 異常潮位や堤防の亀裂など異常現象を発見したときは、区役所や消防署へ連絡する。
第 3 段階	【警戒レベル 3 (避難準備・高齢者等避難開始)】 1 高潮警報(警戒レベル 4 相当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。 気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる 2 堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)の危険を感じた場合(※ 2)	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域に、警戒レベル 3 (避難準備・高齢者等避難開始)なお、危険が迫っている場合には、警戒レベル 4 (避難勧告)を発令することがある。 2 原則として、小学校区に 1 箇所、拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※ 1)

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)				
第2段階	【注意喚起】 高潮注意報(警戒レベル3相当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。 【気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。】	必要に応じて 【警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて状況の推移を見守る。 2 要配慮者及び援助者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※1) 4 異常潮位や堤防の亀裂など異常現象を発見したときは、区役所や消防署へ連絡する。
第3段階	【警戒レベル3(高齢者等避難)】 高潮警報(警戒レベル4相当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。 【気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。】	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に対し警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)

修 正 前				
水防計画				頁
第4章 避難対策				421
第3節 災害種別に応じた避難				
第3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第4段階	【警戒レベル4（ 避難勧告 ）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがあるとき。	【災害対策本部】	1 必要な区域（※ 3 ）に、警戒レベル4（ 避難勧告 ）を発令する。 危険が迫っている場合には、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令することがある。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。（※ 4 ）
	2 巡視等により 堤防から水があふれる（越水） おそれや 堤防の決壊（破堤） のおそれがあると判断した場合（※ 2 ）		約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】	3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第4段階	【警戒レベル4（ <u>避難指示</u> ）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがある場合。	【災害対策本部】	1 必要な区域（※ <u>2</u> ）に、警戒レベル4（ <u>避難指示</u> ）を発令する。 <u>急激に潮位が上昇し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。</u>	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。（※ <u>3</u> ）
	2 巡視等により <u>越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊</u> のおそれがあると判断した場合		約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】	

修 正 前				
水防計画				頁
第4章 避難対策				421
第3節 災害種別に応じた避難				
第3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第5段階	【警戒レベル4（避難指示（緊急））】 高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合		1 必要な区域に、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令する。 2 救助が必要ときは、消防職員等が出動する。 3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
				~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~

修 正 前				
水防計画				頁
第 4 章 避難対策				421
第 3 節 災害種別に応じた避難				
第 3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第 6 段階	【警戒レベル 5（ <u>災害発生情報</u> ）】 <u>浸水被害が発生した場合</u>		1 必要な区域に、警戒レベル 5（ <u>災害発生情報</u> ）を発令する。	<u>既に災害が発生しているため、命を守るための最善の行動をとる。</u>
			2 <u>救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</u>	

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第5段階	【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合 (災害が切迫している状況例) 1 越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれが高まったとの通報があった場合 (災害発生の場合) 2 異常な越波・越流が発生した場合 3 海岸堤防等が倒壊した場合		1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。	緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。
			2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。	1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。 2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。 3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。

修 正 前				
水防計画				頁
第 4 章 避難対策				421
第 3 節 災害種別に応じた避難				
第 3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(新設)				
※ 1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。				
※ 2 洪水等に関する用語は、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領(国土交通省)」に基づき見直しを行い、 () は従前の用語を併記している。				
※ 3 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。				
※ 4 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ 3 日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。				

修 正 後				
修 正 理 由				
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正				
第3 高潮への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
○ <u>警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</u> ○ <u>状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</u>				
※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。				

修 正 前			
水防計画			頁
第 4 章 避難対策			422
第 3 節 災害種別に応じた避難			
第 4 津波への対応			
1 状況に応じた対応			
状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合（※1）	【災害対策本部】	1 必要な区域（※3）に避難指示（緊急）を発令する（※4）。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※6） 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119 番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
第 4 津波への対応			
1 状況に応じた対応			
状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合（※1）	【災害対策本部】	1 必要な区域（※3）に避難指示を発令する（※4）。	1 直ちに避難する。
		2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	2 指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※6） 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。

修 正 前		
水防計画	頁	
第4章 避難対策	423、424	
第3節 災害種別に応じた避難		
第4 津波への対応		
1 状況に応じた対応		
避難指示 <u>(緊急)</u> 対象区域図		
(略)		
2 避難方法		
津波注意報	津波警報	大津波警報
避難指示 <u>(緊急)</u>		
自宅・職場など		
↓		
本市が開設する指定緊急避難場所（津波に <u>適応</u> ）や近くの高台へ避難する。		
↓		
【避難場所へ移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合】		
↓		
付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。		
↓		
【屋外の移動に危険が伴う場合】		
↓		
建物内の安全な場所（上階）に待避する。		

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
第 4 津波への対応			
1 状況に応じた対応			
避難指示対象区域図			
(略)			
2 避難方法			
気象情報	津波注意報	津波警報	大津波警報
避難情報	避難指示		
避難行動	自宅・職場など ↓ 本市が開設する指定緊急避難場所（津波）や近くの高台に避難する。 【避難場所へ移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合】 ↓ 付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。 ↓ 【屋外の移動に危険が伴う場合】 ↓ 建物内の安全な場所（上階）に待避する。		

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	424
第3節 災害種別に応じた避難	
第4 津波への対応 3 津波災害警戒区域における警戒避難体制 (2) 津波災害警戒区域内の住民等は、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表された場合には、直ちに海岸付近や川辺などから離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。 また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や津波災害警戒区域外の安全な高台に避難する。 なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急 ~~退避~~ する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第4 津波への対応 3 津波災害警戒区域における警戒避難体制 (2) 津波災害警戒区域内の住民等は、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表された場合には、直ちに海岸付近や川辺などから離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。 また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や津波災害警戒区域外の安全な高台に避難する。 なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急 ~~退避~~ する。

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	425
第3節 災害種別に応じた避難	
第5 内水（雨水出水）への対応 1 段階に応じた対応 （略） ※ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行うとともに、警戒レベル4 <u>避難勧告</u> の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを <u>勧告</u> する。さらに、 <u>重大な被害が生じることが想定される</u> 場合は、警戒レベル4 <u>避難指示（緊急）</u> を発令する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第5 内水（雨水出水）への対応 1 段階に応じた対応 （略） ※ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行うとともに、警戒レベル4 <u>（避難指示）</u> の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを <u>必要な区域に指示</u> する。さらに、 <u>災害が発生し、又は切迫している状況において、直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した</u> 場合は、警戒レベル5 <u>（緊急安全確保）</u> を発令する。

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第5節 避難対策	頁 160
地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を地震災害から守るため、避難に関する情報の伝達については、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>等を段階的に発信・発令する。 また、倒壊・流出等により住家を失った被災者を保護するため、指定避難所の開設等の避難対策を講じ、民間住宅の確保など多様な避難所の確保に努めるものとする。	

修 正 後
修 正 理 由 災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を地震災害から守るため、避難に関する情報の伝達については、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起、<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>等を段階的に発信・発令する。 また、倒壊・流出等により住家を失った被災者を保護するため、指定避難所の開設等の避難対策を講じ、民間住宅の確保など多様な避難所の確保に努めるものとする。

修 正 前			
震災対策編			頁
第3章 震災応急対策			161
第5節 避難対策			
第3 避難準備・高齢者等避難開始 区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(7) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(7) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システム <u>への入力</u> を通じたLアラート (キ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
第3 高齢者等避難 区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。 <u>高齢者等避難</u>の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。 <u>高齢者等避難</u>は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。			
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u>	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者 <u>及び避難支援等関係者</u> に対して、避難行動の開始を促すとき。	(7) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(7) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	161
第5節 避難対策	
第4 避難勧告、避難指示（緊急）等 1 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令者 (1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令者 ア 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は必要と認める地域の居住者に対し、 <u>避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。</u> イ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に <u>避難勧告等</u> を発令する必要がある場合や、津波による <u>避難勧告等</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (2) <u>屋内での待避等</u> の指示の発令者 <u>ア 津波が発生し、まさに到達しようとする場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある</u> と認めるときは、 <u>市長又は区長は居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）などを指示する。</u> <u>イ 屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に <u>避難勧告等</u> を発令する必要がある場合や、津波による <u>避難勧告等</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (3) 市長又は区長が不在の場合の取扱い 市長又は区長が不在の時に、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が、基準に基づき躊躇なく発令する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第4 避難指示等 1 避難指示等の発令者 (1) <u>避難指示</u> の発令者 ア 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者に対し、避難のための立退きを指示する。 イ <u>避難指示</u> の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に <u>避難指示</u> を発令する必要がある場合や、津波による <u>避難指示</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (2) <u>緊急安全確保</u> の指示の発令者 <u>緊急安全確保</u> の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に <u>避難指示等</u> を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (3) 市長又は区長が不在の場合の取扱い 市長又は区長が不在の時に、 <u>避難指示等</u> を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が、基準に基づき躊躇なく発令する。

修 正 前			
震災対策編			頁
第 3 章 震災応急対策			162
第 5 節 避難対策			
第 4 避難勧告、避難指示（緊急）等			
1 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令者			
(5) 避難勧告、避難指示（緊急）及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難勧告、避難指示（緊急）等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。			
実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、 <u>災害の拡大を防止するために必要な場合</u>	避難のための立退きを <u>勧告し、又は急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内待避等を指示する。</u>	第 60 条第 1 項・第 3 項
知事及び知事の命を受けた職員	同上の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	第 60 条第 6 項
警察官・海上保安官	市長が、避難のための立退きの <u>又は屋内での待避等の安全確保措置の指示</u> をできないとき、又はその代行を要求したとき。	<u>急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内待避等を指示する。</u>	第 61 条第 1 項

修 正 後			
修 正 理 由			
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正			
第4 避難指示等 1 避難指示等の発令者 (5) <u>避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）</u> などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。			
実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、 <u>その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき。</u> <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。</u>	<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。</u> <u>必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。</u>	第60条第1項・第3項
知事及び知事の命を受けた職員	同上の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	第60条第6項
警察官・海上保安官	市長が、避難のための <u>若しくは緊急安全確保の指示</u> をできないとき、又はその代行を要求したとき。	<u>必要と認める地域の必要と認める居住者避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u> を指示する。	第61条第1項

修 正 前			
震災対策編			頁
第 3 章 震災応急対策			163
第 5 節 避難対策			
第 4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>			
2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> の発令			
(1) 実施担当機関：原則区長			
(2) <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> の区分			
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法
警戒レベル4 <u>避難勧告</u>	災害の発生するおそれが極めて高い状況であり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム
警戒レベル4 <u>避難指示（緊急）</u>	上記より状況がさらに悪化し、緊急的に若しくは重ねて避難を促すとき又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。	(エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムへの入力を通じたLアラート (キ) 緊急速報メール（エリアメール含む。） (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。

(注) 津波に対する避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第3節による。

なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

修 正 後															
修 正 理 由															
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正															
第4 避難指示等															
2 避難避難指示等の発令															
(1) 実施担当機関：原則区長															
(2) 避難指示等の区分															
<table><tr><th>区分</th><th>実施の時期</th><th>伝 達 内 容</th><th>伝 達 方 法</th></tr><tr><td>警戒レベル4 避難指示</td><td>災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。</td><td>(7) 発令日時 (4) 発令理由 (5) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。</td><td>(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ウ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。</td></tr><tr><td>緊急安全確保 警戒レベル5</td><td>災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき</td><td></td><td></td></tr></table>				区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法	警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(7) 発令日時 (4) 発令理由 (5) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ウ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。	緊急安全確保 警戒レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		
区分	実施の時期	伝 達 内 容	伝 達 方 法												
警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(7) 発令日時 (4) 発令理由 (5) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (エ) 市ホームページ (オ) SNS (Twitter、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ウ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。												
緊急安全確保 警戒レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき														
(注) 津波に対する避難指示等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第3節による。															
なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。															

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	163
第5節 避難対策	
第4 避難勧告、避難指示（緊急）等 2 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令 (3) 市長及び区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等に関する事項について助言を求めることができる。 (4) 市長及び区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。 また、急激に気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令につなげるため、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。 なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。 (5) 市長及び区長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>の伝達について協力を要請する。 (6) 区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を発令する場合は、必要に応じて消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。 (7) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定めた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。 (8) 市長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。 (9) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所又は指定避難所の中から選定する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第4 避難指示等 2 避難避難指示等の発令 (3) 市長及び区長は、<u>避難指示等</u>を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難指示等</u>に関する事項について助言を求めることができる。 (4) 市長及び区長は、<u>避難指示等</u>の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。 また、急激に気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な<u>避難指示等</u>の発令につなげるため、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 区長は、<u>避難指示等</u>を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。 なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。 (5) 市長及び区長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、<u>避難指示等</u>の伝達について協力を要請する。 (6) 区長は、<u>避難指示等</u>を発令する場合は、必要に応じて消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。 (7) <u>避難指示等</u>を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。 また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定めた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。 (8) 市長は、<u>避難指示等</u>の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。 (9) <u>避難指示</u>を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所又は指定避難所の中から選定する。

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	164
第5節 避難対策	
第4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> 2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の発令</u> (12) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。 また、指定緊急避難場所を開設するいとまがなく、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令した場合、避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。 3 報告及び公表 (1) 市長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 (2) 区長は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したときは、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正及び避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称及び発令基準等を見直したことに伴う修正
第4 <u>避難指示等</u> 2 <u>避難避難指示等の発令</u> (12) <u>避難指示</u>の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。 また、指定緊急避難場所を開設するいとまがなく、<u>避難指示</u>を発令した場合、避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。 3 報告及び公表 (1) 市長は、<u>避難指示</u>を発令したときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 (2) 区長は、<u>避難指示</u>を発令したときは、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	168
第5節 避難対策	
第4 避難誘導	
(新設)	

修 正 後
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正
第4 避難誘導 <u>7 保健担当課は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	171
第5節 避難対策	
第9 指定避難所の開設・運営 2 指定避難所の管理運営 (3) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の（略）性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。 （新設）	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
第9 指定避難所の開設・運営 2 指定避難所の管理運営 (3) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の（略）性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、 <u>また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう</u> 配慮する。 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレ・ <u>更衣室・入浴施設等</u> の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。 <u>(9) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当課は防災担当課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	62
第7節 防災教育・訓練及び調査研究	
第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮 《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》	
防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努める。	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、<u>市民局市民安全推進課・男女共同参画課</u>》 防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、<u>要配慮者や女性等の多様なニーズに十分配慮し、</u>地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努める。 <u>また、被災時に男女双方の視点に十分配慮することや、指定避難所、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及に努める。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	169
第5節 避難対策	
第6 指定緊急避難場所等の開設等 3 指定緊急避難場所の管理運営 (3) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
第6 指定緊急避難場所等の開設等 3 指定緊急避難場所の管理運営 (3) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、 <u>また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう</u> 配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	59
第7節 防災教育・訓練及び調査研究	
市民を対象とする防災教育、防災訓練等の効果を高めるためには、市民が自ら考え、学び、行動する「市民の防災に対する主体的な姿勢」の醸成が重要になる。このため、防災教育等の実施に当たっては、その冒頭において、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の役割の重要性について説明し、行政による「公助」の限界を踏まえつつ、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、防災教育等に主体的に取り組めるよう、明確な動機付けを行う。 第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報 (1) 広報の内容 エ 防災情報を入手した際に住民が取るべき、基本的かつ具体的な避難行動（安全確保行動） (7) 避難行動とは、指定緊急避難場所等への移動だけではなく、その他の安全な場所にある親戚・知人宅等への移動も含まれること。	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
市民を対象とする防災教育、防災訓練等の効果を高めるためには、市民が自ら考え、学び、行動する「市民の防災に対する主体的な姿勢」の醸成が重要になる。このため、防災教育等の実施に当たっては、その冒頭において、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の役割の重要性について説明し、行政による「公助」の限界を踏まえつつ、市民一人ひとりが<u>自分</u>は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服し、防災に対する意識を高め、防災教育等に主体的に取り組めるよう、明確な動機付けを行う。 第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報 (1) 広報の内容 エ 防災情報を入手した際に住民が取るべき、基本的かつ具体的な避難行動（安全確保行動） (7) 避難行動とは、指定緊急避難場所等への移動だけではなく、その他の安全な場所にある親戚・知人宅等やホテル・旅館への移動も含まれること。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	133
第3節 気象情報等の収集及び伝達	
第2 気象情報等の収集及び伝達 8 土砂災害警戒情報 (2) 発表および解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町単位ごとに発表する。 イ 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町単位ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が協議のうえ解除する。	

修 正 後
修 正 理 由
広島市における土砂災害警戒情報の発表区域の変更に伴う修正（運用開始日：令和3年6月8日）
第2 気象情報等の収集及び伝達 8 土砂災害警戒情報 (2) 発表および解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生危険度が高まった）とき、市町単位 <u>（広島市においては、行政区単位）</u> ごとに発表する。 イ 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町単位 <u>（広島市においては、行政区単位）</u> ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が協議のうえ解除する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	175
第6節 食品・生活必需品の給与等	
第1 救援物資の取得	
2 域内での救援物資調達	
(略)	
(資料編)	
参考農政-1 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書	
(全国農業協同組合連合会広島県本部他4社)	
参考農政-2 災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書	
(㈹アクアクララ中国)	

修 正 後
修 正 理 由
現状に即した修正
第1 救援物資の取得 2 域内での救援物資調達 (略) (資料編) 参考農政-1 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (全国農業協同組合連合会広島県本部他4社) 参考農政-2 災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (㈹アクアクララ中国) <u>参考農政-3 災害時における食料の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書</u> <u>(㈹ランチセンター)</u> <u>参考農政-4 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書</u> <u>(㈹ほっかほっか亭総本部)</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	180
第7節 給水及び上水道施設応急対策	
第4 施設の応急対策 3 応急復旧用資機材等の調達 (1) 応急復旧用資機材 配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。 ア 250 ミリメートル以下の鑄鉄管及び給水装置材料 (7) 鑄鉄管は、水道局保有のものを使用する。 (4) 給水装置材料については、 <u>広島市指定給水装置工事事業者</u> の手持分による。 (略) (2) 応急復旧用機械・器具 応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する <u>広島市指定給水装置工事事業者</u> 等の関係業者の協力により対処する。 (資料編) 参考水企一1 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書 参考水企一2 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書 参考水企一3 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 参考水企一4 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱 (新規) 参考水維一2 災害時における応急措置の協力に関する協定	

修 正 後	
修 正 理 由	
指定給水装置工事事業者の名称表記の統一	
協定の締結による修正	
第4 施設の応急対策 3 応急復旧用資機材等の調達 (1) 応急復旧用資機材 配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。 ア 250 ミリメートル以下の鑄鉄管及び給水装置材料 (7) 鑄鉄管は、水道局保有のものを使用する。 (4) 給水装置材料については、 <u>広島市水道局指定給水装置工事事業者</u> の手持分による。 (略) (2) 応急復旧用機械・器具 応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する <u>広島市水道局指定給水装置工事事業者</u> 等の関係業者の協力により対処する。 (資料編) 参考水企一1 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書 参考水企一2 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書 参考水企一3 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 参考水企一4 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱 ~~参考水営一1 災害等における応急措置等の協力に関する協定書~~ 参考水維一2 災害時における応急措置の協力に関する協定	

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第3章 災害応急対策			241、244
第2.5節 応援要請及び協力要請			
第1 公共的団体等への協力要請			
4 具体的な協力内容を協定している団体等			
(2) 民間団体			
所管局・課		協力内容	団体名
危機管理室	災害予防課	(略)	

所管局・課		協力内容	団体名	資料番号
経済観光局	農政課	(略)		
		災害時における食糧の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書等	(株)ランチセンター	資料編参考 農政-3

所管局・課		協力内容	団体名	資料番号
水道局	企画総務課	(略)		

修 正 後				
修 正 理 由				
協定の締結に伴う修正				
第 1 公共的団体等への協力要請				
4 具体的な協力内容を協定している団体等				
(2) 民間団体				
所管局・課		協力内容	団体名	資料番号
危機管理室	災害予防課	(略)		
		災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予-23
		防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24
所管局・課		協力内容	団体名	資料番号
経済観光局	農政課	(略)		
		災害時における食料の緊急調達等	(株)ランチセンター	資料編参考 農政-3
		災害時における食料の緊急調達等	(株)ほっかほっか亭総本部	資料編参考 農政-4
所管局・課		協力内容	団体名	資料番号
水道局	企画総務課	(略)		
	営業課	災害時における応急措置	第一環境株式会社	資料編参考 水営-1

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第1章 総則	3
第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	
第1 基本理念 4 <u>災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、</u> これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
第1 基本理念 4 <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、</u> これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第 1 章 総則	5
第 3 節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第 6 指定公共機関 西日本電信電話株式会社 <u>広島支店</u>	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第 6 指定公共機関 西日本電信電話株式会社 <u>中国支店</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第1章 総則	8
第4節 本市の概況	

第1 自然的条件

5 災害環境

(2) 洪水浸水想定区域

指 定 河 川 名	作 成 主 体	指 定 年 月 日
(略)		
八幡川水系八幡川	広島県西部建設事務所	平成 1 8 年 3 月 3 0 日 平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日追加指定
岡ノ下川水系岡ノ下川		平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日
瀬野川水系瀬野川		令和 2 年 5 月 2 2 日

(参 考) 広島県が公表した県管理区間の浸水想定区域

公 表 河 川 名	作 成 主 体	公 表 年 月 日
太田川水系京橋川	広島県	平成 2 9 年 4 月
太田川水系猿猴川	広島県	平成 2 9 年 4 月

修 正 後		
修 正 理 由		
時点修正		
現状に即した修正		
第 1 自然的条件		
5 災害環境		
(2) 洪水浸水想定区域		
指 定 河 川 名	作 成 主 体	指 定 年 月 日
(略)		
八幡川水系八幡川	広島県西部建設事務所	令和 3 年 3 月 2 9 日
岡ノ下川水系岡ノ下川		令和 3 年 3 月 2 9 日
瀬野川水系瀬野川		令和 2 年 5 月 2 2 日
(参 考) 広島県が公表した県管理区間の浸水想定区域		
公 表 河 川 名	作 成 主 体	公 表 年 月 日
太田川水系京橋川	広島県	平成 2 9 年 4 月 1 9 日
太田川水系猿猴川	広島県	平成 2 9 年 4 月 1 9 日

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第1章 総則			8
第4節 本市の概況			

第2 都市的条件			
区 分	人 口 (人)	人口密度 (人／km ²)	面 積 (km ²)
総 数	<u>1,194,034</u>	<u>1,317.1</u>	<u>906.53</u>
中 区	<u>136,640</u>	<u>8,919.1</u>	<u>15.32</u>
東 区	<u>120,155</u>	<u>3,048.1</u>	<u>39.42</u>
南 区	<u>142,728</u>	<u>5,426.9</u>	<u>26.30</u>
西 区	<u>190,929</u>	<u>5,361.7</u>	<u>35.61</u>
安佐南区	<u>242,512</u>	<u>2,068.5</u>	<u>117.24</u>
安佐北区	<u>145,018</u>	<u>410.4</u>	<u>353.33</u>
安 芸 区	<u>79,353</u>	<u>843.5</u>	<u>94.08</u>
佐 伯 区	<u>136,699</u>	<u>607.0</u>	<u>225.22</u>

修 正 後			
修 正 理 由			
時点修正			
第2 都市的条件			
区 分	人 口 (人)	人口密度 (人／km ²)	面 積 (km ²)
総 数	<u>1,200,754</u>	<u>1324.6</u>	<u>906.53</u>
中 区	<u>142,699</u>	<u>9314.6</u>	<u>15.32</u>
東 区	<u>119,353</u>	<u>3027.7</u>	<u>39.42</u>
南 区	<u>145,805</u>	<u>5543.9</u>	<u>26.30</u>
西 区	<u>190,232</u>	<u>5342.1</u>	<u>35.61</u>
安佐南区	<u>247,020</u>	<u>2107.0</u>	<u>117.24</u>
安佐北区	<u>138,979</u>	<u>393.3</u>	<u>353.33</u>
安 芸 区	<u>77,103</u>	<u>819.5</u>	<u>94.08</u>
佐 伯 区	<u>139,563</u>	<u>619.7</u>	<u>225.22</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第 1 章 総則	9
第 4 節 本市の概況	
第 2 都市的条件	
2 建築物等	
(1) 建築物の推移	
市域における建築物の推移を見ると、令和 <u>元</u> 年度末の総数は <u>40,979</u> 件で、前年度比 482 件の増加している。	
(3) 中高層建築物（4 階建以上）	
市域における中高層建築物（4 階建以上）は、令和 <u>元</u> 年度末日現在 <u>15,193</u> 棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。	
この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。	
3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 （以下本編において「危険物施設等」という。）	
市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、令和 <u>元</u> 年度の総数は、危険物施設 <u>1,750</u> 件、高圧ガス施設 <u>2,126</u> 件、火薬類施設 <u>58</u> 件で、危険物施設は平成 7 年度をピークに減少傾向にある。	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第2 都市的条件 2 建築物等 (1) 建築物の推移 市域における建築物の推移を見ると、令和 <u>2</u> 年度末の総数は <u>41,401</u> 件で、前年度比 <u>422</u> 件の増加している。 (3) 中高層建築物（4階建以上） 市域における中高層建築物（4階建以上）は、令和 <u>2</u> 年度末日現在 <u>15,260</u> 棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。 この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。 3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 （以下本編において「危険物施設等」という。） 市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、令和 <u>2</u> 年度の総数は、危険物施設 <u>1,749</u> 件、高圧ガス施設 <u>2,147</u> 件、火薬類施設 <u>59</u> 件で、危険物施設は平成7年度をピークに減少傾向にある。	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	14
第2節 風水害予防計画	
第1 洪水予防対策 2 河川の改修 (2) 県管理河川の改修 ア 一級河川 安川 安川流域は、本市のベッドタウンとして加速度的に宅地開発が進められ、開発に伴う流路の是正及び河積の拡大は重要な課題となっている。このため、 <u>昭和17年度を初年度とし、古川合流点から大塚川合流点までの7,990mの改修を進め、平成3年度末に一次改修が完了した。引き続き、平成4年度から二次改修に着手、</u> 計画高水流量220～450 m ³ /sとして改修を進めている。 イ 一級河川 三篠川 三篠川は、上流部は県知事が管理、下流部は国土交通大臣が管理している。県管理区間については、 <u>昭和41年度以降、安佐北区白木町内の約4,750mを対象に、</u> 計画高水流量1,200 m ³ /sとして改修を進めている。 ウ 一級河川 小河原川 小河原川は、東区と安佐北区を流下し、三篠川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。 そのため、 <u>計画区間3,615mのうち平成元年度より安佐北区の2,165mを広島県が、平成9年度より東区の1,450mを</u> 広島市が計画高水流量100～ <u>280</u> m ³ /sとして改修を進めている。 エ 一級河川 府中大川 府中大川は、東区から安芸郡府中町、南区を流下し、猿猴川へ合流する河川であり、流域の重要度の高い都市河川としての整備が重要な課題となっている。 そのため、 <u>計画区間3,750mのうち府中大橋から新鶴江橋までの1,800mは平成6年度までに暫定完了し、その</u> 上流の750mの区間について <u>平成7年度より</u> 計画高水流量100 m ³ /sとして改修を進めている。 オ 一級河川 鈴張川 鈴張川は、安佐北区を流下し、太田川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。 そのため、 <u>昭和55年度以降、計画区間3,340m</u> を対象に計画高水流量260～350 m ³ /sとして改修を進めている。	

修 正 後
修 正 理 由
現行の河川整備計画に記載のある延長に修正 着手年度の不明なものについて文言を削除
第1 洪水予防対策 2 河川の改修 (2) 県管理河川の改修 ア 一級河川 安川 安川流域は、本市のベッドタウンとして加速度的に宅地開発が進められ、開発に伴う流路の是正及び河積の拡大は重要な課題となっている。このため、古川合流点から大塚川合流点までの <u>約7,900mを対象に、安川下流地点における</u> 計画高水流量450 m ³ /sとして改修を進めている。 イ 一級河川 三篠川 三篠川は、上流部は県知事が管理、下流部は国土交通大臣が管理している。県管理区間については、 <u>平成30年7月豪雨の被害を踏まえ、流下能力の不足する区間の合計約9,800m（うち平成30年7月豪雨の改良復旧区間約7,500m）を対象に、三田橋地点における</u> 計画高水流量1,200 m ³ /sとして改修を進めている。 ウ 一級河川 小河原川 小河原川は、東区と安佐北区を流下し、三篠川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。 そのため、 <u>平成9年度より東区の計画区間約1,500mを対象に、</u> 広島市が計画高水流量100～ <u>140</u> m ³ /sとして改修を進めている。 エ 一級河川 府中大川 府中大川は、東区から安芸郡府中町、南区を流下し、猿猴川へ合流する河川であり、流域の重要度の高い都市河川としての整備が重要な課題となっている。 <u>現在、</u> 上流の約750mの区間について、計画高水流量100 m ³ /sとして改修を進めている。 オ 一級河川 鈴張川 鈴張川は、安佐北区を流下し、太田川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。 そのため、 <u>計画区間の合計約2,540m</u> を対象に、計画高水流量260～350 m ³ /sとして改修を進めている。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	17
第2節 風水害予防計画	
第2 高潮・津波災害の予防対策 広島港における海岸及び河川の護岸については、国、県の港湾、河川部局等がその整備（管理）を担当していることから、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。	

修 正 後
修 正 理 由
現状に即した修正
第2 高潮・津波災害の予防対策 広島港における海岸、河川の護岸について、 <u>国・県・市が連携して整備を推進する。また、</u> は、国、県の港湾、河川部局等がその整備（管理）を担当していることから、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	20、21
第2節 風水害予防計画	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	
1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策	
(1) 急傾斜地崩壊対策事業の推進	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。 なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば <u>5,014</u> か所となっている。	
2 土石流災害の予防対策	
市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば <u>2,771</u> か所となっている。 こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。	
(1) 砂防 <u>工事</u> の促進	
県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防<u>工事</u>の<u>実施</u>を働きかけるとともに、当該区域が危険である旨の表示板等の設置を促進する。 また、<u>平成13年度から国が県西部（広島市の一部、廿日市市、大竹市の一部）で実施している「広島西部山系直轄砂防事業」</u>の促進についても積極的に働きかける。	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 (1) 急傾斜地崩壊対策事業の推進 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。 なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば <u>5,012</u> か所 <u>（令和4年2月24日時点）</u> となっている。 2 土石流災害の予防対策 市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば <u>2,770</u> か所 <u>（令和4年2月24日時点）</u> となっている。 こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。 (1) 砂防 <u>事業</u> の促進 県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防<u>事業</u>の<u>促進について積極的に</u>働きかけるとともに、当該区域が危険である旨の表示板等の設置を促進する。 また、国が実施している「広島西部山系直轄砂防事業」<u>及び「安芸南部山系直轄砂防事業」</u>の促進についても積極的に働きかける。	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	21
第2節 風水害予防計画	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	
4 宅地災害の予防対策	
(1) 宅地造成工事に対する規制と指導	
市域における宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、令和2年11月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は75か所、402.30haとなっている。	
（広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照）	
こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 4 宅地災害の予防対策 (1) 宅地造成工事に対する規制と指導 市域における宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、令和3年10月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は67か所、394.24haとなっている。 （広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照） こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	27
第4節 都市の防災構造化の推進	
第4 <u>土砂災害対策の推進</u> <u>土砂災害による被害を防止するため、土砂災害特別警戒区域等の災害の発生のおそれのある土地の区域について、住宅等の新規立地の抑制を図るなど、災害に強い都市づくりを推進する。</u>	

修 正 後
修 正 理 由
都市再生特別措置法の改正及び国の防災基本計画の修正に伴う修正
第4 <u>安全・安心な居住環境の確保</u> <u>土砂災害や洪水等による被害を防止するため、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、居住誘導区域内で行う、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を同計画に位置付け、安全安心な居住環境を確保する。</u>

修 正 前																													
基本・風水害対策編		頁																											
第2章 災害予防計画		31																											
第6節 避難体制の整備																													
第3 避難場所等に必要な機能 避難場所等に必要な機能は、次の表のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>指定緊急避難場所</th><th>指定避難所</th></tr> <tr> <td>① 避難機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>② 情報収集・伝達機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>③ 保健・医療・救護機能</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>④ 応急対策活動支援機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑤ 備蓄機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑥ 物資供給機能</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑦ 災害ボランティア活動機能</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑧ その他の機能（臨時ヘリポート・駐車場）</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>			区 分	指定緊急避難場所	指定避難所	① 避難機能	○	○	② 情報収集・伝達機能	○	○	③ 保健・医療・救護機能		○	④ 応急対策活動支援機能	○	○	⑤ 備蓄機能	○	○	⑥ 物資供給機能		○	⑦ 災害ボランティア活動機能		○	⑧ その他の機能（臨時ヘリポート・駐車場）	○	○
区 分	指定緊急避難場所	指定避難所																											
① 避難機能	○	○																											
② 情報収集・伝達機能	○	○																											
③ 保健・医療・救護機能		○																											
④ 応急対策活動支援機能	○	○																											
⑤ 備蓄機能	○	○																											
⑥ 物資供給機能		○																											
⑦ 災害ボランティア活動機能		○																											
⑧ その他の機能（臨時ヘリポート・駐車場）	○	○																											
（新規）																													

修 正 後																													
修 正 理 由																													
拠点的な指定緊急避難場所は追加で物資を配備しているため追記																													
第3 避難場所等に必要な機能 避難場所等に必要な機能は、次の表のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>指定緊急避難場所</th><th>指定避難所</th></tr> <tr> <td>① 避難機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>② 情報収集・伝達機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>③ 保健・医療・救護機能</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>④ 応急対策活動支援機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑤ 備蓄機能</td><td>○*</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑥ 物資供給機能</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑦ 災害ボランティア活動機能</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑧ その他の機能（臨時ヘリポート・駐車場）</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>			区 分	指定緊急避難場所	指定避難所	① 避難機能	○	○	② 情報収集・伝達機能	○	○	③ 保健・医療・救護機能		○	④ 応急対策活動支援機能	○	○	⑤ 備蓄機能	○*	○	⑥ 物資供給機能		○	⑦ 災害ボランティア活動機能		○	⑧ その他の機能（臨時ヘリポート・駐車場）	○	○
区 分	指定緊急避難場所	指定避難所																											
① 避難機能	○	○																											
② 情報収集・伝達機能	○	○																											
③ 保健・医療・救護機能		○																											
④ 応急対策活動支援機能	○	○																											
⑤ 備蓄機能	○*	○																											
⑥ 物資供給機能		○																											
⑦ 災害ボランティア活動機能		○																											
⑧ その他の機能（臨時ヘリポート・駐車場）	○	○																											
※一部の指定緊急避難場所に限る。																													

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	31
第6節 避難体制の整備	
第4 避難場所等の基準 1 指定緊急避難場所 (2) 災害種別ごとの指定基準 ア 洪水 洪水浸水想定区域外の施設又は洪水浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。 ・ 浸水深が3m未満の区域の施設は、2階以上の階 ・ 浸水深が3m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階 <u>なお、八幡川、岡ノ下川及び瀬野川に係る洪水浸水想定区域については、平成27年水防法改正に伴う指定の見直しが行われるまでの間、「3m」を「2m」に読み替える。</u>	

修 正 後
修 正 理 由
読替規定の削除
第4 避難場所等の基準 1 指定緊急避難場所 (2) 災害種別ごとの指定基準 ア 洪水 洪水浸水想定区域外の施設又は洪水浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。 ・ 浸水深が3m未満の区域の施設は、2階以上の階 ・ 浸水深が3m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階 (削除)

修 正 前

基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	42～58
第6節 避難体制の整備	

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

番号	小学校区	名称	行政区	所在地
420	大町	安佐勤労青少年ホーム	安佐南区	大町東三丁目 25-12
816	五日市	五日市公民館・ 佐伯勤労青少年ホーム	佐伯区	新宮苑 11-14 新宮苑 11-43

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

番号	名称	行政区	所在地
22	中央公園	中区	基町 15

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地
207	五日市	五日市公民館・ 佐伯勤労青少年ホーム	佐伯区	新宮苑 11-14 新宮苑 11-43

修 正 後

修 正 理 由

指定緊急避難場所の指定解除に伴う修正

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

番号	小学校区	名称	行政区	所在地
(削除)				
815	五日市	五日市公民館	佐伯区	新宮苑 11-14

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

番号	名称	行政区	所在地
(削除)			

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地
207	五日市	五日市公民館	佐伯区	新宮苑 11-14

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	63
第7節 防災教育・訓練及び調査研究	
第6 罹災証明書交付体制の整備 罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすため、平常時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、罹災証明書を遅滞なく交付するうえで必要な業務の実施体制の確保を図る。 （新設）	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
第6 罹災証明書交付体制の整備 罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすため、平常時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、罹災証明書を遅滞なく交付するうえで必要な業務の実施体制の確保を図る。 <u>加えて、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動について周知を図る。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 自主防災体制の整備	頁 64
第1 自主防災組織の実践活動の促進 4 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、広島市総合防災センターにおいて実施する<u>リーダー研修</u>に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、<u>防災士の資格取得の促進及び資格取得後のフォローアップ研修、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」「たちまち防災」の発行等によりリーダーの養成やスキルアップ等を図る。</u> <u>また、自主防災組織のリーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。</u>	

修 正 後
修 正 理 由 現状に即した修正
第1 自主防災組織の実践活動の促進 4 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、広島市総合防災センターにおいて実施する<u>自主防災組織研修</u>に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、<u>自主防災組織のリーダーが集まり、地域の防災活動に関する情報等を共有するリーダー懇談会を実施する。</u> <u>また、防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。</u> <u>養成後は、継続的に防災知識や技術を維持・向上させるためのフォローアップ研修や自主防災組織の活動に役立つ情報を掲載した「自主防災ひろしま」「たちまち防災」の発行等により、地域防災リーダーが、防災訓練、防災研修会の企画・運営や、災害時の避難所運営等の地域の防災活動に円滑に携われるよう支援することで、次世代のリーダーの養成及び自主防災組織の充実強化を図る。</u> <u>さらに、自主防災組織の会長や地域防災リーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を呼びかけるとともに、ホームページ等の各種媒体を活用した情報発信により、防災士養成講座への女性の受講を促すことで、女性の地域防災リーダーの養成を促進する。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	66
第8節 自主防災体制の整備	
第5 企業防災活動の促進 1 企業の果たすべき役割と責任 (略) <u>また</u> 、事業者は、豪雨や暴風などで野外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
第5 企業防災活動の促進 1 企業の果たすべき役割と責任 (略) <u>さらに</u> 、事業者は、豪雨や暴風などで野外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、 <u>また、避難による混雑・混乱等を防ぐため</u> 、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

修 正 前		
基本・風水害対策編		頁 67
第2章 災害予防計画		
第9節 要配慮者に係る災害の予防対策		
第1 要配慮者の現況		
本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。		
種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
高 齢 者 (65 歳以上)	302,154	住民基本台帳 (R2. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	46,008	高齢福祉課 (H29. 3. 1)
心身障害者・児	※1 50,814	障害福祉課 (R2. 3. 31)
精 神 障 害 者	※2 14,986	精神保健福祉課 (H30. 3. 31)
乳 幼 児 (0～6 歳)	77,979	住民基本台帳 (H28. 3. 31)
外国人市民	19,900	住民基本台帳 (R2. 9. 30)
※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。		
※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。		

修 正 後																							
修 正 理 由																							
時点修正																							
第1 要配慮者の現況 本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>人 数 (人)</th><th>資 料 出 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 齢 者 (65 歳以上)</td><td>302,154</td><td>住民基本台帳 (R2. 3. 31)</td></tr> <tr> <td>在宅ひとり暮らし高齢者</td><td>46,008</td><td>高齢福祉課 (H29. 3. 1)</td></tr> <tr> <td>心身障害者・児</td><td>※1 <u>51,201</u></td><td>障害福祉課 (<u>R3.</u> 3. 31)</td></tr> <tr> <td>精 神 障 害 者</td><td>※2 14,986</td><td>精神保健福祉課 (H30. 3. 31)</td></tr> <tr> <td>乳 幼 児 (0～6 歳)</td><td>77,979</td><td>住民基本台帳 (H28. 3. 31)</td></tr> <tr> <td>外国人市民</td><td>19,900</td><td>住民基本台帳 (R2. 9. 30)</td></tr> </tbody> </table> ※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。 ※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。			種 別	人 数 (人)	資 料 出 所	高 齢 者 (65 歳以上)	302,154	住民基本台帳 (R2. 3. 31)	在宅ひとり暮らし高齢者	46,008	高齢福祉課 (H29. 3. 1)	心身障害者・児	※1 <u>51,201</u>	障害福祉課 (<u>R3.</u> 3. 31)	精 神 障 害 者	※2 14,986	精神保健福祉課 (H30. 3. 31)	乳 幼 児 (0～6 歳)	77,979	住民基本台帳 (H28. 3. 31)	外国人市民	19,900	住民基本台帳 (R2. 9. 30)
種 別	人 数 (人)	資 料 出 所																					
高 齢 者 (65 歳以上)	302,154	住民基本台帳 (R2. 3. 31)																					
在宅ひとり暮らし高齢者	46,008	高齢福祉課 (H29. 3. 1)																					
心身障害者・児	※1 <u>51,201</u>	障害福祉課 (<u>R3.</u> 3. 31)																					
精 神 障 害 者	※2 14,986	精神保健福祉課 (H30. 3. 31)																					
乳 幼 児 (0～6 歳)	77,979	住民基本台帳 (H28. 3. 31)																					
外国人市民	19,900	住民基本台帳 (R2. 9. 30)																					

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	73
第15節 廃棄物・土砂の処理体制の整備	
第2 ごみ及びし尿の処理体制の整備 《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》 (略)	
第3 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業 廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第2 ごみ及びし尿の処理体制の整備 《環境局施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・業務第二課》 (略)
第3 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・ 業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下 水道局河川防災課》

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第3章 災害応急対策			91、96
第2節 災害応急組織の編成・運用			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
企画総務局	●総務課	1～7	(略)
		8	<u>その他特命事項に関すること</u>
局等	部課等	分掌事務	
道路交通局	●道路管理課	1～5	(略)
		6	<u>市有</u> 車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること

修 正 後			
修 正 理 由			
分掌事務の所管替えに伴う修正			
組織改正に伴う修正			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
企画総務局	●総務課	1～7	(略)
		8	<u>市有車両の配車調整に関すること</u>
		<u>9</u>	<u>その他特命事項に関すること</u>
	(略)		
	■区政課	<u>1</u>	<u>被災地域における住民情報に関すること</u>
局等	部課等	分掌事務	
道路交通局	●道路管理課	1～5	(略)
		6	<u>民間</u> 車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること

修 正 前		
基本・風水害対策編		頁
第3章 災害応急対策		94
第2節 災害応急組織の編成・運用		
表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
環境局	■施設課 ■玖谷埋立地管 理事務所	1 関係施設の連絡調整に関すること 2 施設の防護及び復旧に関すること 3 <u>ごみの埋立処分に関すること</u>
	■工務課	(略)
	■各工場	(略)
	■恵下埋立地建 設事務所	1 <u>施設の防護及び復旧に関すること</u>

修 正 後		
修 正 理 由		
組織改正に伴う修正		
表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
環境局	■施設課	1 関係施設の連絡調整に関すること 2 施設の防護及び復旧に関すること
	■埋立地整備管 理課 ■玖谷埋立地管 理事務所	1 <u>施設の防護及び復旧に関すること</u> 2 <u>ごみの埋立処分に関すること</u>
	■工務課	(略)
	■各工場	(略)
	(削除)	(削除) (削除)

修 正 前		
基本・風水害対策編		頁
第3章 災害応急対策		95
第2節 災害応急組織の編成・運用		

表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
経済観光局	産業振興部	ものづくり支援課	1 他課の応援に関すること

局等	部課等	分掌事務
都市整備局	青崎地区画整理事務所	(略)
都市整備局	西広島駅北口地区画整理事務所	(略)

修 正 後			
修 正 理 由			
分掌事務の追記			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
経済観光局	産業振興部	ものづくり支援課	1 <u>所管施設の防護に関すること</u> 2 他課の応援に関すること
局等	部課等		分掌事務
都市整備局	■青崎地区画整理事務所		(略)
都市整備局	■西広島駅北口地区画整理事務所		(略)

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第3章 災害応急対策			96
第2節 災害応急組織の編成・運用			

表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
都市整備局	■西風新都整備部	1	計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること
	スタジアム建設部	1	他課の応援に関すること

修 正 後			
修 正 理 由			
サッカースタジアム等の建設工事着手に伴う修正			
分掌事務の明確化に伴う修正			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
都市整備局	■西風新都整備部	1	<u>所管市有地等の災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること</u>
		1	<u>計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること</u>
		<u>2</u>	他課の応援に関すること

修 正 前

基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	99
第2節 災害応急組織の編成・運用	

表3-2-2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
水道局	●企画総務課	1 (略)
		2 <u>気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること</u>
		3～12 (略)

修 正 後			
修 正 理 由			
広島市水道局災害・事故対策要綱の改正に伴う修正			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
水道局	●企画総務課	1	(略)
		2	<u>危機管理情報及び指令の局内の伝達に関すること</u>
		3～12	(略)

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 107
第3章 災害応急対策	
第2節 災害応急組織の編成・運用	

[illegible]

修 正 後
修 正 理 由 現状に即した修正

[illegible]

修 正 前		
基本・風水害対策編		頁
第3章 災害応急対策		110
第3節 情報の収集及び伝達		
第1 情報の収集・伝達体制		
区分		概要
気 象 情 報 等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	警報の危険度分布	気象庁が提供する土砂災害・浸水害・洪水害による災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で5段階に色分けして示す情報
	広島県土砂災害危険度情報	広島県が、地域の詳細な土砂災害発生危険度を <u>5 km 又は 1 km</u> メッシュで表示し、土砂災害警戒情報の内容を補足する情報
	竜巻注意情報	<u>広島地方気象台が発表する竜巻等の注意情報</u>
	火災気象通報	<u>広島地方気象台が発表する火災気象通報</u>

修 正 後		
修 正 理 由		
情報の名称と概要の内容の変更に伴う修正		
第1 情報の収集・伝達体制		
気 象 情 報 等	区分	概要
	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、 <u>府</u> 県気象情報、地方気象情報等
	<u>キキクル</u> <u>(警報の危険度分布)</u>	気象庁が提供する土砂災害・浸水害・洪水害による災害発生の危険度の高まりの予想 <u>または実況</u> を、地図上で5段階に色分けして示す情報
	広島県土砂災害危険度情報	広島県が、地域の詳細な土砂災害発生危険度を 1 km メッシュで表示し、土砂災害警戒情報の内容を補足する情報
	竜巻注意情報	<u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける雷注意報を補足する情報</u>
	火災気象通報	<u>市長の行う火災警報の発令を支援する目的のために広島地方気象台で発表される通報</u>

修 正 前					
基本・風水害対策編	頁				
第3章 災害応急対策	111、112				
第3節 情報の収集及び伝達					
第1 情報の収集・伝達体制 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設 (1) 電話及びFAX <table border="1"> <tr> <th>申 込 先</th><th>電 話 番 号</th></tr> <tr> <td>116センター</td><td>116</td></tr> </table> ※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱<u>広島</u>支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。 (4) 市防災行政無線 ア 通信系統 資料編3-3-3(1)のとおり イ 通信統制 市防災行政無線局の通信統制は、統制局（<u>ぼうさいひろしまし</u>）が行う。 (9) 防災行政無線映像伝送端末等 区災害対策本部設置以降は、市役所、区役所、消防局及び<u>消防署</u>に設置された映像伝送端末を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。 なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にWEB会議システムにより行う。		申 込 先	電 話 番 号	116センター	116
申 込 先	電 話 番 号				
116センター	116				

修 正 後					
修 正 理 由					
組織変更に伴う修正					
防災行政無線の更新整備に伴う修正					
第1 情報の収集・伝達体制 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設 (1) 電話及びFAX <table border="1"> <tr> <th>申 込 先</th><th>電 話 番 号</th></tr> <tr> <td>116センター</td><td>116</td></tr> </table> ※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱<u>中国</u>支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。 (4) 市防災行政無線 ア 通信系統 資料編3-3-3(1)のとおり イ 通信統制 市防災行政無線局の通信統制は、統制局（<u>ぼうさいひろしま</u>）が行う。 (9) 防災行政無線映像伝送端末等 区災害対策本部設置以降は、市役所、区役所、消防局及び<u>水道局</u>に設置された映像伝送端末<u>等</u>を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。 なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にWEB会議システムにより行う。		申 込 先	電 話 番 号	116センター	116
申 込 先	電 話 番 号				
116センター	116				

修 正 前		
基本・風水害対策編		頁
第3章 災害応急対策		117
第3節 情報の収集及び伝達		
第2 気象情報等の収集及び伝達		
種 類	発 表 基 準	
	一般の 利用に 適合するもの	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、 <u>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。</u> 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。 <u>雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続。</u>
		暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると <u>予想したときに発表。</u>
		強風注意報は、 <u>強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。</u> 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると <u>予想される</u> とき。

修 正 後		
修 正 理 由		
情報名の種類と発表基準の変更に伴う修正		
第2 気象情報等の収集及び伝達		
種 類	発 表 基 準	
	一般の 利用に 適合するもの	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 <u>に発表。</u> 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。
		暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがある <u>場合。具体的には次の基準に該当するとき。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想したとき。</u>
		強風注意報は、 <u>強風により災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。</u> 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると <u>予想した</u> とき。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 119
第3章 災害応急対策	
第3節 情報の収集及び伝達	
警報・注意報発表基準一覧表 （略）	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
警報・注意報発表基準一覧表 （修正（案）110～117 ページ参照）

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市中区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	旧太田川流域=43.5、天満川流域=20.5、元安川流域=23.1、京橋川流域=5	
		複合基準 ^{*1}	－	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	旧太田川流域=30.5、天満川流域=16.4、元安川流域=18.4、京橋川流域=4	
		複合基準 ^{*1}	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ^{*2}		
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下 ^{*3}		
霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下 ^{*4}			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*4} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市東区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	府中大川流域=9.2, 矢口川流域=2.6, 小河原川流域=6.1	
		複合基準*1	太田川流域=(8, 54.8)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	府中大川流域=7.4, 矢口川流域=2, 小河原川流域=4.8	
		複合基準*1	太田川流域=(5, 49.3)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い		
		冬期:最低気温-4℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*4} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市南区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=22, 府中大川流域=12.4	
		複合基準 ^{*1}	－	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=17.6, 府中大川流域=9.9	
		複合基準 ^{*1}	猿猴川流域=(9, 17.6)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ^{*2}		
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下 ^{*3}		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下 ^{*4}		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*4} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市西区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	118
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(はちまながわ)流域=6.9	
		複合基準 ^{*1}	太田川流域=(8, 44.9)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(はちまながわ)流域=5.5	
		複合基準 ^{*1}	太田川流域=(5, 40.4), 八幡川(はちまながわ)流域=(5, 5.5)	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ^{*2}		
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下 ^{*3}		
霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下 ^{*4}			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*4} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐南区	府県予報区	広島県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	118
	洪水	流域雨量指数基準	山本川流域=7.1, 古川流域=21.4, 安川流域=16.2, 奥畑川流域=8.2, 大塚川流域=7.7, 吉山川流域=11.4
		複合基準*1	太田川流域=(8, 55.5), 安川流域=(8, 14.5), 奥畑川流域=(8, 7.3), 吉山川流域=(8, 10.3)
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm
			山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	93
	洪水	流域雨量指数基準	山本川流域=5, 古川流域=17.1, 安川流域=12.9, 奥畑川流域=6.5, 大塚川流域=6.1, 吉山川流域=9.1
		複合基準*1	太田川流域=(5, 49.9), 安川流域=(5, 12.5), 奥畑川流域=(8, 5.2), 吉山川流域=(8, 7.3)
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm
			山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3	
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下*4	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐北区	府県予報区	広島県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準	鈴張川流域=10.7, 吉山川流域=14.8, 小河内川流域=9.4, 根谷川流域=17.1, 南原川流域=10, 小河原川流域=10.1, 栄堂川流域=10.8, 山倉川流域=4, 行森川流域=5.7, 矢口川流域=3.7, 三篠川流域=19.4, 大毛寺川流域=9.4
		複合基準 ^{*1}	太田川流域=(8, 50.8), 鈴張川流域=(8, 9.6), 吉山川流域=(8, 13.3), 小河内川流域=(8, 8.4), 根谷川流域=(8, 13.2), 三篠川流域=(14, 17.5)
		指定河川洪水予報 による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm
			山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	流域雨量指数基準	鈴張川流域=8.5, 吉山川流域=11.8, 小河内川流域=7.5, 根谷川流域=13.6, 南原川流域=8, 小河原川流域=8, 栄堂川流域=8.6, 山倉川流域=3.2, 行森川流域=4.5, 矢口川流域=2.9, 三篠川流域=15.5, 大毛寺川流域=7.5
		複合基準 ^{*1}	太田川流域=(5, 45.7), 鈴張川流域=(8, 8.5), 吉山川流域=(8, 9.4), 小河内川流域=(8, 7.5), 根谷川流域=(5, 7.4), 山倉川流域=(9, 2.6), 三篠川流域=(7, 13.1), 大毛寺川流域=(9, 6)
		指定河川洪水予報 による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm
			山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上	
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ^{*2}	
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下 ^{*3}	
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下 ^{*4}	
	着水		
	着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*4} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安芸区	府県予報区	広島県				
	一次細分区域	南部				
	市町村等をまとめた地域	広島・呉				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	118		
	洪水		流域雨量指数基準	瀬野川流域=17.2, 矢野川流域=8.8, 熊野川流域=11.2		
			複合基準 ^{*1}	瀬野川流域=(8, 17.2), 矢野川流域=(8, 7.9)		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm		
			山地	12時間降雪の深さ45cm		
波浪	有義波高	2.5m				
高潮	潮位	2.5m				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11			
		土壌雨量指数基準	93			
	洪水		流域雨量指数基準	瀬野川流域=13.7, 矢野川流域=7, 熊野川流域=8.9		
			複合基準 ^{*1}	瀬野川流域=(8, 13.7), 矢野川流域=(5, 7), 熊野川流域=(8, 8.9)		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	12m/s		
			海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
			海上	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm		
			山地	12時間降雪の深さ25cm		
	波浪	有義波高	1.5m			
	高潮	潮位	2.1m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧	視程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%				
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ^{*2}				
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下 ^{*3}				
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下 ^{*4}				
	着氷					
	着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃				
	記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

^{*4} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年3月24日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 佐伯区	府県予報区	広島県			
	一次細分区域	南部			
	市町村等をまとめた地域	広島・呉			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準		16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準		116
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(やはたがわ)流域=21, 石内川流域=10.7, 岡ノ下川流域=12.8, 打尾谷川流域=10.1, 水内川流域=23.1, 伏谷川流域=8.8		
		複合基準 * ¹	太田川流域=(8, 45.5), 八幡川(やはたがわ)流域=(8, 18.9), 石内川流域=(8, 9.5), 打尾谷川流域=(8, 9), 伏谷川流域=(8, 7.9)		
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
			山地	12時間降雪の深さ45cm	
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	91		
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(やはたがわ)流域=16.8, 石内川流域=8.5, 岡ノ下川流域=10.2, 打尾谷川流域=8, 水内川流域=18.4, 伏谷川流域=7		
		複合基準 * ¹	太田川流域=(5, 40.9), 八幡川(やはたがわ)流域=(5, 16.2), 石内川流域=(5, 8.5), 打尾谷川流域=(8, 8), 水内川流域=(9, 14.7), 伏谷川流域=(8, 5.6)		
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%			
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 * ²			
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下 * ³			
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下 * ⁴			
	着氷				
	着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

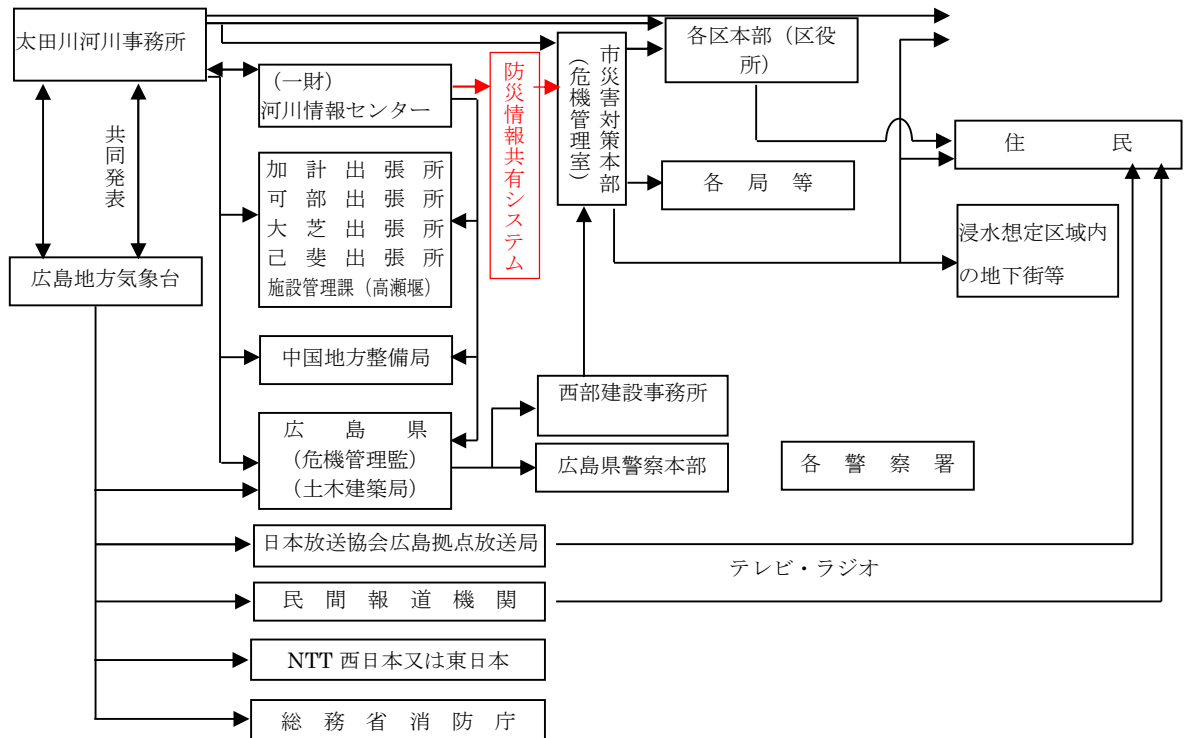
*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	121
第3節 気象情報等の収集及び伝達	
第2 気象情報等の収集及び伝達 2 洪水予報 (4) 受信及び伝達 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
防災情報共有システムの更新に伴う情報受信経路の追加
第2 気象情報等の収集及び伝達 2 洪水予報 (4) 受信及び伝達 (修正(案)119ページ参照)

2 洪水予報

(4) 受信及び伝達



修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	127～132
第3節 情報の収集及び伝達	
第2 気象情報等の収集及び伝達	
5 ダム等の放流に関する情報	
(1) ダム等の情報発表機関、情報の種類と内容及び伝達経路 (略)	
表3-3-2 温井ダムの放流に関する通知の種類と内容 (略)	
図3-3-1 温井ダムの放流に関する通知の伝達経路 (略)	
表3-3-3 高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容 (略)	
図3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路 (略)	
表3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容 (略)	
図3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路 (略)	
表3-3- <u>6</u> 中国電力のダムの放流に関する通知 (略)	
図3-3- <u>5</u> 中国電力のダムの伝達経路 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
ダムに関する放流通知の修正および追加
第2 気象情報等の収集及び伝達 5 ダム等の放流に関する情報 (1) ダム等の情報発表機関、情報の種類と内容及び伝達経路 (修正(案)121ページ参照) 表3-3-2 温井ダムの放流に関する通知の種類と内容 (修正(案)122～123ページ参照) 図3-3-1 温井ダムの放流に関する通知の伝達経路 (修正(案)123ページ参照) 表3-3-3 高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容 (修正(案)123ページ参照) 図3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路 (修正(案)123ページ参照) 表3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容 (修正(案)124～125ページ参照) 図3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路 (修正(案)125ページ参照) 表3-3- <u>6</u> <u>梶毛ダムの放流に関する通知の種類と内容</u> (修正(案)126ページ参照) 図3-3- <u>5</u> 梶毛ダムの放流に関する通知の伝達経路 (修正(案)127ページ参照) 表3-3- <u>7</u> 中国電力のダムの放流に関する通知 (修正(案)127ページ参照) 図3-3- <u>6</u> 中国電力のダムの伝達経路 (修正(案)127ページ参照)

5 ダム等の放流に関する情報

【関係法令：河川法第 48 条、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条】

ダム放流の水位上昇に伴い影響のある河川流域の危害を防止するため、ダム管理者は本市等にダムの放流に関する通知をするとともに、一般住民に周知させるためにサイレン、拡声器、立札により警告を行う。

(1) ダム等の情報発表機関、情報の種類と内容及び伝達経路

各発表機関から F A X で受信する。

名 称	発表機関	情報の種類と内容	伝達経路
温 井 ダ ム	中国地方整備局温井ダム管理所	表 3 - 3 - 2	図 3 - 3 - 1
高 瀬 堰	〃 太田川河川事務所	表 3 - 3 - 3	図 3 - 3 - 2
祇 園 水 門		表 3 - 3 - 4	図 3 - 3 - 3
大 芝 水 門			
魚 切 ダ ム	西部建設事務所魚切ダム管理事務所	表 3 - 3 - 5	図 3 - 3 - 4
<u>梶 毛 ダ ム</u>	<u>西部建設事務所梶毛ダム事務所</u>	<u>表 3 - 3 - 6</u>	<u>図 3 - 3 - 5</u>
宇 賀 ダ ム	中国電力(株)西部水力センター	表 3 - 3 - <u>7</u>	図 3 - 3 - <u>6</u>
南 原 ダ ム			
明 神 ダ ム			

(2) 本市での情報の活用

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。

(3) 住民への伝達等

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表 3-3-2 温井ダムの放流に関する通知の種類と内容

種 類	内 容
洪水警戒体制の通知	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、__月__日__時に洪水警戒体制に入りました。 今後、ダムは防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量(放流量)を徐々に増加させる予定です。流入量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね1時間前に事前通知します。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。 ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信出来る状態にし、今後のダムからの通知に注意して下さい。
ダム放流開始の通知	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、__月__日__時分から__m³/sの放流を開始します。 ダムは防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保するため、放流量を__日__時頃には__m³/sまで増加させる予定です。 下流河川の水位上昇に注意して下さい。
ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、放流量を__m³/sから__m³/sに増加させる予定です。 下流河川の水位上昇に注意して下さい。 また、河川内へ立ち入らないように注意して下さい。
防災操作(洪水調節)開始の情報	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、ダムへの流入量が洪水量(400 m³/s)に到達したため、__月__日__時__分に防災操作(洪水調節)を開始しました。 今後、ダム放流量を400 m³/sまで徐々に増加させ、その後ダムへ流入する洪水規模により、最大で480 m³/sを下流に放流し、ダム放流量を上回る流入量はダムに貯留します。
【緊急】重要情報 緊急放流 時間前	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では現在、防災操作(洪水調節)を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意して下さい。
【緊急】重要通知 緊急放流 時間前	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、現在、防災操作(洪水調節)を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。 そのため洪水氾濫の恐れがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意して下さい。
【緊急】重要通知 緊急放流 1時間前	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、現在、防災操作(洪水調節)を行っていますが、防災操作(洪水調節)に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。 そのため洪水氾濫の恐れがあります。 緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。
【緊急】重要通知 緊急放流開始	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、計画規模を超える洪水のため、__日__時__分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を開始しました。
緊急放流終了の情報	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、流入量が計画最大のダム流下量(計画最大放流量)を下回ったため、__月__日__時__分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を終了しました。 今後、ダムからの放流量を低下させますが、河川の水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。
防災操作(洪水調節)終了の情報	太田川水系滝山川温井ダム(広島県山県郡安芸太田町)では、ダムへの流入量がダム流下量(放流量)を下回ったため、__月__日__時__分に防災操作(洪水調節)を終了しました。 今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量(放流量)を上限として放流を継続させます。河川水位は徐々に低下していきます。 防災操作(洪水調節)は終了しましたが、河川の水位が平常時の状況に回

	復するまで、引き続き河川の水位に注意して下さい。
洪水警戒体制解除の <u>情報</u>	<u>太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）</u> では__月__日__時に洪水警戒体制を解除しました。 <u>ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、雨量及び下流河川水位の状況から今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。</u>

図 3 - 3 - 1 温井ダムの放流に関する通知の伝達経路

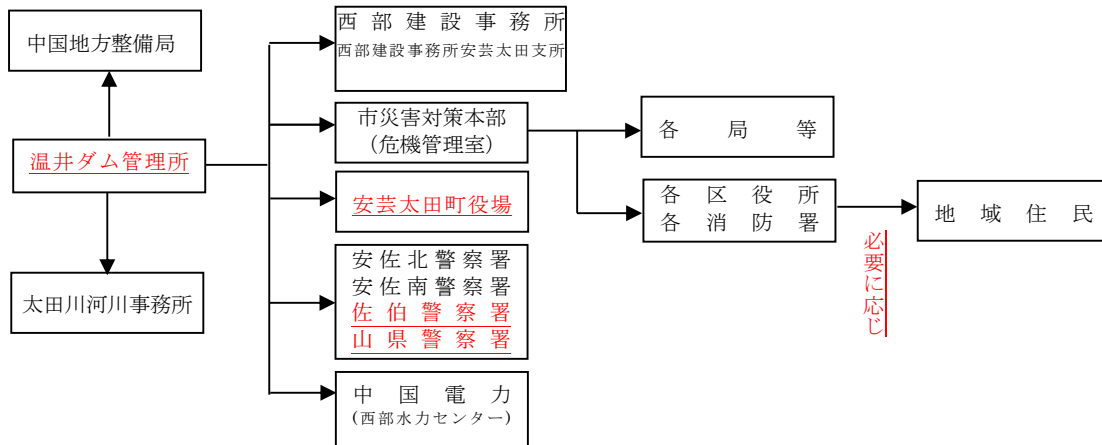


表 3 - 3 - 3 高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容

種 類	内 容
高瀬堰に関する通知	降雨に関する注意報又は警報が発表された時
	高瀬堰は、広島地方気象台__月__日__時__分発表の注意・警報により__時__分から洪水警戒体制に入りました。
	流入量が増加した時
	高瀬堰は、流入量が 230 m^3/s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	各水位観測所の流量増加の時
高瀬堰放流に関する通知	高瀬堰は、__水位観測所の流量が、__ m^3/s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	各地域の雨量増加の時
	高瀬堰は、__流域の__時間連続流域平均累加雨量が__mm を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	洪水警戒体制解除
	高瀬堰への流入量は、__月__日__時__分現在__ m^3/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれが無いと判断されますので、__月__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。
高瀬堰放流に関する通知	流入量増加のための放流
	高瀬堰は、流入量が__ m^3/s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分から堰の貯留水を放流します。
	細則第 14 条ただし書きに該当する放流
	高瀬堰は、__月__日__時__分__のため、__時__分から堰の貯留水を放流します。
高瀬堰放流に関する通知	規則第 18 条に該当する放流
	高瀬堰は、__月__日__時__分__のため、__時__分から堰の貯留水を放流します。
高瀬堰放流に関する通知	ゲート全開の時の通知（内部機関）
	高瀬堰は、__月__日__時__分ゲートを全開しました。

図 3 - 3 - 2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路

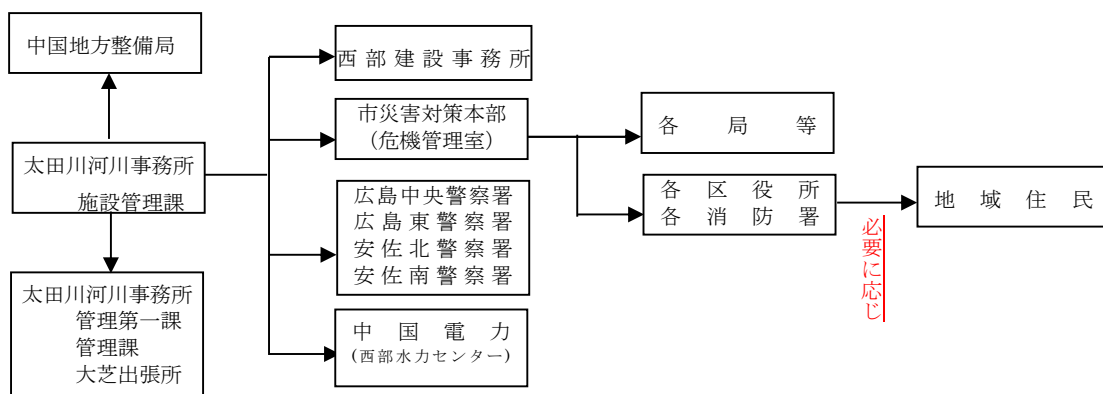


表 3-3-4 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知

洪水が予想されますので、__月__日__時__分頃から、〇〇水門のゲートを開きます。

図 3-3-3 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知の伝達経路

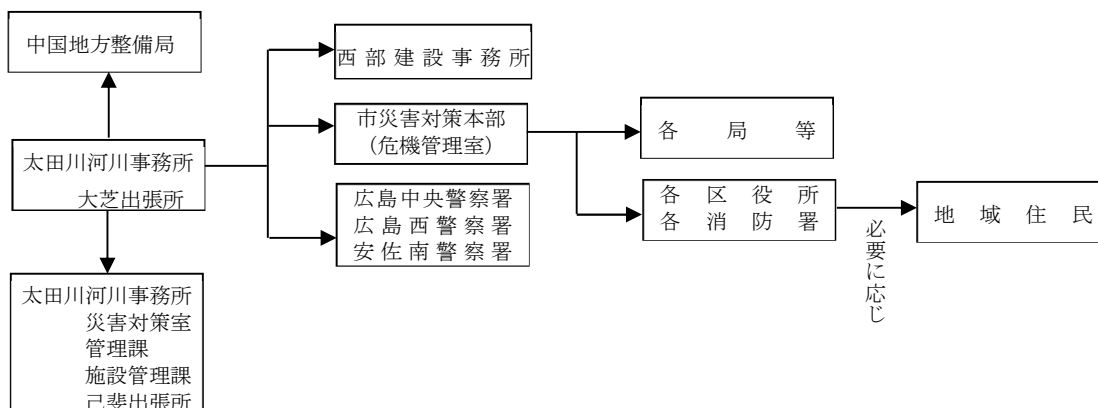


表 3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制通知	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に洪水警戒体制に入りました。 今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。 流入量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね1時間前に事前通知します。 今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。 ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。
放流開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分から放流を開始します。 ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。 下流河川の水位上昇に注意してください。
急激な水位上昇	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、ダム流下量（放流量）を増加させる予定です。 下流河川の急激な水位上昇に注意してください。 また、河川内へ絶対に立ち入らないように注意してください。
洪水調節開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分にダムへの流入量が 洪水量（60.00 m^3/s）に達したため、防災操作（洪水調節）を開始しました。 今後、防災操作（洪水調節）終了まで現在のダム流下量（放流量）を継続し、ダム流下量（放流量）を上回る流入量はダムに貯留します。
洪水調節終了	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分にダムへの流入量が 洪水量（60.00 m^3/s）を下回ったため、防災操作（洪水調節）が終了しました。 今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量（放流量）を上限として放流を継続させます。

	河川水位は徐々に低下していきます。 防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。
<u>緊急放流 時間前</u>	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増え<u>緊急放流（異常洪水時防災操作）</u>を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
<u>緊急放流 1 時間前</u>	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています、 防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える<u>緊急放流（異常洪水時防災操作）</u>を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 <u>緊急放流（異常洪水時防災操作）</u>に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
<u>緊急放流</u> 開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、計画規模を超える洪水のため、__月__日__時__分に<u>緊急放流（異常洪水時防災操作）</u>を開始しました。
<u>緊急放流</u> 終了	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、__月__日__時__分に<u>緊急放流（異常洪水時防災操作）</u>を終了しました。 今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状況が続きますので、注意してください。
洪水警戒体制解除	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。 ダムへの流入量は洪水量 60.00 m^3/s 以下に減少しており、気象情報及び下流河川水位等の状況から、今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

図 3－3－4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路

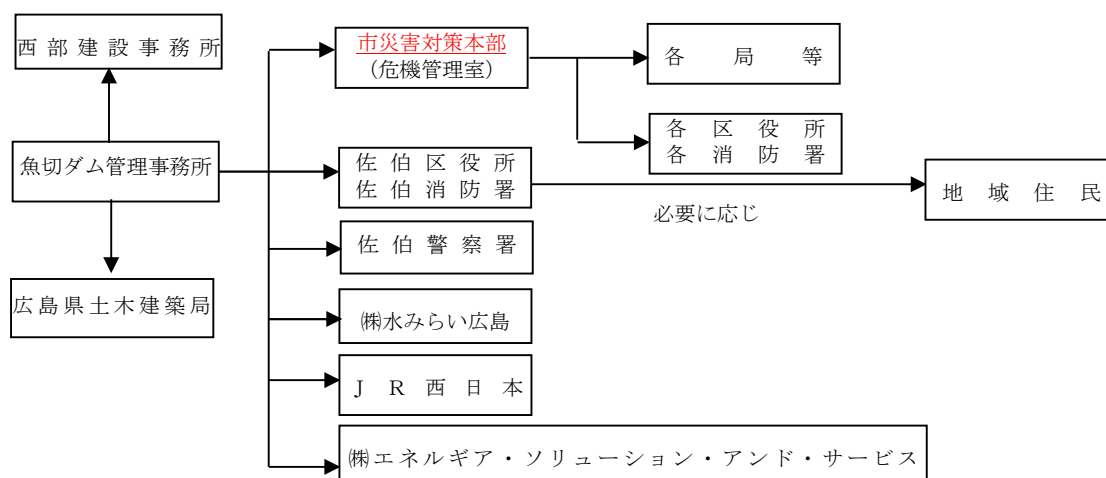


表 3－3－6 梶毛ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制通知	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、 月 日 時 分に洪水警戒体制に入りました。 流入が増加し、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。 今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。 ダムからの通知は F A X により行いますので、F A X を常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。
放流開始	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、 月 日 時 分から m^3/s の放流を開始します。 下流河川の水位上昇に注意してください。
急激な水位上昇	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、ダム流下量（放流量）を増加する予定です。 下流河川の急激な水位上昇に注意してください。 また、河川内へ絶対に立ち入らないように注意してください。
洪水調節開始	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、 月 日 時 分にダムへの流入量が洪水量（$5.00 \text{ m}^3/\text{s}$）に達したため、防災操作（洪水調節）を開始しました。 今後、防災操作（洪水調節）終了まで流入量の一部がダムから越流し、残りをダムに貯留します。 ダム流下量（放流量）は徐々に増加します。
洪水調節終了	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、 月 日 時 分にダムへの流入量が洪水量（$5.00 \text{ m}^3/\text{s}$）を下回ったため、防災操作（洪水調節）が終了しました。 今後、梶毛ダムは、現在のダム流下量（放流量）を上限として越流が継続し、河川水位は徐々に低下していきます。 防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。
緊急放流 1 時間前	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、 月 日 時 分頃から緊急放流（非常用洪水吐からの越流）となり、下流に流れる水量が増えるおそれがあります。そのため、氾濫のおそれがあります。 非常用洪水吐から越流した場合には、氾濫のおそれがあります。 非常用洪水吐から越流した場合には、ただちにその旨を通知します。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
緊急放流開始	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、計画規模を超える洪水のため、 月 日 時 分に緊急放流（非常用洪水吐からの越流）となりました。
緊急放流終了	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、緊急放流（非常用洪水吐からの越流）が 月 日 時 分に終了しました。 今後、ダムからの放流量は減少していきますが、河川水位は引き続き高い状況が続きますので、注意してください。
洪水警戒体制解除	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。 ダムへの流入量は洪水量 $5.00 \text{ m}^3/\text{s}$ 以下に減少しており、気象情報及び下流河川水位等の状況から、今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

図 3-3-5 梶毛ダムの放流に関する通知の伝達経路

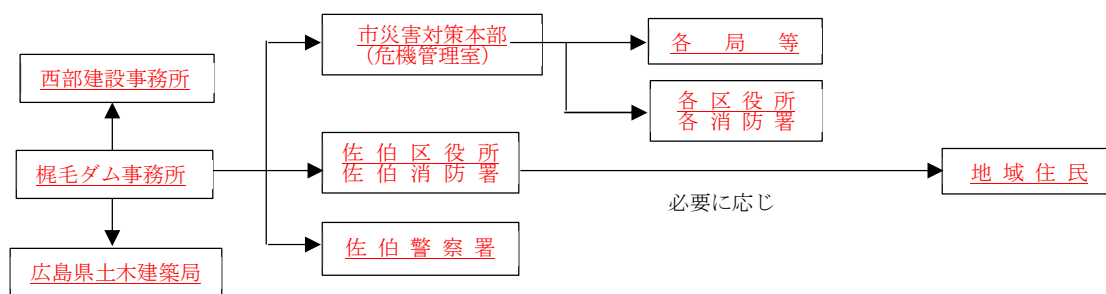
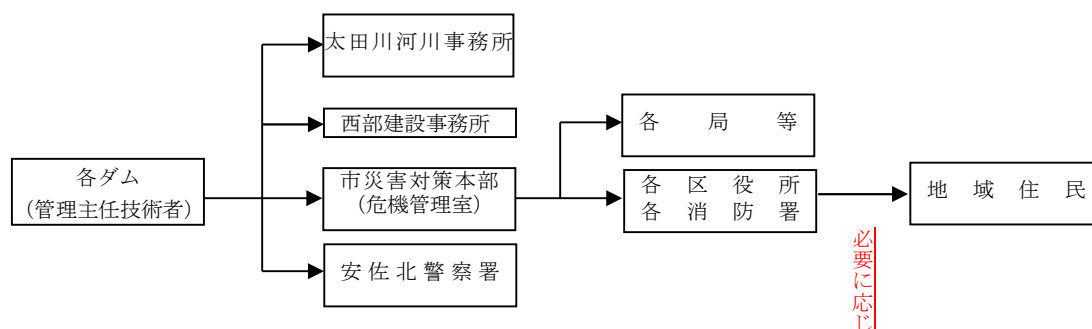


表 3-3-7 中国電力のダムの放流に関する通知

種類	内容
ダム放流開始 予告	〇〇ダムは__日__時__分現在__ m^3/s 程度の流入がありますが、出水が予想されますので、__日__時__分頃から__ m^3/s 程度のダム放流を開始する予定です。 その後の放流量は徐々に増加して、その量が流入量程度になったときから流入量に相当する量を放流する見込みです。
洪水量以上の 放流予告	〇〇ダムは__日__時__分現在__ m^3/s の流入があり、__ m^3/s の放流を行っていますが__日__時__分頃から__ m^3/s (洪水量)以上の放流を行なう予定で、その後放流量は次第に増加する見込みです。
洪水終了	〇〇ダムの放流量は__日__時__分に__ m^3/s (無害流量)に減水しました。これから後もしばらく放流を続けます。
ダム放流終了	〇〇ダムは__日__時__分に洪水吐ゲートを全閉しダムからの放流は終わりました。これで通知の方も終わります。

図 3-3-6 中国電力のダムの伝達経路



修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	129、130
第3節 情報の収集及び伝達	
第2 気象情報等の収集及び伝達 図3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路 図3-3-3 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知の伝達経路 	

修 正 後	
修 正 理 由	
組織再編および実情に合わせた修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達 図3-3-2 高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路 図3-3-3 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知の伝達経路 	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	130
第3節 情報の収集及び伝達	
表3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容	
種類	内容
(新設)	(新設)
洪水警戒体制通知	(略)
放流開始	(略)
急激な水位上昇	(略)
洪水調節開始	(略)
洪水調節終了	(略)
異常洪水時防災操作○時間前	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時○分頃から下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
異常洪水時防災操作1時間前	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています、 防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時○分頃から下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 異常洪水時防災操作に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
異常洪水時防災操作開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、計画規模を超える洪水のため、○月○日○時○分に異常洪水時防災操作を開始しました。
異常洪水時防災操作終了	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、○月○日○時○分に異常洪水時防災操作を終了しました。 今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状況が続きますので、注意してください。
洪水警戒体制解除	(略)
(新設)	(新設)

修 正 後	
修 正 理 由	
事前放流の取組開始に伴う修正	
ダムの放流に関する表現の見直しに伴う修正（国の事務連絡による）	
表3-3-5 魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容	
種類	内容
事前放流体制通知	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、○月○日○時○分に事前放流体制に入りました。 これまでにない規模の豪雨が予想されます。 今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。 ダムからの通知はFAX・Mailにより行いますので、常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。
洪水警戒体制通知	(略)
放流開始	(略)
急激な水位上昇	(略)
洪水調節開始	(略)
洪水調節終了	(略)
緊急放流○時間前	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時○分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
緊急放流1時間前	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています、 防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時○分頃から下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
緊急放流開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、計画規模を超える洪水のため、○月○日○時○分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。
緊急放流終了	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、○月○日○時○分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。 今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状況が続きますので、注意してください。
洪水警戒体制解除	(略)
事前放流体制解除	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、○月○日○時○分に事前放流体制を解除しました。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	134
第3節 情報の収集及び伝達	
第2 気象情報等の収集及び伝達 8 土砂災害警戒情報 (3) 受信及び伝達 <pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[気象庁] A --> C[広島県(砂防課)] C --> D[広島県(危機管理課)] B --> E["(一財)気象業務支援センター"] E -- "民間気象事業者からFAX配信" --> F["市災害対策本部(危機管理室)"] D --> F F --> G[各局等] F --> H["各区本部(区役所)各消防署"] F --> I[地区住民] A --> J[民間報道機関] J --> I K[日本放送協会広島拠点放送局] --> I </pre>	

修 正 後	
修 正 理 由	
情報伝達経路の見直しに伴う修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達 8 土砂災害警戒情報 (3) 受信及び伝達 <pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[気象庁] A --> C[広島県(砂防課)] C --> D[広島県(危機管理課)] B --> E["(一財)気象業務支援センター"] E -- "民間気象事業者からFAX配信" --> F["市災害対策本部(危機管理室)"] D --> F F --> G[各局等] F --> H["各区本部(区役所)各消防署"] F --> I[地区住民] A --> J[民間報道機関] J --> I K[日本放送協会] --> L[日本放送協会広島拠点放送局] L --> I </pre>	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	135
第3節 情報の収集及び伝達	
第2 気象情報等の収集及び伝達 11 竜巻注意情報 (2) 受信及び伝達 <pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[広島県(危機管理課)] A --> C[気象庁] A --> D["(一財)気象業務支援センター"] A --> E[日本放送協会広島拠点放送局] A --> F[民間報道機関] B -- "防シ 災ス 情テ 報ム" --> G[市災害対策本部(危機管理室)] C --> D D -- "民間気象事業者 からFAX配信" --> G G --> H[各局等] G --> I[各区本部(区役所) 各消防署] G --> J[地区住民] E --> J F --> J </pre>	

修 正 後	
修 正 理 由	
情報伝達経路の見直しに伴う修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達 11 竜巻注意情報 (2) 受信及び伝達 <pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[広島県(危機管理課)] A --> C[気象庁] A --> D["(一財)気象業務支援センター"] A --> E[日本放送協会] A --> F[民間報道機関] B -- "防シ 災ス 情テ 報ム" --> G[市災害対策本部(危機管理室)] C --> D D -- "民間気象事業者 からFAX配信" --> G G --> H[各局等] G --> I[各区本部(区役所) 各消防署] G --> J[地区住民] E --> J F --> J </pre>	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	138
第3節 情報の収集及び伝達	
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 図3-3-7 道路・橋梁情報体系 凡 例 県総合行政通信網（衛星回線） 市防災行政無線 その他の通信手段	

修 正 後	
修 正 理 由	組織名称の変更に伴う修正
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 図3-3-7 道路・橋梁情報体系 凡 例 県総合行政通信網（衛星回線） 市防災行政無線 その他の通信手段	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第 3 章 災害応急対策	140
第 3 節 情報の収集及び伝達	
第 3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 図 3-3-9 ライフライン情報体系 【情報供給側】 【情報需要側】 市災害対策本部 ①下水道施設の破損・復旧状況 ②給水拠点の被害状況 ③給水管路の被害情報 ④断水状況 西日本電信電話㈱広島支店 ①通信設備の被害・復旧状況 ②110番、118番、119番の故障状況 ③通信の輻輳状況 広島ガス㈱ ①ガス漏れ情報 ②ガス供給停止情報 ③ガス供給復旧情報 中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター ①停電被害情報 ②停電復旧情報 中国四国農政局広島支所 中国経済産業局 中国四国産業保安監督部 陸上自衛隊 日本赤十字社広島県支部 広島市域医師会 広島県看護協会 日本放送協会広島拠点放送局 中国放送 広島テレビ放送 広島ホームテレビ テレビ新広島 広島エフエム放送 区災害対策本部 凡 例 県総合行政通信網（衛星回線） 市防炎行政無線 その他の通信手段	

修 正 後
修 正 理 由
組織名称の変更に伴う修正
第 3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 図 3-3-9 ライフライン情報体系 【情報供給側】 【情報需要側】 市災害対策本部 ①下水道施設の破損・復旧状況 ②給水拠点の被害状況 ③給水管路の被害情報 ④断水状況 西日本電信電話㈱中国支店 ①通信設備の被害・復旧状況 ②110番、118番、119番の故障状況 ③通信の輻輳状況 広島ガス㈱ ①ガス漏れ情報 ②ガス供給停止情報 ③ガス供給復旧情報 中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター ①停電被害情報 ②停電復旧情報 中国四国農政局広島県拠点 中国経済産業局 中国四国産業保安監督部 陸上自衛隊 日本赤十字社広島県支部 広島市域医師会 広島県看護協会 日本放送協会広島拠点放送局 中国放送 広島テレビ放送 広島ホームテレビ テレビ新広島 広島エフエム放送 区災害対策本部 凡 例 県総合行政通信網（衛星回線） 市防炎行政無線 その他の通信手段

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	141
第3節 情報の収集及び伝達	
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 (1) 被害報告要領 ア 概況報告 災害発生後概ね1時間～2時間以内に住民からの通報、警察署・各局等その他の防災関係機関等 の間での情報交換、庁舎周辺の状況の確認、参集職員から参集途上の状況聴取等により市内の被害 状況の概要を全般的に把握し、 <u>迅速を第一に様式3-3-1により報告</u> する。 (略) ウ 被害集計報告 (7) 中間報告 区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、 <u>様式3-3-1（被害総括表）</u> により区 域内の被害状況を集計し、逐次危機管理室へ報告する。	

修 正 後
修 正 理 由
被害情報伝達経路の記載内容が広島市防災情報共有システム運用開始後の内容を反映していなかったた め、内容の反映及び不要様式の削除
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 (1) 被害報告要領 ア 概況報告 災害発生後概ね1時間～2時間以内に住民からの通報、警察署・各局等その他の防災関係機関等 の間での情報交換、庁舎周辺の状況の確認、参集職員から参集途上の状況聴取等により市内の被害 状況の概要を全般的に把握する。 (略) ウ 被害集計報告 (7) 中間報告 区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、 <u>広島市防災共有システム</u> により区域内の 被害状況を集計し、逐次危機管理室へ報告する。

修 正 前

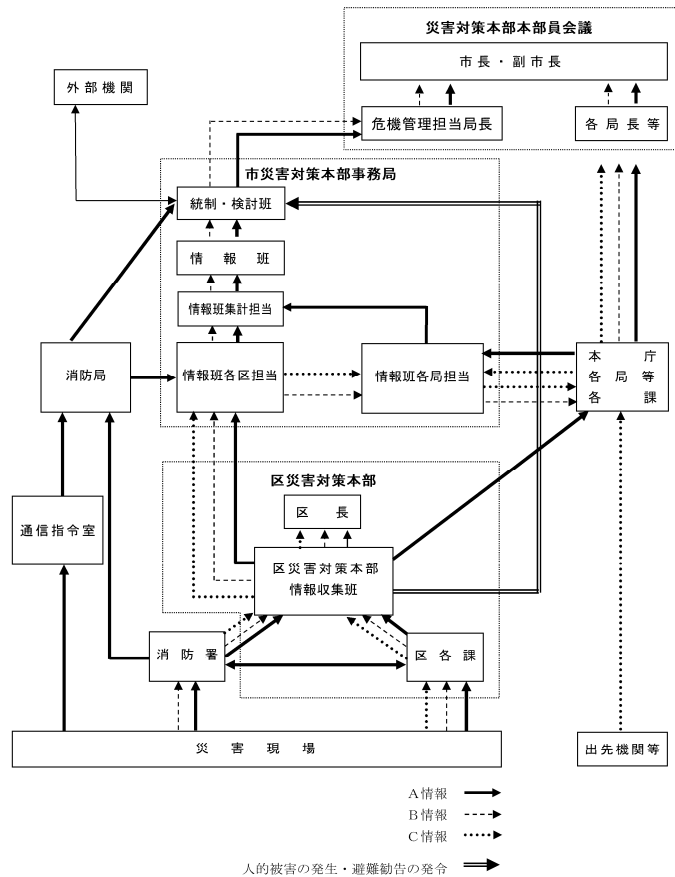
基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

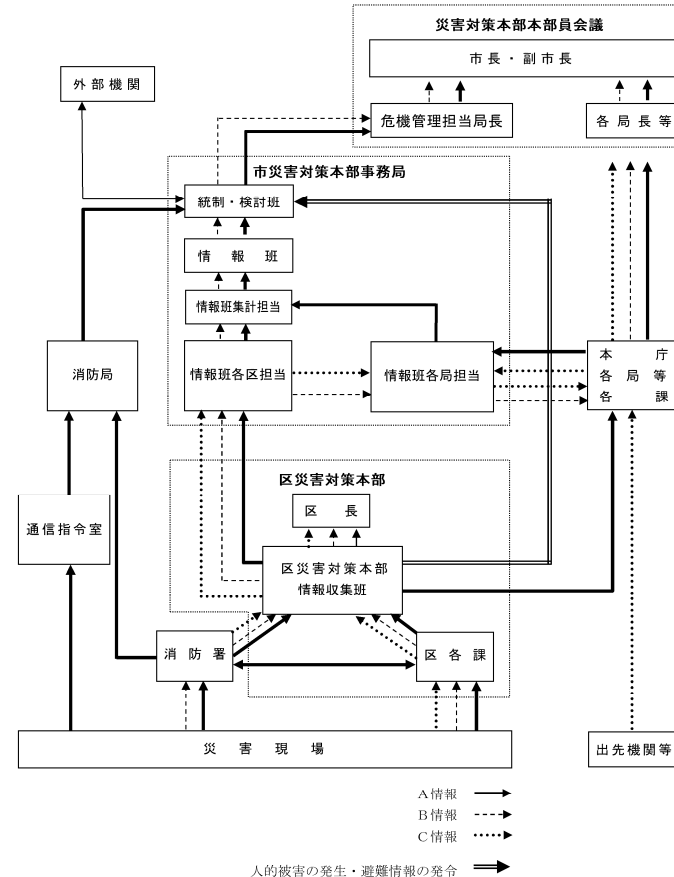
144



修 正 後

修 正 理 由

被害情報伝達経路の記載内容が広島市防災情報共有システム運用開始後の内容を反映していなかったため、内容の反映及び不要様式の削除



修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	145
第3節 情報の収集及び伝達	
[被害情報の報告要領]	

修 正 後	
修 正 理 由	
被害情報伝達経路の記載内容が広島市防災情報共有システム運用開始後の内容を反映していなかったため、内容の反映及び不要様式の削除	
[被害情報の報告要領]	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	146
第3節 情報の収集及び伝達	
1 人的被害情報の伝達経路 ① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。 ・市災害対策本部・統制・検討班へ電話報告（ただし、統制・検討班が話中のときは、情報班各局担当へ報告） ・<u>〔付属様式1〕、〔付属様式1－2〕を確認できる範囲で作成及び提出（統制・検討班 81－6901～6902）</u> ② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。 ③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。 ・市災害対策本部・統制・検討班へ電話報告（ただし、統制・検討班が話中のときは、情報班各区担当へ報告） ・<u>〔付属様式1－2〕、〔付属様式3〕を確認できる範囲で作成及び提出（統制・検討班 81－6901～6902）</u> ④ 人的被害の通報報告を受けた統制・検討班は、(1)情報班集計担当、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。 ⑤ 総務班庶務担当は、情報班集計担当の指示により広島県防災情報システムに人的被害情報を入力する。 ⑥ 情報班集計担当は、<u>〔付属様式1〕及び〔付属様式3〕</u>の情報により、人的被害情報を<u>県防災行政無線FAX</u>により、県危機管理課へ報告<u>〔付属様式2〕</u>する。 統制・検討班は、人的被害情報を自衛隊へ情報提供する。 ⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、<u>報道用Fネット</u>により報道機関へ情報提供を行う。 ⑧ 情報班集計担当は、<u>1～数時間毎（災害収束状況に応じ、報告時期は統制・検討班と適宜調整する。）に被害集計表〔付属様式4〕を作成し、統制班へ報告する。</u> ⑨ 情報班各区担当は、上記④により周知された人的被害情報を<u>関係する区に</u>、直ちに電話報告する。 2 その他の被害情報の伝達経路 ⑩ 区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ、<u>区域内の被害情報を確認できる範囲内で、その都度、〔付属様式3〕を作成し、</u>市災害対策本部・情報班各区担当へ報告する。 ⑪ <u>情報班各区担当は、受信した被害情報を〔付属様式4〕及び〔付属様式5～5－6〕にとりまとめ、情報班集計担当へ報告する。</u> ⑫ 情報班集計担当は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、<u>1～数時間毎（災害収束状況に応じ、報告時期は統制・検討班と適宜調整する。）に被害集計表〔付属様式4〕及び〔付属様式5～5－6〕を作成し、統制・検討班へ報告する。</u> ⑬ 統制・検討班は、必要に応じ、(1)情報班集計担当、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。 ⑭ 総務班広報担当は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、<u>報道用Fネットにより</u>報道機関へ情報提供を行う。 ⑮ <u>情報班集計担当は、各局・区・署等へ一斉FAXにより情報提供を行う。（被害集計表〔付属様式4〕）</u> ⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して報告する。 統制・検討班は、被害情報を自衛隊へ情報提供する。 ⑰ 情報班各局担当は、各局等に属する情報及び被害状況を情報班各局担当へ報告する。 ⑱ 各局等担当班は、各局等から受信した被害状況等を、情報班集計担当へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示）する。 ⑲ 統制・検討班は、中国電力ネットワーク、N T Tから被害状況を受信した場合は、事務局内へ周知（掲示）する。 ⑳ 統制・検討班は、必要に応じ、上記⑱及び㉑の情報を関係部署へ伝達する。 ㉒ 監視班は、必要に応じ、情報班各区担当を通じて各区に対して避難勧告発令等の助言を行う	

修 正 後	
修 正 理 由	
被害情報伝達経路の記載内容が広島市防災情報共有システム運用開始後の内容を反映していなかったため、内容の反映及び不要様式の削除	
1 人的被害情報の伝達経路 ① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。 ・市災害対策本部・統制・検討班へ電話報告（<u>統制・検討班 81－6901～6902</u>）ただし、統制・検討班が話中のときは、情報班各局担当へ報告） ・被害の詳細については、状況が判明次第、統制・検討班へ電話報告を行う。統制・検討班から要請があった場合、<u>〔付属様式1〕を作成及び提出する。また、市災害対策本部派遣要員は、消防局情報通信端末を市災害対策本部に持参し、情報通信端末を通じて情報の共有を行う。</u> ② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。 ③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。 ・市災害対策本部・統制・検討班へ電話報告（<u>統制・検討班 81－6901～6902</u>）ただし、統制・検討班が話中のときは、情報班各区担当へ報告） ・確認できる範囲で、<u>広島市防災情報共有システムに被害報告を入力する。</u> ④ 人的被害の通報報告を受けた統制・検討班は、(1)情報班集計担当、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。 ⑤ 総務班庶務担当は、情報班集計担当の指示により広島県防災情報システムに人的被害情報を入力する。 ⑥ 情報班集計担当は、<u>広島市防災情報共有システム</u>の情報により、人的被害情報を県危機管理課へ報告する。 統制・検討班は、人的被害情報を自衛隊へ情報提供する。 ⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。 ⑧ 情報班集計担当は、<u>総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を</u>報告する。 ⑨ 情報班各区担当は、<u>関係する区へ</u>、上記④により周知された人的被害情報を直ちに電話報告する。 ⑩ <u>各消防署は、人的被害情報を覚知した際に、〔付属様式2〕〔付属様式3〕を確認できる範囲で作成し、区災害対策本部・情報収集班に提出する。</u> 2 その他の被害情報の伝達経路 ⑪ 区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ<u>区域内の被害情報を収集することに努め、確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力し、</u>市災害対策本部・情報班各区担当へ報告する。 ⑫ 情報班集計担当は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、<u>総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を</u>報告する。 ⑬ 統制・検討班は、必要に応じ、(1)情報班集計担当、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。 ⑭ 総務班広報担当は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。 ⑮ <u>各局・区・署等は、防災情報共有システムにより、被害情報を適宜確認する。</u> ⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して報告する。 統制・検討班は、被害情報を自衛隊へ情報提供する。 ⑰ 情報班各局担当は、各局等に属する情報及び被害状況を情報班各局担当へ報告する。 ⑱ 各局等担当班は、各局等から受信した被害状況等を情報班集計担当へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示）する。 ⑲ 統制・検討班は、中国電力ネットワーク、N T Tから被害状況を受信した場合は、事務局内へ周知（掲示）する。 ⑳ 統制・検討班は、必要に応じ、上記⑱及び㉑の情報を関係部署へ伝達する。 ㉒ 監視班は、必要に応じ、情報班各区担当を通じて各区に対して避難情報発令等の助言を行う。 ㉓ <u>各消防署は、〔付属様式1〕を提出し、119番通報状況を区災害対策本部・情報収集班に情報共有する。</u>	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 147～149
第3章 災害応急対策	
第3節 情報の収集及び伝達	
付属様式1（略）	
付属様式1―2（略）	
付属様式2（略）	

修 正 後
修 正 理 由
被害情報伝達経路の記載内容が広島市防災情報共有システム運用開始後の内容を反映していなかったため、内容の反映及び不要様式の削除
付属様式1（修正（案）140 ページ参照）
付属様式2（修正（案）141 ページ参照）
付属様式3（修正（案）142 ページ参照）

119番通報状況

[illegible]

-141-

人の被害情報速報（個表）

受付番号			
受付日時	年	月	日 時 分
発生日時	年	月	日 時 分
発生場所			
被災者	氏名（ふりがな）		
	性別		
	生年月日	年 月 日生（満 才）	
	住所		
程度及び状況	程度		
	搬送先		
	状況		
備考			

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 150～159
第3章 災害応急対策	
第3節 情報の収集及び伝達	
付属様式3（略）	
付属様式4（略）	
付属様式5（略）	
付属様式5－2（略）	
付属様式5－3（略）	
付属様式5－4（略）	
付属様式5－5（略）	
付属様式5－6（略）	
様式3－3－1（略）	

修 正 後
修 正 理 由
被害情報伝達経路の記載内容が広島市防災情報共有システム運用開始後の内容を反映していなかったため、内容の反映及び不要様式の削除
削除

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	177、178
第7節 給水及び上水道施設応急対策	
災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。 (略) 第2 組織及び体制 1 事故対策本部の設置 災害・非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する災害・事故対策本部を設置する。 (略) 4 連絡員及び総括連絡員の職務 (3) 連絡系統 事故対策本部連絡系統図	

修 正 後
修 正 理 由
組織名称の変更に伴う修正
災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急<u>用</u>資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。 (略) 第2 組織及び体制 1 <u>災害</u>・事故対策本部の設置 災害・非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する災害・事故対策本部を設置する。 (略) 4 連絡員及び総括連絡員の職務 (3) 連絡系統 <u>災害</u>・事故対策本部連絡系統図

修 正 前					
基本・風水害対策編				頁	
第3章 災害応急対策				179	
第7節 給水及び上水道施設応急対策					
第3 給水対策					
1 給水方法					
給水タンク等の応急給水用資機材により近くの拠点給水施設から取水し、市災害対策本部及び事故対策本部の指定する場所において給水する。また、応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上に仮設給水栓を設置し給水する。					
(略)					
4 給水能力 (令和2年4月1日現在)					
給水用資機材名	容 量 (ℓ)	数 量 (台、基、個)	給水能力 (ℓ)	給水量 (ℓ／日)	給水可能人口 (人／日)
給 水 車	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮 設 給 水 栓	3 栓式	13	12,960	168,480	56,160
	4 栓式	21	17,280	362,880	120,960
	8 栓式	66	34,560	2,280,960	760,320
計				2,955,320	985,105
(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ／日として算定。					
② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、5回として算定。					

修 正 後					
修 正 理 由					
組織名称の変更に伴う修正及び時点修正					
第3 給水対策					
1 給水方法					
給水タンク等の応急給水用資機材により近くの拠点給水施設から取水し、市災害対策本部及び 災害・事故対策本部 の指定する場所において給水する。また、応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上に仮設給水栓を設置し給水する。					
(略)					
4 給水能力 (令和3年4月1日現在)					
給水用資機材名	容 量 (ℓ)	数 量 (台、基、個)	給水能力 (ℓ)	給水量 (ℓ／日)	給水可能人口 (人／日)
給 水 車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮 設 給 水 栓	3 栓式	15	24,955	374,325	124,775
	4 栓式	21	33,274	698,754	232,918
	8 栓式	61	33,274	2,029,714	676,571
計				3,262,793	1,087,595
(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ／日として算定。					
② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、5回として算定。					

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 182
第3章 災害応急対策	
第8節 停電応急対策	
第5 通信機能の確保	
1 特設公衆電話（無償）の整備・要請	
要 請 先	応 答 先
082-505-4800	N T T 西日本 <u>広島</u> 支店災害対策室

修 正 後					
修 正 理 由 組織変更に伴う修正					
第5 通信機能の確保 1 特設公衆電話（無償）の整備・要請 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 請 先</th><th>応 答 先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>082-226-2127</u></td><td>N T T 西日本 <u>中国</u> 支店災害対策室</td></tr> </tbody> </table>		要 請 先	応 答 先	<u>082-226-2127</u>	N T T 西日本 <u>中国</u> 支店災害対策室
要 請 先	応 答 先				
<u>082-226-2127</u>	N T T 西日本 <u>中国</u> 支店災害対策室				

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	183
第8節 停電応急対策	
第9 廃棄物・土砂の処理対策《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・業務第二課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第9 廃棄物・土砂の処理対策 《環境局環境政策課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・業務第二課》 (略)

修 正 前				
基本・風水害対策編				頁
第3章 災害応急対策				192
第13節 保健衛生対策				
第3 被災地域の生活衛生指導				
2 災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い				
区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	(略)		(略)	
	給 食 施 設		不要	給食開始届が必要。 (基本的に平常時の取扱いと同様。)

修 正 後				
修 正 理 由				
食品衛生法の改正により、給食施設の届出が義務付けられたことに伴う修正				
第3 被災地域の生活衛生指導				
2 災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い				
区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	(略)		(略)	
	給 食 施 設		不要	届出が必要。 (基本的に平常時の取扱いと同様。)

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	195, 196
第14節 遺体の捜索・収容及び火葬等対策	
第5 遺体の火葬 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、 <u>湯来火葬場</u> 、五日市火葬場を使用する。 永安館、西風館、可部火葬場、 <u>湯来火葬場</u> 、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、保健医療担当局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。	

修 正 後
修 正 理 由
湯来火葬場の廃止に伴う修正（令和3年2月9日廃止許可処分）
第5 遺体の火葬 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場を使用する。 永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、保健医療担当局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	196
第15節 廃棄物・土砂の処理対策	
第1 特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 組織改正に伴う修正
第1 特別清掃対策部の設置 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 197
第3章 災害応急対策	
第15節 廃棄物・土砂の処理対策	
第2 ごみ及びし尿の処理対策	
2 ごみの処理	
(3) ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》	
(略)	

修 正 後
修 正 理 由 組織改正に伴う変更。
第2 ごみ及びし尿の処理対策 2 ごみの処理 (3) ごみの処分《環境局施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・各清掃工場・玖谷埋立地》 (略)

修 正 後

修 正 理 由

令和3年度から（一財）広島市都市整備公社の処理区域（南区の一部）をし尿収集運搬業務委託業者へ移管したことに伴う、処理区域の修正

第2 ごみ及びし尿の処理対策

3 し尿の処理

(2) し尿の収集運搬

区分	編 成 機 関		処 理 区 域	摘 要
要 請	(一財) 広島市都市整備公社	浄化槽 清掃業 許可業者	中区 東区（旧安芸町 ^{※1} を除く。） 南区（ <u>※2を除く。</u> ） 西区（新庄町を除く。）	① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 ② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ④ 東区（旧安芸町 ^{※1} ）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集 運搬業務 委託業者		<u>南区（※2のみ。）</u> 西区（新庄町） 安佐南区 安佐北区 佐伯区 <u>（区域ごとに、原則として 平時に収集を委託している 業者を指定する。）</u>	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区（旧安芸町） 安芸区	

※1 旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

※2 青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	198
第15節 廃棄物・土砂の処理対策	
第3 災害廃棄物及び土砂の処理対策 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第3 災害廃棄物及び土砂の処理対策 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	202
第17節 輸送対策	
第1 道路交通応急対策 5 交通規制の実施 (3) 緊急通行車両の確認手続き イ 事前届出による確認手続き (7) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使 用される車両に該当し、災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害 応急対策に従事する <u>計画がある</u> 車両	

修 正 後
修正理由 緊急通行車両等事前届出の対象追加に伴う修正 文章の整序
第1 道路交通応急対策 5 交通規制の実施 (3) 緊急通行車両の確認手続き イ 事前届出による確認手続き (7) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用 に使用される車両 <u>若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車 両</u> に該当し、 <u>本計画において</u> 災害対策基本法第50条第1項各号に規定 する災害応急対策に従事する <u>こととしている</u> 車両

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第3章 災害応急対策			204
第17節 輸送対策			
<u>別添2（第2の3関係）</u>			
第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 広島県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	<u>（ ） 局 番</u>	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			
<u>（備考）用紙は、日本工業規格A列5番とする。</u>			

修 正 後			
修 正 理 由			
様式の変更に伴う修正			
第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 広島県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	<u>（ 電話 ）</u>	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			
<u>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。</u>			

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 205
上申書作成例 （略）	

修 正 後
修 正 理 由 現状の手續と文書上の表現を整合させたことに伴う修正
上申書作成例 （修正（案）157 ページ参照）

(上申書作成例)

〈 文 書 番 号 〉
令和 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○
(○○室○○課)

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、災害対策基本法第50条第1項等に規定する災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第21条第1項に規定する地震防災応急対策を実施するために使用することとしている車両は下記のとおりですから、緊急通行車両等事前届出書を提出します。

ついては、当該車両の緊急通行車両等事前届出済証を交付していただくようお願いします。

記

- 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台
(別紙緊急通行車両等事前届出一覧表(○○警察署交付届出)参照)
- 添付書類
 - 緊急通行車両等事前届出書 各2通(計○○通)
 - 自動車検査証の写し 各1通(計○○通)
- その他

_____ ◇ _____ ◇ _____

別紙

緊急通行車両等事前届出一覧表(○○警察署交付届出)

【広島市】

番号	登録(車両)番号	用途	車両の使用者	交付届出事由
1	広島 88 い 1234	市災害対策本部用務 (災対法第60条第1項第9号)	○○室○○課長	新規配備
2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (災対法第60条第1項第9号)	○○局○○課長	新規リース契約

※ 緊急通行車両等事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課(係)の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

修 正 前																						
基本・風水害対策編	頁																					
第3章 災害応急対策	206																					
第17節 輸送対策																						
別記様式1（第2の2関係）																						
<table><tr><td colspan="2">地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書</td><td colspan="2">第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日 広島県公安委員会 殿</td><td colspan="2">左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印</td></tr><tr><td colspan="2">広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 082-245-2111 広島市長 〇 〇 〇 〇</td><td colspan="2"></td></tr></table>	地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書		第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証		年 月 日 広島県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印		広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 082-245-2111 広島市長 〇 〇 〇 〇				<table><tr><td>番 号 欄 に 表 示 されている番号</td><td rowspan="4">(注)</td></tr><tr><td>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）</td></tr><tr><td>住 所</td></tr><tr><td>氏 名</td></tr><tr><td>出 発 地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本員の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td></tr></table>	番 号 欄 に 表 示 されている番号	(注)	車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）	住 所	氏 名	出 発 地		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本員の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	
地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書		第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証																				
年 月 日 広島県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印																				
広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 082-245-2111 広島市長 〇 〇 〇 〇																						
番 号 欄 に 表 示 されている番号	(注)																					
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）																						
住 所																						
氏 名																						
出 発 地																						
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本員の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。																						
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。																						

修 正 後																						
修 正 理 由																						
様式の変更に伴う修正																						
別記様式1（第2の2関係）																						
<table><tr><td colspan="2">地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書</td><td colspan="2">第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日 広島県公安委員会 殿</td><td colspan="2">左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会</td></tr><tr><td colspan="2">届出者住所 (電話) 氏名</td><td colspan="2"></td></tr></table>	地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書		第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証		年 月 日 広島県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会		届出者住所 (電話) 氏名				<table><tr><td>番 号 欄 に 表 示 されている番号</td><td rowspan="4">(注)</td></tr><tr><td>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）</td></tr><tr><td>住 所</td></tr><tr><td>氏 名</td></tr><tr><td>出 発 地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本員の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td></tr></table>	番 号 欄 に 表 示 されている番号	(注)	車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）	住 所	氏 名	出 発 地		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本員の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	
地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書		第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証																				
年 月 日 広島県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会																				
届出者住所 (電話) 氏名																						
番 号 欄 に 表 示 されている番号	(注)																					
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）																						
住 所																						
氏 名																						
出 発 地																						
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本員の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。																						
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。																						

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 217		
第2 海上交通応急対策			
1 海上交通規制の実施責任者			
災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。			
区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
広島港	広島港長 (広島海上保安部長)	船舶交通の安全のため必要 があると認めるときは船舶交 通を制限し又は禁止する。	港 則 法 (第39条)

修 正 後			
修 正 理 由			
港則法の改正に伴う修正			
第 2 海上交通応急対策			
1 海上交通規制の実施責任者			
災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。			
区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
広島港	広島港長 (広島海上保安部長)	船舶交通の安全のため必要があると認めるときは船舶交通を制限し又は禁止することができる。	港 則 法 (第 3 9 条)

修 正 前											
基本・風水害対策編		頁									
第3章 災害応急対策		218									
第17節 輸送対策											
第2 海上交通応急対策 4 流木対策 災害時において、木材の流出防止、木材係留施設の整備、流出が予想される木材の移転等の実施については、貯木場管理者、木材取引業者及びその他木材に対して直接責任のある者が責務を有するものであるが、流出した木材対策として、市長（広島港域内については広島港長）は、次の措置を講じる。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">実 施 要 領</th><th>実施担当機関 (根拠法令)</th></tr> <tr> <td>指 示</td><td>災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。</td><td>広島海上保安部 危機管理室 消防局 〔港則法第26条 災害対策基本法 第59条〕</td></tr> <tr> <td>警戒の区域 設 定</td><td>流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。</td><td>危機管理室 消防局 〔災害対策基本法 第63条〕</td></tr> </table>			実 施 要 領		実施担当機関 (根拠法令)	指 示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 危機管理室 消防局 〔港則法第26条 災害対策基本法 第59条〕	警戒の区域 設 定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	危機管理室 消防局 〔災害対策基本法 第63条〕
実 施 要 領		実施担当機関 (根拠法令)									
指 示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 危機管理室 消防局 〔港則法第26条 災害対策基本法 第59条〕									
警戒の区域 設 定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	危機管理室 消防局 〔災害対策基本法 第63条〕									

修 正 後											
修 正 理 由											
港則法の改正に伴う修正											
第2 海上交通応急対策 4 流木対策 災害時において、木材の流出防止、木材係留施設の整備、流出が予想される木材の移転等の実施については、貯木場管理者、木材取引業者及びその他木材に対して直接責任のある者が責務を有するものであるが、流出した木材対策として、市長（広島港域内については広島港長）は、次の措置を講じる。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">実 施 要 領</th><th>実施担当機関 (根拠法令)</th></tr> <tr> <td>指 示</td><td>災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。</td><td>広島海上保安部 危機管理室 消防局 〔港則法第25条 災害対策基本法 第59条〕</td></tr> <tr> <td>警戒の区域 設 定</td><td>流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。</td><td>危機管理室 消防局 〔災害対策基本法 第63条〕</td></tr> </table>			実 施 要 領		実施担当機関 (根拠法令)	指 示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 危機管理室 消防局 〔港則法第25条 災害対策基本法 第59条〕	警戒の区域 設 定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	危機管理室 消防局 〔災害対策基本法 第63条〕
実 施 要 領		実施担当機関 (根拠法令)									
指 示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 危機管理室 消防局 〔港則法第25条 災害対策基本法 第59条〕									
警戒の区域 設 定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	危機管理室 消防局 〔災害対策基本法 第63条〕									

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	218、219
第17節 輸送対策	
第3 緊急輸送対策 1 緊急輸送車両等の確保 《道路交通局道路管理課、危機管理室》 (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、 <u>各局等が保有するものにあつては道路交通局</u> が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。 なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。 2 緊急輸送車両等の配車 《道路交通局道路管理課》 (1) 市有車両及び民間車両 道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。	

修 正 後
修 正 理 由
分掌事務の所管替えに伴う修正
第3 緊急輸送対策 1 緊急輸送車両等の確保 《 <u>企画総務局総務課</u> 、道路交通局道路管理課、危機管理室》 (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は <u>企画総務局</u> が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。 なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。 2 緊急輸送車両等の配車 《 <u>企画総務局総務課</u> 、道路交通局道路管理課》 (1) 市有車両及び民間車両 <u>企画総務局</u> 、道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	224
第19節 住宅等応急対策	
第4 住宅の応急修理 3 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から <u>1か月以内</u> とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	

修 正 後
修 正 理 由
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の改正に伴う修正
第4 住宅の応急修理 3 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から <u>3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）</u> とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	232
第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等	
第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 2 避難 (2) <u>個別計画</u> が作成されている避難行動要支援者については、 <u>当該個別計画</u> に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。 (3) 避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」の発令があったときは、避難行動要支援者の避難支援を開始する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正に伴う修正
第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 2 避難 (2) <u>個別避難計画</u> が作成されている避難行動要支援者については、 <u>当該計画</u> に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。 (3) 避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「 <u>警戒レベル3 高齢者等避難</u> 」の発令があったときは、避難行動要支援者の避難支援を開始する。

修 正 前

基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	235、236
第2.4節 災害救助法の適用等	

第1 災害救助法による応急救助

1 災害救助法の適用基準

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (<u>H27.10</u> 国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	<u>1,194,034</u> 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を1世帯とする。 なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは3世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなす。（以下同じ。）
中 区	100	<u>136,640</u>	
東 区	100	<u>120,155</u>	
南 区	100	<u>142,728</u>	
西 区	100	<u>190,929</u>	
安佐南区	100	<u>242,512</u>	
安佐北区	100	<u>145,018</u>	
安 芸 区	80	<u>79,353</u>	
佐 伯 区	100	<u>136,699</u>	

2 応急救助の実施

(略)

修 正 後			
修 正 理 由			
時点修正			
第1 災害救助法による応急救助			
1 災害救助法の適用基準			
適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (<u>R2.10</u> 国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	<u>1,200,754</u> 人	被災世帯の適用基準は、全壊 (焼)、流失を1世帯とする。
中 区	100	<u>142,699</u>	
東 区	100	<u>119,353</u>	なお、半壊(焼)する等著し く損傷したときは2世帯、床
南 区	100	<u>145,805</u>	
西 区	100	<u>190,232</u>	上浸水、土砂のたい積等によ り一時的に居住することが
安佐南区	100	<u>247,020</u>	
安佐北区	100	<u>138,979</u>	できないときは3世帯をも って、住家の滅失した1世帯
安 芸 区	80	<u>77,103</u>	
佐 伯 区	100	<u>139,563</u>	とみなす。(以下同じ。)
<u>2 災害が発生するおそれ段階の適用</u>			
<u>災害救助法第2条第2項に基づき、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。</u>			
<u>3 応急救助の実施</u>			
(略)			

修 正 前	
基本・風水害対策編、資料編	頁
第3章 災害応急対策	245
第25節 応援要請及び協力要請	
第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請 3 協力事業者数 <u>403事業者（令和2年11月末現在）</u>	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請 3 協力事業者数 <u>416事業者（令和3年8月末現在）</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	250
第25節 応援要請及び協力要請	
第6 緊急消防援助隊への応援等要請	
3 受入体制	
(3) 緊急消防援助隊の進出拠点は、緊急消防援助隊広島市受援計画「第8 応援部隊の活動等」「1 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート」に規定する場所とする。	
なお、県は進出拠点として広島市立大学、西風新都消防訓練場及び広島県消防学校を指定している。	
(資料編) 3-25-3 緊急消防援助隊広島市受援計画	

修 正 後
修 正 理 由
「広島市消防局緊急消防援助隊受援計画」の改正に伴う修正
第6 緊急消防援助隊への応援等要請 3 受入体制 (3) 緊急消防援助隊の進出拠点は、 <u>広島市消防局緊急消防援助隊受援計画「別表4」</u> に規定する場所とする。 なお、県は進出拠点として広島市立大学、西風新都消防訓練場及び広島県消防学校を指定している。 (資料編) 3-25-3 <u>広島市消防局緊急消防援助隊受援計画</u>

修 正 前				
基本・風水害対策編			頁	
第4章 災害復旧・復興計画			259	
第4節 生活援護計画				
第2 被災者に対する支援				
局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
(略)				
企画総務局	2	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	総務課区政係

修 正 後				
修 正 理 由				
組織改正に伴う修正				
第2 被災者に対する支援				
局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
(略)				
企画総務局	2	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	区政課

修 正 前

基本・風水害対策編

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 5 節 企業等援護計画

頁
269、270

第 1 農林漁業関係の融資

1 農業関係

令和 2 年 9 月 18 日現在

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
(略)						
農 林 漁 業 セーフティ ネット資金	(略)	(略)	<u>0.16%</u>	(略)	(略)	(略)

2 林業関係

令和 2 年 9 月 18 日現在

資金名		融資の 対象	融資限 度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱 金融機関
農 林 漁 業 施設資金	主務大臣 指定施設	(略)	(略)	<u>0.16～0.24%</u>	(略)	(略)	(略)
	共 同 利 用 施 設			<u>0.16～0.30%</u>			
林 業 基 盤 整備資金	造 林			0.16～ <u>0.30%</u>			
				0.16～ <u>0.24%</u>			
	林 道			0.16～ <u>0.30%</u>			
農 林 漁 業 セーフティ ネット資金 (災害等資金)				<u>0.16%</u>			

修 正 後							
修 正 理 由							
年利率の変更							
第 1 農林漁業関係の融資							
1 農業関係							
令和 3 年 10 月 18 日現在							
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関	
(略)							
農 林 漁 業 セーフティ ネット資金	(略)	(略)	<u>0.16</u> ～ <u>0.25</u> %	(略)	(略)	(略)	
2 林業関係							
令和 3 年 10 月 20 日現在							
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣 指定施設	(略)	(略)	<u>0.30</u> %	(略)	(略)	(略)
	共同利用 施 設			<u>0.30</u> %			
林業基盤整備資金	造 林 林 道			0.16～ <u>0.45</u> %			
				0.16～ <u>0.45</u> %			
				0.16～ <u>0.45</u> %			
農林漁業セーフティ イネット資金 (災害等資金)				0.16～ <u>0.25</u> %			

修 正 前						
基本・風水害対策編					頁	
第4章 災害復旧・復興計画					271	
第5節 企業等援護計画						
第1 農林漁業関係の融資						
3 漁業関係						
令和2年9月18日現在						
資金名	融資の 対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱 金融機関
(略)						
農林漁業セーフ ティネット資金 <u>(災害等資金)</u>	(略)					

修 正 後						
修 正 理 由						
資金名の変更に伴う修正						
第1 農林漁業関係の融資						
3 漁業関係						
令和3年10月18日現在						
資金名	融資の 対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱 金融機関
(略)						
農林漁業セーフ ティネット資金	(略)					

修 正 前		
基本・風水害対策編	頁	
第5章 公益事業等防災計画	285	
第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）		
第1 ガス施設の現況		
広島ガスは、広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、及びその周辺の約4.3万戸のお客さまに対し、導管により都市ガスを供給しており、広島地区お客さま件数は、約3.5万戸である。		
(略)		
1 事務所・事業所等 (広島地区)		
名 称	所在地（電話番号）	所 管 業 務
本 社	広島市南区皆実町二丁目 7-1 (082-251-3219)	お客さま対応、供給設備の新設及び維持管理
可部事業所	広島市安佐北区亀山南五丁目 33-1 (090-3176-2795)	お客さま対応、供給設備の維持管理
廿日市工場	廿日市市木材港南 12-20 (0829-32-9802)	都市ガスの製造
2 ガス導管の延長 (広島地区)		
圧力別の導管	ガ ス の 圧 力 範 囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,501
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	265
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	187
高 圧	1.0Mpa 以上	9
合 計		2,962

修 正 後		
修 正 理 由		
時点修正		
第1 ガス施設の現況		
広島ガスは、広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市及びその周辺の約4.2万戸のお客さまに対し、導管により都市ガスを供給しており、広島地区お客さま件数は、約3.5万戸である。		
(略)		
1 事務所・事業所等		(広島地区)
名 称	所在地（電話番号）	所 管 業 務
本 社	広島市南区皆実町二丁目 7-1 (082-251-3219)	お客さま対応、供給設備の新設及び維持管理
可 部 基 地	広島市安佐北区亀山南五丁目 33-1 (090-3176-2795)	供給製造設備の維持管理
廿日市工場	廿日市市木材港南 12-20 (0829-32-9802)	都市ガスの製造
2 ガス導管の延長		(広島地区)
圧力別の導管	ガ ス の 圧 力 範 囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,726
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	300
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188
高 圧	1.0Mpa 以上	20
合 計		3,234

修 正 前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業等防災計画

第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）

頁286

第1 ガス施設の現況

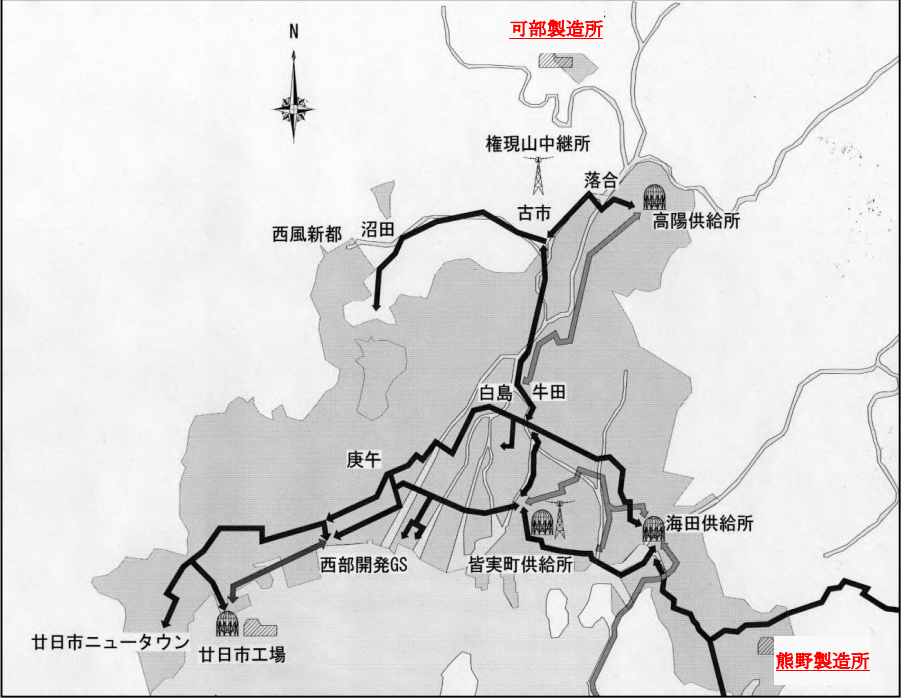
4 ガスホルダー設置数 (広島地区)

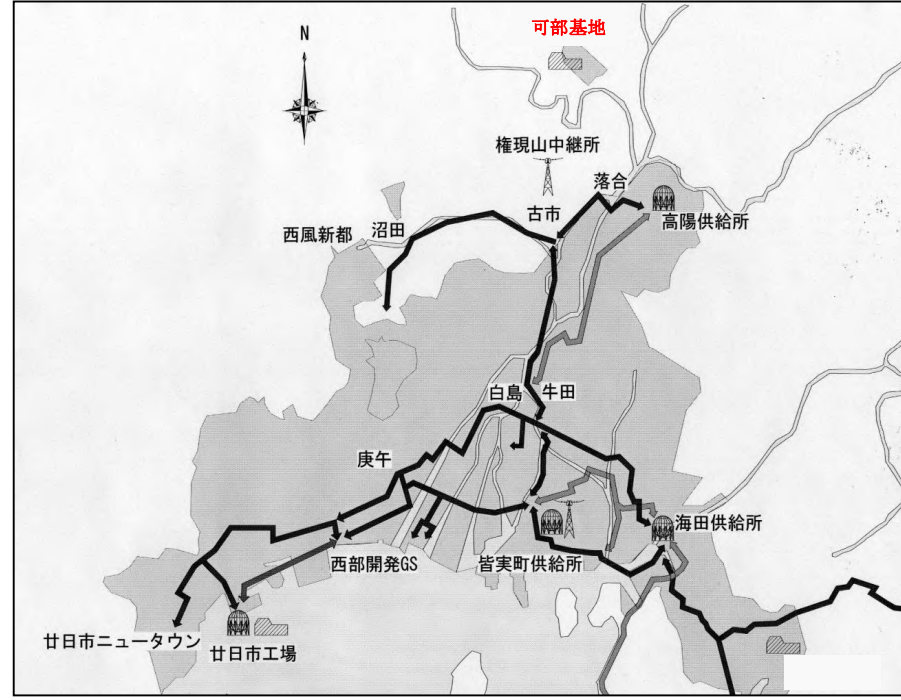
事業場	型式 (圧力 Mpa/cm)	幾何容量 (千m ³)	所在地
海 田	球 形 (0.95)	4	安芸郡海田町明神町 2-118
皆 実	球 形 (0.62)	4	南区皆実町一丁目 10-18
	〃 (0.635)	10	〃
	〃 (0.99)	15	~~11~~
高 陽	球 形 (0.65)	15	安佐北区亀崎四丁目 24-1
廿 日 市	球 形 (0.95)	15	廿日市市木材港南 12-20

5 整圧器設置数 (広島地区)

台 数	530 台
箇所 数	324 ヶ所

修 正 後			
修 正 理 由			
時点修正			
第1 ガス施設の現況			
4 ガスホルダー設置数 (広島地区)			
事業場	型 式 (圧力 <u>MPa</u>)	幾何容量 (千m ³)	所 在 地
海 田	球 形 (0.95)	4	安芸郡海田町明神町 2-118
皆 実	球 形 (0.635)	10	南区皆実町一丁目 10-18
	" (0.99)	15	"
高 陽	球 形 (0.65)	15	安佐北区亀崎四丁目 24-1
廿 日 市	球 形 (0.95)	15	廿日市市木材港南 12-20
5 整圧器設置数 (広島地区)			
台 数		<u>540</u> 台	
箇 所 数		<u>332</u> ヶ所	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	286
第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	
第1 ガス施設の現況 6 供給エリア （広島地区） 	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第1 ガス施設の現況 6 供給エリア （広島地区） 	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	287
第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	
第2 防災措置 1 災害防止のための体制の確立 (略) (1) <u>第1非常態勢 被害又は被害予想が軽度又は局部の場合</u> (2) <u>第2非常態勢 被害又は被害予想が中程度の場合</u> (3) <u>第3非常態勢 被害又は被害予想がはなはだしい場合</u>	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
第2 防災措置 1 災害防止のための体制の確立 (略) (1) <u>第1体制「警戒体制」 災害発生意知情報を把握した場合</u> (2) <u>第2体制「災害対策連絡体制」ガス施設の破損等による異常・被害が比較的軽度な場合</u> (3) <u>第3体制「災害対策本部体制」ガス施設の破損等による異常・被害が甚大な場合</u>

修 正 前

基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	288
第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	

第3 地震災害への対応

2 地震発生に対する諸施策

(5) テレメータ装置による監視

平常時及び地震発生後、供給状態の異常の有無を早期に把握するため、各地区の主要な中央監視制御室にテレメータ装置を設置し、圧力、流量を常時監視している。

3 地震発生時の応急措置

イ 広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区 分		平日・昼間	休日・夜間	備 考
広島ガス(株)	災害対策本部 設置前	<u>保安指令センター TEL 251-3219</u>		TEL251-3219 はガス漏れ、供給支障専用
		<u>導管事業部 供給部</u> <u>保安指令センター</u> <u>TEL 252-3032</u>	<u>宿直</u> <u>TEL 251-3219</u>	
	災害対策本部 設置後	災害対策本部 <u>TEL 251-2162</u> <u>TEL 251-2163</u>		<u>災害優先電話</u>

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

第3 地震災害への対応

2 地震発生に対する諸施策

(5) テレメータ装置による監視

平常時及び地震発生後、供給状態の異常の有無を早期に把握するため、中央監視制御室にテレメータ装置を設置し、各地区の主要な圧力、流量を常時監視している。

3 地震発生時の応急措置

イ 広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区 分		平日・昼間	休日・夜間	備 考
広島ガス(株)	災害対策本部 設置前	<u>導管事業部 供給保安部 保安指令センター</u> <u>TEL 252-3032</u> <u>TEL 251-3219</u>		TEL251-3219 はガス漏れ、供給支障専用
	災害対策本部 設置後	災害対策本部 <u>TEL 251-3189</u>		

修 正 前					
基本・風水害対策編					頁
第 5 章 公益事業等防災計画					290
第 2 節 ガス施設（広島ガス株式会社）					
第 3 地震災害への対応					
4 復旧計画					
別表 1 事故内容と特別出動体制					
特別 出動 体制	事 故 内 容 (例)				
	中毒・爆発	着火・ガス による火災	導管の損壊に よるガスの噴出	供給支障	そ の 他
第 1 次	(略)	(略)	(略)	(略)	○大規模な火災 ○事故による大規模避難 勧告 、 大規模交通制限、家屋の破壊

修 正 後					
修 正 理 由					
時点修正					
第 3 地震災害への対応					
4 復旧計画					
別表 1 事故内容と特別出動体制					
特別 出動 体制	事 故 内 容 (例)				
	中毒・爆発	着火・ガス による火災	導管の損壊に よるガスの噴出	供給支障	そ の 他
第 1 次	(略)	(略)	(略)	(略)	○大規模な火災 ○事故による大規模避難 <u>指示</u> 、 大規模交通制限、家屋の破壊

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第 5 章 公益事業等防災計画	290
第 2 節 ガス施設（広島ガス株式会社）	
第 3 地震災害への対応 4 復旧計画 別表 2 特別出動体制と役割	
特別 出動 態勢	体 制 及 び 役 割
第 1 次	保安主任者 〔担当部長又はマネジャー〕 連絡担当（事業所、消防等との連絡） 広報担当（報道、広報、情報収集） 修繕担当（緊急出動、本修理作業） 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理）
第 2 次	対策本部 本部長 保安統括者 保安主任者 連絡担当（事業所、消防等との連絡） 広報担当（報道、広報、情報収集） 修繕担当（緊急出動、本修理作業） 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理） 保安主任者 庶務担当（庶務全般） 被災調査担当（被災状況調査） 被災対策担当（被災対策） 本部長 導管事業部長 エネルギー事業部長 保安統括者 供給部長 営業技術部長
第 3 次	対策本部 本部長 副本部長 委員 保安統括者 保安主任者 連絡担当（事業所、消防等との連絡） 広報担当（報道、広報、情報収集） 修繕担当（緊急出動、本修理作業） 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理） 保安主任者 庶務担当（庶務全般） 被災調査担当（被災状況調査） 被災対策担当（被災対策） 本部長 副本部長 委員 代表取締役執行役員 導管事業部長 エネルギー事業部長 常勤役員

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第 3 地震災害への対応 4 復旧計画 別表 2 特別出動体制と役割	
特別 出動 態勢	体 制 及 び 役 割
第 1 次	保安主任者 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業）
第 2 次	導管事業部対策室 供給設備部長（代行者3） 設備管理部長（代行者2） 供給保安部長（代行者1） 保安主任者 庶務担当（記録・関連部署への連絡） 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） 室 長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者
第 3 次	災害対策本部 災害対策本部長 災害対策副本部長 各災害対策班長 導管事業部対策室 保安主任者 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 庶務担当（記録・関連部署への連絡） 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） 本 部 長：社長 副本部長：導管事業部長

修正前	
基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	291
第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	
第3 地震災害への対応 4 復旧計画 別表3 <u>保安センター</u>（休日夜間における緊急出動体制） （略） 災害対策本部の組織 災害対策本部 災害優先電話 <u>082-251-2162</u> 本社第4ビル 7階 第1会議室 （凡例） —— 情報伝達経路 ----- 指示伝達経路 ※災害対策本部設置の場合は、経営企画部が報告する。 中国四国産業保安監督部保安課 日本ガス協会 中国・四国部会 日本ガス協会 エネルギー事業部災害対策室（本社第4ビル3階に設置） 室長：営業計画部長 副室長：営業技術部長 エネルギー事業部緊急動員表 専管事業部（供給）災害対策室（本社第1ビル5階に設置） 室長：供給部長 副室長：供給設備部長 内管設備部長 専管事業部緊急動員表 廿日市工場災害対策室（廿日市工場に設置） 室長：工場長 副室長：生産管理グループマネージャー 廿日市工場緊急動員表 備後工場災害対策室（備後工場に設置） 室長：工場長 副室長：製造グループマネージャー 備後工場緊急動員表 警察署・消防署 道路管理者・県消防防災課 電気主任技術者 各部門・関係各社 報道機関 経営企画部 経営推進室 室長 エネルギー事業部 営業計画管理グループマネージャー 専管事業部 供給管理グループマネージャー 資材部 購買グループマネージャー 廿日市工場・東広島製造所 備後工場 連絡担当者 総務部 総務グループマネージャー 広報環境部 部長 IT推進部 IT企画グループマネージャー	

修正後	
修正理由	
時点修正	
第3 地震災害への対応 4 復旧計画 別表3 <u>保安指令センター</u>（休日夜間における緊急出動体制） （略） 災害対策本部の組織 災害対策本部会議 <u>082-251-3189</u> 防災センタービル3階に設置 災害対策本部長 社長執行役員 災害対策副本部長 対外連絡班 班長 経営企画部長 営業班 班長 エネルギー事業部長 供給班 班長 専管事業部長 資材班 班長 資材部長 総務班 班長 総務部長 生産班 （廿日市工場・備後工場） 班長 生産事業部長 原料班 班長 資源・海外業務部 広報班 班長 広報室長 IT班 班長 IT推進部長 人事班 班長 人事部長 経理班 班長 経理部長 （凡例） —— 情報伝達経路 ----- 指示伝達経路 中国四国産業保安監督部保安課 日本ガス協会 中国・四国部会 日本ガス協会 エネルギー事業部災害対策室（本社第4ビル3階に設置） 室長：営業計画部長 副室長：営業技術部長 エネルギー事業部緊急動員表 専管事業部災害対策室（防災センタービル3階に設置） 室長：供給保安部長 副室長：供給設備部長 設備管理部長 専管事業部緊急動員表 警察署・消防署・道路管理者・県消防防災課・地方行政機関・関係会社・関係各社 廿日市工場災害対策室（廿日市工場に設置） 室長：工場長 副室長：生産管理グループマネージャー 廿日市工場緊急動員表 備後工場災害対策室（備後工場に設置） 室長：工場長 副室長：製造グループマネージャー 備後工場緊急動員表 広報（本社第4ビル1階） 報道機関 ※災害対策本部を設置した場合、広島市災害対策本部への連絡は総務班で行う。	

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 293
第5章 公益事業防災計画	
第3節 電信電話施設	
第3 広島市災害対策本部との連携	
区 分	昼 間
N T T 西日本 <u>広島</u> 支店	<u>082-505-4800</u>

修 正 後					
修 正 理 由					
組織変更に伴う修正					
第3 広島市災害対策本部との連携 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>昼 間</th></tr> <tr> <td>N T T 西日本 <u>中国</u> 支店</td><td><u>082-226-2127</u></td></tr> </table>		区 分	昼 間	N T T 西日本 <u>中国</u> 支店	<u>082-226-2127</u>
区 分	昼 間				
N T T 西日本 <u>中国</u> 支店	<u>082-226-2127</u>				

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第5章 公益事業等防災計画			295
第4節 交通輸送施設			
第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部			
2 主な現業機関等			
<u>主な現業機関等</u>			
支社名	区所名	所在地	電話番号
(略)			
広島支社	広島保線区	<u>東区上大須賀町 16-1</u>	261-0516

修 正 後			
修 正 理 由			
施設移転に伴う修正			
第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部			
2 主な現業機関等			
主な現業機関等			
支社名	区所名	所在地	電話番号
(略)			
広島支社	広島保線区	<u>南区松原町 2-37</u>	261-0516

修 正 前			
基本・風水害対策編	頁 313		
第5章 公益事業等防災計画			
第4節 交通輸送施設			
第5 広島電鉄株式会社			
風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、 <u>直ちに応急対策</u> を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。			
1 施設の概況			
(1) 電車事業本部			
イ 車庫の名称、所在地及び保有台数			
(令和2年9月30日現在)			
車 庫 名	所 在 地	車両台数	
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	45 両+17 編成	
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	29 両+2 編成	
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	43 編成	
(2) バス事業本部			
○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表			
(令和 2 年 9 月 30 日現在)			
名 称	所 在 地	車両台数	電 話
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	49 (1)	262-1982
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	53 (1)	569-5050
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	57 (1)	232-6455
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	83 (2)	221-4385
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	56 (1)	941-5565
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河内町二丁目 18-1	60 (1)	231-5171
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860
() 内は、貸切で内数である。			

修 正 後			
修 正 理 由			
現状に即した修正			
第 5 広島電鉄株式会社			
風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、 発災後 7.2 時間を 目安に初動対応 を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸 送を確保することを目的とする。			
1 施設の概況			
(1) 電車事業本部			
イ 車庫の名称、所在地及び保有台数			
(令和 3 年9月30日現在)			
車 庫 名	所 在 地	車両台数	
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9－29	45 両＋18 編成	
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24－59	29 両＋2 編成	
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6－3	42 編成	
(2) バス事業本部			
○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表			
(令和 3 年 9 月 30 日現在)			
名 称	所 在 地	車両台数	電 話
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	50 (0)	262-1982
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	53 (0)	569-5050
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	57 (1)	232-6455
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	85 (2)	221-4385
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	55 (1)	941-5565
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河内町二丁目 18-1	57 (1)	231-5171
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	15 (0)	835-1860
() 内は、貸切で内数である。			

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	313～314
第4節 交通輸送施設	
第5 広島電鉄株式会社 2 災害予防計画 鉄道、若しくは道路上を運行する電車（軌道）、バスにおいては、災害発生時の車両のおかれた地理的状況により、地震災害の態様が異なると予想されるため、乗務員による状況に応じた適切な応急対策が被害の未然防止のうえで最も重要となる。 （略） (1) 防災教育 各営業所では、従業員に対して定期的に次の事項を教育し、防災知識の普及に努める。 ① 地震防災対策の現状 ② 地震災害に関する (2) 防災訓練 ① 地震情報の収集及び伝達 3 応急対策 (1) 防災組織 <u>風水害、火災、地震などによる災害に際しては、その被害を最小限にとどめ、速やかに被害の復旧に当たるとともに、輸送を確保するため、災害対策本部を設置する。</u> ○ 災害対策本部の構成 （略）	

修 正 後
修 正 理 由
現状に即した修正
第5 広島電鉄株式会社 2 災害予防計画 鉄道、若しくは道路上を運行する電車（軌道）、バスにおいては、災害発生時の車両のおかれた地理的状況により、自然災害の態様が異なると予想されるため、乗務員による状況に応じた適切な応急対策が被害の未然防止のうえで最も重要となる。 （略） (1) 防災教育 各営業所では、従業員に対して定期的に次の事項を教育し、防災知識の普及に努める。 ① 防災対策の現状 ② 自然災害に関する知識 (2) 防災訓練 ① 災害情報の収集及び伝達 3 初動対策 (1) 非常事態時の体制 （修正（案）183～185 ページ参照）

3 初動対策

(1) 非常事態時の体制

【レベル1】

災害が予想される場合、被災が軽微な場合、復旧体制が整った場合、その他必要な場合に体制をとる。

状況に応じて各事業本部で対策本部を設置し、逐次総務課に情報を連絡する。

体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。

総務課	・各事業本部との情報連絡 ・マスコミ対応 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信
電車事業本部 対策本部	・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導
バス事業本部 対策本部	・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導
不動産事業本部 対策本部	・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導

【レベル2】

事業本部単位で甚大な被災を被った場合、中期的に復旧が必要な場合に体制をとる。

対策統括本部を設置し、各事業部の対策本部、統括本部事務局は本部長補佐を長とする。

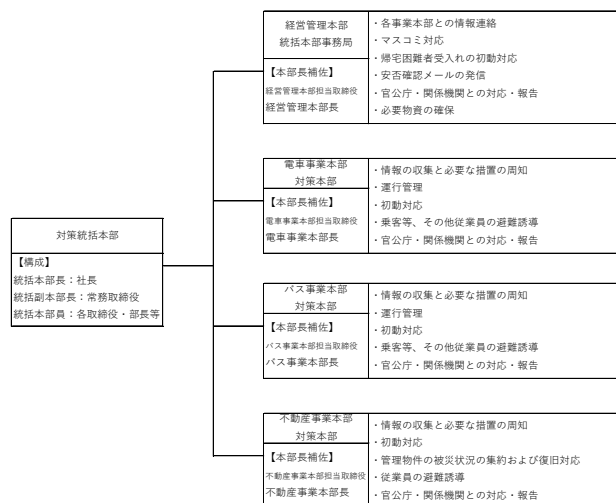
体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。

統括対策本部設置場所

第1拠点 広電本社ビル 広島市中区東千田町二丁目9-29 4階 総務課

第2拠点 広島トランヴェールビルディング 広島市中区紙屋町一丁目2-22 403号室

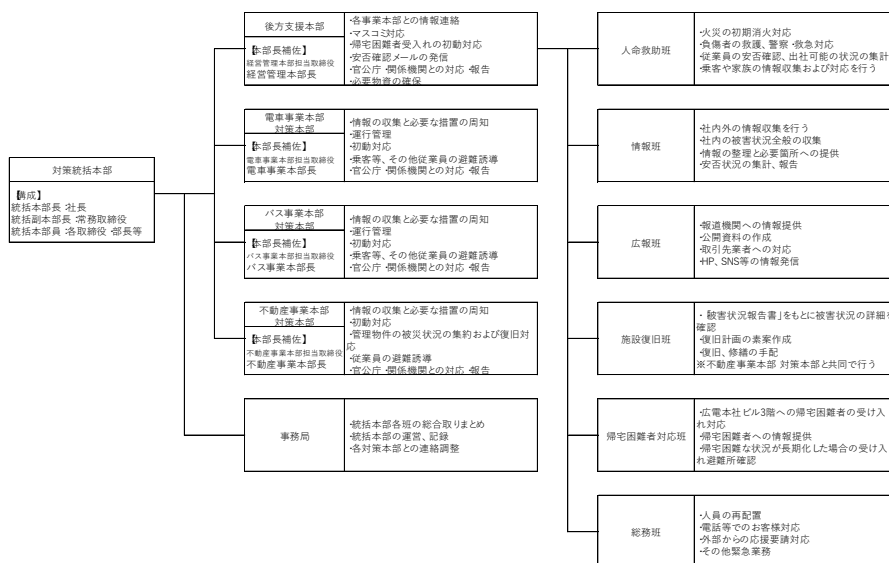
第3拠点 バス事業本部 広島市中区西白島町 24-9



【レベル3-1】（初動対応） 想定日数：3日程度

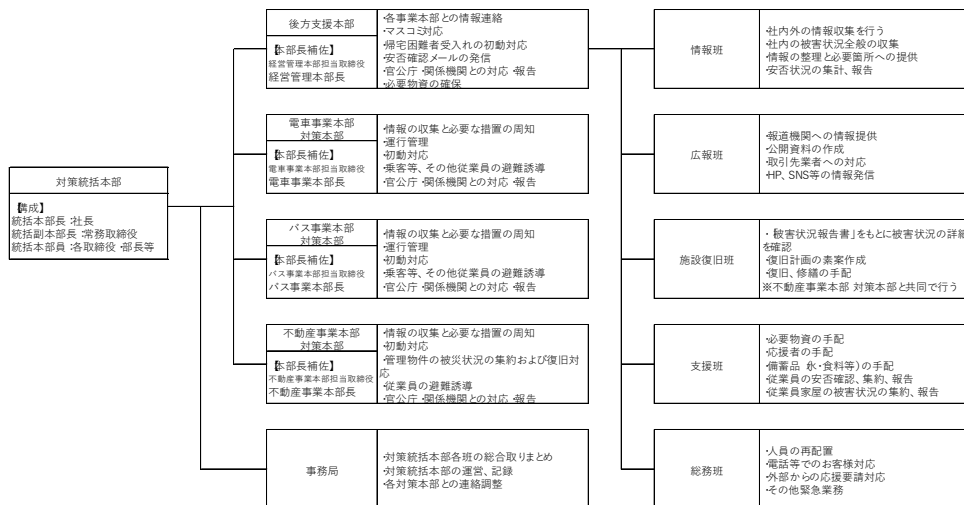
全社的に甚大な被害が及んだ場合、長期的に復旧が必要な場合に体制をとる。本社部門は後方支援本部

にまわり、事業継続に必要な人員を除き初動対応にあたる。



【レベル3-2】（復旧対応） 想定日数：2週間程度

レベル3-1の初動対応が完了後、体制を移行する。



修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 315、316
3 応急対策 (3) <u>応急活動</u>計画 ① 運行状況、災害の状況に関する情報の収集と分析 ② 運行確保 ③ 災害復旧対策 ④ 広報活動 ⑤ 災害調査及び対策 (4) 従業員の非常招集 <u>状況により、災害対策本部構成員により、対策会議を開催し、要員増強の必要を認めた場合は、非番員の招集を行う。</u> (5) 旅客に対する伝達 旅客への伝達は、駅、ターミナル、停留所等において放送又は掲示その他適切な方法で伝達する。	

修 正 後
修正理由 現状に即した修正
3 初動対策 (3) <u>初動対応</u>計画 ① <u>従業員の安否確認</u> ② 運行状況、災害の状況に関する情報の収集と分析 ③ 運行確保 ④ 災害復旧対策 ⑤ 広報活動 ⑥ 災害調査及び対策 (4) <u>人命の保護及び救済</u> <u>旅客等に死傷者があるときは、救急を最優先とし、医療機関、警察署、消防署への通報、運搬依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。</u> (5) 従業員の非常招集 <u>当社の営業区域において対策統括本部の設置基準を満たした場合は、速やかに自己や家族の安全を確保したうえで、非常事態時出勤の対象者は出勤する。</u> <u>家族の安全が確認できない者、出勤時に安全が確保できない者については、上長に報告後、指示を仰ぐ。</u> <u>その他従業員については、対策統括本部の方針決定後に安否確認システム等で指示を行う。</u> (6) 旅客に対する伝達 旅客への伝達は、駅、ターミナル、停留所等において放送又は掲示<u>や当社ホームページ</u>、その他適切な方法で伝達する。

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	316
第4節 交通輸送施設	
3 応急対策 (6) 運行の調整 ア 非常事態発令後の電車・バスの運転は、原則として減速運転を行う。 (7) 施設の緊急点検及び応急補強等 <u>地震</u>発生時の被害・危害を防止するため、施設の点検、整備の再確認と、必要に応じ、応急補強等を行う。 (8) 大規模地震が発生した場合の応急措置 4 災害の復旧及び正常な運行の回復 (2) 前項の目的を達成するための具体的行動は、<u>災害対策本部長</u>の命によるものとする。	

修 正 後
修 正 理 由
現状に即した修正
3 初動対策 (7) 運行の調整 ア 非常事態発令後の電車・バスの運転は、<u>状況に応じた安全確認を行い</u>、原則として減速運転を行う。 (8) 施設の緊急点検及び応急補強等 <u>自然災害</u>発生時の被害・危害を防止するため、施設の点検、整備の再確認と、必要に応じ、応急補強等を行う。 <u>状況確認等を行う場合は、二次災害を防ぐために原則複数人で行動する。</u> (9) 大規模地震が発生した場合の応急措置 (10) <u>この計画に基づいた対応が困難なほど甚大な被害を被った際は、その時取りうる安全対応を心掛けるものとする。</u> 4 災害の復旧及び正常な運行の回復 (2) 前項の目的を達成するための具体的行動は、<u>統括対策本部長</u>の命によるものとする。

修 正 前				
基本・風水害対策編				頁
第 5 章 公益事業等防災計画				324
第 4 節 交通輸送施設				
第 8 瀬戸内海汽船株式会社				
別表				
瀬戸内海汽船・運航船舶の状況				
種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	9 0 2 トン	<u>1</u>	3 0 0 人（3 時間未満）	広島～松山
<u>フェリー</u>	<u>6 9 9 トン</u>	<u>1</u>	<u>3 2 4 人（3 時間未満）</u>	<u>広島～松山</u>
高速船	1 9 0 トン	2	各 1 5 3 人（6 時間未満）	広島～松山
旅客船	6 0 2 トン	1	4 0 0 人（1.5 時間未満）	クルーズ

修 正 後				
修 正 理 由				
フェリー 2 隻の代替建造による項目の修正				
第 8 瀬戸内海汽船株式会社				
別表				
瀬戸内海汽船・運航船舶の状況				
種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	9 0 2 トン	<u>2</u>	<u>各</u> 3 0 0 人（3 時間未満）	広島～松山
高速船	1 9 0 トン	2	各 1 5 3 人（6 時間未満）	広島～松山
旅客船	6 0 2 トン	1	4 0 0 人（1.5 時間未満）	クルーズ

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁 330
第5章 公益事業等防災計画	
第4節 交通輸送施設	
第9 広島ヘリポート管理事務所	
別紙1	
緊急事態等における関係機関	
関 係 機 関	構 成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	・国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所を含む。)
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局 (広島西消防署)
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部 (広島西警察署) ・第六管区海上保安本部 (広島海上保安部) ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県, 広島市, 広島ヘリポート指定管理者
(5) 医療機関	・広島ヘリポート周辺の医療機関
(6) 航空運送事業者等	・第一航空㈱ ・朝日航洋㈱ ・中日本航空㈱ ・オールニッポンヘリコプター㈱
(7) 通信機関	・NTT西日本㈱
(8) ヘリポート関係事業者	・ <u>広島空港ビルディング㈱</u> ・マイナミ空港サービス㈱

修 正 後	
修 正 理 由	
建物の所有権移転に伴う修正	
第9 広島ヘリポート管理事務所	
別紙1	
緊急事態等における関係機関	
関 係 機 関	構 成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	・国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所を含む。)
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局 (広島西消防署)
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部 (広島西警察署) ・第六管区海上保安本部 (広島海上保安部) ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県, 広島市, 広島ヘリポート指定管理者
(5) 医療機関	・広島ヘリポート周辺の医療機関
(6) 航空運送事業者等	・第一航空㈱ ・朝日航洋㈱ ・中日本航空㈱ ・オールニッポンヘリコプター㈱
(7) 通信機関	・NTT西日本㈱
(8) ヘリポート関係事業者	・マイナミ空港サービス㈱

修 正 前	
水防計画	頁
第4章 避難対策	428
第6節 指定緊急避難場所等の開設等	
第6 指定避難所の管理運営 3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の（略）性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のための世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。	

修 正 後
修 正 理 由
防災基本計画の修正に伴う修正
第6 指定避難所の管理運営 3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の（略）性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、 <u>また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう</u> 配慮する。 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のための世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレ・ <u>更衣室・入浴施設等</u> の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

修 正 前	
水防計画	頁
別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所	434～441
別表第2 水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統	
(略) 3 雨量の観測所 (2) 広島県雨量観測所《県道路河川管理課》	

修 正 後
修 正 理 由
防災情報共有システムの更新に伴う情報入手先の変更 現状に即した修正
(修正(案) 192～199 ページ参照) 3 雨量の観測所 (2) 広島県雨量観測所《県道路河川管理課・ <u>河川課</u> 》

別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所

1 水位の観測場所

(1) 広島市水位観測場所《各消防署》

行政区	河川及び岸別	観 測 場 所	観測担当
中 区	元安川左岸	大手町五丁目 21 番 南大橋東詰	中消防署
	旧太田川右岸	舟入本町 20 番 住吉橋西詰	
	天満川左岸	舟入町 8 番 観船橋東詰北側	
南 区	猿猴川右岸	上東雲町（平和橋から東大橋の間）	南消防署
西 区	八幡川右岸	己斐本町二丁目 3 番 4 号 （己斐本町会館東側八幡川水門）	西消防署
	太田川右岸	竜王町（太田川放水路山陽新幹線橋脚 2 本目）	
	八幡川左岸	井口四丁目 1-1（広川スタジオ南西）	
安佐南区	太田川右岸	八木町 39（ハワートンストープ宅北側）	安佐南消防署
	古川右岸	中須二丁目 4 番東側	
	古川左岸	中筋四丁目 19 番西側	
安佐北区	太田川左岸	可部町今井田 太田川漁業組合付近	安佐北消防署
	根の谷川右岸	三入一丁目 土居橋西詰	
	南原川右岸	可部八丁目 南原川樋門付近	
	大毛寺川右岸	亀山九丁目 迎川橋南詰	
	鈴張川左岸	安佐町大字飯室 最高寺橋	
	湯坂川右岸	狩留家町 長町橋	
	三篠川左岸	狩留家町 西中橋	
	小河原川左岸	小河原町 住田橋	
安 芸 区	大山川右岸	白木町小越 関川合流点	安芸消防署
	熊野川右岸	阿戸町舛越 舛越橋	
	瀬野川左岸	上瀬野南一丁目 熊田鉄工(株)前	
	瀬野川右岸	中野三丁目 安芸区役所中野出張所前	

（注）この水位観測場所は、低地等でその流域の危険を予知するうえで重要な場所を示す。

(2) 広島県水位観測所《県西部建設事務所》

河川名	観測 所名	情報 入手先	位 置	堤防高	基準水位（m）			
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位
安 川	上 安	河川情報 センター	安佐南区相田二丁目 地先	5.20 5.20	3.25	2.85	2.70	2.35
瀬 野 川	石 原	〃	安芸郡海田町石原 地先	4.60 4.30	2.90	2.20	1.90	1.10
瀬 野 川	瀬 野	〃	安芸区瀬野一丁目 1123 地先	4.40 4.05	2.00	1.80	1.50	—
八 幡 川	中 地	〃	佐伯区八幡東一丁目 33	4.00 4.75	3.50	3.15	2.50	1.70
三 篠 川	向 原	〃	安芸高田市向原町長田 字田屋 3462-2 地先	4.00 3.12	1.30	1.15	1.05	0.65
根 谷 川	三入南	〃	安佐北区三入三丁目	3.58 3.66	1.65	1.35	1.30	0.75
水 内 川	菅 沢	〃	佐伯区湯来町菅沢 字向志割 531 地先	6.86 6.94	3.50	3.25	2.40	1.50

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	基準水位 (m)				
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
八幡川	小深川	河川情報センター	佐伯区五日市町下小深川椎木 33-3	5.80 4.20	—	—	—	—	—
〃	白 川	〃	佐伯区五日市町向原	5.70 6.78	—	—	—	—	—
石内川	石 内	〃	佐伯区五日市町石内字平田 3712-3	5.23 4.83	—	—	—	—	—
〃	高 井	〃	佐伯区八幡東四丁目 35-5-6 地先	5.46 山付け	—	—	—	—	—
梶毛川	上 中	〃	佐伯区五日市町大字石内 3470-1 地先	5.59 5.59	—	—	—	—	—
猿猴川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	—
京橋川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	—
鈴張川	向 田	〃	安佐北区安佐町飯室字向田 4401-4	4.30 3.62	2.45	2.10	1.45	—	—
府中大川	大 須	〃	安芸郡府中町大須三丁目	3.57 3.61	2.30	1.90	1.40	—	—
〃	温 品	〃	東区温品 7 丁目	— —	—	—	—	—	—
吉山川	久 地	〃	安佐北区安佐町久地字城下 4492	3.96 3.73	—	—	—	—	—
大毛寺川	亀 山	〃	安佐北区亀山	3.86 4.05	—	—	—	—	—
岡ノ下川	岡ノ下	〃	佐伯区五日市中央地先	2.57 2.81	—	—	—	—	—
岡ノ下川	中州橋	〃	佐伯区五日市中央 4 丁目 7 地先	4.06 4.21	2.10	1.65	1.45	—	—
南原川	南 原	〃	安佐北区可部町上町屋字下小野	2.91 3.39	2.00	1.90	1.05	—	—

(注) 猿猴川及び京橋川は水位周知河川に指定されていないが、各基準水位に相当する数値を表記する。

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	水 位 (m)					
				左岸(m) 右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高
太田川	加 計	河川情報センター	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	7.64 7.49	7.11	3.70	2.90	2.00	0.00	167.80
〃	飯 室	〃	安佐北区安佐町大字飯室	7.01 8.24	10.25	7.10	6.00	3.80	2.50	47.50
〃	土 居	〃	山県郡安芸太田町土居	10.07 10.30	7.74	5.00	4.60	4.00	3.10	265.35
〃	中 野	〃	安佐北区可部一丁目	9.53 8.84	8.08	6.90	6.20	5.50	4.30	15.32
〃	玖 村	〃	安佐北区落合二丁目	9.40 9.20	7.37	—	—	4.50	2.70	10.00
〃	矢口第 2	〃	安佐北区口田五丁目	— —	8.55	—	—	5.20	3.40	6.00
〃	矢口第 1	〃	安佐北区口田一丁目	11.05 11.04	8.72	7.40	6.10	5.00	3.40	4.50
〃	長 和 久	〃	安佐南区長束一丁目	9.32 10.24	7.58	—	—	—	—	0.00
〃	祇園大橋	〃	西区大宮三丁目	10.12 9.11	7.13	7.00	6.40	4.30	2.90	0.00
〃	草 津	〃	西区草津港一丁目	— —	4.40	—	—	—	—	0.00
水内川	湯 来	〃	佐伯区湯来町麦谷	5.50 5.15	—	3.05	2.80	2.30	—	147.63

河川名	観測所名	情報 入手先	位 置	堤防高	水 位 (m)					
				左岸(m) 右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高
根谷川	上原橋	〃	安佐北区可部二丁目	— —	2.58	—	—	1.50	0.80	21.96
〃	新川橋	〃	安佐北区可部南二丁目	5.80 6.00	3.91	2.50	1.80	1.70	1.10	17.00
三篠川	白木	河川情報 センター	安佐北区白木町小越	— —	—	1.90	1.75	1.75	—	115.50
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	18.00
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	— —	5.87	—	—	4.40	2.90	15.50
旧太田川 (天満川 元安川)	三篠橋	〃	中区基町1番地	6.55 6.05	5.02	3.20	2.80	2.70	2.50	-0.50
旧太田川	江波	〃	中区江波南二丁目	— —	4.44	2.70	2.70	2.50	2.00	-0.04
古川	古川	〃	安佐南区古市一丁目	— —	6.30	5.90	4.20	—	—	2.90
京橋川	工兵橋	—	東区牛田本町五丁目	6.85 7.75	—	—	—	—	—	-0.14
太田川	吉和郷	—	山県郡安芸太田町吉和郷	—	—	—	—	—	—	305.62
西宗川	西宗	—	山県郡安芸太田町大字穴字芦杉	—	—	—	—	—	—	119.00

(注) 国HP：国土交通省ホームページ、県防災：広島県防災情報システム

2 潮位の観測場所

(1) 広島県潮位観測所《県広島港湾振興事務所》

港 名	所 在 地	情報入手先	摘 要
広 島	南区宇品海岸二丁目	広島県 ホームページ	広島港湾振興事務所 第六管区海上保安本部 共用

(2) 広島市潮位観測場所

行政区	観 測 場 所	観測担当
南 区	宇品海岸二丁目 23-39 (南消防署水上出張所棧橋)	南消防署水上隊

3 雨量の観測場所

(1) 広島市雨量観測所《危機管理室災害対策課》

行政区	観測所名	種別	観測場所	通信方法
中区	中消防署	自記	中区大手町五丁目 20-12	テレメーター
東区	東消防署温品出張所	自記	東区温品五丁目 3-1	テレメーター
南区	南消防署似島出張所	自記	南区似島町字家下 752-74	テレメーター
西区	西消防署	自記	西区都町 43-10	テレメーター
安佐南区	安佐南消防署祇園出張所	自記	安佐南区祇園二丁目 48-11	テレメーター
	安佐南消防署上安出張所	自記	安佐南区上安五丁目 8-14	テレメーター
	安佐南消防署	自記	安佐南区緑井一丁目 10-3	テレメーター
	安佐南消防署沼田出張所	自記	安佐南区伴東四丁目 18-6	テレメーター
	戸山分団阿戸車庫	自記	安佐南区沼田町大字阿戸 1416-7	テレメーター
安佐北区	口田分団矢口車庫	自記	安佐北区口田南七丁目 18-22	テレメーター
	安佐北消防署高陽出張所	自記	安佐北区真亀一丁目 3-6	テレメーター
	狩小川分団湯坂車庫	自記	安佐北区狩留家町 625-1	テレメーター
	三入分団桐原車庫	自記	安佐北区可部町大字桐原 759-3	テレメーター
	三田分団畑車庫	自記	安佐北区白木町大字三田字畑 7184-4	テレメーター
	志屋分団梶名車庫	自記	安佐北区白木町大字志路字栄堂 5512-1	テレメーター
	大林分団大杉車庫	自記	安佐北区大林三丁目 10-4	テレメーター
	亀山分団大畑車庫	自記	安佐北区可部町大字綾ヶ谷字久保河原 2636-1	テレメーター
	亀山分団亀山車庫	自記	安佐北区亀山南三丁目 33-1	テレメーター
	亀山分団亀山西車庫	自記	安佐北区亀山西二丁目 3-1	テレメーター
	久地分団久地車庫	自記	安佐北区安佐町大字久地字城下 4492	テレメーター
	小河内分団本郷車庫	自記	安佐北区安佐町大字小河内字上本郷 3424-4	テレメーター
	安佐北消防署安佐出張所	自記	安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	テレメーター
	鈴張分団鈴張西車庫	自記	安佐北区安佐町大字鈴張字平石 4366-4	テレメーター
安芸区	安芸区役所	自記	安芸区船越南三丁目 4-36	テレメーター
	安芸区役所中野出張所	自記	安芸区中野三丁目 20-9	テレメーター
	瀬野分団中原車庫	自記	安芸区上瀬野一丁目 18-14	テレメーター
	安芸区役所阿戸出張所	自記	安芸区阿戸町 6257-2	テレメーター
	安芸区役所矢野出張所	自記	安芸区矢野東五丁目 7-18	テレメーター
佐伯区	佐伯消防署	自記	佐伯区五日市中央七丁目 25-18	テレメーター
	水内分団堂原車庫	自記	佐伯区湯来町麦谷 1746-3	テレメーター
	上水内分団上多田車庫	自記	佐伯区湯来町多田 525-1	テレメーター

(2) 広島県雨量観測所《県道路河川管理課》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	備 考
京 橋 川	西部建設	河川情報センター	南区比治山本町 16-2	広島県西部建設事務所内
安 川	瀬戸内ハイッ	〃	安佐南区伴東一丁目 52	瀬戸内第 3 公園内
瀬 野 川	上 瀬 野	〃	安芸区上瀬野町	瀬野川公園内
八 幡 川	魚切ダム	〃	佐伯区五日市町大字上河内 998-7	
〃	重 光	〃	佐伯区湯来町大字白砂 979-7	
梶 毛 川	梶毛ダム	〃	佐伯区五日市町石内	

(3) 広島県雨量観測所（土砂災害発生監視システム）《県砂防課》

ブロック名	観測所名	情報入手先	位 置	備 考
広 島	江 波	河川情報センター	中区江波西一丁目 1-13	江波中学校
〃	楠 那	〃	南区楠那町 5-7	楠那小学校
東 区	中山新町	〃	東区中山新町二丁目 8-1	東浄小学校
〃	福 木	〃	東区馬木九丁目 1-2	福木小学校
〃	揚 倉 山	〃	安芸郡府中町字揚倉山 387-17 地先	揚倉山健康運動公園
〃	海 田	〃	安芸郡海田町幸町 10-1	海田中学校
〃	坂	〃	安芸郡坂町 2912	坂小学校
〃	牛田早稲田	〃	東区牛田早稲田四丁目 9-1	早稲田小学校
西 区	己 斐	〃	西区己斐中三丁目 127	己斐東小学校
〃	井 口 台	〃	西区井口三丁目 5-1	井口台小学校
伴	奥 畑	〃	安佐南区沼田町大字伴奥畑地先	
〃	祇園山本	〃	安佐南区山本町方置山 1514-1 地先	
狩 留 家	上 原	〃	安佐北区可部東二丁目 25-30	上原県公舎第 1 号館
飯 室	日 浦	〃	安佐北区安佐町大字あさひが丘 955	日浦小学校
南 原	堂 免 橋	〃	安佐北区可部町大字上町屋	堂免橋
白 木	白 木 (市川)	〃	安佐北区白木町大字市川 1428	白木中学校
佐 伯 区	彩 が 丘	〃	佐伯区河内南二丁目 10-1	彩ヶ丘小学校
〃	五月が丘	〃	佐伯区五月が丘二丁目 23-1	五月が丘中学校
〃	五日市観音	〃	佐伯区坪井三丁目 88	五日市観音中学校
湯 来	杉並台	〃	佐伯区杉並台 64-18	
〃	菅沢	〃	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	

(4) 国土交通省雨量観測所（太田川水系）《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	備考
太 田 川	加 計	<u>河 川 情 報 セ ン タ ー</u>	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	
太 田 川	広 島	〃	中区八丁堀 3-20	
太 田 川	飯 室	〃	安佐北区安佐町大字飯室 <u>字渡官有無番 地</u>	
太 田 川	高 瀬	〃	安佐南区八木五丁目 31- <u>1</u> 高瀬堰管理支所	
松原川 (太田川)	松 原	〃	山県郡安芸太田町松原	国土交通省 温井ダム管理所
大佐川 (太田川)	雄 鹿 原	〃	山県郡北広島町中祖字岩城山 33-4	
丁川 (太田川)	溝 口	〃	山県郡北広島町溝口字大崎 1151	
筒賀川 (太田川)	筒 賀	〃	山 県 郡 安 芸 太 田 町 <u>上筒賀字堂ノ原 972-1</u>	
西宗川 (太田川)	七 曲	〃	山県郡北広島町吉木字七曲 <u>4779 - 1</u>	
水内川 (太田川)	湯 来	〃	佐伯区湯来町麦谷字中河原 1594-1	
水内川 (太田川)	大 谷	〃	佐伯区湯来町多田字上大谷 44-2	
吉山川 (太田川)	戸 山	〃	安佐南区沼田町阿戸字大原 51-3	
鈴張川 (太田川)	鈴 張	〃	安佐北区安佐町大字鈴張字戸木谷 <u>1567 - 4</u>	
根谷川	大 林	〃	安佐北区可部町大林字下毛山 2137-2	
南原川 (根谷川)	南 原	〃	安佐北区可部町南原字無神 477	
三篠川	向 原	〃	安芸高田市向原町坂 <u>字</u> 松ノ木 3641-4	
三篠川	狩 留 家	〃	安佐北区狩留家町 2658	
三篠川	白 木	〃	安佐北区白木町小越字関川 612-4	

(4.2) 国土交通省雨量観測所(砂防関係)《国土交通省広島西部山系砂防事務所》

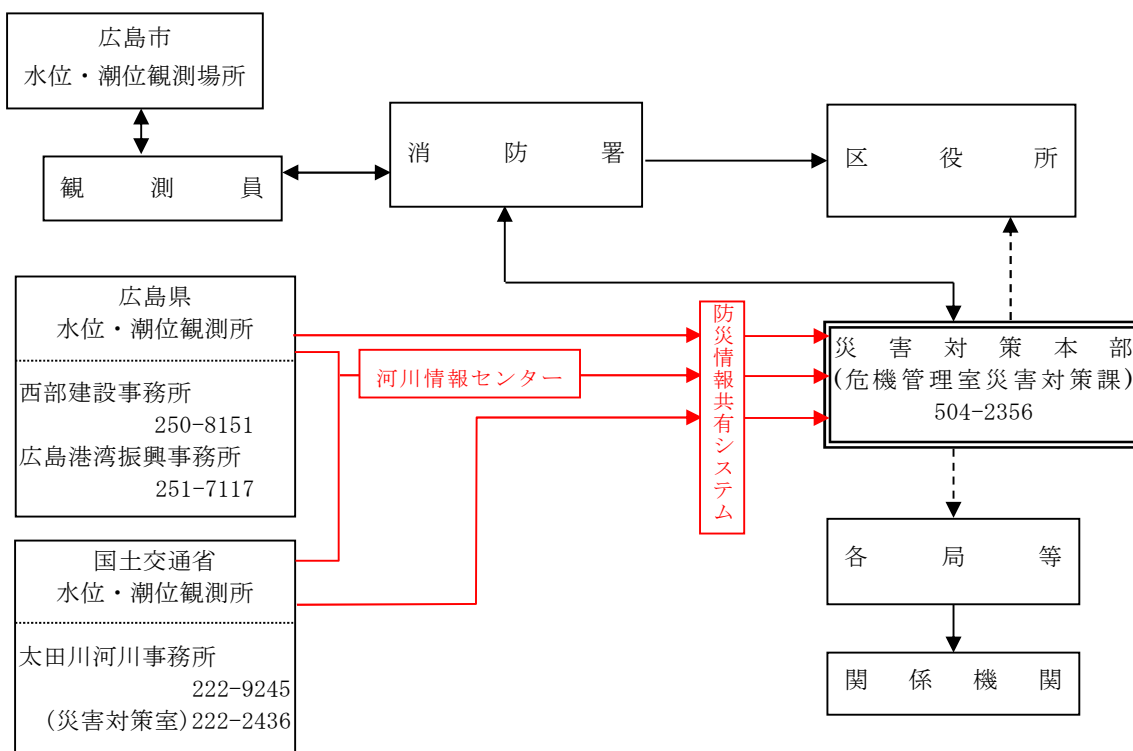
河川名	観測所名	情報入手先	観測所位置	備考
おがうちがわ 小河内川	オガウチ内 (サボウ) 小河内 (砂防)	<u>河川情報センター</u>	安佐北区安佐町大字小河内字平原谷	
おがうちがわ 小河内川	サワタ (サボウ) 沢田 (砂防)	<u>〃</u>	安佐北区安佐町大字小河内字西沢田	
みさきがわ 三篠川	サカ川 (サボウ) 市川 (砂防)	<u>〃</u>	安佐北区白木町大字市川字宮地山	
きやまがわ 吉山川	くすのき台 (サボウ) くすの木台 (砂防)	<u>〃</u>	安佐北区安佐町大字くすの木台 4-2	
やすかわ 安川	ビシヤモン台 (サボウ) 毘沙門台 (砂防)	<u>〃</u>	安佐南区毘沙門台 4 丁目 500-226	
みさきがわ 三篠川	フカ川 (サボウ) 深川 (砂防)	<u>〃</u>	安佐北区深川 5 丁目 12-1	
きやまがわ 吉山川	シヤマ (サボウ) 吉山 (砂防)	<u>〃</u>	安佐南区沼田町大字吉山字影浦	
その他	イワノ (サボウ) 岩内 (砂防)	<u>〃</u>	佐伯区五日市町大字石内字奥原 2266-4	
その他	ミナト (サボウ) 湊 (砂防)	<u>〃</u>	東区戸坂町 748	
その他	アカヂ (サボウ) 赤土地 (砂防)	<u>〃</u>	佐伯区湯来町白砂字赤土地地先	
やすかわ 安川	アイタ (サボウ) 相田 (砂防)	<u>〃</u>	安佐南区相田 7 丁目	

(5) 広島地方気象台雨量観測施設《広島地方気象台》

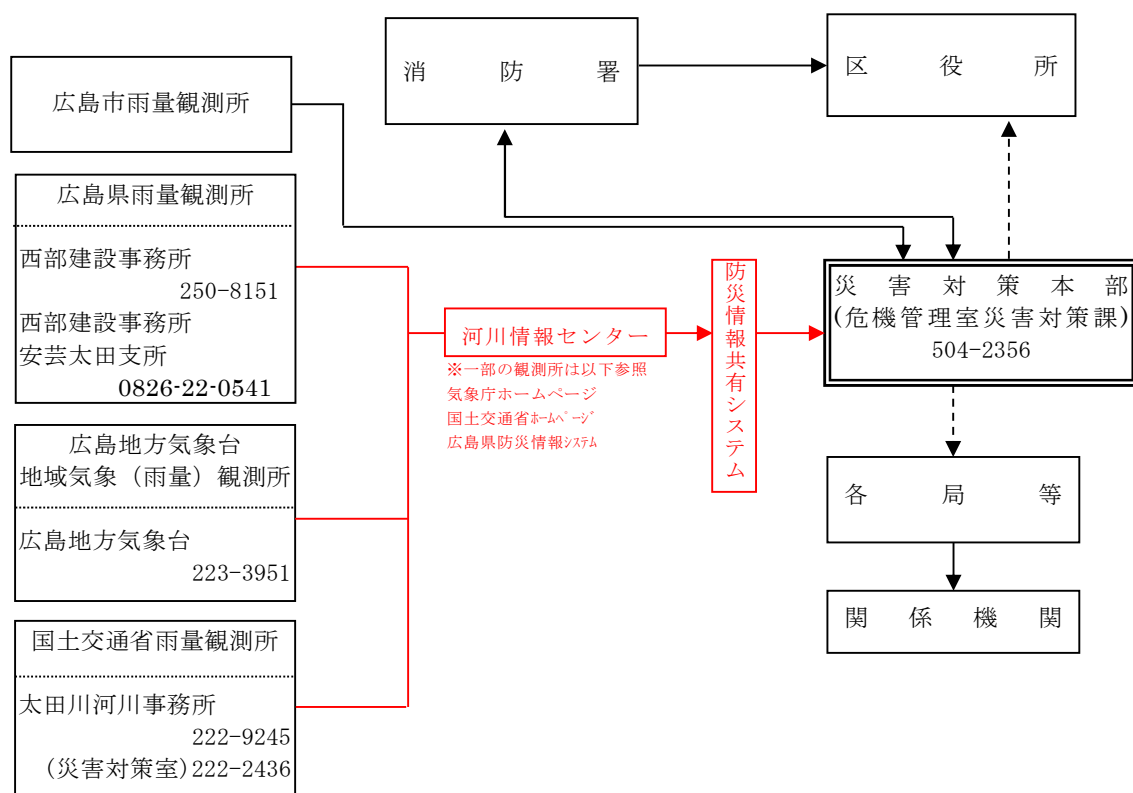
河川名	観測所名	情報入手先	種 類	位 置	通信連絡先
沿 岸 部	広 島	気象庁ホームページ 国土交通省ホームページ 広島県防災情報システム	気 象 台	中区上八丁堀 6-30 広島地方気象台	223-3951
根 谷 川	三 入		地域気象 (雨量) 観測所	安佐北区三入	
太 田 川	加 計			山県郡安芸太田町加計字神田	
滝山川 (太田川)	王 泊			山県郡北広島町細見	
柴木川 (太田川)	内黒山			山県郡安芸太田町大字横川字 横川東平	
〃	八 幡			山県郡北広島町東八幡原	
関川 (太田川)	志 和			東広島市志和町志和堀	
水内川 (太田川)	佐伯湯来			佐伯区湯来町大字和田字中須賀	
西宗川 (太田川)	都志見			山県郡北広島町都志見	

別表第2 水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統

1 水位・潮位の通報系統及び収集系統



2 雨量の通報系統及び収集系統



修 正 前	
水防計画 別表第 5 水防上重要な場所	頁 444～458
1 河川・海岸等の重要な場所 (2) 普通河川 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 時点修正
1 河川・海岸等の重要な場所 (2) 普通河川 (修正(案) 201～215 ページ参照)

別表第5 水防上重要な場所

1 河川・海岸等の重要な場所

(1) 準用河川《下水道局河川防災課》

東 区 (旧安芸地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
寺 山 川	左右	2.0	375	福田二丁目 大原川合流点より上流	B-1	積土俵工	1	△
計	1 河川							

安佐北区 (高陽地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩 上 川	左右	2.0	428	落合南二丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	2	△
計	1 河川							

準用河川 総 計	2 河川							

(2) 普通河川《下水道局河川防災課》

東 区 (旧市内地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
戸 坂 川	左右	2.0	100	戸坂大上三丁目 山室宅より上流	B-1	積土俵工	3	△
小 計	1 河川							

東 区 (旧安芸地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
鮎 信 川	左右	2.5	55	上温品四丁目 井上宅より上流	A-2	木流し工	4	△
糸ヶ迫川	左右	1.0	940	上温品三丁目 松尾宅より上流	B-1	積土俵工	5	※
後 谷 川	左右	1.0	104	福田五丁目 前久保宅より上流	B-1	積土俵工	6	△
大原畳谷川	左右	1.2	220	上温品一丁目 橋本宅より上流	B-1	積土俵工	7	△
大 葉 谷 川	左右	1.2	890	温品町 上向井宅より上流	A-2	木流し工	8	※△
大 原 川	左右	0.9	268	馬木九丁目 平岡宅より上流	B-1	積土俵工	9	△
大 平 川	左右	1.5	70	福田五丁目 上ヶ田農道より上流	A-2	木流し工	10	△
金 碓 川	左右	1.4	130	温品三丁目 平町駐車場より上流	B-1	積土俵工	11	△
釜ノ上川	左右	1.5	50	馬木八丁目 西本宅より上流	A-3	木流し工	12	※
下 条 川	左右	2.0	29	上温品四丁目 檜本宅より上流	A-3	木流し工	13	△
下 原 川	左右	1.0	50	福田三丁目 田屋宅より上流	B-1	積土俵工	14	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
新 福 川	左右	0.9	70	福田三丁目 中沢宅より上流	B-2	積土俵工	15	△
水 昌 郷 川	左右	1.4	159	福田八丁目 中野宅より上流	A-2	木流し工	16	※
寺 山 川	左右	1.5	350	馬木六丁目 門田宅より上流	B-2	積立俵工	17	△
寺 条 川	右	1.6	179	福田一丁目 光町宅より上流	A-2	木流し工	18	△
寺 分 川	左右	1.0	101	福田六丁目 大内宅より上流	B-1	積土俵工	19	△
南 磯 川	左右	1.5	264	馬木九丁目 藤江宅より上流	A-2	木流し工	20	△
西 之 畑 川	左右	1.9	145	馬木二丁目 木村宅より上流	A-2	木流し工	21	△
西 之 地 川	左右	1.2	130	馬木町 西之地農道より上流	A-2	木流し工	22	△
向 条 川	左右	0.7	100	福田三丁目 小藪宅より上流	B-1	積土俵工	23	△
横 見 川	左右	0.9	50	温品六丁目 荒神社より上流	B-2	積土俵工	24	△
大 谷 川	左右	2.0	310	馬木八丁目 えげた橋より下流	B-2	積土俵工	313	※△
小 計	22 河川							
東 区 計	23 河川							

南 区 (旧市内地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
上 家 下 川	左右	1.0	117	似島町家下 御田宅より上流	B-1	積土俵工	25	△
家 下 川	左右	0.7	232	似島町家下 西田宅より上流	B-1	積土俵工	26	△
南 区 計	2 河川							

安佐南区 (佐東地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩 谷 川	左右	2.0	115	緑井三丁目 原田宅より上流	A-2	捨て土のう工	27	△
上 山 川	左右	0.5	26	八木三丁目 県営緑ヶ丘第四住宅より上流	B-2	積土俵工	29	△
宇 津 川	左右	1.0	8	八木八丁目 中国電力太田川発電所より下流	B-2	積土俵工	30	△
上 楽 地 川	左右	0.5	112	八木三丁目 今浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	31	△
大 上 川	左右	0.5	135	緑井八丁目 西本宅より上流	B-2	積土俵工	32	△
小 原 山 川	左右	1.5	19	八木三丁目 石原宅より上流	B-2	積土俵工	33	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
鳥越川	左右	1.0	33	緑井八丁目 岡田宅より上流	A-2	捨て土のう工	34	△
宮下川	左右	1.0	95	緑井七丁目 松岡宅より上流	A-2	捨て土のう工	35	△
山手川	左右	1.2	446	八木四丁目 JR可部線より上流	A-2	木流し工	36	△
小 計	9 河川							

安佐南区（安古市地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
大利川	左右	1.0	94	高取北一丁目 ソレアド高取より上流	A-2	捨て土のう工	37	△
尾越川	左右	1.2	174	相田六丁目 品川宅より上流	A-2	捨て土のう工	38	△
海田ヶ原川	左右	1.8	176	相田六丁目 山陽自動車道より上流	A-2	捨て土のう工	39	△
境谷川	左右	1.5	96	長楽寺一丁目 虹ヶ丘第一公園より上流	A-2	捨て土のう工	40	△
巢取川	左右	1.2	295	高取北三丁目 高取北中学校より上流	A-2	木流し工	41	△
鯛之迫川	左右	1.5	697	安東六丁目 岡竹宅より上流	A-2	捨て土のう工	42	△
長楽寺川	左右	1.0	76	長楽寺一丁目 西宅より上流	B-1	積土俵工	43	△
中相田川	左右	1.5	71	相田四丁目 栗栖宅より上流	A-2	捨て土のう工	44	△
七塚川	左右	1.2	18	相田二丁目 尾崎宅より上流	A-2	捨て土のう工	45	△
南高取川	左右	1.4	399	高取南一丁目 松井宅より上流	A-2	捨て土のう工	46	※△
東荒谷川	左右	1.0	290	上安七丁目 山根宅より上流	A-2	捨て土のう工	47	△
東尾越川	左右	1.2	340	相田六丁目 前田宅より上流	A-2	捨て土のう工	48	△
東鯛之迫川	左右	1.5	142	安東六丁目 松前宅より上流	A-2	捨て土のう工	49	△
小 計	13 河川							

安佐南区（祇園地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
青原川	左右	1.0	403	祇園四丁目 溜池より下流	A-2	捨て土のう工	50	△
迫川	左右	1.5	213	山本九丁目 佐伯宅より下流	B-1	積土俵工	51	△
下谷川	左右	1.5	76	祇園八丁目 祇園北高校入口より上流	B-1	積土俵工	52	△
下山川	左右	1.0	222	長東西一丁目 前田宅より上流	B-1	積土俵工	53	△
立石川	左右	0.8	86	長東西一丁目 蔵田宅より上流	B-1	積土俵工	54	△
東寺山川	左右	1.0	63	山本八丁目 田村宅より上流	B-1	積土俵工	55	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
三谷山川	左右	1.0	162	山本六丁目 山本川合流点より上流	A-2	木流し工	56	△
小計	7河川							

安佐南区（沼田地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
石ヶ原川	左右	1.0	196	沼田町伴 森川宅より上流	A-2	捨て土のう工	57	△
大下川	左右	1.3	60	沼田町伴 大下集会所より下流	A-2	捨て土のう工	58	△
釜ヶ原川	左右	1.0	94	沼田町伴 角宮宅より上流	B-1	積土俵工	59	※△
上楨原川	左右	2.0	290	沼田町阿戸 玉野宅より上流	B-1	積土俵工	60	△
権現川	左右	1.0	268	沼田町伴 農免道より上流	A-2	捨て土のう工	61	△
猿押川	左右	1.5	74	沼田町伴 大迫宅より上流	B-1	積土俵工	62	△
猿滝川	左右	2.0	210	沼田町伴 六原宅より上流	A-2	捨て土のう工	63	△
桜ヶ峠川	左右	1.4	332	沼田町吉山 株ナガツキより上流	A-2	木流し工	64	△
高鉢川	左右	2.5	118	沼田町吉山 上原宅より上流	A-2	木流し工	65	△
竹ノ下川	左右	1.2	29	沼田町阿戸 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	66	△
寺谷川	左右	1.4	627	沼田町大塚 河本宅より上流	A-2	捨て土のう工	67	※△
中央川	左右	0.7	107	沼田町阿戸 田中宅より上流	B-1	積土俵工	68	△
中村川	左右	1.0	66	沼田町吉山 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	69	△
中尾川	左右	1.2	17	沼田町吉山 森野宅より上流	A-2	捨て土のう工	70	△
鳴谷川	左右	1.0	426	沼田町伴 農免道より上流	A-2	捨て土のう工	71	△
西平次川	左右	1.5	109	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	72	△
飯ノ山川	左右	1.6	362	沼田町阿戸 有馬宅より下流	A-2	捨て土のう工	73	△
橋田川	左右	2.8	6	沼田町阿戸 橋田宅東側	A-2	捨て土のう工	74	△
平木川	左右	1.2	916	沼田町伴 新谷宅より上流	A-2	木流し工	75	△
東平次川	左右	1.5	116	沼田町伴 向田宅より上流	A-2	捨て土のう工	76	△
東天狗滝川	左右	1.4	346	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	B-1	木流し工	77	※△
松宗川	左右	1.5	455	沼田町伴 河野宅より上流	A-2	捨て土のう工	79	△
宮の谷川	左右	1.0	37	沼田町伴 坂口宅より上流	B-1	積土俵工	80	△
宮の垣内川	左右	2.0	180	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	81	△
若杉谷川	左右	1.5	93	沼田町阿戸 荒木宅より上流	A-2	捨て土のう工	82	※△
影浦川	左右	2.4	1,078	沼田町吉山 松山橋上流	A-2	積土俵工	83	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
殿山川	左右	2.5	428	沼田町阿戸 吉山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	84	△
小 計	27 河川							
安佐南区計	56 河川							

安佐北区（白木地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
赤羽根川	左右	3.0	376	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	85	△
汗平川	左右	2.5	1,237	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	86	△
穴迫川	左右	1.5	468	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	87	△
入野谷川	左右	2.0	443	白木町大字古屋 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	88	△
牛の谷川	左右	3.0	597	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	89	△
内山川	左右	2.5	488	白木町大字志路 飯田宅より上流	A-2	捨て土のう工	90	△
栄堂川	左右	3.0	809	白木町大字志路 桐山川合流点より上流	B-1	積土俵工	91	△
江地谷川	左右	2.0	247	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	92	△
大城川	左右	3.0	34	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	93	△
大滝川	左右	2.5	633	白木町大字志路 人甲川合流点より上流	B-1	積土俵工	94	△
大谷川	左右	3.0	671	白木町大字古屋 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	95	△
大椿川	左右	2.0	211	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	96	※△
大槌川	左右	4.0	1,093	白木町大字市川 河津川合流点より上流	B-1	積土俵工	97	△
奥谷川	左右	2.5	221	白木町大字志路 大野宅より上流	B-1	積土俵工	98	△
梶名川	左右	2.0	251	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	99	△
釜ヶ谷川	左右	3.0	490	白木町大字志路 内山川合流点より上流	B-1	積土俵工	100	△
神の倉谷川	左右	2.0	529	白木町大字井原 酒井宅より上流	B-1	積土俵工	101	△
桐山川	左右	3.0	1,385	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	102	△
茱萸谷川	左右	2.0	1,029	白木町大字志路 内山川合流点より上流	B-1	積土俵工	103	△
小椿川	左右	2.0	94	白木町大字三田 高路宅より上流	B-1	積土俵工	104	△
木ノ原川	左右	3.0	1,398	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	105	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
下野原川	左右	2.0	29	白木町大字三田 堂面川合流点より上流	B-1	積土俵工	106	△
神出谷川	左右	3.0	261	白木町大字三田 好川宅より上流	A-2	捨て土のう工	107	△
外谷川	左右	3.0	64	白木町大字三田 谷内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	108	△
高瀬谷川	左右	3.0	229	白木町大字井原 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	109	△
谷 川	左右	2.0	260	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	110	△
地獄谷川	左右	2.0	522	白木町大字三田 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	111	△
戸石川	左右	2.0	14	白木町大字井原 安佐北1区193号線より上流	A-2	捨て土のう工	112	△
栃谷川	左右	3.0	637	白木町大字市川 河津川合流点より上流	B-1	積土俵工	113	△
鳥追川	左右	2.0	125	白木町大字井原 J R芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	114	△
羽出庭川	左右	1.5	140	白木町大字井原 羽山宅より上流	B-1	積土俵工	115	△
盤若谷川	左右	3.0	653	白木町大字井原 西山宅より上流	A-2	捨て土のう工	116	△
福永川	左右	3.0	305	白木町大字三田 J R芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	117	△
古矢川	左右	1.5	200	白木町大字志路 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	118	△
堀越川	左右	2.0	27	白木町大字市川 溝山宅より上流	A-2	捨て土のう工	119	△
三田西川	左右	1.0	99	白木町大字三田 山崎宅より上流	B-1	積土俵工	120	△
小 計	36 河川							

安佐北区（高陽地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
一ヶ谷川	左右	1.5	54	口田南五丁目 矢口川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	121	△
岩海川	左右	0.9	48	口田南一丁目 J R芸備線より上流	B-1	積土俵工	122	△
奥迫川	左右	1.7	706	深川八丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	123	△
上西川	左右	1.0	29	狩留家町 山下宅より上流	A-2	捨て土のう工	124	△
観音寺川	左右	1.2	117	深川町 三篠川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	125	△
狐田川	左右	1.5	219	上深川町 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	126	△
草谷川	左右	1.0	71	口田南六丁目 竹内宅より上流	A-2	捨て土のう工	127	△
合力川	左右	1.3	264	落合南二丁目 武田宅より上流	B-1	積土俵工	128	△
迫谷川	左右	0.9	468	狩留家町 杉ヶ谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	129	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
下西川	左右	1.0	44	狩留家町 平田宅より上流	B-1	積土俵工	130	△
白滝川	左右	1.2	116	小河原町 杉本宅より上流	B-1	積土俵工	131	△
杉ヶ谷川	左右	1.0	252	狩留家町 宮脇宅より上流	B-1	積土俵工	132	△
谷尻川	左右	1.0	14	深川二丁目 加島宅より上流	B-1	積土俵工	133	△
土井迫川	左右	1.5	766	落合南二丁目 落合川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	134	△
研屋川	左右	1.5	391	狩留家町 水戸宅より上流	B-1	積土俵工	135	△
中山川	左右	1.8	404	狩留家町 湯坂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	136	△
鳴川	左右	1.5	487	狩留家町 岡田宅より上流	A-2	捨て土のう工	137	△
西塚川	左右	1.2	337	深川五丁目 馬場宅より上流	B-1	積土俵工	138	△
西畑川	左右	1.5	90	上深川町 大歳公園より上流	A-2	捨て土のう工	139	△
堀田奥川	左右	1.5	1,011	狩留家町 湯坂川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	140	△
仏堂川	左右	1.8	291	小河原町 田中宅より上流	B-1	積土俵工	141	△
松笠川	左右	1.0	52	口田南一丁目 沓田宅より上流	A-2	捨て土のう工	142	△
水撫川	左右	1.2	428	深川八丁目 寺下工業より上流	B-1	積土俵工	143	△
矢口川	左右	2.5	1,024	口田南六丁目 矢口川合流点より上流	B-1	積土俵工	144	△
柳ヶ谷川	左右	2.0	394	口田南六丁目 金信宅より上流	B-1	積土俵工	145	△
落合川	左右	1.5	56	落合南二丁目 中本宅より上流	B-1	積土俵工	146	※△
弁柄川	左右	1.0	150	深川二丁目 三篠川合流点より上流	B-1	積土俵工	147	※△
小計	27 河川							

安佐北区（可部地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
綾ヶ谷川	左右	1.0	200	可部町大字綾ヶ谷 前田宅より上流	B-1	積土俵工	148	△
荒谷川	左右	1.0	60	可部町大字今井田 旧 JR 可部線今井田踏切より上流	B-1	積土俵工	149	△
石佐川	左右	0.7	349	可部町大字綾ヶ谷 岩本宅前より上流	A-2	捨て土のう工	150	△
石丸川	左右	0.9	450	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B-1	積土俵工	151	△
壱ノ坪川	左右	1.2	75	可部町大字勝木 雛田宅より上流	A-2	捨て土のう工	152	△
入野川	左右	2.0	150	可部町大字桐原 川崎宅前より上流	B-1	積土俵工	153	△
上ヶ原川	左右	1.5	43	可部六丁目 平前宅より上流	B-1	積土俵工	154	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
植松川	左右	1.5	1,310	可部町大字綾ヶ谷 大畑農協より上流	B-1	積土俵工	155	△
馬通川	左右	1.0	236	三入二丁目 山倉川合流点より上流	B-1	積土俵工	156	△
大井手川	左右	0.8	200	亀山一丁目 寺田宅より上流	B-1	積土俵工	157	△
大薄川	左右	1.6	173	大林町 国道54号(旧)より上流	A-2	捨て土のう工	158	△
大坪川	左右	0.8	240	可部町大字勝木 行森川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	159	△
大野川	左右	0.7	220	可部町大字勝木 太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	160	△
押手川	左右	2.0	107	可部町大字大林 川本宅より上流	B-1	積土俵工	161	△
川手川	左右	0.8	65	可部町大字勝木 中本宅より上流	B-1	積土俵工	162	△
給人原川	左右	0.9	47	亀山八丁目 森本宅前より上流	B-1	積土俵工	163	△
クドシ川	左右	3.0	350	可部町大字綾ヶ谷 大毛寺川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	164	△
小南原川	左右	1.0	1,241	可部町大字綾ヶ谷 平原バス停前より上流	A-2	捨て土のう工	165	△
迫田川	左右	1.0	84	可部東四丁目 壱貫田宅前より上流	B-1	積土俵工	166	△
下の谷川	左右	1.3	300	大林三丁目 根谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	167	△
上徳川	左右	1.0	255	可部町大字綾ヶ谷 保田宅より上流	B-1	積土俵工	168	△
神宮寺川	左右	0.7	577	亀山南一丁目 西山宅より上流	B-1	積土俵工	169	※△
新迫川	左右	0.8	5	三入六丁目 山根宅より上流	B-1	積土俵工	170	△
新建川	左右	1.7	44	可部東五丁目 山根宅より上流	B-1	積土俵工	171	△
杉谷川	左右	1.0	125	可部町大字桐原 石井宅より上流	B-1	積土俵工	172	△
専隆寺川	左右	1.3	354	三入六丁目 専隆寺より上流	B-1	積土俵工	173	※△
草田川	左右	1.0	1,385	大林町 県道大林井原線より上流	B-1	積土俵工	174	△
台川	左右	1.8	320	可部東六丁目 迫枡宅より上流	B-1	積土俵工	175	△
竹坂川	左右	1.1	151	可部町大字勝木 松浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	176	△
近長川	左右	1.2	125	可部町大字綾ヶ谷 部谷宅より上流	B-1	積土俵工	177	△
鳥屋ヶ森川	左右	1.0	493	可部町大字綾ヶ谷 鳥屋ヶ森バス停前より上流	A-2	捨て土のう工	178	△
中応寺川	左右	1.6	1,100	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B-1	積土俵工	179	△
中河内川	左右	1.0	120	可部町大字勝木 小田宅より上流	B-1	積土俵工	180	△
長迫川 (大林)	左右	1.1	955	大林町 根谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	181	△
中の谷川	左右	2.1	294	大林町 国道54号より上流	B-1	積土俵工	182	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
中 谷 川	左右	1.0	115	可部町大字綾ヶ谷 山根宅より上流	B－1	積土俵工	183	△
番 谷 川	左右	0.9	411	可部九丁目 東部産業より上流	A－2	捨て土のう工	184	※△
東 植 松 川	左右	1.0	55	可部町大字綾ヶ谷 沖政宅より上流	A－2	捨て土のう工	185	△
人 甲 川	左右	3.0	1,453	大林町 県道大林井原線より上流	B－1	積土俵工	186	△
火ノ見川	左右	1.2	450	可部町大字勝木 新井宅より上流	B－1	積土俵工	187	△
姫 瀬 川	左右	0.9	86	可部町大字勝木 太田川合流点より上流	B－1	積土俵工	188	△
桧 山 川	左右	1.5	501	大林町 大林八幡宮より上流	A－2	捨て土のう工	189	△
平 原 川	左右	1.4	459	可部町大字綾ヶ谷 横林口バス停前より上流	B－1	積土俵工	190	△
坊 地 川	左右	1.2	250	可部町大字勝木 清水宅より上流	A－2	捨て土のう工	191	△
松 の 原 川	左右	1.2	118	亀山八丁目 勝木幼稚園より上流	B－1	積土俵工	192	△
水 越 川	左右	1.2	199	可部町大字勝木 森川宅より上流	B－1	積土俵工	193	△
無 神 川	左右	0.6	846	可部町大字南原 南原川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	194	△
柳 河 川	左右	3.0	700	大林町 人甲川合流点より上流	B－1	積土俵工	195	△
義 経 川	左右	0.8	265	亀山五丁目 仁井宅より上流	B－1	積土俵工	196	△
若 藤 川	左右	1.1	21	亀山五丁目 川住宅より上流	B－1	積土俵工	197	△
城 田 川	左右	1.0	96	可部町大字綾ヶ谷 倉庫より上流	B－1	積土俵工	198	△
横 林 川	左右	1.5	665	可部町大字綾ヶ谷 山根宅より上流	B－1	積土俵工	199	△
原 迫 川	左右	1.0	285	亀山六丁目 金光宅より上流	B－1	積土俵工	200	△
松 原 川	左右	1.0	12	可部町大字勝木 小田工務店より下流	B－1	積土俵工	201	△
小 計	54 河川							

安佐北区（安佐地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
油 木 川	左右	1.0	189	安佐町大字飯室 旧 J R 可部線より上流	A－2	捨て土のう工	202	△
洗 川	左右	2.5	294	安佐町大字毛木 毛木川合流点より上流	B－1	積土俵工	203	△
一 面 川	左右	2.0	315	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	204	△
出 羽 川	左右	1.0	333	安佐町大字小河内 上三谷川合流点より上流	B－1	積土俵工	205	△
犬 田 川	左右	1.5	43	安佐町大字久地 渡宅より上流	A－2	捨て土のう工	206	△
猪 之 子 川	左右	1.0	247	安佐町大字飯室 田丸宅より上流	A－2	捨て土のう工	207	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
上 畠 川	左右	2.0	366	安佐町大字飯室 上畠会館より上流	B－1	積土俵工	208	△
馬 の 爪 川	左右	1.0	25	安佐町大字毛木 竹本宅より上流	A－2	捨て土のう工	209	△
迫 分 川	左右	1.5	110	安佐町大字後山 栄宅より上流	B－1	積土俵工	210	△
大 迫 川	左右	1.0	531	安佐町大字鈴張 国道 261 号より上流	B－1	積土俵工	211	△
大 下 川	左右	1.0	344	安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	B－1	積土俵工	212	△
大 利 谷 川	左右	1.5	185	安佐町大字小河内 県道広島豊平線より上流	B－1	積土俵工	213	△
奥 迫 川	左右	1.5	347	安佐町大字後山 普光院宅より上流	B－1	積土俵工	214	△
楓 原 川	左右	1.5	220	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B－1	積土俵工	215	△
片 廻 川	左右	1.0	389	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	216	△
金 山 川	左右	1.5	328	安佐町大字久地 佐々本宅より上流	B－1	積土俵工	217	△
上 三 谷 川	左右	1.0	410	安佐町大字小河内 三谷川合流点より上流	B－1	積土俵工	218	△
川 口 川	左右	1.0	20	安佐町大字毛木 川口宅より上流	A－2	捨て土のう工	219	△
北 谷 川	左右	1.0	905	安佐町大字飯室 鈴張川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	220	△
喜 藤 谷 川	左右	1.5	706	安佐町大字鈴張 行根川合流点より上流	B－1	積土俵土	221	△
木 元 川	左右	1.2	192	安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	A－2	捨て土のう工	222	△
黒 瀬 川	左右	1.8	1,389	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B－1	積土俵工	223	△
形 部 川	左右	1.5	307	安佐町大字筒瀬 山本宅より上流	B－1	積土俵工	224	△
見 谷 川	左右	1.0	176	安佐町大字小河内 古広宅より上流	A－2	捨て土のう工	225	△
此 谷 川	左右	1.5	86	安佐町大字飯室 中本宅より上流	B－1	積土俵工	226	△
権 現 川	左右	1.5	57	安佐町大字飯室 河野宅より上流	B－1	積土俵工	227	△
菅 谷 川	左右	1.5	212	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B－1	積土俵工	228	△
砂 子 田 川	左右	1.0	61	安佐町大字鈴張 砂本宅より上流	A－2	捨て土のう工	229	※△
総 田 原 川	左右	1.5	234	安佐町大字毛木 亀田宅より上流	B－1	積土俵工	230	△
大 仏 講 川	左右	1.0	167	安佐町大字小河内 太田川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	231	△
鷹 野 巢 川	左右	1.0	92	安佐町大字鈴張 林田宅より上流	A－2	捨て土のう工	232	△
鉦 川	左右	1.0	316	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B－1	積土俵工	233	△
鉦 ケ 迫 川	左右	1.0	282	安佐町大字鈴張 笹原川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	234	△

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
谷河内川	左右	2.0	242	安佐町大字小河内 平野宅より上流	B－1	積土俵工	235	△
誰賀川	左右	2.0	41	安佐町大字久地 竹内宅より上流	B－1	積土俵工	236	△
堂原川	左右	2.0	211	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B－1	積土俵工	237	△
戸崎川	左右	1.0	425	安佐町大字鈴張 東谷川合流点より上流	B－1	積土俵工	238	△
長沢川	左右	1.5	438	安佐町大字久地 福島宅より上流	B－1	積土俵工	239	△
中谷川	左右	1.0	232	安佐町大字久地 原宅より上流	B－1	積土俵工	240	△
中道川	左右	2.0	748	安佐町大字鈴張 古武家宅より上流	A－2	捨て土のう工	241	△
西ヶ迫川	左右	2.0	185	安佐町大字小河内 佐々木宅より上流	B－1	積土俵工	242	△
西峰川	左右	1.5	306	安佐町大字久地 金本宅より上流	B－1	積土俵工	243	△
林谷川	左右	2.0	294	安佐町大字鈴張 三浦宅より上流	A－2	捨て土のう工	244	△
東黒瀬川	左右	1.0	223	安佐町大字小河内 黒瀬川合流点より上流	B－1	積土俵工	245	△
平川	左右	1.0	169	安佐町大字小河内 植田宅より上流	A－2	捨て土のう工	246	△
平原川	左右	1.5	48	安佐町大字鈴張 大和宅より上流	A－2	捨て土のう工	247	△
平原谷川	左右	1.0	64	安佐町大字小河内 中川宅より上流	B－1	積土俵工	248	△
本郷川	左右	1.2	120	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	249	△
溝手川	左右	1.5	119	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B－1	積土俵工	250	△
宮野川	左右	1.0	93	安佐町大字久地 太田川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	251	△
明見谷川	左右	2.0	1,024	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B－1	積土俵工	252	△
免田川	左右	1.5	559	安佐町大字後山 後山川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	253	△
藪谷川	左右	1.5	391	安佐町大字鈴張 藪宅より上流	B－1	積土俵工	254	△
横山谷川	左右	2.0	1,119	安佐町大字小河内 三谷川合流点より上流	A－2	捨て土のう工	255	△
小計	54 河川							
安佐北区計	171 河川							

安芸区(瀬野川地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
洗 川	左右	1.3	70	中野三丁目 今井宅より上流	B-1	積土俵工	256	※△
一 飯 谷 川	左右	2.0	380	上瀬野町古屋地 JR 山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	257	※△
一 井 木 川	左右	1.7	57	瀬野一丁目 正藤宅より上流	A-2	木流し工	258	△
入 江 谷 川	左右	1.2	2	瀬野町下瀬野 沢田宅より上流	A-2	捨て土のう工	259	
榎 山 川	左右	1.4	1,497	瀬野町下瀬野 県道瀬野川 福富本郷線正道寺橋より上流	A-2	木流し工	260	△
願 々 谷 川	左右	0.9	55	中野四丁目 中野宅より下流	A-2	木流し工	261	※△
鏡 谷 川	左右	1.4	179	中野町 鏡池より上流	A-2	木流し工	262	※△
京 ノ 岡 川	左右	0.7	172	中野東町 加佐見宅より上流	A-2	捨て土のう工	263	△
正 之 坪 川	左右	0.7	146	瀬野南町 倉庫より下流	B-1	積土俵工	264	△
清 水 川	左右	0.9	47	上瀬野町清水 J R 山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	265	△
清 防 川	左右	1.5	116	中野東五丁目 松下宅より上流	A-2	捨て土のう工	266	△
清 光 寺 川	左右	1.2	51	中野東五丁目 田尾宅より上流	A-2	捨て土のう工	267	※△
龍 尾 原 川	左右	1.0	51	中野東二丁目 秦宅より上流	A-2	捨て土のう工	268	△
長 泉 寺 川	左右	1.0	178	中野三丁目 県道瀬野船越線より上流	A-2	捨て土のう工	269	△
津 村 川	左右	1.0	66	中野七丁目 瀬野川東中学 校入口の JR 山陽本線交差部	A-2	捨て土のう工	270	△
長 尾 川	左右	0.9	753	畑賀町 世良宅から畑賀川まで	A-2	捨て土のう工	271	△
前 田 川	左右	1.2	19	中野二丁目 末田宅より上流	A-2	捨て土のう工	272	△
大 高 下 川	左右	2.4	218	上瀬野町 光原宅から寺分川まで	A-2	捨て土のう工	273	△
金 比 羅 川	左右	1.7	123	瀬野町下瀬野 保本宅より上流	A-2	捨て土のう工	274	△
土 百 面 川	左右	1.0	69	畑賀町横田宅より下流	A-2	捨て土のう工	275	△
荒 野 川	左右	2.0	117	中野六丁目 砂防河川荒野川より上流	A-2	捨て土のう工	276	△
名 護 川	左右	1.0	152	中野七丁目 浜本宅より上流	A-2	捨て土のう工	277	△
立 石 川	左右	1.5	35	瀬野町下瀬野 重本橋より上流	A-2	捨て土のう工	278	△
小 計	23 河川							

安芸区(阿戸地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
板取川	左右	1.2	214	阿戸町字奥の谷 市道橋より上流	B-1	積土俵工	279	△
牛ヶ谷川	左右	0.9	436	阿戸町字牛ヶ谷 西方寺川合流点より上流	B-1	積土俵工	280	△
大谷川	左右	1.0	888	阿戸町字大谷 中野宅より上流	A-2	捨て土のう工	281	△
谷迫川	左右	1.4	274	阿戸町字谷迫 横田宅より上流	A-2	捨て土のう工	282	△
フラケ迫川	左右	1.2	137	阿戸町字大谷 大谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	283	△
升越川	左右	1.0	363	阿戸町字升越 権現橋より上流	A-2	捨て土のう工	284	△
小 計	6 河川							

安芸区(船越地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
的場川	左右	2.5	95	船越二丁目 植田宅より上流	A-2	捨て土のう工	285	△
小 計	1 河川							

安芸区(矢野地区)

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
江の口川	左右	2.1	99	矢野西一丁目 海田湾流入 部より J R 呉線交差部まで	A-2	捨て土のう工	286	△
大原川	左右	0.9	182	矢野東七丁目 向宅より上流	A-2	捨て土のう工	287	△
神長川	左右	1.2	18	矢野東七丁目 大田宅前から矢野川まで	A-2	捨て土のう工	288	△
神出川	左右	0.9	120	矢野東四丁目 小野医院より上流	A-2	捨て土のう工	289	△
寺屋敷川	左右	1.4	430	矢野町寺屋敷 呉市境より上流	A-2	捨て土のう工	290	△
久喰川	左右	1.3	200	矢野西七丁目 山口宅裏より上流	A-2	捨て土のう工	291	△
山田川	左右	1.0	176	矢野東四丁目 高山宅より上流	A-2	捨て土のう工	292	△
北尾川	左右	2.0	8	矢野東四丁目 鈴木宅より上流	A-2	捨て土のう工	293	△
宮下川	左右	2.0	130	矢野西一丁目 国道31号 大浜橋より市道極楽橋まで	B-1	積土俵工	294	△
小 計	9 河川							
安芸区計	39 河川							

佐伯区（五日市地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
扇 迫 川	左右	2.0	25	五日市町大字石内 橋本宅より上流	A－2	木流し工	295	△
かたの巣川	左右	1.1	550	五日市町大字石内 県道広島湯来線より上流	A－2	木流し工	296	△
己 斐 峠 川	左右	1.4	597	五日市町大字石内 永井宅より上流	A－2	木流し工	297	△
城 六 川	左右	0.4	65	五日市町大字下河内 越藤宅より上流	B－1	積土俵工	298	△
住 吉 川	左右	1.5	25	利松二丁目 石内川合流点より上流	B－1	積土俵工	299	△
入 道 原 川	左右	0.5	410	五日市町大字石内 山田川合流点より上流	A－2	木流し工	300	△
梁 井 川	左右	1.3	62	八幡東三丁目 梅田宅より上流	B－1	積土俵工	301	△
湯 戸 川	左右	1.0	380	五日市町大字石内 石内川合流より上流	B－1	積土俵工	303	※△
吉 合 津 川	左右	1.6	300	五日市町大字石内 六拾部宅より上流	A－2	木流し工	304	△
夫 婦 川	左右	2.0	147	五日市町大字石内 山陽自 動車道石内高架橋より上流	A－2	木流し工	305	△
三 宅 川	左右	1.5	180	三宅五丁目 神原橋より 上流および下流	A－2	積土俵工	306	△
小 計	11 河川							

佐伯区（湯来地区）

河川名	岸別	護岸高 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
柏 谷 川	左右	1.0	148	湯来町大字葛原字郷 木末川合流点より上流	B－1	積土俵工	307	△
鹿 道 川	左右	1.0	110	湯来町大字白砂下鹿道 八幡川合流点より上流	B－1	積土俵工	308	△
上中郷谷川	左右	1.0	185	湯来町大字伏谷字伏郷 中郷川合流点より上流	B－1	積土俵工	309	△
葛 谷 川	左右	1.0	110	湯来町大字多田字田布 水内川合流点より上流	B－1	積土俵工	310	△
下 伏 谷 川	左右	1.5	126	湯来町大字伏谷字下伏 伏谷川合流点より上流	B－1	積土俵工	311	※△
深 谷 川	左右	1.1	557	湯来町大字下字津伏 県道下佐東線より上流	B－1	積土俵工	312	※△
伏谷川支川	左 右	1.0	386	湯来町大字伏谷字下伏 伏谷川合流点より上流	B－1	積土俵工	313	△
小 計	7 河川							
佐伯区計	18 河川							

普通河川 総 計	309 河川

(凡 例)

危険状況

- A 護岸の崩壊のおそれのある場所
- B 越水のおそれのある場所
- ※ 令和 4 年度改修予定箇所
- △ 令和 4 年度以降改修予定箇所

現 況

- 1 断面不足
- 2 護岸老朽（強度不足を含む。）
- 3 水衝部老朽（洗掘を含む。）

修 正 前	
水防計画 別表第5 水防上重要な場所	頁 459～467
1 河川・海岸等の重要な場所 (3) 直轄管理河川（太田川水系） （略）	

修 正 後
修正理由 時点修正
1 河川・海岸等の重要な場所 (3) 直轄管理河川（太田川水系） （修正（案）217～234 ページ参照）

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K800	1,600	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600～0K400	1,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K000～0K000	3,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600～0K400	2,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K800	850	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K800	850	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区戸坂惣田1丁目	広島市	8K850～9K400	550	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	5K000～5K800	800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	7K100～7K300	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K300～7K540	240	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	要	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K540～7K800	260	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K730～8K000	270	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目、東原1丁目	広島市	7K800～8K390	590	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東原1丁目	広島市	8K500～8K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K100～10K200	100	漏 水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K500～10K700 (漏水重点監視)	200	漏 水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区東野3丁目、川内1丁目	広島市	10K700～10K900	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K160～11K700	540	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K400～11K800 (漏水重点監視)	400	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目	広島市	11K500～11K600	100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区口田2丁目	広島市	11K600～11K800 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目～口田2丁目、口田5丁目	広島市	11K800～12K900	1,100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目	広島市	12K400～12K900	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	13K400～14K000	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	14K200～14K800	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市安佐北区玖村	広島市	14K500～14K850	300	水衝部 (高水護岸無し)	木流し	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目	広島市	15K000～15K400	400	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目、可部南3丁目～可部南4丁目、可部1丁目、亀山1丁目	広島市	15K200～18K400	3,200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	16K023		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部1丁目	広島市	17K800～18K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K200～18K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～19K000	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～18K600 19K000～19K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	19K400～19K500	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	19K800～20K550	750	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	20K800～21K350	550	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	21K000～21K900	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	22K950～23K600	650	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	筒瀬橋	広島市	22K945		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K000～24K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K200～24K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K600～25K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K800～26K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	26K000～26K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	工作物	B	共栄橋	広島市	26K216		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	26K800～27K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	27K200～27K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬	広島市	28K200～28K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K600～29K800	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K800～30K000	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	工作物	A	壬辰橋	広島市	29K213		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	工作物	A	長沢橋	広島市	30K638		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町宇津	広島市	30K400～30K750	350	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K000～31K100	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K600～31K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K400～32K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K600～32K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K800～33K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	工作物	B	大川橋	広島市	32K942		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	33K400～33K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
67	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	34K400～34K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K600～36K100	500	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
69	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K800～36K100	300	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K600～36K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
71	太田川	左	工作物	B	宇賀大橋	広島市	36K702		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K800～36K850	50	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
73	太田川	左	工作物	B	太田川第一橋梁(旧JR可部線)	広島市	36K860		径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
74	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区八木5丁目、八木9丁目	広島市	14K200～15K600	1,400	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
75	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区八木9丁目、八木8丁目	広島市	15K400～16K200	800	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K200～17K800	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
77	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K800～19K800	2,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
78	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	21K800～22K400	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
79	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K400～22K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
80	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K600～22K850	250	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
81	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K200～25K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
82	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K400～25K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
83	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K800～25K900	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
84	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町後山	広島市	26K500～26K800	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
85	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K400～27K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
86	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800～28K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
87	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800～28K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
88	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	28K500～29K400	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
89	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K000～29K100	100	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
90	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K400～29K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
91	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K400～30K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
92	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K600～30K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
93	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K400～31K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
94	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K800～32K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
95	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	32K200～32K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
96	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
97	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
98	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町間野平	広島市	33K400～34K000	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
99	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K600～34K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
100	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K800～35K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
101	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町鹿之巣	広島市	37K000～37K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
102	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	37K900～38K200	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
103	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K200～38K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
104	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K400～38K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
105	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K600～38K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
106	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K000～39K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
107	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K200～39K500	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K200～40K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
109	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K400～40K500	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
110	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字来見	安芸太田町	39K600～40K050	450	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
111	太田川	左	工作物	B	太田川第二橋梁(旧JR可部線)	広島市	39K960		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
112	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字船場	安芸太田町	40K300～40K600	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
113	太田川	左	工作物	B	太田川第三橋梁(旧JR可部線)	広島市	41K835		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
114	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字澄合	安芸太田町	43K400～43K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
115	太田川	左	工作物	B	太田川第四橋梁(旧JR可部線)	広島市	44K703		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
116	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K000～45K400	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
117	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K600～45K700	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
118	太田川	左	工作物	B	津伏橋	広島市	45K897		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
119	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K100～47K600	1,500	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
120	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K400～46K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
121	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K600～47K000	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
122	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	47K000～47K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
123	太田川	左	工作物	B	安水橋	広島県	47K485		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
124	太田川	左	工作物	B	大前橋	広島市	47K540		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
125	大前原右岸流路	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～47K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
126	大前原右岸流路	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～48K000	400	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
127	大前原右岸流路	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800～48K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
128	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K400～48K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
129	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K600～49K000	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
130	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K800～49K100	300	断面不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
131	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	49K000～49K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
132	太田川	左	工作物	B	太田川第五橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	49K185		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
133	太田川	左	工作物	B	吉ヶ瀬橋	中国電力	49K275		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
134	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字光石	安芸太田町	49K800～50K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
135	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K200～51K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
136	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K400～51K800	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
137	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K800～51K900	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
138	太田川	左	工作物	B	筒賀橋	広島県	51K912		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
139	太田川	左	工作物	B	砂ヶ瀬橋	安芸太田町	52K343		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
140	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	53K000～53K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
141	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K400～53K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
142	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K600～54K500	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
143	太田川	左	工作物	B	太田川第六橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	53K675		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
144	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K400～55K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
145	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K600～56K700	1,100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
146	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K100～57K400	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
147	太田川	左	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K100～57K400	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
148	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K400～57K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
149	太田川	左	工作物	B	旭橋	安芸太田町	57K500		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
150	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川、加計、山崎	安芸太田町	57K800～57K900	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
151	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600～58K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
152	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K800～59K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
153	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鶴渡瀬	安芸太田町	59K200～59K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
154	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字鶴渡瀬	安芸太田町	59K400～59K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
155	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鶴渡瀬	安芸太田町	59K600～59K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
156	太田川	左	工作物	B	鮎ヶ平橋	安芸太田町	59K833		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
157	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K400～60K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
158	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K600～60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
159	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600～61K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
160	太田川	左	工作物	B	堂見橋	広島県	61K772		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
161	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K800～62K400	600	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
162	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	62K400～62K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
163	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K200～63K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
164	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K400～63K900	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
165	太田川	左	工作物	A	上殿橋	安芸太田町	63K960		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
166	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K000～64K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
167	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K600～64K750	150	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
168	太田川	左	工作物	B	轟大橋	広島県	64K796		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
169	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K900～65K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
170	太田川	左	工作物	B	轟橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	65K066		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
171	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	65K400～66K000	600	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左	工作物	B	轟橋	安芸太田町	65K631		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
173	太田川	左	工作物	B	其角排水樋門	安芸太田町	65K680		管体クラック 吐口側法肩部クラック		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
174	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町	安芸太田町	66K800～67K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
175	太田川	左	工作物	B	土居橋	中国電力	67K200		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
176	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K600～68K000	400	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
177	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K800～68K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
178	太田川	左	工作物	B	土居橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	68K010		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
179	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K200～69K400	1,200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査書

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
180	太田川	左	基礎地盤漏水	A	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K750～68K850	100	漏水 (実績有り)	月ノ輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
181	太田川	左	工作物	B	グランド橋	安芸太田町	69K694		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
182	太田川	左	工作物	B	花治山橋	安芸太田町	69K709		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	70K100～70K300	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	69K900～70K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	B	小原橋	安芸太田町	70K223	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	工作物	B	遊谷橋梁	JR	70K624		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
187	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K800～71K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
188	太田川	左	工作物	B	明神橋	安芸太田町	70K839	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
189	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600～41K900	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
190	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600～41K800	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
191	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900～42K800	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
192	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900～43K000	1,100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
193	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K000～44K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
194	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100～44K600	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
195	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100～44K700	600	(護岸老朽)		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
196	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K400～44K700	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
197	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K600～44K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
198	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K400～45K700	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
199	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K700～46K200	500	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
200	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	46K200～46K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
201	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K200～47K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
202	太田川	中州	基礎地盤漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	安水橋より上流に向かって本川側	240	漏水(実績有り)	月ノ輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
203	太田川	右	堤体漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～47K800	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
204	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800～48K000	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
205	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K400～47K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
206	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	48K000～48K300	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
207	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字吉ヶ瀬	安芸太田町	49K200～49K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
208	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K400～50K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
209	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600～50K850	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
210	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600～50K850	250	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
211	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K550～51K800	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
212	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K800～51K850	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
213	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K200～52K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
214	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K400～52K600	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
215	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字小原	安芸太田町	53K200～53K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
216	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	54K600～55K000	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
217	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	55K000～55K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
218	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字遅越	安芸太田町	55K600～55K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
219	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大字加計字上原	安芸太田町	58K200～58K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
220	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600～58K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
221	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K400～59K800	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
222	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K700～60K200	500	水衝部 (護岸老朽、高不足)	木流し	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
223	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	60K200～60K250	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
224	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K600～60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
225	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K800～61K600	800	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
226	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600～61K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
227	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	61K600～61K700	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
228	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K000～62K500	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
229	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K800～63K700	900	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
230	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	63K000～63K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
231	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字松原	安芸太田町	64K800～65K100	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
232	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字正地	安芸太田町	66K600～66K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
233	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀	安芸太田町	67K200～67K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
234	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K400～69K600	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
235	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～69K850	50	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
236	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～70K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
237	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K400～70K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
238	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K700～71K000	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	滝山川	左	工作物	B	滝山川橋	広島県	0K274		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
2	中祖川	左	工作物	B	中祖橋	広島県	0K272		桁下高不足、 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
3	滝山川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K400～0K670	270	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
4	中祖川	左	工作物	B	井手ヶ平橋	安芸太田町	0K552		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
5	滝山川	左	工作物	B	川北橋	安芸太田町	0K843		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
6	滝山川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	1K0～1K100	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
7	中祖川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K350～0K400	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K200～2K000	800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K600～1K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部二丁目	広島市	2K400～3K800	1,400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	根谷川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K600～3K800 4K600～5K000	600	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K800～5K000	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000～0K200	200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部東一丁目～四丁目	広島市	1K400～3K000	1,600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東一丁目	広島市	1K400～1K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東二丁目	広島市	2K300～2K500	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東四丁目～五丁目	広島市	2K800～3K000	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大字上原	広島市	3K800～4K600	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	根谷川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部東五丁目	広島市	3K600～4K800	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	根谷川	左	工作物	B	丸田橋	広島市	1K166	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
14	根谷川	左	工作物	B	新川橋歩道橋	広島市	2K200	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
15	根谷川	左	工作物	B	新川橋	広島市	2K200	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
16	根谷川	左	工作物	A	上原橋	広島市	2K881	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
17	根谷川	左	工作物	B	寺山橋	広島市	3K378	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
18	根谷川	左	工作物	B	高松橋	広島市	3K624	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
19	根谷川	左	工作物	A	吉田橋	広島市	4K017	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
20	根谷川	左	工作物	B	東原橋	広島市	4K660	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	-0K100～0K100 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100～0K320	220	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K380～0K500	120	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K600～0K700 (漏水重点監視)	100	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K700～0K900	200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	1K700～4K300	2,600	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	0K800～4K400	3,600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川三丁目	広島市	1K600～1K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川七丁目	広島市	3K600～4K200	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K600～4K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～5K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～5K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～6K400	1,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～5K900	500	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K000～9K200	3,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K000～7K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K200～7K600	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K600～7K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	8K000～9K000	1,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	9K400～9K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三篠川	左	工作物	B	深川橋	広島県	0K696	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三篠川	左	工作物	A	亀崎橋	広島市	1K987	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三篠川	左	工作物	B	亀崎橋歩道橋	広島市	1K997	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三篠川	左	工作物	A	薬師橋	広島市	2K511	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三篠川	左	工作物	A	横川橋	広島市	2K878	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三篠川	左	工作物	A	陰地橋	広島市	3K707	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第3橋梁	JR	4K148	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三篠川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K266	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三篠川	左	工作物	A	養老橋	広島市	4K874	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三篠川	左	工作物	A	新鳥越橋	広島県	5K757	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第2橋梁	JR	5K827	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三篠川	左	工作物	A	鳥越橋	広島市	5K930	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三篠川	左	工作物	A	上深川橋	広島市	6K566	-	径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
34	三篠川	左	工作物	A	抱岩歩道橋	広島市	7K129	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三篠川	左	工作物	A	下西橋	広島市	7K753	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三篠川	左	工作物	A	西中橋	広島市	8K389	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三篠川	左	工作物	A	上西橋	広島市	9K028	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000～1K400	1,400	堤体漏水・すべり	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K000～1K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K200～1K400	200	堤体漏水	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K400～2K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K000～3K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K600～3K600	1,000	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200～5K000	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200～4K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K000～5K400	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K600～5K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K600～6K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K400～9K600	2,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K600～7K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K800～9K600	1,800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	第1古川	左	堤体漏水	A	広島市安佐南区中筋四丁目	広島市	2K660～3K000	340	断面不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	第1古川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐南区川内二丁目	広島市	2K800～3K000	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	第1古川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐南区緑井六丁目	広島市	4K700～4K900	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	第1古川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区古市一丁目	広島市	2K080～2K500	420	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	第1古川	右	堤体漏水	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K660～3K000	340	断面不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	第1古川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K800～3K000	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	旧太田川	右	越水(溢水)	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K600～2K200	2,800	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K500～0K100	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入川口町	広島市	0K500～1K400	900	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区舟入本町	広島市	2K000～2K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入中町	広島市	2K200～2K500	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区本町二丁目	広島市	2K500～2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区本町三丁目	広島市	2K700～2K900	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区寺町	広島市	3K400～3K600	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K800～3K900	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K900～4K100	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	4K300～4K400	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	旧太田川	左	越水(溢水)	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600～1K600	2,200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600～C0K100	500	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区吉島町	広島市	0K100～0K500	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100～1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	旧太田川	左	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K600～2K600	1,000	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	旧太田川	左	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K600～2K000	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	2K000～2K600	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	旧太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区牛田新町二丁目	広島市	5K650～6K250	600	根固沈下	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	旧太田川	左	工作物	A	舟入橋	広島市	0K718	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	旧太田川	左	工作物	A	住吉橋	広島市	1K179	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	旧太田川	左	工作物	A	新住吉橋	国土交通省	1K312	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	旧太田川	左	工作物	A	中島神崎橋(旧中島橋)	広島市	1K686	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	旧太田川	左	工作物	A	西平和大橋	広島市	2K080	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	旧太田川	左	工作物	A	本川橋	広島市	2K335	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	旧太田川	左	工作物	A	本川橋歩道橋	広島市	2K335	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	旧太田川	左	工作物	B	相生橋歩道橋	広島市	2K600～2K650	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	旧太田川	左	工作物	B	相生橋	国土交通省	2K725	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	旧太田川	左	工作物	A	空鞆橋	広島市	3K149	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	旧太田川	左	工作物	B	三篠橋	広島市	4K238	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
31	旧太田川	左	工作物	B	北大橋	広島市	4K893	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区吉島東三丁目	広島市	C0K600～0K000	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	元安川	右	越水(溢水)	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	C0K200～1K200	1,400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	0K000～0K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100～1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	元安川	右	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K200～2K400	1,200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K300～1K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	1K500～1K800	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	2K100～2K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市南区出島一丁目	広島市	D1K200～D0K800	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700～D0K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700～0K000	700	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区南千田西町	広島市	D0K500～D0K300	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区千田町三丁目	広島市	D0K300～0K100	400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	元安川	左	堤体漏水	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K000～0K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K100～0K300	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区大手町五丁目	広島市	0K300～1K000	700	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K300～1K900	600	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K500～2K100	600	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町二丁目	広島市	2K200～2K400	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	元安川	左	工作物	A	南大橋	広島市	0K539	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	元安川	左	工作物	A	平和大橋	広島市	1K949	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	元安川	左	工作物	A	元安橋	広島市	2K394	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町四丁目	広島市	C1K600～C0K700	900	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K750～C0K200	550	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K900～C0K650	250	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K650～C0K300	350	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区南観音八丁目	広島市	C0K200～1k092	1,292	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K100～0K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K500～0K900	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区東観音町	広島市	2k900 ～ 3K100	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区天満町	広島市	1K900 ～ 2K000	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区天満町	広島市	2K200 ～ 3K200	1,000	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～ C1K150	100	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～ C0K300	950	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	天満川	左	越水(溢水)	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K150～1K470	2620	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区舟入町	広島市	1K000 ～ 1K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区榎町	広島市	2K500 ～ 2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区広瀬北町	広島市	2K700 ～ 3K100	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区広瀬北町	広島市	3K100 ～ 3K500	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	天満川	左	工作物	B	天満川水管橋	広島市	C0K030	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	天満川	左	工作物	A	新観音橋	国土交通省	1K147	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	天満川	左	工作物	B	観船橋	広島市	1K468	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	天満川	左	工作物	A	緑大橋	広島市	1K808	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	天満川	左	工作物	A	広電天満橋	広島電鉄	2K018	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	天満川	左	工作物	A	天満歩道橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	天満川	左	工作物	A	天満橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	天満川	左	工作物	A	広瀬橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	天満川	左	工作物	A	広瀬橋歩道橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	天満川	左	工作物	A	中広大橋	広島市	2K882	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	天満川	左	工作物	A	横川新橋	広島市	3K516	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	C0K620～0K800	1,420	高潮	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
2	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	C0K600～0K000	600	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
3	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	C0K080～0K300	380	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
4	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	0K300～0K700 (漏水重点監視)	400	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
5	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	0K400～0K600	200	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
6	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市南栄・新町・元町	大竹市	0K600～2K800	2,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
7	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄	大竹市	0K800～1K070	270	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
8	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市南栄	大竹市	1K070～1K130	60	漏水(実績有り)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
9	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄・新町	大竹市	1K130～1K350	220	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
10	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市元町二丁目	大竹市	2K200～2K400	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
11	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野一丁目	大竹市	4K400～4K600	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
12	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野一丁目	大竹市	4K500～4K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
13	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K200～5K700	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
14	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K800～6K000	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
15	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	5K400～5K700	300	漏水(実績有り)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
16	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200～7K400	1,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
17	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200～6K300	100	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
18	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	6K300～6K500 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
19	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K500～7K400	900	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
20	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市防鹿	大竹市	7K800～8K800	1,000	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
21	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目防鹿	大竹市	9K000～9K200	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
22	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目防鹿	大竹市	9K800～10K000	200	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
23	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市比作	大竹市	10K200～10K400	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
24	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	10K200～10K400	200	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
25	小瀬川	左	越水(溢水)	A	大竹市比作	大竹市	10K400～11K000	600	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
26	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	10K600～10K800	200	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
27	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	11K000～11K400	400	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
28	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	12K400～12K600	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
29	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	12K600～12K800	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所市
30	小瀬川	左	工作物	B	小瀬川橋梁(山陽本線)	JR	1K220	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
31	小瀬川	左	工作物	A	前渚橋	大竹市・岩国市	8K540	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
32	小瀬川	左	工作物	A	小川津橋	岩国市	11K534	-	桁下高不足		小瀬川出張所	

(3) 直轄管理河川（太田川水系）

直轄河川重要水防箇所箇所別調査

事務所名： 太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
33	小瀬川	左	工作物	B	深瀬橋	岩国市	12K735	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
34	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K650～1K160	1,810	高潮	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
35	小瀬川	右	堤体漏水	A	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K600～C0K200	400	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
36	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K200～0K400	600	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
37	小瀬川	右	堤体漏水	A	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	0K400～0K800	400	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
38	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	0K800～1K000	200	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
39	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木一～四丁目	和木町	1K000～2K200	1,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
40	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町瀬田	和木町	2K600～2K800	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
41	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目	和木町	3K200～3K600	400	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
42	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目	和木町	3K300～3K400	100	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木事務所
43	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町大字関ヶ浜	岩国市	4K400～4K600	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
44	小瀬川	右	越水(溢水)	A	玖珂郡和木町大字関ヶ浜	岩国市	4K600～5K000	400	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
45	小瀬川	右	基礎地盤漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	4K900～4K960	60	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木事務所
46	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	5K000～5K200	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
47	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	5K600～5K800	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
48	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	6K000～6K200	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
49	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	6K400～6K480	80	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
50	小瀬川	右	越水(溢水)	A	岩国市小原	岩国市	6K480～6K800	320	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
51	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小原	岩国市	6K600～7K000	400	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
52	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	8K400～8K600	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
53	小瀬川	右	堤体漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	8K600～9K600	1,000	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
54	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	9K900～10K500	600	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木事務所
55	小瀬川	右	堤体漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	9K900～10K500	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
56	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	10K300～10K500	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
57	小瀬川	右	越水(溢水)	A	岩国市小瀬	岩国市	10K800～11K800	1,000	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
58	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	11K000～11K200	200	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
59	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	11K600～11K800	200	断面不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所
60	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	12K600～12K800	200	堤防高不足	積み土嚢	小瀬川出張所	岩国土木事務所

修 正 前	
水防計画 別表第5 水防上重要な場所	頁 472～477
2 水防上重要なため池 (略) 3 未完成の宅地造成地 (1) 総括表 (略) (2) 個別一覧表 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 時点修正
2 水防上重要なため池 (修正(案)235～237ページ参照) 3 未完成の宅地造成地 (1) 総括表 (修正(案)239ページ参照) (2) 個別一覧表 (修正(案)240～241ページ参照)

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

行政区	名 称	所 在 地	規 模			決壊時 予想被害		応 対 工 策 法	附図 番号	主な改修必要か所			備 考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m3)	面積 (ha)	戸数 (戸)			堤体	余水 吐	取水 施設	
東 区	大原(九平)	馬木町字大原乙741	5.3	80.0	3,600	0.1	—	土俵積	1	○	○		
	東 浄	戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2	○			
	流 谷	戸坂新町一丁目1893-3	3.3	144.0	4,500	1.1	8	土俵積	3		○		
	理 覚	戸坂山根二丁目1204-1	4.1	30.0	700	1.1	15	土俵積	4		○		
	滝 泉	戸坂山根三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5	○	○	○	
	尾 の 上	戸坂新町三丁目2138	2.2	—	200	—	2	土俵積	6				
	片 山	戸坂数甲二丁目2304,2305	3.3	—	60	—	5	土俵積	7				
	石ヶ迫1号	中山町1041	4.7	—	213	—	7	土俵積	8				
	石ヶ迫2号	中山町1058-2	3.9	—	34	—	3	土俵積	9				
	梨 の 木 谷	中山西一丁目342	2.9	—	300	—	157	土俵積	10				
	桜 山	福田町高ヶ原1432	4.6	—	2,300	—	37	土俵積	11				
	上 条	福田町字上条122	3.0	—	233	—	23	土俵積	12				
安 佐 南 区	大 平 2 号	福田五丁目1699	—	—	410	—	—	土俵積	13				
	狐 ケ 城	福田町黄薔谷1882	—	—	410	—	—	土俵積	14				
	長 楽 寺	長楽寺町字法師原甲547	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土俵積	15				
	迫 堤	山本九丁目38	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵積	16				
	新 堤	山本町字戸石場甲1285	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	17				
	新 池 2 号	祇園町字大谷丙1631	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	18				
	上 池	祇園町字大谷乙1631	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵積	19				
	下 池	祇園町五丁目乙1667	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵積	20		○		
	影 浦	沼田町大字吉山字堂ヶ谷	7.5	32.0	3,600	2.7	—	土俵積	21	○			
	森 田	沼田町大字吉山字大利蔵515	2.0	10.0	27	0.3	1	土俵積	22				
	荒 谷	安古市町大字上安字日置	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	23				
	尾 越	相田六丁目29-10	6.3	40.7	1,250	1.3	—	土俵積	24				
安 佐 北 区	谷 本	沼田町大字伴4129-2	3.3	17.0	107	0.9	3	土俵積	25				
	願 成 寺	毘沙門台東一丁目19	3.6	—	700	—	—	土俵積	26				
	大 石 原	高取南町大石原甲916	4.3	—	1,300	—	44	土俵積	27				
	中 池	祇園町大谷1645	5.3	—	2,000	—	528	土俵積	28				
	宝 谷	祇園町東山本砥石場	4.0	—	350	—	55	土俵積	29				
	寺 山	山本八丁目1433	2.9	—	500	—	114	土俵積	30				
	土 井	沼田町伴字土井	3.8	—	1,890	—	292	土俵積	31				
	桧 梅	沼田町大塚桧梅	3.2	—	2,000	—	7	土俵積	32				
	米 林 池	沼田町阿戸狐ヶ城	2.3	—	127	—	7	土俵積	33				
	寄 木 池	沼田町阿戸高野原	3.5	—	220	—	3	土俵積	34				
	殿 山	沼田町阿戸鍛冶屋畑	7.6	—	4,200	—	35	土俵積	35				
	小 松 池	沼田町阿戸飯ノ山147番	2.4	—	150	—	9	土俵積	36				
安 佐 北 区	前 原	沼田町伴釜ヶ谷	10.2	—	14,000	—	88	土俵積	37				
	西 部	安佐町大字小河内大利谷6406	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土俵積	38				
	桧 山 貯 水 池	大林町野上1113-47	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土俵積	39				
	国 丸	三入南二丁目189	4.2	19.0	500	1.1	23	土俵積	40				
	ゴ ロ イ	口田南町字柳ヶ丘1108	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵積	41				
	柳 ケ 谷	口田南町字柳ヶ丘965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	42	○			
	草 谷	口田南六丁目1518	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	43	○	○		
	小 谷	深川町字堂ノ本3676	5.0	58.0	1,100	3.9	11	土俵積	44	○	○	○	
	久 保 山	落合南町字久保山1302-2	8.5	58.9	4,900	5.8	6	土俵積	45				
	西 ケ 迫	白木町大字志路字奥谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵積	46	○	○		
	林 1 号	白木町大字三田字林2252	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	47		○		
	落 尻	白木町大字秋山字落尻471	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵積	48				
	後 迫 1 号	狩留家町2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵積	49				
	後 迫 3 号	狩留家町2690	7.0	25.0	327	0.6	1	土俵積	50				
	岡上1号(岡上)	白木町大字三田字法恩寺8242	4.4	30.0	700	2.1	2	土俵積	51				
	行 根	安佐町大字鈴張字行根表5004	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵積	52		○		
	鳥 屋 ケ 森	可部町大字綾ヶ谷字鳥屋森1016-2	5.9	28.0	1,200	0.3	—	土俵積	53				
	神 宮 寺	亀山南二丁目1449	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	54	○	○		
	上 皇	安佐町大字飯室字上皇西3870	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵積	55	○			
	奥 梶 名	白木町大字志路字上梶名5198	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵積	56	○			
	谷 奥 下	白木町大字小越字谷奥1158	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵積	57	○			
	城 下	安佐町久地城下338	8.8	—	5,000	—	14	土俵積	58				
	大 坪	安佐町毛木大坪145	7.0	—	1,800	—	5	土俵積	59				
	鉦 池	安佐町鈴張鉦3611	2.1	—	147	—	0	土俵積	60				
	又 タ ケ 原	可部町上原東山687	7.0	—	1,800	—	92	土俵積	61				
	奥 桧 山	大林町聖滝3319	10.1	—	3,700	—	1	土俵積	62				
	一 ケ 谷 池	口田南町	5.5	—	5,625	—	135	土俵積	63				
	佐 川 池	可部町勝木字ノ坪2273	1.9	—	120	—	5	土俵積	64				
	権 現	可部町勝木権現	5.2	—	1,200	—	84	土俵積	65				
	蛇 の 池	白木町志路蛇の池	4.2	—	3,200	—	7	土俵積	66				
	桜 峠 池	白木町秋山堀越甲2492	0.8	—	107	—	27	土俵積	67				
	下野原1号	白木町三田下野原	5.0	—	4,500	—	2	土俵積	68				
	黒 王 池	狩留家町黒王甲1061	2.1	—	400	—	10	土俵積	69				
	坊 地	狩留家町坊地1231-1	3.3	—	600	—	19	土俵積	70				
	加 唐	口田南町加唐1220	5.5	—	1,300	—	299	土俵積	71				
	吹 上 げ	口田南三丁目97-2	3.3	—	800	—	90	土俵積	72				
	追 分	安佐町後山峠2234	4.9	—	1,800	—	18	土俵積	73				
一 面	安佐町小河内一面5371	7.8	—	1,800	—	5	土俵積	74					

行政区	名 称	所 在 地	規 模			決 壊 時 予 想 被 害		応 対 工 法	急 策 法	附図 番号	主な改修必要か所			備 考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m3)	面積 (ha)	戸数 (戸)				堤体	余水 吐	取水 施設	
安 佐 北 区	戸 崎 池	安佐町鈴張	6.1	—	2,060	—	10	土俵積	75					
	原 迫	可部町大字大毛寺字安光1868	—	—	480	—	—	土俵積	76					
	上 西 池	可部町桐原神の前1352	1.7	—	140	—	4	土俵積	77					
	明 当 池	落合南町	9.0	—	9,500	—	288	土俵積	78					
	合 力	落合南町合力121	8.0	—	2,200	—	1	土俵積	79					
	桐 陽 台	三入東一丁目2545	18.3	—	12,200	—	36	土俵積	80					
	倉 掛 3 号	倉掛三丁目31	4.0	—	5,000	—	119	土俵積	81					
	筒 瀬 1 号	安佐町筒瀬中志峠	5.2	—	4,100	—	16	土俵積	82					
	筒 瀬 2 号	安佐町筒瀬中志峠1480	6.9	—	8,100	—	17	土俵積	83					
	横 田 池	白木町三田三日市540	1.3	9.0	27	—	12	土俵積	84					
安 芸 区	金 川	高陽町	5.9	27.0	1,320	0.4	0	土俵積	85					
	馬 場	中野町字平山3288	2.4	34.5	80	0.1	1	土俵積	86					
	新 池	中野東町字奥畑2234	4.3	47.0	610	0.5	—	土俵積	87					
	古 池	中野東町字奥畑2177	3.9	32.0	300	0.5	—	土俵積	88					
	細工3号池	中野東町字細工4515	6.5	35.0	900	3.1	46	土俵積	89	○	○			
	三 村	上瀬野町字大山57	2.4	32.0	62	0.4	3	土俵積	90					
	押 谷 1 号	阿戸町字押谷1803	7.1	95.0	4,900	1.9	—	土俵積	91					
	竹 広	阿戸町字上田字西方2208	1.8	22.0	47	0.4	—	土俵積	92					
	平 山 1 号	阿戸町字谷迫652	4.8	27.0	173	0.5	3	土俵積	93					
	新 池 1 号	船越町字松山平551	5.7	28.0	1,800	2.5	24	土俵積	94	○	○			
	箱 師	矢野町字花上3340	2.3	25.0	200	0.3	2	土俵積	95					
	藤 ケ 迫	畑賀町字上水谷東2163	3.8	22.0	1,000	0.7	3	土俵積	96					
	二 ツ 掛	畑賀町字工越3467	5.5	80.0	2,070	2.1	4	土俵積	97					
	穴 の 口	畑賀町字掛樋田3272	4.9	23.0	1,269	0.7	—	土俵積	98					
	水 越 上	畑賀町字西宗尾1511	9.9	101.0	27,868	12.7	7	土俵積	99					
	戸 坂	阿戸町字戸坂2014	2.4	44.0	200	0.7	—	土俵積	100					
	高 當	阿戸町字下畠320	3.1	30.0	500	2.2	7	土俵積	101					
	水 越 下	畑賀町鹿子垣内東	6.2	—	10,300	—	47	土俵積	102					
	海 の 平	畑賀町為角	5.9	—	6,000	—	61	土俵積	103					
	澤 田	中野東町大谷	6.5	—	3,100	—	44	土俵積	104					
	大 藤	瀬野川町下瀬野大藤268番地	3.4	—	477	—	72	土俵積	105					
	中 道 原	瀬野川町下瀬野	8.8	—	2,600	—	13	土俵積	106					
	天 神 池	瀬野川町山田ヶ原2789	6.1	—	13,900	—	54	土俵積	107					
	牛ヶ谷1号	阿戸町牛ヶ谷1557	4.3	—	1,800	—	46	土俵積	108					
	牛ヶ谷2号	阿戸町牛ヶ谷1628	3.0	—	1,100	—	7	土俵積	109					
	牛ヶ谷3号	阿戸町牛ヶ谷162	2.9	—	900	—	41	土俵積	110					
	牛ヶ谷大	阿戸町牛ヶ谷242-1	14.2	—	51,062	—	64	土俵積	111					
	押 谷 2 号	阿戸町押谷1823-1	6.5	—	5,100	—	44	土俵積	112					
	京之岡1号	中野東町字京之岡6096番地	4.0	—	330	—	3	土俵積	113					
	西 村	瀬野川町下瀬野宮垣内1571番地	3.1	—	112	—	4	土俵積	114					
	干 野	瀬野川町下瀬野正之坪498番地	2.1	—	182	—	4	土俵積	115					
	小 野 村	瀬野川町下瀬野中宇根496-1番	2.3	—	84	—	3	土俵積	116					
	登 龍	上瀬野町下河内827	3.8	—	400	—	5	土俵積	117					
	中 村	阿戸町水落3225	2.6	—	113	—	2	土俵積	118					
	佐 久 間	阿戸町宮の郷2860	3.4	—	200	—	1	土俵積	119					
	大 幡	阿戸町市原1229	1.8	—	120	—	1	土俵積	120					
	今 中	阿戸町押谷1879	2.2	—	240	—	29	土俵積	121					
	花 上 新	矢野町花上3191	3.5	—	427	—	5	土俵積	122					
	薬 師	矢野町花上3234	4.2	—	267	—	10	土俵積	123					
	中 池	船越町松山平547	6.0	—	1,100	—	516	土俵積	124					
	鏡 池	中野町鏡谷1074	5.0	—	900	—	95	土俵積	125					
	洗 川	中野町洗川1759	6.6	—	700	—	1	土俵積	126					
	井 上 池	瀬野川町上瀬野大奈1657番地	2.8	—	235	—	9	土俵積	127					
	天 野 2 号	瀬野川町上瀬野久井原163-2番	1.9	—	31	—	2	土俵積	128					
	野 地	阿戸町旭浦7190	3.5	—	67	—	3	土俵積	129					
	畠 池	阿戸町上畑112	3.6	—	800	—	8	土俵積	130					
	泉	矢野東六丁目泉4566	7.1	—	4,900	—	37	土俵積	131					
	庄 野 坪	畑賀町字庄野坪3531	—	—	150	—	—	土俵積	132					
	王 子 ヶ 峠	畑賀町字王子ヶ峠3328	—	—	100	—	—	土俵積	133					
	上 為 角	畑賀町上為角3822	—	—	150	—	—	土俵積	134					
	尾 崎	畑賀町字七朗ヶ谷3975	—	—	600	—	—	土俵積	135					
	上 影	畑賀町字上影道上205	—	—	150	—	—	土俵積	136					
	野 間	中野町字岡崎1228	—	—	300	—	—	土俵積	137					
	吉 田	中野町字岡崎1334	—	—	120	—	—	土俵積	138					
	井 上	阿戸町字西方乙2325	—	—	300	—	—	土俵積	139					
	奥為角2号	畑賀町奥為角3696	—	—	100	—	—	土俵積	140					
	赤 羽 迫	中野町字舞原1639	—	—	180	—	—	土俵積	141					
	宮 脇 2 号	中野町字宮脇2153	—	—	140	—	—	土俵積	142					
	北 尾	矢野東四丁目3499	—	—	200	—	—	土俵積	143					
	重 森	瀬野川町上瀬野大山63番地	2.9	—	128	—	4	土俵積	144					
	久 保 1 号	中野東町字室重4419-1	—	—	—	—	—	土俵積	145					
	久 保 2 号	中野東町字室重4421	—	—	—	—	—	土俵積	146					
	柳 池	畑賀二丁目429	—	—	—	—	—	土俵積	147					
	銚 取 1 号	中野東町字銚取1139	3.3	—	330	—	166	土俵積	148					
	矢 野 池	瀬野川町上瀬野奥畑2294番地	3.2	46.0	175	—	—	土俵積	149					
	門 前	矢野町の場2209	2.8	56.0	200	—	0	土俵積	150					
	長 尾	畑賀一丁目241番	2.0	—	200	—	—	土俵積	151					
	細工2号池	中野東町細工4537	3.3	—	500	—	—	土俵積	152					

行政区	名 称	所 在 地	規 模			決 壊 時 予 想 被 害		応 対 工 策 法	附図 番号	主な改修必要か所			備 考
			堤高	堤長	貯水量	面積	戸数			堤体	余水 吐	取水 施設	
			(m)	(m)	(m3)	(ha)	(戸)						
佐伯区	坪 井 上	廿日市市大字後畑字牛池山528	10.6	95.2	17,400	18.6	5	土俵積	153				受益地＝ 五日市町
	坪 井 下	廿日市市大字後畑字牛池山518-3	8.0	60.0	18,000	17.1	3	土俵積	154				受益地＝ 五日市町
	有 井	五日市町大字石内字上日焼3898	4.3	25.0	1,400	0.7	—	土俵積	155				
	千 同	観音台一丁目159-1	6.6	—	6,600	—	163	土俵積	156				
	貴 船 原	五日市町三宅若山1169-1	6.6	—	4,814	—	291	土俵積	157				
	入 の 谷	五日市町三宅入の谷12	4.0	—	1,360	—	4	土俵積	158				
	場 ケ 谷	五日市町石内字場ヶ谷	9.6	—	18,000	—	19	土俵積	159				
	西 日 浦 畑	湯来町大字葛原字西日浦	5.8	—	613	—	0	土俵積	160				
	十 文 字 1 号	湯来町大字白砂字十文字	4.0	—	30	—	0	土俵積	161				
	柏 原 1 号	湯来町白砂字柏原乙3212番地	2.0	—	469	—	1	土俵積	162				
	東 大 畑 1 号	湯来町伏谷字大畑	4.2	—	588	—	13	土俵積	163				
	柏 原 1 号	湯来町麦谷柏原2154番地先	3.5	—	80	—	1	土俵積	164				
	谷 本	五日市町大字石内	—	—	—	—	—	土俵積	165				
	隠 の 里	倉重3丁目384	4.8	—	12,800	—	355	土俵積	166				
計	166か所												

3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 総括表

(令和 3 年 10 月 1 日現在)

行 政 区	か 所 数	面 積 (ha)	摘 要
中 区	0	0	
東 区	15	2.20	
南 区	4	13.45	
西 区	3	9.34	
安 佐 南 区	12	157.96	
安 佐 北 区	20	97.39	
安 芸 区	8	90.53	
佐 伯 区	5	23.37	
計	67	394.24	

(2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発 手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
東区	福田二丁目2618の一部ほか3筆	宅	0.03	中土井 重治	㈱ヒロヨシ (883-0150)	
	馬木二丁目521-1ほか10筆	開	0.53	㈱ジェイエステート	㈾金村建設 (232-3760)	
	上温品四丁目353番12の一部ほか4筆	開	0.30	㈾畠中商事	㈾下前建設 (899-3048)	
	中山西二丁目417番1の一部	宅	0.01	広島市長	五洋・沼田建設工事共同企業体 (0825-847-5237)	
	中山東三丁目1960番ほか14筆	宅	0.44	新未来建設㈱	㈾広徳工業 (961-6165)	
	矢賀町字岩鼻80番ほか1筆	宅	0.05	G M 合同会社	憲工建設㈱ (080-5622-2455)	
	中山東三丁目1989番1の一部ほか	宅	0.14	タイドウ建設㈱	タイドウ建設㈱ (283-7949)	
	牛田東四丁目683番1	宅	0.01	広島市長	㈾光豊産業 (238-8913)	
	温品四丁目998番ほか	開	0.23	徳本久美子	㈾クリエイト (942-2945)	
	温品四丁目998番ほか	宅	0.11	I・M エステート	㈾下前建設 (899-3046)	
	福田五丁目1098番1ほか	開	0.12	㈾ラック商事	㈾星野建設 (090-7131-0224)	
	光が丘10番2ほか	宅	0.05	横坪誉之	㈾星野建設 (899-7323)	
	光が丘5番5の一部ほか	宅	0.05	株式会社SHL	大和建設㈱ (090-9062-5941)	
	福田六丁目2133番1ほか	宅	0.08	シンアイ不動産販売㈱	㈾下前建設 (899-3048)	
	牛田南二丁目98番1の一部ほか	宅	0.06	セントラル㈱	門田建設工業㈾ (921-1411)	
	計 15か所		2.20			
南区	楠那町・丹那町・丹那新町の各一部	区宅	10.74	広島市朝見原土地区画整理組合理事長 草田 農一		
	出島二丁目2番13	開	1.52	広島市長	未定	
	西本浦町1番9及び本浦町15番ほか	開	0.91	社会福祉法人 I G L 学園福祉会	㈾三戸重機 (847-3400)	
	本浦町216番2ほか	宅	0.28	金井征男	栄進重機㈾ (876-1886)	
	計 4か所		13.45			
西区	高須三丁目1053番61の一部ほか1筆	開	0.17	フォーシン建設㈱	未定	
	観音新町四丁目2874番1ほか	開	8.04	大和ハウス工業㈾広島支社	㈾フジタ広島支店 (577-8985)	
	草津南四丁目2007番ほか	開	1.13	㈾ビッグモーター	積和建設中国㈾ (0823-555-3302)	
	計 3か所		9.34			
安佐南区	沼田町大字伴	開宅	126.73	アイエス㈱		
	八木五丁目6101-45の一部ほか10筆	宅	0.15	伊勢社宮総代表 奈良原 宏	芸北建設 (812-2429)	
	八木三丁目3034番1の一部ほか3筆	宅	0.22	宗教法人円蔵院太陽の会	円蔵院太陽の会 (086-805-4100)	
	上安町字緑ヶ丘2042-1の一部ほか4筆	宅	0.22	藤谷 孝行	㈾フジコウ (262-8777)	
	沼田町大字伴字佐胡596番1ほか69筆	宅	18.72	㈾水野砂利	㈾楠建 (848-6000)	
	山本六丁目1029番4ほか	宅	0.33	㈾尼子建設	㈾尼子建設 (875-4070)	
	伴東一丁目8512番1の一部ほか	宅	0.04	広島八谷建設㈱	門田建設工業㈾ (921-1411)	
	大塚西一丁目甲604番2ほか	宅	10.49	広島市大塚中央土地区画整理組合	広電建設㈱ (243-7132)	
	伴東二丁目9000番の一部ほか	開	0.69	社会福祉法人広島良城会	戸田建設㈾広島支店 (545-7538)	
	安東二丁目1709番1の一部	宅	0.06	新未来建設㈱	上野興業㈾ (878-2950)	
	伴東四丁目6728番1ほか	宅	0.19	広島八谷建設㈱	門田建設工業㈾ (921-1411)	
	高取北三丁目611番1ほか	宅	0.12	出光興産㈱	若築建設㈾大阪支店 (06-6261-6736)	
	計 12か所		157.96			

行政区	造成場所	開発 手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
安佐北区	安佐町大字あさひが丘1040-4の一部	宅	0.15	栄進重機(有)	栄進重機(有) (837-2038)	
	安佐町飯室字猪之子4506-1の一部ほか7筆	宅	0.07	神川 栄三	坂原組 (818-8765)	
	安佐町大字あさひが丘1225-1の一部	宅	0.10	二井 信幸	ニコー(株) (844-0293)	
	可部町大字綾ヶ谷字畑241ほか5筆	宅	0.30	(有)寺岡組	(有)星野組 (842-5811)	
	安佐町大字鈴張字片平2995-1ほか21筆	宅	2.46	(株)みどり	(株)栗本 (293-8500)	
	可部町大字綾ヶ谷字大平854ほか18筆	宅	0.84	(株)金田組	(株)金田組 (292-9666)	
	安佐町大字後山字迫分乙1039ほか	宅	0.50	学IGL学園	渡辺工務店	
	小河原町字佛堂508-2ほか6筆	宅	0.17	よしや建設(株)	よしや建設(株) (281-3984)	
	白木町大字志路字大瀑3933番1の一部ほか281筆	宅	82.89	(株)クリショー	(株)クリショー (828-1112)	
	白木町大字志路字高盛4953-1ほか14筆	宅	6.50	協和鉱業(株)	協和鉱業(株) (815-1386)	
	亀山六丁目1817番1ほか5筆	開	0.22	(株)不動研	(株)不動研 (849-0558)	
	亀山七丁目419番2ほか5筆	宅	0.11	(株)大和興産	(株)大和興産 (814-1111)	
	安佐町大字毛木字山田1036-1ほか23筆	宅	0.75	西日本旅客鉄道(株)広島支社	広成建設(株) (264-1711)	
	落合南七丁目1537-1の一部ほか4筆	開	0.23	(株)大倉	(有)タカハチ (212-1441)	
	大林四丁目3702-1ほか3筆	開	0.26	共和精機(株)	(株)タマダ (812-2196)	
	可部南五丁目1697-3ほか	開	0.65	(株)大和興産	(株)大和興産 (814-1111)	
	可部一丁目1078ほか	開	0.48	ダイレックス(株)	大和ハウス工業(株) (501-3467)	
	亀山一丁目882番1ほか10筆	開	0.18	(株)信和ホーム	門田建設工業(有) (928-4676)	
	三入二丁目537-1ほか	宅	0.29	(株)信和ホーム	(株)クリエイト (942-2945)	
	可部南五丁目1740-1ほか	開	0.24	西廣茂樹ほか3名	(株)カドス・コーポレーション (554-2217)	
	計 20か所		97.39			
安芸区	船越二丁目ほか	区宅	80.90	広島市安芸土地区画整理組合		
	瀬野町字長者山	宅	0.91	(有)山一建設	(有)山一建設 (234-0110)	
	瀬野町字中道原	宅	0.54	(有)山一建設	(有)山一建設 (234-0110)	
	上瀬野町越山10619-166ほか2筆	宅	0.78	(株)タケニシ不動産	(有)錦秀建設 (0827-21-2383)	
	船越町字岩瀧山303-1、304-1の各一部	宅	0.09	石谷興業(有)	石谷興業(有) (822-1821)	
	矢野町字鷹巣708-1ほか19筆	宅	6.94	(株)熊野技建	(株)熊野技建 (082-854-4344)	
	上瀬野町1825番1の一部ほか12筆	宅	0.10	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	山陽工業(株) (232-6471)	
	中野東三丁目6136-1ほか	開	0.27	(有)白木商事	(有)広徳工業 (961-6156)	
	計 8か所		90.53			
佐伯区	五日市町大字下河内字野地135番1の一部ほか109筆	開宅	2.76	岩谷興業(株)	山陽工業(株) (232-6471)	
	五日市町大字石内字押入山1816番21ほか65筆	開	20.09	西広島開発(株)	(株)フジタ (941-5102)	
	三宅三丁目843番1の一部ほか12筆	開	0.28	日東不動産(株)	(有)広徳工業 (961-6156)	
	三宅三丁目716番1の一部ほか2筆	開	0.14	日東不動産(株)	(有)広徳工業 (961-6157)	
	八幡四丁目123番3ほか4筆	開	0.10	広島市農業協同組合	未定	
	計 5か所		23.37			

修 正 前	
水防計画 別表第 6 市有水防倉庫一覧表	頁 478
(略)	

修 正 後
修 正 理 由 水防倉庫の移転に伴う修正
(修正（案）243 ページ参照)

別表第6 市有水防倉庫一覧表《消防局警防課》

(令和3年3月31日現在)

名 称	位 置	管理区分	附図番号
大手水防倉庫	中区大手町五丁目19番7号	中消防署長	1
吉島水防倉庫	中区吉島西三丁目2番3号	〃	2
白島水防倉庫	中区白島九軒町12番20号	〃	3
江波水防倉庫	中区舟入南六丁目2番1号	〃	4
光水防倉庫	東区光町二丁目12番6号	東消防署長	5
戸坂水防倉庫	東区戸坂出江二丁目10番26号	〃	6
温品水防倉庫	東区温品七丁目16番4号	〃	7
福田水防倉庫	東区福田七丁目2番10号	〃	8
段原水防倉庫	南区の場町二丁目5番14号	南消防署長	9
日宇那水防倉庫	南区日宇那町11番22号	〃	10
東本浦水防倉庫	南区東本浦町23番6号	〃	11
水上水防倉庫	南区宇品海岸二丁目23番39号	〃	12
宇品水防倉庫	南区宇品東二丁目1番46号	〃	36
似島水防倉庫	南区似島町字家下752番地74	〃	13
都水防倉庫	西区都町43番10号	西消防署長	14
三篠水防倉庫	西区三篠町三丁目16番23号	〃	37
己斐水防倉庫	西区己斐中三丁目14番2号	〃	15
庚午水防倉庫	西区庚午中四丁目21番19号	〃	38
井口水防倉庫	西区商工センター四丁目1番1号	〃	16
佐東水防倉庫	安佐南区緑井一丁目10番3号	安佐南消防署長	17
上安水防倉庫	安佐南区上安五丁目8番14号	〃	18
祇園水防倉庫	安佐南区祇園二丁目48番11号	〃	19
山本水防倉庫	安佐南区山本四丁目9番9号	〃	20
沼田水防倉庫	安佐南区伴東四丁目18番6号	〃	21
東原水防倉庫	安佐南区東原一丁目5番11号	〃	34
中島水防倉庫	安佐北区可部南四丁目26番13号	安佐北消防署長	22
可部水防倉庫	安佐北区可部七丁目7番16号	〃	23
大野水防倉庫	安佐北区可部町大字勝木1109番地2	〃	24
安佐水防倉庫	安佐北区安佐町大字飯室3052番地1	〃	25
高陽水防倉庫	安佐北区真亀一丁目3番6号	〃	26
白木水防倉庫	安佐北区白木町大字市川字天応1533番地5	〃	27
中野水防倉庫	安芸区中野三丁目21番1号	安芸消防署長	28
阿戸水防倉庫	安芸区阿戸町字宮之郷2898番地13	〃	29
矢野水防倉庫	安芸区矢野東五丁目7番18号	〃	30
船越水防倉庫	安芸区船越南三丁目6番12号	〃	31
五日市水防倉庫	佐伯区五日市中央七丁目25番18号	佐伯消防署長	32
八幡水防倉庫	佐伯区利松一丁目5番24号	〃	39
海老園水防倉庫	佐伯区海老園一丁目2番54号	〃	33
湯来水防倉庫	佐伯区湯来町大字和田224番地	〃	35
石内水防倉庫	佐伯区石内北五丁目5番1号	〃	40

修 正 前	
水防計画 別表第 7 水防倉庫の備蓄基準	頁 479
2 水防倉庫別基準 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 水防倉庫の移転に伴う修正
2 水防倉庫別基準 (修正(案) 245 ページ参照)

別表第7 水防倉庫の備蓄基準《消防局警防課》

1 基準倉庫1棟当りの備蓄基準

区 分	品 名	基準数
資 材	袋物 (PP土俵)	1,500枚
	縄類	15巻
	丸太又は鉄杭(1.2m)	150本
	丸太又は鉄杭(2.0m)	50本
	普通ビニールシート (3.6m×5.4m)	15枚
	大型ビニールシート (10m×10m)	5枚
	鉄線 ロープ(10m)	15kg 5本
機 材	シャベル	20丁
	かけや又は金大ハンマー	5丁
	たこ	2丁
	おの	2丁
	のこぎり	2丁
	ペンチ	2丁
	かま	5丁
	手かぎ	4丁
	つるはし	4丁
	長とび	2丁
	からくわ	2丁
	かなづち	2丁
	手押一輪車	3台
	救命胴衣	5着
	サンドレッド	各水防倉庫 1個

2 水防倉庫別基準

行政区	水防倉庫名	基準数
中 区	大手・吉島	2倍基準
	白島 江波	基準
東 区	光	2倍基準
	戸坂 温品 福田	基準 基準
南 区	段原	2倍基準
	日宇那	基準
	東本浦	基準
	水上 宇品 似島	基準 基準 2倍
西 区	都	2倍基準
	三篠	基準
	己斐	基準
	庚午 井口	基準 基準
安佐南区	佐東	3倍基準
	上安	基準
	祇園・山本	基準
安佐北区	沼田	2倍基準
	東原	基準
	中島・ <u>大野</u>	2倍基準
	可部	基準
安佐北区	安佐	3倍
	高陽	2倍
	白木	2倍
安 芸 区	中野	2倍基準
	阿戸	基準
	矢野 船越	基準 2倍
佐 伯 区	五日市	2倍基準
	八幡	基準
	海老園	基準
	湯来 石内	2倍 基準
合 計	37倉庫	1.5倍

修 正 前	
水防計画 別表第 8 国及び県の所有する備蓄資機材	頁 480、482
1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表（略） 3 県所有水防倉庫 （略）	

修 正 後
修 正 理 由 時点修正
1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表（修正（案）247 ページ参照） 3 県所有水防倉庫 （修正（案）248 ページ参照）

別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表

令和3年4月1日現在

管 理 者	保管場 所	材 料 名								オイル フェンス	吸 着 マ ット
		土 の う 袋	鉄 線	丸 太 等	鉄 パイ プ 等	掛 矢 等	ロ ー プ	シ ート	水 防 マ ット		
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	枚 11,600 耐候性 大型土嚢 660 袋詰玉石 袋2t用 80	kg 10# 10kg 12# 2kg	本 木杭 45mm角 1.5m 90本 40mm角 1.2m 30本	本 鉄杭 φ22mm 1.2m 40本 被覆杭 φ22mm 1.5m 35本	丁 掛矢 2 大ハンマー (3.5kg) 1	巻 9m/m 1巻(100m) トラロープ 12m/m 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)	枚 ブルーシート (3.6×5.4m) 2 ブルーシート (1.8×2.7m) 2	枚 20m/袋 4袋 15m/袋 3袋 φ150×2m (4本入) 6箱 φ110×2m (6本入) 2箱	50cm×50cm (100枚入)1箱 (50枚入)4箱 20cm×25cm (50枚入り)1箱 のれん式(万国旗型) 6.5m/連×10連 2箱 5.0m/連×10連 10箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱	
	吉島倉庫	3,400								50cm×50cm (50枚入)1箱 のれん式 5.0m/連×10連 2箱	
	草津倉庫										のれん式 5.0m/連×10連 1箱
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200 1t土嚢 140 耐候性 大型土嚢 (3年) 100	10# 400kg 8# 200kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本 木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本	鉄パイプ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 690本 1.5m 200本 鉄杭 φ19mm 1.5m 90本	掛矢 5本	5m/m 200m 4束 10m/m 12束 トラロープ 100m巻 3束	(3.6×2.4m) 100	12個 φ110×2m (6本入) 8箱 φ250×20cm 4個	65cm×65cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 8箱 50cm×50cm (50枚入) 6箱 50cm×50cm (100枚入) 6箱 20cm×25cm (80枚入) 2箱 38cm×55cm (50枚入) 1.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱 のれん式(マット型) 50cm×50cm 8箱 (20m/箱) 8箱 50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm(100枚入)10箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱)9箱	
施設管理課長	高瀬分室倉庫	0					マニラ 2巻(100m)			20m/袋 13袋	(20m/箱) 8箱 50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm(100枚入)10箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱)9箱
可部出張所長	可部出張所倉庫	1,800 1t土嚢 180 1t土嚢 UV剤配合 240 耐候性 大型土嚢 100 袋詰玉石 袋材2t用 300	8# 100kg	木杭 45mm角 0.9m 13本 1.0m 20本 1.5m 70本	鉄杭 φ19mm 1.5m 100本	掛矢 6 大ハンマー (3.5kg) 玉掛けワイヤー リリースフック 12.5t用 滑車	10m/m (200m)8巻 9m/m (100m)2巻 5m/m (200m)2巻	(3.6m×5.4m) 99	10 20m/袋 11袋	65cm×65cm (100枚入) 9箱 65cm×65cm (100枚入) 1箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (150枚入) 3箱 67cm×35cm×1.5cm 72枚 20cm×25cm (80枚入) 3箱 楕円型ネット 入り 25cm×50cm (10個入) 3箱 のれん式(万国旗型) 6.5m×4本、13m×2本/箱 5箱 50cm×50cm(5m/連・10連)8箱 11cmφ×2m/1本 24m	
加計出張所長	巴町倉庫	7,400 1t土嚢 101	8# 50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本 木杭 45mm角 0.9m 15本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本 鉄杭 φ16mm 1.5m 45本	掛矢 1 大ハンマー (3.5kg) 3	30m(3分) 3巻	14	20	65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 φ9cm×2m/1本 (12本入) 3箱	
	香草倉庫	1,400 耐候性 1t土嚢 60	8# 50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 36本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 3	20m(3分) 1巻			20m/袋 6袋 20cm×25cm (80枚入) 2箱 50cm×47cm 34枚 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 φ110×2m/1本 (6本入) 1箱	
小瀬川出張所長	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t土嚢 127	10# 200kg 8# 100kg	丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本 木杭 40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本 鉄杭 φ19mm 1.5m 38本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	ブルーシート 107枚 防災シート 6枚	14 20m/袋 13袋	65cm×65cm (100枚入) 13箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 のれん式 6.5m/連×10連 8箱	

3 県所有水防倉庫《広島港湾振興事務所・西部建設事務所》

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目（数量）							附図番号
			土のう等 枚	麻 袋 枚	シート 枚	な わ 巻	ロープ m	杭・丸太 鉄パイプ 本	鉄 線 k g	
南 区	出島 二丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,200	—	42	—	3,700	350	5	5
南 区	比治山本町 12月16日	西部建設事務 所長	15,000	—	750	35	400	—	20	6
安佐北区	白木町 秋山2391-4		1,000	—	—	50	—	90		7
佐 伯 区	五日市町 寺田		5,000	100	50	—	—	200		8

修 正 前	
水防計画 別表第9 消防機関の車両等	頁 483
1 消防局（署）消防自動車等の配置状況 （略）	

修 正 後
修 正 理 由 時点修正
1 消防局（署）消防自動車等の配置状況 （修正（案）250 ページ参照）

別表第9 消防機関の車両等《消防局施設課》

1 消防局（署）消防自動車等の配置状況

（令和3年4月1日現在）

区 別		中 区		東 区	南 区	西 区	安 佐 南 区	安 佐 北 区	安芸区	佐伯区	計
局・署別		局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
消防ポンプ自動車			6	9	12	10	9	13	10	11	80
特殊車	は し ご 車		<u>2</u>	1	<u>1</u>	2	2	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	13
	救 助 工 作 車		1	1	1	1	<u>1</u>	<u>2</u>	1	<u>1</u>	9
	化 学 車				1	<u>1</u>			<u>1</u>		3
	大 型 水 槽 車						1				1
	災害対応特殊車	<u>1</u>	<u>4</u>	1	1			1		<u>2</u>	<u>10</u>
救 急 車			5	5	8	6	5	8	6	7	50
輸 送 車		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
指 揮 車		3	1	1	1	1	1	1	1	1	11
広 報 車		1	1	1	2	1	1	2	1	1	11
積 載 車					1				1		2
査 察 広 報 車		1	1	1	1	1	2	2	2	1	<u>11</u>
起 震 車						1					1
機 関 員 訓 練 車						<u>1</u>	1		2		4
研 修 ポ ン プ 車		1									1
救 急 研 修 車						1					1
マイクロバス等		<u>1</u>		1		2	1		1	1	<u>7</u>
パトロール車										1	1
そ の 他 の 車 両		9				3	<u>1</u>				<u>13</u>
原 付 自 転 車 等			10	8	12	15	14	18	12	14	103
消 防 艇					1						1
救 助 艇					1						1
ヘリコプター		1									1
無 人 航 空 機		1									1
計		<u>20</u>	<u>32</u>	30	<u>44</u>	<u>47</u>	39	50	40	<u>43</u>	<u>345</u>

2 消防団消防自動車等の配置状況

（令和2年4月1日現在）

区 別		中 区		東 区	南 区	西 区	安 佐 南 区	安 佐 北 区	安芸区	佐伯区	計
団 別		局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
消 防 ポ ン プ 車				1			3	14	9	5	32
積 載 車			9	11	12	9	21	34	8	20	124
連 絡 車		1									1
計		1	9	12	12	9	24	48	17	25	157

修 正 前	
水防計画 別表第 10 市有建設車両	頁 484
(略)	

修 正 後
修 正 理 由 時点修正
(修正 (案) 252 ページ参照)

別表第 10 市有建設車両

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

局・区	課	車 種	台 数 (内 訳)
環 境 局	玖谷埋立地管理事務所	<u>大型ダンプ</u>	<u>1 (9.2 t)</u>
環 境 局	玖谷埋立地管理事務所	<u>大型ダンプ</u>	<u>1 (8 t)</u>
都市整備局	緑政課 (みどり生きもの協会本部)	小型ダンプ	1 (2 t)
都市整備局	緑政課 (安佐動物公園)	<u>小型ダンプ</u>	1 (2 t)
都市整備局	緑政課 (植物公園)	小型ダンプ	2 (1 t)
中 区	維持管理課	小型ダンプ	1 (2 t)
安 佐 南 区	維持管理課	小型ダンプ	1 (2 t)
合計 <u>12</u> 台 (小型ダンプ 8 台) (中型ダンプ 1 台) (<u>大型ダンプ 2 台</u>)			

修 正 前	
震災対策編	頁
第 1 章 総則	2
第 2 節 本市の概況	
第 2 既往の地震等 1 有感地震 本市における有感地震（人体に感じる地震）は、平成 11 年までは年平均 5～6 回程度であったが、平成 12 年 10 月に発生した「鳥取県西部地震」及び平成 13 年 3 月に発生した「芸予地震」の余震活動により、平成 12～13 年は 30～40 回程度に増えた。平成 14 年以降は、余震活動も減衰し、10 回から 20 回程度となっている。 1920 年以降において、一般的に市民が恐怖を感じる震度 4 以上の地震は、1921 年（大正 10 年）、1978 年（昭和 53 年）、1983 年（昭和 58 年）、2000 年（平成 12 年）、2001 年（平成 13 年）、2006 年（平成 18 年）に発生した。最近では、2014 年（平成 26 年）に伊予灘を震源とした地震により震度 4 を観測した。	

修 正 後
修 正 理 由
内容の更新に伴う修正
第 2 既往の地震等 1 有感地震 本市における有感地震（人体に感じる地震）は、平成 11 年までは年平均 5～6 回程度であったが、平成 12 年 10 月に発生した「鳥取県西部地震」及び平成 13 年 3 月に発生した「芸予地震」の余震活動により、平成 12～13 年は 30～40 回程度に増えた。平成 14 年以降は、余震活動も減衰し、10 回から 20 回程度となっている。 1920 年以降において、一般的に市民が恐怖を感じる震度 4 以上の地震は、1921 年（大正 10 年）、1978 年（昭和 53 年）、1983 年（昭和 58 年）、2000 年（平成 12 年）、2001 年（平成 13 年）、2006 年（平成 18 年）、2014 年（平成 26 年）に発生した。最近では、2016 年（平成 28 年）に鳥取県中部を震源とした地震により震度 4 を観測した。

修 正 前	
震災対策編	頁
第2章 震災予防計画	47
第6節 ライフライン施設等の整備	
第8 廃棄物処理施設の整備 〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕《環境局施設課・工務課・産業廃棄物指導課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第8 廃棄物処理施設の整備 〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕《環境局施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・工務課・産業廃棄物指導課》 (略)

修 正 前	
震災対策編	頁
第2章 震災予防計画	48
第7節 建築物等の耐震性の向上	
第1 建築物等の耐震性の向上 5 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進 新耐震基準以前のもので、不特定多数の者が利用する大規模建築物については、耐震改修設計等経費及び耐震改修等経費、避難路等沿道の建築物及び多数の者が利用する建築物については、耐震診断経費に対する助成など必要な支援を行うとともに、パンフレット等による耐震診断・耐震改修等に関する意識啓発や指導・助言等を行う。	

修 正 後
修 正 理 由
「広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）」を踏まえ、耐震化の支援（耐震化手法検討、耐震改修設計、耐震改修の経費補助）の対象に、避難路等沿道の建築物を追加する等の改定を行ったことに伴う修正
第1 建築物等の耐震性の向上 5 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進 新耐震基準以前のもので、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難路等沿道の建築物については、耐震化手法検討経費、耐震改修設計等経費及び耐震改修等経費に対する助成、避難路等沿道の建築物及び多数の者が利用する建築物については、耐震診断経費に対する助成など必要な支援を行うとともに、パンフレット等による耐震診断・耐震改修等に関する意識啓発や指導・助言等を行う。

修 正 前	
震災対策編	頁
第2章 震災予防計画	50
第8節 情報の収集・連絡体制の整備	
第1 情報の収集 大規模な地震が発生した場合において、被害の大きい地域からの情報が入らないことによる初動対応の遅延を回避するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）や各区及び旧湯来町に震度計が設置されている広島県震度情報ネットワークシステムを活用して震度情報を得るとともに、<u>総務省消防庁消防研究所が開発した簡易型地震被害想定システムを活用することにより、積極的な情報収集を行う。</u> また、機動的な情報収集活動を行うために、<u>市役所本庁倉屋上のカメラ</u>から市街地の被災状況を監視する<u>画像伝送システム（平成8年度運用開始）</u>やヘリコプターテレビ電送システム、道路情報提供装置等を活用し、情報収集を行う。 第2 通信手段の確保 地震による被害が本市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県、国その他防災関係機関との相互連絡を迅速かつ確実に行うための防災行政無線については、使用周波数の変更に伴う更新に併せて、高度情報化に対応するためのデジタル化及び回線の途絶防止を図るため<u>の2ルート化</u>を行っている。 第3 被災者等への的確な情報伝達 被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、報道機関との相互連携をより一層強化し、正確で有効な災害情報の提供体制や<u>緊急情報連絡システムを活用した</u>広報体制の充実・強化を図る。さらに、市民からの問い合わせ等に対応するため、災害情報窓口の設置等を推進する。	

修 正 後
修 正 理 由
防災行政無線（固定系）の更新整備等に伴う伝達方法の修正
第1 情報の収集 大規模な地震が発生した場合において、被害の大きい地域からの情報が入らないことによる初動対応の遅延を回避するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）や各区及び旧湯来町に震度計が設置されている広島県震度情報ネットワークシステムを活用して震度情報を得ると<u>など、積極的な情報収集を行う。</u> また、機動的な情報収集活動を行うために、<u>無線中継局</u>から市街地の被災状況を監視する<u>高所カメラ</u>やヘリコプターテレビ電送システム、道路情報提供装置等を活用し、情報収集を行う。 第2 通信手段の確保 地震による被害が本市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県、国その他防災関係機関との相互連絡を迅速かつ確実に行うための防災行政無線については、使用周波数の変更に伴う更新に併せて、高度情報化に対応するためのデジタル化及び回線の途絶防止を図るため、<u>無線回線と光回線による冗長化を図っている。</u> 第3 被災者等への的確な情報伝達 被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、報道機関との相互連携をより一層強化し、正確で有効な災害情報の提供体制や広報体制の充実・強化を図る。さらに、市民からの問い合わせ等に対応するため、災害情報窓口の設置等を推進する。

修 正 前	
震災対策編	頁
第 2 章 震災予防計画	63
第 1 2 節 保健衛生・遺体の火葬体制の整備	
第 2 遺体の火葬体制の確立 多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、永安館、西風館、可部火葬場、 <u>湯来火葬場及び</u> 五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合の遺体の火葬等について、県及び周辺 市町村等の協力を得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。	

修 正 後
修 正 理 由
湯来火葬場の廃止に伴う修正（令和 3 年 2 月 9 日廃止許可処分）
第 2 遺体の火葬体制の確立 多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場の 使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合の遺体の火葬等について、県及び周辺市町村等の協力を 得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。

修 正 前	
震災対策編 第 2 章 震災予防計画 第 1 3 節 廃棄物・土砂の処理体制の整備	頁 63
第 2 ごみ及びし尿の処理体制の整備 《環境局施設課・業務第一課・業務第二課、危機管理室災害予防課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 組織改正に伴う修正
第 2 ごみ及びし尿の処理体制の整備 《環境局施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・業務第二課、危機管理室災害予防課》 (略)

修 正 前	
震災対策編	頁
第2章 震災予防計画	64
第13節 廃棄物・土砂の処理体制の整備	
第3 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第3 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 (略)

修 正 前																	
震災対策編			頁														
第 2 章 震災予防計画			70														
第 1 4 節 避難体制の整備																	
第 8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 1 備蓄体制の整備 (4) 備蓄物資と備蓄数量 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>品 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="3">生活必需品</td><td>マ ス ク</td><td>28,850 枚</td><td>指定避難所のうち、市立小</td></tr> <tr> <td>歯 磨 き シ ー ト</td><td>(目標)57,660 枚</td><td>学校に約 500 人分、その他</td></tr> <tr> <td>簡 易 ト イ レ</td><td>1,212 セット</td><td>の施設に約 200 人分を基本</td></tr> </table>				種別	品 目	数 量	備 考	生活必需品	マ ス ク	28,850 枚	指定避難所のうち、市立小	歯 磨 き シ ー ト	(目標)57,660 枚	学校に約 500 人分、その他	簡 易 ト イ レ	1,212 セット	の施設に約 200 人分を基本
種別	品 目	数 量	備 考														
生活必需品	マ ス ク	28,850 枚	指定避難所のうち、市立小														
	歯 磨 き シ ー ト	(目標)57,660 枚	学校に約 500 人分、その他														
	簡 易 ト イ レ	1,212 セット	の施設に約 200 人分を基本														

修 正 後																	
修 正 理 由																	
計画整備に伴う修正																	
第 8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 1 備蓄体制の整備 (4) 備蓄物資と備蓄数量 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>品 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="3">生活必需品</td><td>マ ス ク</td><td>28,850 枚</td><td>指定避難所のうち、市立小</td></tr> <tr> <td>歯 磨 き シ ー ト</td><td>57,660 枚</td><td>学校に約 500 人分、その他</td></tr> <tr> <td>簡 易 ト イ レ</td><td>1,212 セット</td><td>の施設に約 200 人分を基本</td></tr> </table>				種別	品 目	数 量	備 考	生活必需品	マ ス ク	28,850 枚	指定避難所のうち、市立小	歯 磨 き シ ー ト	57,660 枚	学校に約 500 人分、その他	簡 易 ト イ レ	1,212 セット	の施設に約 200 人分を基本
種別	品 目	数 量	備 考														
生活必需品	マ ス ク	28,850 枚	指定避難所のうち、市立小														
	歯 磨 き シ ー ト	57,660 枚	学校に約 500 人分、その他														
	簡 易 ト イ レ	1,212 セット	の施設に約 200 人分を基本														

修 正 前		
震災対策編	頁	
第 2 章 震災予防計画	72	
第 1 6 節 要配慮者に係る災害の予防対策		
第 1 要配慮者の現況		
本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。		
種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
高 齢 者 (65 歳以上)	302,154	住民基本台帳 (R2. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	46,008	高齢福祉課 (H29. 3. 1)
心身障害者・児	※ 1 50,841	障害福祉課 (R2. 3. 31)
精 神 障 害 者	※ 2 14,986	精神保健福祉課 (H30. 3. 31)
乳 幼 児 (0 ～ 6 歳)	77,979	住民基本台帳 (H28. 3. 31)
外国人市民	19,900	住民基本台帳 (R2. 9. 30)
※ 1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。		
※ 2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。		

修 正 後		
修 正 理 由		
時点修正		
第 1 要配慮者の現況		
本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。		
種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
高 齢 者 (65 歳以上)	302, 154	住民基本台帳 (R2. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	46, 008	高齢福祉課 (H29. 3. 1)
心身障害者・児	※ 1 51, 201	障害福祉課 (R3. 3. 31)
精 神 障 害 者	※ 2 14, 986	精神保健福祉課 (H30. 3. 31)
乳 幼 児 (0 ～ 6 歳)	77, 979	住民基本台帳 (H28. 3. 31)
外国人市民	19, 900	住民基本台帳 (R2. 9. 30)
※ 1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。		
※ 2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。		

修 正 前	
震災対策編	頁
第2章 震災予防計画	78
第19節 自主防災体制の整備	
第1 自主防災組織の実践活動の促進 3 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、広島市総合防災センターにおいて実施する<u>リーダー研修</u>に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、<u>防災士の資格取得の促進及び資格取得後のフォローアップ研修、リーダー懇談会の実施、「自主防災ひろしま」「たちまち防災」の発行等によりリーダーの養成やスキルアップ等を図る。</u> <u>また、自主防災組織のリーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。</u>	

修 正 後
修 正 理 由
現状に即した修正
第1 自主防災組織の実践活動の促進 3 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、広島市総合防災センターにおいて実施する<u>自主防災組織研修</u>に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、<u>自主防災組織のリーダーが集まり、地域の防災活動に関する情報等を共有するリーダー懇談会を実施する。</u> <u>また、防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。</u> <u>養成後は、継続的に防災知識や技術を維持・向上させるためのフォローアップ研修や自主防災組織の活動に役立つ情報を掲載した「自主防災ひろしま」「たちまち防災」の発行等により、地域防災リーダーが、防災訓練、防災研修会の企画・運営や、災害時の避難所運営等の地域の防災活動に円滑に携われるよう支援することで、次世代のリーダーの養成及び自主防災組織の充実強化を図る。</u> <u>さらに、自主防災組織の会長や地域防災リーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を呼びかけるとともに、ホームページ等の各種媒体を活用した情報発信により、防災士養成講座への女性の受講を促すことで、女性の地域防災リーダーの養成を促進する。</u>

修 正 前

震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	99、104
第2節 災害応急組織の編成・運用	

表3-3-2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務	
企画総務局	●総務課	1～7	(略)
		8	<u>その他特命事項に関すること</u>

局等	部課等	分掌事務	
道路交通局	●道路管理課	1～5	(略)
		6	<u>市有</u> 車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること

修 正 後			
修 正 理 由			
分掌事務の所管替えに伴う修正			
組織改正に伴う修正			
表3-3-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
企画総務局	●総務課	1～7	(略)
		8	<u>市有車両の配車調整に関すること</u>
		<u>9</u>	<u>その他特命事項に関すること</u>
	(略)		
	■区政課	<u>1</u>	<u>被災地域における住民情報に関すること</u>
局等	部課等	分掌事務	
道路交通局	●道路管理課	1～5	(略)
		6	<u>民間</u> 車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること。

修 正 前		
震災対策編		頁
第3章 震災応急対策		102
第2節 災害応急組織の編成・運用		
表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
環境局	施設部 ■施設課 ■玖谷埋立地管 理事務所	1 関係施設の連絡調整に関すること
		2 施設の防護及び復旧に関すること
		3 <u>ごみの埋立処分に関すること</u>
	■工務課	(略)
	■各工場	(略)
	■恵下埋立地建 設事務所	1 <u>施設の防護及び復旧に関すること</u>

修 正 後		
修 正 理 由		
組織改正に伴う修正		
表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
環境局	施設部 ■施設課	1 関係施設の連絡調整に関すること
		2 施設の防護及び復旧に関すること
	■埋立地整備管 理課 ■玖谷埋立地管 理事務所	1 <u>施設の防護及び復旧に関すること</u>
		2 <u>ごみの埋立処分に関すること</u>
	■工務課	(略)
	■各工場	(略)
	(削除)	(削除) (削除)

修 正 前

震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	103
第2節 災害応急組織の編成・運用	

表3-2-2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
経済観光局	産業振興部	ものづくり支援課	1 他課の応援に関すること

局等	部課等		分掌事務
都市整備局	青崎地区画整理事務所		(略)
都市整備局	西広島駅北口地区画整理事務所		(略)

修 正 後			
修 正 理 由			
分掌事務の追記			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
経済観光局	産業振興部	ものづくり支援課	1 <u>所管施設の防護に関すること</u> 2 他課の応援に関すること
局等	部課等		分掌事務
都市整備局	■青崎地区画整理事務所		(略)
都市整備局	■西広島駅北口地区画整理事務所		(略)

修 正 前			
震災対策編			頁
第3章 震災応急対策			104
第2節 災害応急組織の編成・運用			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
都市整備局	■西風新都整備部	1	<u>計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること</u>
	スタジアム建設部	<u>1</u>	他課の応援に関すること

修 正 後			
修 正 理 由			
サッカースタジアム等の建設工事着手に伴う修正			
分掌事務の明確化に伴う修正			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
都市整備局	■西風新都整備部	1	<u>所管市有地等の災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること</u>
		1	<u>計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること</u>
		<u>2</u>	他課の応援に関すること

修 正 前			
震災対策編			頁
第3章 震災応急対策			107
第2節 災害応急組織の編成・運用			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
水道局	●企画総務課	1	(略)
		2	<u>気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること</u>
		3～12	(略)

修 正 後			
修 正 理 由			
広島市水道局災害・事故対策要綱の改正に伴う修正			
表3-2-2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
水道局	●企画総務課	1	(略)
		2	<u>危機管理情報及び指令の局内の伝達に関すること</u>
		3～12	(略)

[illegible][illegible]

修 正 前									
震災対策編	頁								
第3章 震災応急対策	118								
第3節 情報の収集及び伝達									
第1 情報の収集・伝達体制 1 情報の種類 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>概 要</th></tr> <tr> <td>津波警報等</td><td>気象庁本庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報</td></tr> <tr> <td>地震に関する情報</td><td>広島地方気象台等が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等</td></tr> <tr> <td>津波に関する情報</td><td>広島地方気象台等が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等</td></tr> </table>		区分	概 要	津波警報等	気象庁 本庁 が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報	地震に関する情報	広島地方気象台等 が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等	津波に関する情報	広島地方気象台等 が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等
区分	概 要								
津波警報等	気象庁 本庁 が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報								
地震に関する情報	広島地方気象台等 が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等								
津波に関する情報	広島地方気象台等 が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等								

修 正 後									
修 正 理 由									
伝達経路の変更に伴う修正									
第1 情報の収集・伝達体制 1 情報の種類 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>概 要</th></tr> <tr> <td>津波警報等</td><td>気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報</td></tr> <tr> <td>地震に関する情報</td><td>気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等</td></tr> <tr> <td>津波に関する情報</td><td>気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等</td></tr> </table>		区分	概 要	津波警報等	気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報	地震に関する情報	気象庁 が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等	津波に関する情報	気象庁 が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等
区分	概 要								
津波警報等	気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報								
地震に関する情報	気象庁 が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等								
津波に関する情報	気象庁 が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等								

修 正 前					
震災対策編	頁				
第3章 震災応急対策	119、120				
第3節 情報の収集及び伝達					
第1 情報の収集・伝達体制 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設 (1) 電話及びFAX <table border="1"> <tr> <th>申 込 先</th><th>電 話 番 号</th></tr> <tr> <td>116センター</td><td>116</td></tr> </table> ※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱<u>広島</u>支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。 (4) 市防災行政無線 ア 通信系統 資料編3-3-3(1)のとおり イ 通信統制 市防災行政無線局の通信統制は、統制局（<u>ぼうさいひろしまし</u>）が行う。 (9) 防災行政無線映像伝送端末等 区災害対策本部設置以降は、市役所、区役所、消防局及び<u>消防署</u>に設置された映像伝送端末を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。 なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にWEB会議システムにより行う。		申 込 先	電 話 番 号	116センター	116
申 込 先	電 話 番 号				
116センター	116				

修 正 後					
修 正 理 由					
組織変更に伴う修正					
防災行政無線の更新整備に伴う修正					
第1 情報の収集・伝達体制 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設 (1) 電話及びFAX <table border="1"> <tr> <th>申 込 先</th><th>電 話 番 号</th></tr> <tr> <td>116センター</td><td>116</td></tr> </table> ※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱<u>中国</u>支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。 (4) 市防災行政無線 ア 通信系統 資料編3-3-3(1)のとおり イ 通信統制 市防災行政無線局の通信統制は、統制局（<u>ぼうさいひろしま</u>）が行う。 (9) 防災行政無線映像伝送端末等 区災害対策本部設置以降は、市役所、区役所、消防局及び<u>水道局</u>に設置された映像伝送端末<u>等</u>を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。 なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にWEB会議システムにより行う。		申 込 先	電 話 番 号	116センター	116
申 込 先	電 話 番 号				
116センター	116				

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 3 節 情報の収集及び伝達	頁 125
第 2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 3 <u>広島地方気象台</u>から発表される地震及び津波に関する情報の種類と内容 (1) <u>発表基準</u> ア <u>県内で震度 1 以上の地震を観測したとき。</u> イ <u>「広島県」に津波警報等が発表されたとき。</u> ウ <u>その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。</u> <u>また、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁、大阪管区気象台の情報に付加して発表する。</u> (2) 種類及び内容	

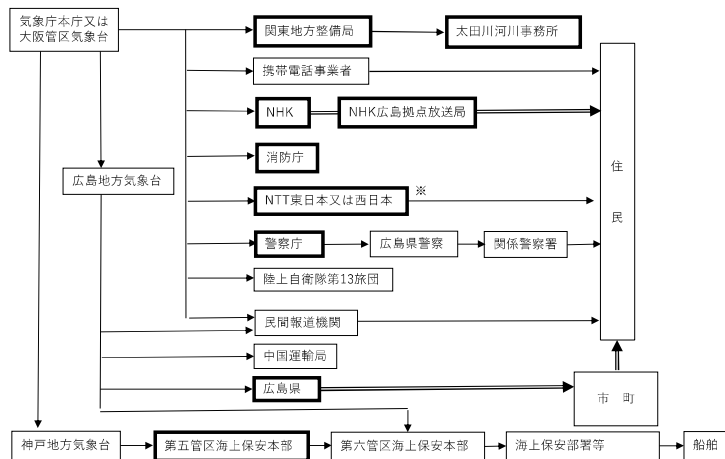
修 正 後	
修 正 理 由 伝達経路の変更に伴う修正	
第 2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 3 <u>気象庁</u>から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、<u>次のとおりである。</u> (削除) 種類及び内容	

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 3 節 情報の収集及び伝達	頁 126
第 2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路 (略) (2) 地震・津波に関する情報の伝達経路 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 伝達経路の変更に伴う修正
第 2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 4 津波警報等の伝達経路 (1) 津波警報等の伝達経路 (修正(案) 272 ページ参照) (2) 地震・津波に関する情報の伝達経路 (修正(案) 272 ページ参照)

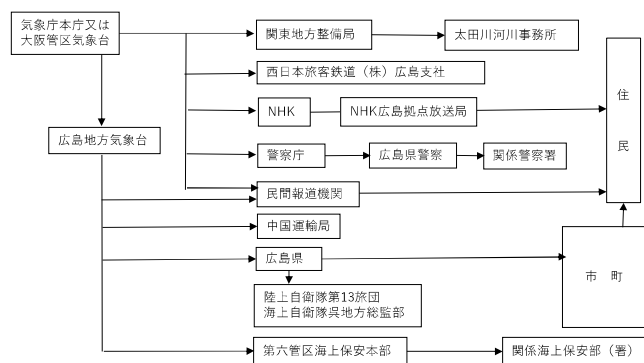
4 津波警報等の伝達経路

(1) 津波警報等の伝達経路



- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
- ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・※印は、津波注意報の通知は行わない
- ・日本放送協会広島拠点放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する

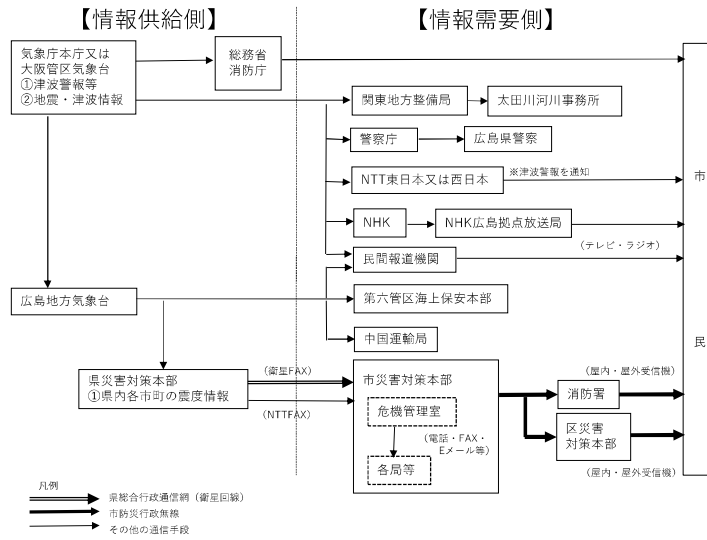
(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路



修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 3 節 情報の収集及び伝達	頁 130
第 4 災害情報の収集、伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 津波警報等、地震・津波情報体系 （略）	

修 正 後
修 正 理 由 伝達経路の変更及び組織変更に伴う修正
第 4 災害情報の収集、伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 津波警報等、地震・津波情報体系 （修正（案）274 ページ参照）

津波警報等、地震・津波情報体系



修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	131
第3節 情報の収集及び伝達	
第4 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 人的被害情報体系 【情報供給側】 県災害対策本部 ①被害の状況 ②被災地の場所・被災の範囲 ③被災地の映像 県警察本部 ①発生日時及び場所 ②事件・事故の種別及び規模 ③現場及び被害の状況 ④死傷者数・人定及び収容先 ⑤被災者の人数及び救出・救護の状況 市災害対策本部 ①死傷者・行方不明者 区災害対策本部 【情報需要側】 中国四国農政局 広島支局 陸 上 自 衛 隊 日本赤十字社広島県支部 広島市医師会 広島県看護協会 日本放送協会広島拠点放送局 中国放送 広島テレビ放送 広島ホームテレビ テレビ新広島 広島エフエム放送 （電話・FAX・Eメール等） （衛星電話・FAX） （広島県防災情報システム） （衛星電話・FAX） （衛星電話・FAX） （電話・FAX・Eメール等） （防災行政無線） 凡 例 県総合行政通信網（衛星回線） 市防災行政無線 その他の通信手段	

修 正 後	
修 正 理 由	
広島県警察の規程の語句に統一 組織名称の変更に伴う修正	
第4 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 人的被害情報体系 【情報供給側】 県災害対策本部 ①被害の状況 ②被災地の場所・被災の範囲 ③被災地の映像 県警察本部 ①発生日時及び場所 ②事件・事故の種別及び規模 ③現場及び被害の状況 ④死傷者数・人定及び収容先 ⑤被災者の人数及び救出・救助の状況 市災害対策本部 ①死傷者・行方不明者 区災害対策本部 【情報需要側】 中国四国農政局 広島県拠点 陸 上 自 衛 隊 日本赤十字社広島県支部 広島市医師会 広島県看護協会 日本放送協会広島拠点放送局 中国放送 広島テレビ放送 広島ホームテレビ テレビ新広島 広島ユフエム放送 （電話・FAX・Eメール等） （衛星電話・FAX） （広島県防災情報システム） （衛星電話・FAX） （衛星電話・FAX） （電話・FAX・Eメール等） （防災行政無線） 凡 例 県総合行政通信網（衛星回線） 市防災行政無線 その他の通信手段	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 132
第4 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 道路・橋梁情報体系 【情報供給側】 広島海上保安部 ①沿岸部の橋梁の状況 広島国道事務所 ①国道の状況 太田川河川事務所 ①国道の状況 県災害対策本部 ①被害の状況 ②被災地の場所 ③被災地の映像 県警察本部 ①主要道路の被害情報 ②被災地の場所 ③交通規制の状況 (電話・FAX・Eメール等) 市災害対策本部 ①被災場所・概況 ②被害者の有無 ③交通規制の要否 ④通行可能路線 ⑤通行不能路線の復旧状況 (衛星電話・FAX) 区災害対策本部 【情報需要側】 中国四国農政局広島支局 中国運輸局 陸上自衛隊 日本赤十字社広島県支部 広島市医師会 広島県看護協会 日本通運㈱広島支店 広島地区旅客船協会 瀬戸内海汽船㈱ 広島電鉄㈱ 広島県トラック協会 西日本電信電話㈱広島支店 中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター 広島ガス㈱ 日本放送協会広島拠点放送局 中国放送 広島テレビ放送 広島ホームテレビ テレビ新広島 広島エフエム放送 (防衛行政無線) 凡例 → 県総合行政通信網(衛星回線) → 市防災行政無線 → その他の通信手段	

修 正 後	
修正理由	組織名称の変更に伴う修正
第4 災害情報の収集・伝達及び報告 1 防災関係機関等との情報連絡 道路・橋梁情報体系 【情報供給側】 広島海上保安部 ①沿岸部の橋梁の状況 広島国道事務所 ①国道の状況 太田川河川事務所 ①国道の状況 県災害対策本部 ①被害の状況 ②被災地の場所 ③被災地の映像 県警察本部 ①主要道路の被害情報 ②被災地の場所 ③交通規制の状況 (電話・FAX・Eメール等) 市災害対策本部 ①被災場所・概況 ②被害者の有無 ③交通規制の要否 ④通行可能路線 ⑤通行不能路線の復旧状況 (衛星電話・FAX) 区災害対策本部 【情報需要側】 中国四国農政局広島県拠点 中国運輸局 陸上自衛隊 日本赤十字社広島県支部 広島市医師会 広島県看護協会 日本通運㈱広島支店 広島地区旅客船協会 瀬戸内海汽船㈱ 広島電鉄㈱ 広島県トラック協会 西日本電信電話㈱広島支店 中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター 広島ガス㈱ 日本放送協会広島拠点放送局 中国放送 広島テレビ放送 広島ホームテレビ テレビ新広島 広島エフエム放送 (防衛行政無線) 凡例 → 県総合行政通信網(衛星回線) → 市防災行政無線 → その他の通信手段	

修 正 前

震災対策編

頁

第 3 章 震災応急対策

134

第 3 節 情報の収集及び伝達

第 4 災害情報の収集・伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡

ライフライン情報体系

【情報供給側】

The diagram illustrates the Lifeline Information System, showing the flow of information from the supply side (情報供給側) to the demand side (情報需要側).

情報供給側 (Information Supply Side):

- 県災害対策本部 (Prefectural Disaster Response Headquarters):**
 - ①被害の状況 (Damage Situation)
 - ②被災地の場所 (Location of Affected Area)
 - ③被災地の映像 (Video of Affected Area)
- 市災害対策本部 (Municipal Disaster Response Headquarters):**
 - ①下水道施設の被害・復旧状況 (Damage and Restoration Status of Sewerage Facilities)
 - ②給水拠点の被害状況 (Damage Status of Water Supply Base)
 - ③給水管路の被害情報 (Damage Information of Water Supply Pipes)
 - ④断水状況 (Water Disruption Status)
- 西日本電信電話㈱広島支店 (Nippon Telegraph and Telephone Co., Ltd. Hiroshima Branch):**
 - ①通信設備の被害・復旧状況 (Damage and Restoration Status of Communication Equipment)
 - ②110番、118番、119番の故障状況 (Failure Status of 110, 118, and 119 Numbers)
 - ③通信の輻輳状況 (Communication Congestion Status)
- 広島ガス㈱ (Hiroshima Gas Co., Ltd.):**
 - ①ガス漏れ情報 (Gas Leakage Information)
 - ②ガス供給停止情報 (Gas Supply Stop Information)
 - ③ガス供給復旧情報 (Gas Supply Restoration Information)
- 中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター (Chugoku Electric Power Co., Ltd. Hiroshima Network Center):**
 - ①停電被害情報 (Power Outage Damage Information)
 - ②停電復旧情報 (Power Outage Restoration Information)

情報伝達手段 (Information Transmission Methods):

- 衛星回線 (Satellite Line)
- 市防災行政無線 (Municipal Disaster Administration Radio)
- その他の通信手段 (Other Communication Methods)

情報需要側 (Information Demand Side):

- 中国四国農政局 広島支局 (Chugoku-Kyushu Agriculture Agency Hiroshima Branch)
- 中国経済産業局 (Ministry of Economy, Trade and Industry)
- 中国四国産業保安監督部 (Chugoku-Kyushu Industrial Security Supervision Department)
- 陸上自衛隊 (Japan Ground Self-Defense Force)
- 日本赤十字社広島県支部 (Japanese Red Cross Society Hiroshima Prefecture Branch)
- 広島市医師会 (Hiroshima City Medical Association)
- 広島県看護協会 (Hiroshima Prefecture Nursing Association)
- 日本放送協会広島拠点放送局 (NHK Hiroshima Base Broadcasting Station)
- 中国放送 (Chugoku Broadcasting)
- 広島テレビ放送 (Hiroshima Television Broadcasting)
- 広島ホームテレビ (Hiroshima Home Television)
- テレビ新広島 (Television New Hiroshima)
- 広島エフエム放送 (Hiroshima FM Broadcasting)

区災害対策本部 (District Disaster Response Headquarters)

凡 例

- ▶ 県総合行政通信網（衛星回線）
- ▶ 市防災行政無線
- ▶ その他の通信手段

修 正 後

修 正 理 由

組織名称の変更に伴う修正

第4 災害情報の収集・伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡

ライフライン情報体系

【情報供給側】

県 災 害 対 策 本 部
①被害の状況[※]
②被災地の場所[※]
③被災地の映像[※]

市 災 害 対 策 本 部
①下水道施設の被害・復旧状況[※]
②給水拠点の被害状況[※]
③給水管路の被害情報[※]
④断水状況[※]

西日本電信電話㈱広島支店
①通信設備の被害・復旧状況[※]
②110番、118番、119番の故障状況[※]
③通信の輻輳状況[※]

広島ガス㈱
①ガス漏れ情報[※]
②ガス供給停止情報[※]
③ガス供給復旧情報[※]

中国電力ネットワーク㈱
広島ネットワークセンター
①停電被害情報[※]
②停電復旧情報[※]

【情報需要側】[※]

中国四国農政局 広島県拠点
中国 経 済 産 業 局
中国四国産業保安監督部
陸 上 自 衛 隊
日本赤十字社広島県支部
広島市医師会
広島県看護協会
日本放送協会広島拠点放送局
中国放送
広島テレビ放送
広島ホームテレビ
テレビ新広島
広島エフエム放送

区 災 害 対 策 本 部

（普通書新・FAX）
（電話・FAX・Eメール等）
（電話・FAX・Eメール等）
（電話・FAX・Eメール等）
（電話・FAX・Eメール等）
（電話・FAX・Eメール等）
（防災行政無線）
（電話・FAX・Eメール等）

凡 例[※]

- ====> 県総合行政通信網（衛星回線）[※]
- ====> 市防災行政無線[※]
- ====> その他の通信手段[※]

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	165
第5節 避難対策	
第7 指定緊急避難所等の開設等 2 指定避難所の開設 (4) 開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して利用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。 3 指定避難所の運営 (7) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の（略）性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。 また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。	

修 正 後
修 正 理 由
国の防災基本計画の修正に伴う修正
第7 指定緊急避難所等の開設等 2 指定避難所の開設 (4) 開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 また、仮設トイレ・ <u>更衣室・入浴施設等</u> の設置場所は、昼夜を問わず、安心して利用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。 3 指定避難所の運営 (7) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の（略）性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう <u>また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう</u> 配慮する。 また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	173、174
第7節 給水及び上水道施設応急対策	
地震災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。 第3 組織及び体制 1 事故対策本部の設置 (1) 非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、水道事業管理者を本部長とする事故対策本部を設置する。なお、本部が設置された場合には、広島市水道局事故対策要綱に基づく指令室を設置する。 5 緊急水源の確保 必要に応じて、呉市との<u>災害時における水道水の相互融通に関する協定</u>（資料編参考水維-1）に基づき、給水の応援要請を行う。なお、協定に定めている相互融通地点と方法は、次のとおりである。	

修 正 後
修 正 理 由
名称の変更に伴う修正
現状に即した修正
地震災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急<u>用</u>資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。 第3 組織及び体制 1 <u>災害</u>・事故対策本部の設置 (1) 非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、水道事業管理者を本部長とする<u>災害</u>・事故対策本部を設置する。なお、本部が設置された場合には、広島市水道局<u>災害</u>・事故対策要綱に基づく指令室を設置する。 5 緊急水源の確保 必要に応じて、呉市との「<u>地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定</u>」（資料編参考水維-1）に基づき、給水の応援要請を行う。なお、協定に定めている相互融通地点と方法は、次のとおりである。

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	175、176
第7節 給水及び上水道施設応急対策	
第6 給水対策 1 応急給水の目標 (1) 第一段階 <u>タンク車</u> による運搬給水及び飲料水兼用型耐震性防火水槽からの給水 (略) 3 給水方法 (1) 給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び <u>水道局事故対策本部</u> の指定する場所において給水する。 なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。 (略) イ 医療機関等 災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、 <u>災害対策本部</u> 等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。	

修 正 後
修 正 理 由
給水車の名称表記の統一のため 災害対策本部等の名称表記の統一のため
第6 給水対策 1 応急給水の目標 (1) 第一段階 <u>給水車</u> による運搬給水及び飲料水兼用型耐震性防火水槽からの給水 (略) 3 給水方法 (1) 給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び <u>水道局災害・事故対策本部</u> の指定する場所において給水する。 なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。 (略) イ 医療機関等 災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、 <u>市災害対策本部</u> 等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	177、178
第7節 給水及び上水道施設応急対策	
第7 施設の応急対策 2 配水管路の応急復旧順位 (5) 住民が多数利用する施設（駅・港・バスセンター・ <u>空港</u> ・公衆浴場）に至るまでの配水管 4 応急復旧用資機材等の調達 (1) 応急復旧用資機材 配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。 ア 250 ミリメートル以下の鋳鉄管及び給水装置材料 (ア) 鋳鉄管は、水道局保有のものを使用する。 (イ) 給水装置材料については、 <u>広島市指定給水装置工事事業者</u> の手持分による。 (2) 応急復旧用機械・器具 応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する <u>広島市指定給水装置工事事業者</u> 等の関係業者の協力により対処する。 6 作業上の留意事項 (6) 水圧調整 給水可能量に制約がある場合、 <u>水道局事故対策本部</u> から別途指示する。（0.1MPa のバルブ調整等） （資料編） 参考水企－1 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書 参考水企－2 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書 参考水企－3 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 参考水企－4 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱 （新規） 参考水維－2 災害時における応急措置の協力に関する協定	

修 正 後	
修 正 理 由	
空港の呼称表記の見直しに伴う修正 名称表記の統一に伴う修正 協定書の締結に伴う修正	
第7 施設の応急対策 2 配水管路の応急復旧順位 (5) 住民が多数利用する施設（駅・港・バスセンター・ <u>ヘリポート</u> ・公衆浴場）に至るまでの配水管 4 応急復旧用資機材等の調達 (1) 応急復旧用資機材 配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。 ア 250 ミリメートル以下の鋳鉄管及び給水装置材料 (ア) 鋳鉄管は、水道局保有のものを使用する。 (イ) 給水装置材料については、 <u>広島市水道局指定給水装置工事事業者</u> の手持分による。 (2) 応急復旧用機械・器具 応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する <u>広島市水道局指定給水装置工事事業者</u> 等の関係業者の協力により対処する。 6 作業上の留意事項 (6) 水圧調整 給水可能量に制約がある場合、 <u>水道局災害・事故対策本部</u> から別途指示する。（0.1MPa のバルブ調整等） （資料編） 参考水企－1 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書 参考水企－2 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書 参考水企－3 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 参考水企－4 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱 <u>参考水営－1 災害等における応急措置等の協力に関する協定書</u> 参考水維－2 災害時における応急措置の協力に関する協定	

修 正 前					
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 8 節 停電応急対策	頁 180				
第 5 通信機能の確保 1 特設公衆電話（無償）の整備・要請 <table border="1"> <tr> <th>要 請 先</th><th>応 答 先</th></tr> <tr> <td>082-505-4800</td><td>N T T 西日本 広島 支店災害対策室</td></tr> </table>		要 請 先	応 答 先	082-505-4800	N T T 西日本 広島 支店災害対策室
要 請 先	応 答 先				
082-505-4800	N T T 西日本 広島 支店災害対策室				

修 正 後					
修 正 理 由 組織変更に伴う修正					
第 5 通信機能の確保 1 特設公衆電話（無償）の整備・要請 <table border="1"> <tr> <th>要 請 先</th><th>応 答 先</th></tr> <tr> <td>082-226-2127</td><td>N T T 西日本 中国 支店災害対策室</td></tr> </table>		要 請 先	応 答 先	082-226-2127	N T T 西日本 中国 支店災害対策室
要 請 先	応 答 先				
082-226-2127	N T T 西日本 中国 支店災害対策室				

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	180
第8節 停電応急対策	
第9 廃棄物・土砂の処理対策 《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・業務第二課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第9 廃棄物・土砂の処理対策 《環境局環境政策課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・業務第二課》 (略)

修 正 前				
震災対策編				頁
第3章 震災応急対策				199
第13節 保健衛生対策				
第3 被災地域の生活衛生指導				
2 災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い				
区 分		開 設 届	営業許可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合。 (基本的に平常時の取扱いと同様。)
	給 食 施 設		不要	給食開始届が必要。 (基本的に平常時の取扱いと同様。)

修 正 後				
修 正 理 由				
「広島市食品衛生法施行細則」の改定に伴う修正				
第3 被災地域の生活衛生指導				
2 災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い				
区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合。 (基本的に平常時の取扱いと同様。)
	給 食 施 設		不要	届出が必要。 (基本的に平常時の取扱いと同様。)

修 正 前	
震災対策編	頁
第 3 章 震災応急対策	202
第 1 4 節 遺体の搜索・収容及び火葬等対策	
第 5 遺体の火葬 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、 <u>湯来火葬場</u> 、五日市火葬場を使用する。 永安館、西風館、可部火葬場、 <u>湯来火葬場</u> 、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、保健医療担当局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。	

修 正 後
修 正 理 由
湯来火葬場の廃止に伴う修正（令和 3 年 2 月 9 日廃止許可処分）
第 5 遺体の火葬 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場を使用する。 永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、保健医療担当局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 1 5 節 廃棄物・土砂の処理対策	頁 203
第 1 特別清掃対策部の設置 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 組織改正に伴う修正
第 1 特別清掃対策部の設置 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》 (略)

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 1 5 節 廃棄物・土砂の処理対策	頁 204
第 2 ごみ及びし尿の処理対策 2 ごみの処理 (3) ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 組織改正に伴う修正
第 2 ごみ及びし尿の処理対策 2 ごみの処理 (3) ごみの処分《環境局施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・各清掃工場・玖谷埋立地》 (略)

修正前

震災対策編

第3章 災害応急対策

第15節 廃棄物・土砂の処理対策

頁

205

第2 ごみ及びし尿の処理対策

3 し尿の処理

(2) し尿の収集運搬

区分	編 成 機 関		処 理 区 域	摘 要
要 請	(一財) 広島市都市整備公社	浄化槽 清掃業 許可業者	中区 東区(旧安芸町を除く。) 南区 西区(新庄町を除く。)	1 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 2 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 3 東区(旧安芸町)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集 運搬業務 委託業者		西区(新庄町) 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区(旧安芸町) 安芸区	

※旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

修 正 後					
修 正 理 由					
(一財) 広島市都市整備公社の処理区域 (南区の一部) をし尿収集運搬業務委託業者へ移管したことに伴う、処理区域の修正					
第2 ごみ及びし尿の処理対策					
3 し尿の処理					
(2) し尿の収集運搬					
区分	編 成 機 関		処 理 区 域	摘 要	
要 請	(一 財) 広島市都市整備公社	浄 化 槽 清 掃 業 許 可 業 者	中区 東区 (旧安芸町 ^{※1} を除く。) 南区 (<u>※2 を除く。</u>) 西区 (新庄町を除く。)	1 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 2 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 3 東区 (旧安芸町 ^{※1}) 及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。	
			<u>南区 (※2 のみ。)</u> 西区 (新庄町) 安佐南区 安佐北区 佐伯区 <u>(区域ごとに、原則として 平時に収集を委託している 業者を指定する。)</u>		
	安芸地区衛生施設管理組合		東区 (旧安芸町) 安芸区		
<u>※1 旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品</u>					
<u>※2 青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町</u>					

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	205
第15節 廃棄物・土砂の処理対策	
第3 災害廃棄物及び土砂の処理対策 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
組織改正に伴う修正
第3 災害廃棄物及び土砂の処理対策 《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・ <u>埋立地整備管理課</u> ・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 (略)

修 正 前			
震災対策編	頁		
第3章 震災応急対策	208		
第17節 輸送対策			
第2 緊急輸送車両等の確保等 1 緊急輸送車両等の確保 《道路交通局道路管理課、危機管理室》 (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、 <u>各局等が保有するものにあつては道路交通局</u> が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。 なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。 (5) <table border="1"> <tr> <td>航空輸送</td><td>第六管区海上保安本部、県、<u>県警察</u>、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所</td></tr> </table> 2 緊急輸送車両等の配車 《道路交通局道路管理課》 (1) 市有車両及び民間車両 道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。		航空輸送	第六管区海上保安本部、県、 <u>県警察</u> 、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、 <u>県警察</u> 、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所		

修 正 後			
修 正 理 由			
分掌事務の所管替えに伴う修正			
現状に即した修正			
第2 緊急輸送車両等の確保等 1 緊急輸送車両等の確保 《 <u>企画総務局総務課</u> 、道路交通局道路管理課、危機管理室》 (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は <u>企画総務局</u> が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。 なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。 (5) <table border="1"> <tr> <td>航空輸送</td><td>第六管区海上保安本部、県、<u>県警察本部</u>、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所</td></tr> </table> 2 緊急輸送車両等の配車 《 <u>企画総務局総務課</u> 、道路交通局道路管理課》 (1) 市有車両及び民間車両 <u>企画総務局</u> 、道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。		航空輸送	第六管区海上保安本部、県、 <u>県警察本部</u> 、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、 <u>県警察本部</u> 、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所		

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	209
第17節 輸送対策	
第3 緊急通行車両の確認手続き 1 災害時における確認手続き 県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。 (1) 県公安委員会（県警察本部，最寄りの警察署及び交通検問所）に緊急通行車両の証明書及び確認標章の交付を申請する。 なお、確認標章の有効期限は、発行の日の翌日から起算して1ヵ月後の日までである。 2 事前届出による確認手続き 災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（県警察本部経由）に届け出ることにより、事前届出を行っていない車両に優先して確認を受けることができる。 (1) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使用される車両に該当し、災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事する<u>計画がある</u>車両	

修 正 後	
修 正 理 由	
現状に即した修正	
第3 緊急通行車両<u>等</u>の確認手続き 1 災害時における確認手続き 県公安委員会が、災害応急対策<u>又は地震防災応急対策</u>として緊急の必要があると認め、緊急通行車両<u>等</u>以外の通行の禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、緊急通行車両<u>等</u>とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。 (1) 県公安委員会（県警察本部，最寄りの警察署及び交通検問所）に緊急通行車両<u>等</u>の証明書及び確認標章の交付を申請する。 なお、確認標章の有効期限は、発行の日の翌日から起算して1ヵ月後の日までである。 2 事前届出による確認手続き 災害時に緊急通行<u>等</u>が必要とされる車両を事前に県公安委員会（県警察本部経由）に届け出ることにより、事前届出を行っていない車両に優先して確認を受けることができる。 (1) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使用される車両<u>若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車両</u>に該当し、<u>本計画において</u>災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策<u>又は大規模地震対策特別措置法第21条第1項に規定する地震防災応急対策</u>に従事する<u>こととしている</u>車両 (以下、緊急通行車両「<u>等</u>」について同じ)	

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 1 7 節 輸送対策	頁 212
上申書作成例 （略）	

修 正 後
修 正 理 由 現状の手續と文書上の表現を整合させたことに伴う修正
上申書作成例 （修正（案）294 ページ参照）

(上申書作成例)

〈 文 書 番 号 〉
令和 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○○
(○○室○○課)

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、災害対策基本法第50条第1項等に規定する災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第21条第1項に規定する地震防災応急対策を実施するために使用することとしている車両は下記のとおりですから、緊急通行車両等事前届出書を提出します。

ついては、当該車両の緊急通行車両等事前届出済証を交付していただくようお願いします。

記

- 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台
(別紙緊急通行車両等事前届出一覧表(○○警察署交付届出)参照)
- 添付書類
 - 緊急通行車両等事前届出書 各2通(計○○通)
 - 自動車検査証の写し 各1通(計○○通)
- その他

_____ ◇ _____ ◇ _____

別紙

緊急通行車両等事前届出一覧表(○○警察署交付届出)

【広島市】

番号	登録(車両)番号	用途	車両の使用者	交付届出事由
1	広島 88 い 1234	市災害対策本部用務 (災対法第60条第1項第9号)	○○室○○課長	新規配備
2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (災対法第60条第1項第9号)	○○局○○課長	新規リース契約

※ 緊急通行車両等事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課(係)の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

修 正 前																
震災対策編	頁															
第 3 章 震災応急対策	213															
第 1 7 節 輸送対策																
別記様式 1（第 2 の 2 関係） <table><tr><td colspan="2">地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 広島県公安委員会 殿 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 0 8 2 - 2 4 5 - 2 1 1 1 広島市長 ○ ○ ○ ○</td><td>地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印</td></tr><tr><td>番 号 標 に 表 示 されている 番号</td><td>(注)</td></tr><tr><td>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）</td><td>1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し て所要の手続を受けてください。</td></tr><tr><td>住 所</td><td>2 届出内容に変更が生じまたは届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。</td></tr><tr><td>使 用 者 氏 名</td><td>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</td></tr><tr><td>出 発 地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td></tr></table> <u>備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。</u>		地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 広島県公安委員会 殿 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 0 8 2 - 2 4 5 - 2 1 1 1 広島市長 ○ ○ ○ ○		地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印	番 号 標 に 表 示 されている 番号	(注)	車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し て所要の手続を受けてください。	住 所	2 届出内容に変更が生じまたは届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。	使 用 者 氏 名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	出 発 地		(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	
地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 広島県公安委員会 殿 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 0 8 2 - 2 4 5 - 2 1 1 1 広島市長 ○ ○ ○ ○		地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印														
番 号 標 に 表 示 されている 番号	(注)															
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し て所要の手続を受けてください。															
住 所	2 届出内容に変更が生じまたは届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。															
使 用 者 氏 名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。															
出 発 地																
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。																

修 正 後																
修 正 理 由																
様式変更																
別記様式 1（第 2 の 2 関係） <table><tr><td colspan="2">地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名</td><td>地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会</td></tr><tr><td>番 号 標 に 表 示 されている 番号</td><td>(注)</td></tr><tr><td>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）</td><td>1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して 所要の手続を受けてください。</td></tr><tr><td>住 所</td><td>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。</td></tr><tr><td>使 用 者 氏 名</td><td>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</td></tr><tr><td>出 発 地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td></tr></table>		地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会	番 号 標 に 表 示 されている 番号	(注)	車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して 所要の手続を受けてください。	住 所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。	使 用 者 氏 名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	出 発 地		(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	
地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会														
番 号 標 に 表 示 されている 番号	(注)															
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して 所要の手続を受けてください。															
住 所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。															
使 用 者 氏 名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。															
出 発 地																
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。																

修 正 前											
震災対策編	頁										
第3章 震災応急対策	220										
第19節 住宅等応急対策											
第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備 2 建設可能用地の把握											
<u>応急仮設住宅建設候補地</u> <table> <tr> <th>区 分</th><th>建 設 候 補 地</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>西 区</td><td><u>旧食肉市場跡地</u>、大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>安 芸 区</td><td>矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地</td></tr> </table>		区 分	建 設 候 補 地	(略)		西 区	<u>旧食肉市場跡地</u> 、大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園	(略)		安 芸 区	矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地
区 分	建 設 候 補 地										
(略)											
西 区	<u>旧食肉市場跡地</u> 、大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園										
(略)											
安 芸 区	矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地										

修 正 後											
修 正 理 由											
応急仮設住宅建設候補地の見直し及び追加に伴う修正											
第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備 2 建設可能用地の把握											
<u>応急仮設住宅建設候補地</u> <table> <tr> <th>区 分</th><th>建 設 候 補 地</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>西 区</td><td>大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>安 芸 区</td><td><u>瀬野川公園</u>、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地</td></tr> </table>		区 分	建 設 候 補 地	(略)		西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園	(略)		安 芸 区	<u>瀬野川公園</u> 、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地
区 分	建 設 候 補 地										
(略)											
西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園										
(略)											
安 芸 区	<u>瀬野川公園</u> 、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地										

修 正 前	
震災対策編 第 3 章 震災応急対策 第 1 9 節 住宅等応急対策	頁 222
第 4 住宅の応急修理 3 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から <u>1 か月以内</u> とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	

修 正 後
修 正 理 由 現状に即した修正
第 4 住宅の応急修理 3 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から <u>3 か月以内</u> （災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 2 4 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、 <u>6 か月以内</u> ）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	229
第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等	
1 要配慮者の安否確認と要望の把握 (2) 避難 イ <u>個別計画</u> が作成されている避難行動要支援者については、 <u>当該個別計画</u> に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。 ウ 避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」の発令があったときは、避難行動要支援者の避難支援を開始する。	

修 正 後
修 正 理 由
災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成について、市町村に努力義務が課されたことに伴う修正
1 要配慮者の安否確認と要望の把握 (2) 避難 イ <u>個別避難計画</u> が作成されている避難行動要支援者については、 <u>当該計画</u> に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。 ウ 避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「 <u>警戒レベル3 高齢者等避難</u> 」の発令があったときは、避難行動要支援者の避難支援を開始する。

修 正 前			
震災対策編			頁
第3章 震災応急対策			233
第24節 災害救助法の適用等			
第1 災害救助法による応急救助			
1 災害救助法の適用基準			
適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (<u>H27.10</u> 国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	<u>1,194,034</u> 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を1世帯とする。 なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは3世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなす。（以下同じ。）
中 区	100	<u>136,640</u>	
東 区	100	<u>120,155</u>	
南 区	100	<u>142,728</u>	
西 区	100	<u>190,929</u>	
安佐南区	100	<u>242,512</u>	
安佐北区	100	<u>145,018</u>	
安 芸 区	80	<u>79,353</u>	
佐 伯 区	100	<u>136,699</u>	
<u>2</u> 応急救助の実施			
(略)			

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

第 1 災害救助法による応急救助

1 災害救助法の適用基準

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (R2.10国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	1,200,754 人	被災世帯の適用基準は、全壊 (焼)、流失を1世帯とする。 なお、半壊(焼)する等著し く損傷したときは2世帯、床 上浸水、土砂のたい積等によ り一時的に居住することが できないときは3世帯をも って、住家の滅失した1世帯 とみなす。(以下同じ。)
中 区	100	142,699	
東 区	100	119,353	
南 区	100	145,805	
西 区	100	190,232	
安佐南区	100	247,020	
安佐北区	100	138,979	
安 芸 区	80	77,103	
佐 伯 区	100	139,563	

2 災害が発生するおそれ段階の適用

災害救助法第2条第2項に基づき、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

3 応急救助の実施

(略)

修 正 前			
震災対策編			頁
第 3 章 震災応急対策			242
第 2 5 節 応援要請及び協力要請			
第 1 公共的団体等への協力要請			
所管局・課		協力内容	団体名 資料番号
水道局	企画総務課	(略)	

修 正 後			
修 正 理 由			
協定の締結に伴う修正			
第 1 公共的団体等への協力要請			
所管局・課		協力内容	団体名 資料番号
水道局	企画総務課	(略)	
	営業課	災害時における応急措置	第一環境株式会社 資料編参考水営-1

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	243
第2.5節 応援要請及び協力要請	
第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請 (追加)	

修 正 後
修 正 理 由
協力事業者数の追記
第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請 3 協力事業者数 416事業者（令和3年8月末現在）

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	248
第2.5節 応援要請及び協力要請	
第6 緊急消防援助隊への応援等要請 3 受入体制 (3) 緊急消防援助隊の進出拠点は、 <u>緊急消防援助隊広島市受援計画「第8 応援部隊の活動等」「1 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート」</u> に規定する場所とする。 なお、県は進出拠点として広島市立大学、西風新都消防訓練場及び広島県消防学校を指定している。 (資料編) 3-2.5-3 <u>緊急消防援助隊広島市受援計画</u>	

修 正 後
修 正 理 由
「広島市消防局緊急消防援助隊受援計画」の改正に伴う修正
第6 緊急消防援助隊への応援等要請 3 受入体制 (3) 緊急消防援助隊の進出拠点は、 <u>広島市消防局緊急消防援助隊受援計画「別表4」</u> に規定する場所とする。 なお、県は進出拠点として広島市立大学、西風新都消防訓練場及び広島県消防学校を指定している。 (資料編) 3-2.5-3 <u>広島市消防局緊急消防援助隊受援計画</u>

修 正 前				
震災対策編				頁
第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画				266
第 2 節 南海トラフ地震の概要				

第 2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

平成 3 0 年 1 月 1 日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

区分	評価時点	10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ地震 （ M 8 ～ M 9 ク ラ ス ）	平成 30 年 1 月 1 日	30%	70%～80%	90%程度 もしくはそれ以上

修 正 後				
修 正 理 由				
国の地震調査研究推進本部地震調査委員会において、長期評価による地震発生確率値の算定基準日が更新されたことに伴う修正				
第 2 今後の地震発生確率 国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。 <u>令和 4 年</u> 1 月 1 日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。				
区分	評価時点	10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ地震 （ M 8 ～ M 9 ク ラ ス ）	<u>令和 4 年</u> 1 月 1 日	30%	70%～80%	90%程度 もしくはそれ以上

修 正 前																																			
震災対策編		頁																																	
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画		271																																	
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画																																			
地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、県が作成した地震防災対策特別措置法に定める「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」(<u>平成28</u>年度～<u>平成32</u>年度)に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。また、津波等による浸水想定区域内において浸水時に市民等が緊急一時的に退避する施設として、浸水時緊急退避施設の指定を行う。 第1 地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業 <table> <tr> <th>事業項目</th><th>事業名等</th><th>事業期間</th></tr> <tr> <td>消防用施設</td><td><u>消防用施設等の整備</u></td><td><u>平成28</u>年度～<u>令和2</u>年度</td></tr> <tr> <td>緊急輸送道路</td><td><u>災害防除事業、橋梁耐震対策事業</u></td><td><u>平成28</u>年度～<u>令和2</u>年度</td></tr> <tr> <td>共同溝等</td><td>電線共同溝整備事業（道路）</td><td><u>平成28</u>年度～<u>令和2</u>年度</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>公共施設等耐震化事業</td><td><u>平成28</u>年度～<u>令和2</u>年度</td></tr> <tr> <td><u>公立幼稚園</u></td><td><u>耐震化事業等</u></td><td><u>平成27</u>年度～<u>平成28</u>年度</td></tr> <tr> <td><u>公立小・中学校（校舎）</u></td><td><u>耐震化事業等</u></td><td><u>平成27</u>年度～<u>平成29</u>年度</td></tr> <tr> <td><u>公立小・中学校（屋内運動場）</u></td><td><u>耐震化事業等</u></td><td><u>平成29</u>年度</td></tr> <tr> <td>公的建造物</td><td>公共施設等耐震化事業</td><td><u>平成28</u>年度～<u>令和2</u>年度</td></tr> <tr> <td>水・自家発電設備等</td><td>配水池及び緊急遮断弁整備</td><td><u>平成28</u>年度～<u>令和2</u>年度</td></tr> <tr> <td><u>備蓄倉庫</u></td><td><u>備蓄倉庫の整備</u></td><td><u>平成28</u>年度～<u>平成29</u>年度</td></tr> </table>			事業項目	事業名等	事業期間	消防用施設	<u>消防用施設等の整備</u>	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度	緊急輸送道路	<u>災害防除事業、橋梁耐震対策事業</u>	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度	共同溝等	電線共同溝整備事業（道路）	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度	社会福祉施設	公共施設等耐震化事業	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度	<u>公立幼稚園</u>	<u>耐震化事業等</u>	<u>平成27</u> 年度～ <u>平成28</u> 年度	<u>公立小・中学校（校舎）</u>	<u>耐震化事業等</u>	<u>平成27</u> 年度～ <u>平成29</u> 年度	<u>公立小・中学校（屋内運動場）</u>	<u>耐震化事業等</u>	<u>平成29</u> 年度	公的建造物	公共施設等耐震化事業	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度	水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度	<u>備蓄倉庫</u>	<u>備蓄倉庫の整備</u>	<u>平成28</u> 年度～ <u>平成29</u> 年度
事業項目	事業名等	事業期間																																	
消防用施設	<u>消防用施設等の整備</u>	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度																																	
緊急輸送道路	<u>災害防除事業、橋梁耐震対策事業</u>	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度																																	
共同溝等	電線共同溝整備事業（道路）	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度																																	
社会福祉施設	公共施設等耐震化事業	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度																																	
<u>公立幼稚園</u>	<u>耐震化事業等</u>	<u>平成27</u> 年度～ <u>平成28</u> 年度																																	
<u>公立小・中学校（校舎）</u>	<u>耐震化事業等</u>	<u>平成27</u> 年度～ <u>平成29</u> 年度																																	
<u>公立小・中学校（屋内運動場）</u>	<u>耐震化事業等</u>	<u>平成29</u> 年度																																	
公的建造物	公共施設等耐震化事業	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度																																	
水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備	<u>平成28</u> 年度～ <u>令和2</u> 年度																																	
<u>備蓄倉庫</u>	<u>備蓄倉庫の整備</u>	<u>平成28</u> 年度～ <u>平成29</u> 年度																																	

修 正 後																													
修 正 理 由																													
県が作成している地震防災緊急事業五箇年計画の更新に伴う修正																													
地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、県が作成した地震防災対策特別措置法に定める「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」(<u>令和3</u>年度～<u>令和7</u>年度)に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。また、津波等による浸水想定区域内において浸水時に市民等が緊急一時的に退避する施設として、浸水時緊急退避施設の指定を行う。 第1 地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業 <table> <tr> <th>事業項目</th><th>事業名等</th><th>事業期間</th></tr> <tr> <td>消防用施設</td><td><u>消防防災施設整備事業</u></td><td><u>令和7</u>年度</td></tr> <tr> <td>緊急輸送道路</td><td><u>道路災害防除事業（道路防災対策・橋梁耐震対策）</u></td><td><u>令和3</u>年度～<u>令和7</u>年度</td></tr> <tr> <td>共同溝等</td><td>電線共同溝整備事業（道路）</td><td><u>令和3</u>年度～<u>令和7</u>年度</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>公共施設等耐震化事業</td><td><u>令和3</u>年度</td></tr> <tr> <td colspan="3">(削除)</td></tr> <tr> <td>公的建造物</td><td>公共施設等耐震化事業</td><td><u>令和3</u>年度～<u>令和6</u>年度</td></tr> <tr> <td>水・自家発電設備等</td><td>配水池及び緊急遮断弁整備</td><td><u>令和3</u>年度～<u>令和5</u>年度</td></tr> <tr> <td colspan="3">(削除)</td></tr> </table>			事業項目	事業名等	事業期間	消防用施設	<u>消防防災施設整備事業</u>	<u>令和7</u> 年度	緊急輸送道路	<u>道路災害防除事業（道路防災対策・橋梁耐震対策）</u>	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和7</u> 年度	共同溝等	電線共同溝整備事業（道路）	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和7</u> 年度	社会福祉施設	公共施設等耐震化事業	<u>令和3</u> 年度	(削除)			公的建造物	公共施設等耐震化事業	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和6</u> 年度	水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和5</u> 年度	(削除)		
事業項目	事業名等	事業期間																											
消防用施設	<u>消防防災施設整備事業</u>	<u>令和7</u> 年度																											
緊急輸送道路	<u>道路災害防除事業（道路防災対策・橋梁耐震対策）</u>	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和7</u> 年度																											
共同溝等	電線共同溝整備事業（道路）	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和7</u> 年度																											
社会福祉施設	公共施設等耐震化事業	<u>令和3</u> 年度																											
(削除)																													
公的建造物	公共施設等耐震化事業	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和6</u> 年度																											
水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備	<u>令和3</u> 年度～ <u>令和5</u> 年度																											
(削除)																													

修 正 前					
都市災害対策編					頁
第 2 章 海上災害対策					304
第 2 節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況					
第 2 港湾施設					
1 航路					
名称	位置	水深	延長	幅員	備 考
第一 航路	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 長森三角点（152 メートル）	-11.0 ～ -14.0	7,400	300 ～ 400	港則法第 12 条に定める航路（港則法施行規則第 8 条の別表第 2 による。）

修 正 後					
修 正 理 由					
港則法の改正に伴う修正					
第 2 港湾施設					
1 航路					
名称	位置	水深	延長	幅員	備 考
第一 航路	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 長森三角点（152 メートル）	-11.0 ～ -14.0	7,400	300 ～ 400	港則法第 11 条に定める航路（港則法施行規則第 8 条の別表第 2 による。）

修 正 前

都市災害対策編

第 2 章 海上災害対策

第 2 節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況

頁
304, 305

第 2 港湾施設

1 航路

(単位：m)

名称	位 置	水深	延長	幅員	備考
廿日市航路	昭北新開物揚前から佐方川河口までの海面	-3.0	1,300	60	

3 利用状況

(1) 入港船舶種別表 (令和元年度)

区 別	外航商船	内航商船	自動車航船 (内外航含む)	その他	合 計
隻 数	1,419	29,765	16,425	472	48,081
総トン数	31,177,899	9,363,324	7,240,033	181,700	47,962,956

(2) 入港船舶階級別表 (令和元年度)

区分	10,000 総トン 数	6,000 以上 10,000 未 満	3,000 以 上 6,000 未満	1,000 以 上 3,000 未満	500 以上 1,000 未 満	500 総 トン未 満	合 計	
外航	463	558	380	16	2	—	1,419	47,610
内航	234	9	532	175	5,030	40,211	46,191	

(3) 船舶乗降人員 (令和元年度)

乗込人員	上陸人員	計
1,041,188	1,028,437	2,069,625

修 正 後

修 正 理 由

誤字の修正

第2 港湾施設

1 航路

(単位：m)

名称	位 置	水深	延長	幅員	備考
廿日市航路	昭北新開物揚場前から佐方川河口までの海面	-3.0	1,300	60	

3 利用状況

(1) 入港船舶種別表（令和2年度）

区 別	外航商船	内航商船	自動車航船 (内外航含む)	その他	合 計
隻 数	1,196	24,933	16,000	191	42,320
総トン数	23,311,710	8,931,153	7,188,293	77,741	39,508,897

(2) 入港船舶階級別表（令和2年度）

区分	10,000 総トン 数	6,000 以上 10,000 未 満	3,000 以 上 6,000 未満	1,000 以 上 3,000 未満	500 以上 1,000 未 満	500 総 トン未 満	合 計	
外航	313	587	283	13	—	—	1,196	42,130
内航	24	5	493	184	4,454	35,557	40,934	

(3) 船舶乗降人員（令和2年度）

乗込人員	上陸人員	計
643,681	654,709	1,298,390

修 正 前			
都市災害対策編			頁
第2章 海上災害対策			310
第5節 災害応急対策			
第5 大規模な油等流出対策 3 火災に対する警戒等 流出油等による海上火災のおそれがある場合には、次の措置を講じるものとする。			
内容	要件	対象者	実施者 (根拠法令)
喫煙又は火気取扱 の制限・禁止	港内に引火性の液体が浮遊している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるとき。	当該水域に ある者	広島港長 (港則法第37条の2)

修 正 後			
修 正 理 由			
港則法の改正に伴う修正			
第5 大規模な油等流出対策 3 火災に対する警戒等 流出油等による海上火災のおそれがある場合には、次の措置を講じるものとする。			
内容	要件	対象者	実施者 (根拠法令)
喫煙又は火気取扱 の制限・禁止	港内に引火性の液体が浮遊している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるとき。	当該水域に ある者	広島港長 (港則法第37条第2項)

修 正 前		
都市災害対策編		頁
第 2 章 海上災害対策		314
第 5 節 災害応急対策		
第 7 海上交通の安全確保		
2 広島海上保安部長（広島港長）による安全確保		
項 目	内 容	根拠法令
（略）	（略）	（略）
漂流物、沈没物 その他の航路障 害物の除去	漂流物、沈没船その他の物件が船舶交通を阻害するおそれ があるときは、当該物件の所有者等に対し、これらの除去を <u>命じる。</u>	港則法第 <u>26</u> 条
船舶交通の制限 等	船舶交通の安全のため必要があるときは、船舶交通を制限 し、又は <u>禁止する。</u>	港則法第 39 条

修 正 後		
修 正 理 由		
港則法の改正に伴う修正		
第 7 海上交通の安全確保		
2 広島海上保安部長（広島港長）による安全確保		
項 目	内 容	根拠法令
（略）	（略）	（略）
漂流物、沈没物 その他の航路障 害物の除去	漂流物、沈没船その他の物件が船舶交通を阻害するおそれ があるときは、当該物件の所有者等に対し、これらの除去を <u>命じることができる。</u>	港則法第 <u>25</u> 条
船舶交通の制限 等	船舶交通の安全のため必要があるときは、船舶交通を制限 し、又は <u>禁止することができる。</u>	港則法第 39 条

修 正 前	
都市災害対策編	頁 317
第 2 章 海上災害対策	
資料 3 大型旅客船の入港状況	
(略)	

修 正 後					
修 正 理 由					
令和2年度の入港状況を追記					
区 分	外 航		内 航		計
	隻数	最大船舶（総トン数）	隻数	最大船舶（総トン数）	
(略)					
<u>令和2年度</u>	—	—	<u>2</u>	<u>ぱしふいつくびいなす</u> <u>26, 594</u>	<u>2</u>

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第2章 海上災害対策	318
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況	
a 海外定期航路 (略)	

修 正 後					
修 正 理 由					
時点修正					
a 海外定期航路 令和3年4月1日現在					
航 路	船会社	開設年月	便数	寄港地	左の航路を利用 しての主な 輸出入先
韓国航路	<u>S I N O K O R</u> (長錦商船)	1990. 3	2/週 (月・金)	釜山	<u>韓国</u>
	Pan-Continental Shipping (汎州海運)	2001. 8	1/週 (火)	蔚山, 釜山	<u>韓国, 中国,</u> <u>東南アジア</u>
	カメラライン	1996. 4	2/週 (火・金)	釜山	<u>韓国</u>
	<u>C K L I N E</u> (天敬海運)	<u>2019. 6</u>	<u>1/週</u> (火)	<u>釜山</u>	<u>韓国</u>
	K M T C (高麗海運)	1995. 4	<u>1/週(木)</u> <u>1/週(水)</u>	釜山 釜山, 浦項, 蔚山	韓国, 中国, <u>東南アジア,</u> <u>インド, 中東</u> <u>方面</u>
中国航路	<u>Kambara Kisen</u> (神原汽船)	2003. 3	2/週(火・ 水)	大連, 青島, 寧波, 上海, <u>天津, 新港</u>	中国, <u>東南ア</u> <u>ジア, 南アジ</u> <u>ア, 中東, 豪</u> <u>州</u>
		1996. 1	1/週 (土)	上海	
	<u>Minsheng</u> (民生輪船)	2002. 2	1/週 (水)	大連, <u>天津, 新港,</u> 青島	中国(<u>華北部</u>)
		2001. 12	<u>2/週(水・</u> <u>土)</u>	上海	中国(<u>長江流</u> <u>域, 沿岸部),</u> <u>台湾</u>
	<u>Taicang Container</u> <u>Lines (太倉港コンテナ</u> <u>海運)</u>	<u>2020. 10</u>	<u>1/週</u> (土)	<u>太倉, 南京</u>	中国(<u>長江流</u> <u>域)</u>
台湾・東 南アジア 航路	<u>W A N H A I L I N</u> <u>E S (ワンハイライ</u> <u>ズ)</u>	2009. 10	1/週 (土)	<u>台北, 台中,</u> 高雄, 香港	台湾, <u>中国</u>
台湾航路	<u>I / L I N E</u> (愛媛オーシャンライ ン)	2004. 5	1/週 (水)	<u>釜山,</u> 基隆, <u>台中,</u> 高雄	台湾, <u>韓国</u>
北米航路	<u>E A R S T E R N C A R L I N E R</u> (イースタン・カーライナー)	2005. 9	1/月	ロングビーチ, バン クーバー, エバレッ ト	アメリカ合衆 国, カナダ

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第2章 海上災害対策	318
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況	
b 国際フィーダー (略)	
c 国内定期航路 (略)	

修 正 後					
修 正 理 由					
時点修正					
b 国際フィーダー					
航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	左の航路を利用する主な輸出入先
阪神	マツダロジス ティックス 井本商運	5/週 (月, 水, 木, <u>金</u> , 土)	1980. 5	神戸, 大阪	中国, 東南アジア, 南北アメリカ, ヨーロッパ, 地中海, 西アジア, ア フリカ, 豪州 等
c 国内定期航路					
航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	備 考
千葉	マツダロジス ティックス	3/2 週 (月, 水, 金)	1989. 7	広島, 千葉	
<u>関西・中部</u>	<u>マツダロジス</u> <u>ティックス</u>	<u>2/週</u> <u>(月・金)</u>	<u>2016. 5</u>	<u>中関, 堺, 衣浦,</u> <u>四日市</u>	
神戸	OOCL	1/週 (火)	2009. 3	広島, 神戸	福山, 今治, 松山, 岩国, 中関, 徳山等を經由
神戸	OOCL	1/週 (木)	2009. 5	広島, 神戸	福山, 今治, 松山, 岩国, 中関, 徳山等を經由
神戸	OOCL	1/週 (土)	2009. 5	広島, 神戸	ひびき, 宇部, 門司等を 經由

修 正 前			
都市災害対策編		頁	
第 2 章 海上災害対策		319	
資料 4 コンテナ等定期航路の就航状況			
d 旅客航路			
航 路	経 営 者	便数	航路船型
(略)			
広島～能美（高田・中町）	瀬戸内シーライン(株)	<u>23</u>	
(略)			
広島（市営桟橋）～プリンスホテル前～金輪島	(有)金輪島会	<u>12</u>	

修 正 後			
修 正 理 由			
時点修正			
d 旅客航路			
航 路	経 営 者	便数	航路船型
(略)			
広島～能美（高田・中町）	瀬戸内シーライン(株)	<u>20</u>	
(略)			
広島（市営桟橋）～プリンスホテル前～金輪島	(有)金輪島会	<u>11</u>	

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第3章 航空機災害対策	334
第2節 市域における飛行場施設等の現状	
第3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況 1 離着陸回数 <u>4,939</u>回（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 2 常駐する回転翼航空機（平成30年10月1日現在） <u>15</u>機	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
第3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況 1 離着陸回数 <u>4,530</u>回（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで） 2 常駐する回転翼航空機（令和3年10月1日現在） <u>16</u>機

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第3章 航空機災害対策	335
第4節 災害予防計画	
第1 航空機の安全運航の確保 1 ヘリポートの設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める <u>保安上</u> の基準に従って当該施設を管理しなければならない。	

修 正 後
修 正 理 由
航空法改正に伴う修正
第1 航空機の安全運航の確保 1 ヘリポートの設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める <u>機能の確保に関する</u> 基準に従って当該施設を管理しなければならない。

修 正 前

都市災害対策編

第3章 航空機災害対策

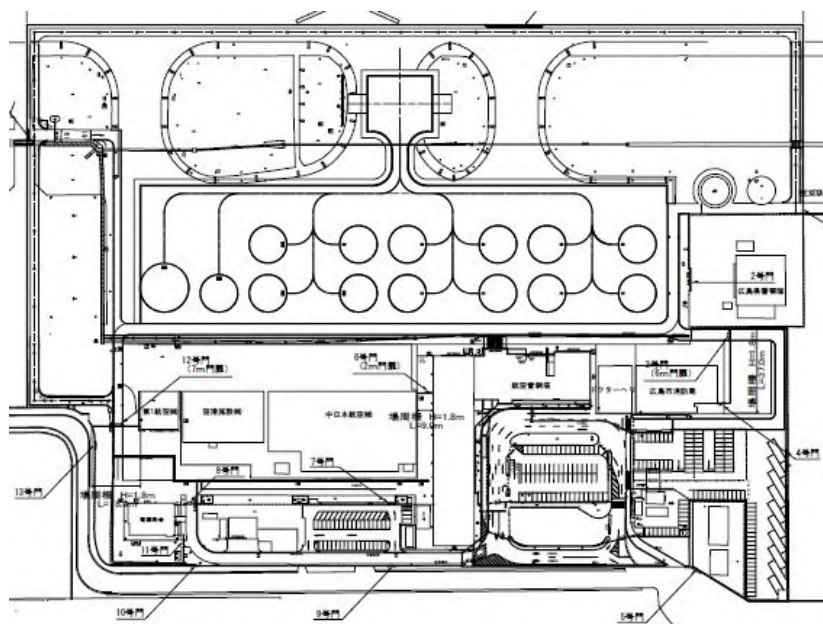
第5節 災害応急対策

頁

339

資料1

広島ヘリポート平面図



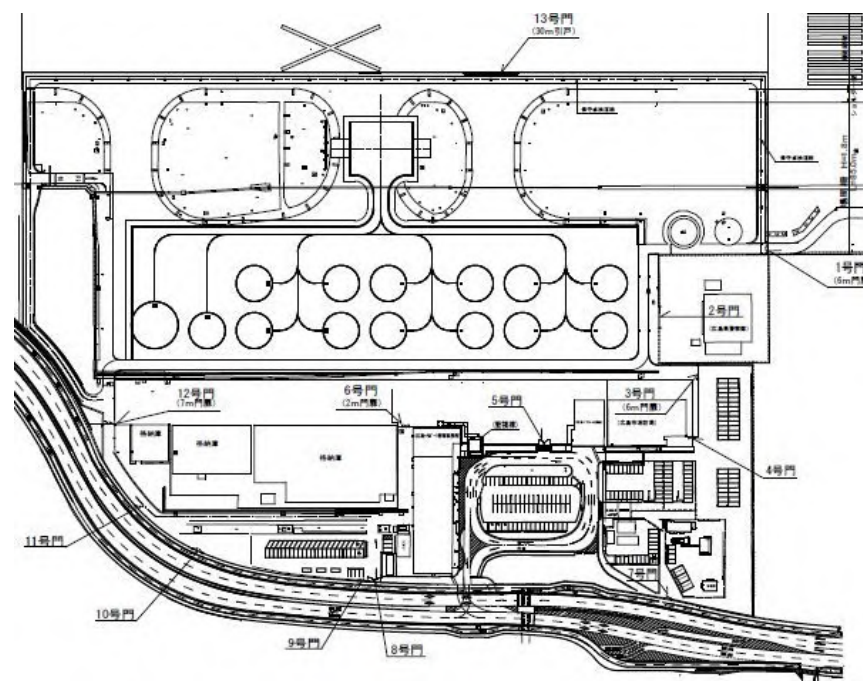
修 正 後

修 正 理 由

建物の解体改修工事及び前面道路の拡張工事による変更を反映し修正

資料1

広島ヘリポート平面図



修 正 前

都市災害対策編	頁
第4章 鉄道災害対策	345
資料1 鉄軌道施設の概要	

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1 号 線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複 27)	8.0km	<u>241本</u>
2 号 線	広島駅～紙屋町～広電西 広島	20(重複 20)	5.4km	<u>236本</u>
3 号 線	広島港～紙屋町～広電西 広島	29(重複 29)	9.2km	<u>180本</u>
5 号 線	広島駅～比治山下～広島 港	18(重複 11)	6.0km	<u>216本</u>
6 号 線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複 20)	6.1km	<u>176本</u>
7 号 線	横川駅～紙屋町～広電本 社前	15(重複 15)	4.5km	<u>170本</u>
8 号 線	横川駅～十日市～江波	12(重複 7)	4.4km	<u>158本</u>
9 号 線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>224本</u>
宮 島 線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口 間)	<u>275本</u>

※ 利用者数(一日平均)～市内線 (103 千人)、宮島線 (46 千人)【令和元年度実績】

修 正 後				
修 正 理 由				
ダイヤ改正に伴う修正				
○ 広島電鉄株式会社				
区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1 号 線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複 27)	8.0km	<u>212本</u>
2 号 線	広島駅～紙屋町～広電西 広島	20(重複 20)	5.4km	<u>216本</u>
3 号 線	広島港～紙屋町～広電西 広島	29(重複 29)	9.2km	<u>175本</u>
5 号 線	広島駅～比治山下～広島 港	18(重複 11)	6.0km	<u>204本</u>
6 号 線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複 20)	6.1km	<u>158本</u>
7 号 線	横川駅～紙屋町～広電本 社前	15(重複 15)	4.5km	<u>160本</u>
8 号 線	横川駅～十日市～江波	12(重複 7)	4.4km	<u>148本</u>
9 号 線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>222本</u>
宮 島 線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口 間)	<u>264本</u>
※ 利用者数(一日平均)～市内線 (103 千人)、宮島線 (46 千人)【令和2年度実績】				

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 5 章 道路災害対策	347
第 2 節 市域における道路施設の現況	
本市域においては、西日本高速道路㈱中国支社が管理する山陽自動車道・広島自動車道・中国自動車道・広島呉道路、広島高速道路公社が管理する広島高速 1 ～ 4 号線、<u>広島県道路公社が管理する広島熊野道路のほか</u>、国土交通省中国地方整備局や広島市が管理する一般道路があり、これらは市内の幹線道路、生活道路として機能している。 主な高速道路・トンネル等の概要は、資料 1 ～ 3 のとおりである。	

修 正 後
修 正 理 由
広島熊野道路の無料開放に伴う削除
本市域においては、西日本高速道路㈱中国支社が管理する山陽自動車道・広島自動車道・中国自動車道・広島呉道路、広島高速道路公社が管理する広島高速 1 ～ 4 号線、国土交通省中国地方整備局や広島市が管理する一般道路があり、これらは市内の幹線道路、生活道路として機能している。 主な高速道路・トンネル等の概要は、資料 1 ～ 3 のとおりである。

修 正 前				
都市災害対策編			頁	
第 5 章 道路災害対策			352	
第 2 節 市域における道路施設の現況				
資料 1				
高速道路等の概要				
道路名	区 間	管 理 者	交通量(1日当り)	設備機器等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島高速 1 号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	55,723台	非常電話設備、 気象観測装置、 道路情報板、 監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速 2 号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速 3 号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速 4 号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃	16,743台	
広島熊野道路	安芸区矢野町	広島県道路公社	9,580台	道路情報板、 監視テレビ、 トンネル防災設備

(注 1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、平成 31 年 1 月～令和元年 12 月実績である。

(注 2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、令和元年度実績である。

(注 3) 広島県道路公社の管理する広島熊野道路の交通量は、平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月実績である。

修 正 後				
修 正 理 由				
時点修正 広島熊野道路の無料開放に伴う削除				
資料 1				
高速道路等の概要				
道路名	区 間	管 理 者	交通量(1日当り)	設備機器等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島高速 1 号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	48,034台	非常電話設備、 気象観測装置、 道路情報板、 監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速 2 号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速 3 号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速 4 号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃	14,112台	
(削除)				

(注 1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、平成 31 年 1 月～令和元年 12 月実績である。

(注 2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、令和 2 年度実績である。

(削除)

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 6 章 大規模火事災害対策	356
第 2 節 市域における大規模施設等の現況	
第 1 施設等の概要 1 高層建築物 はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ 50m を超える高層建築物は <u>137</u> 棟 (<u>令和 2 年 3 月末現在</u>) で、その区別概況は別表 1 のとおりである。 3 病院・社会福祉施設 避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が 3,000 m² 以上の大規模な施設は 116 棟 (<u>令和 2 年 3 月末現在</u>) で、その区別概況は別表 3 のとおりである。 4 大規模店舗・ホテル等施設 避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が 6,000 m² 以上の大規模な施設は <u>283</u> 棟 (<u>令和 2 年 3 月末現在</u>) で、その区別概況は別表 4 のとおりである。	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
第 1 施設等の概要 1 高層建築物 はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ 50m を超える高層建築物は <u>144</u> 棟 (<u>令和 3 年 3 月末現在</u>) で、その区別概況は別表 1 のとおりである。 3 病院・社会福祉施設 避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が 3,000 m² 以上の大規模な施設は 116 棟 (<u>令和 3 年 3 月末現在</u>) で、その区別概況は別表 3 のとおりである。 4 大規模店舗・ホテル等施設 避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が 6,000 m² 以上の大規模な施設は <u>312</u> 棟 (<u>令和 3 年 3 月末現在</u>) で、その区別概況は別表 4 のとおりである。

修 正 前

都市災害対策編

第 6 章 大規模火事災害対策

第 2 節 市域における大規模施設等の現況

頁

356、365

第 1 施設等の概要

6 山林

本市の森林面積は、市域の 6 割以上を占める 60,337ha（平成 31 年 4 月 1 日現在）となっており、このうち約 9 割が約 3 万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は、294 路線、総延長 366,016m（令和 2 年 4 月 1 日現在）となっており、これら森林・林道の区別概況は別表 5 のとおりである。

林 道 整 備 状 況

(令和 2 年 4 月 1 日現)

区 分		路線数	延長距離（m）	舗装率（％）
(略)				
安 佐 北 区	高 陽 地 区	24	23,696	41.7
	可 部 地 区	17	22,895	47.0
	安 佐 地 区	37	44,649	39.8
	白 木 地 区	43	62,165	80.9
	小 計	121	153,405	57.8
(略)				
合 計		294	366,016	62.3

修 正 後

修 正 理 由
時点修正

第 1 施設等の概要
6 山林
本市の森林面積は、市域の 6 割以上を占める 60,337ha（平成 31 年 4 月 1 日現在）となっており、このうち約 9 割が約 3 万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は、294 路線、総延長 366,100m（令和 3 年 4 月 1 日現在）となっており、これら森林・林道の区別概況は別表 5 のとおりである。

林 道 整 備 状 況
(令和 3 年 4 月 1 日現)

区 分		路線数	延長距離（m）	舗装率（％）
(略)				
安 佐 北 区	高 陽 地 区	24	23,696	41.7
	可 部 地 区	17	22,895	47.0
	安 佐 地 区	37	44,733	39.7
	白 木 地 区	43	62,165	81.5
	小 計	121	153,405	57.8
(略)				
合 計		294	366,100	62.4

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 6 章 大規模火事災害対策	357、366
第 2 節 市域における大規模施設等の現況	
第 2 火災の発生状況 本市における近年（過去 10 年間）の火災発生状況は別表 6 のとおり、年間平均約 <u>340</u> 件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね <u>59.1</u>％、林野火災が <u>2.7</u>％、車両火災が <u>8.6</u>％、船舶火災が 0.1％、枯草の焼失などその他の火災が <u>29.5</u>％となっている。 なお、火災により年間約 <u>12</u> 人の死者が発生している。 別表 6 広島市の火災発生状況（過去 10 年間） （略）	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
別表 6 平成 22 年行を削除、令和 2 年行を追加
第 2 火災の発生状況 本市における近年（過去 10 年間）の火災発生状況は別表 6 のとおり、年間平均約 <u>313</u> 件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね <u>60.8</u>％、林野火災が <u>2.5</u>％、車両火災が <u>8.1</u>％、船舶火災が 0.1％、枯草の焼失などその他の火災が <u>28.4</u>％となっている。 なお、火災により年間約 <u>11</u> 人の死者が発生している。 別表 6 広島市の火災発生状況（過去 10 年間） （修正（案）322 ページ参照）

広島市の火災発生状況（過去１０年間）

別表６

区分	火災件数 (件)	火災種別(件)						焼損面積 (㎡)	林野 (a)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	火災原因 (下段は件数)				
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他						1位	2位	3位	4位	5位
平成23年	437	244	20	29	0	0	144	5,398	35	492,170	11	52	放火 疑い含 96	たばこ 65	こんろ 52	火遊び 37	たき火 26
平成24年	375	204	15	38	2	0	116	3,755	14	470,016	12	59	放火 疑い含 76	たばこ 52	こんろ 40	火遊び 29	たき火 27
平成25年	384	230	11	29	0	0	114	7,075	35	771,881	9	48	放火 疑い含 75	たばこ 66	こんろ 38	火遊び 29	たき火 28
平成26年	361	219	8	37	1	0	96	5,445	86	619,375	30	62	たばこ 63	放火 疑い含 55	こんろ 47	たき火 24	火遊び/ 電灯電話 等の配線 14
平成27年	289	190	3	17	0	0	79	5,138	7	439,205	19	62	放火 疑い含 46	たばこ 46	こんろ 32	火遊び 28	たき火 17
平成28年	275	176	5	31	0	0	63	2,929	45	439,604	5	53	放火 疑い含 54	たばこ 44	こんろ 36	火遊び 16	排気管 10
平成29年	297	196	3	20	0	0	78	3,796	11	441,928	7	56	放火 疑い含 51	たばこ 50	こんろ 38	たき火 14	火遊び/ ストーブ 12
平成30年	244	155	6	18	0	0	65	3,699	399	512,295	8	48	たばこ 36	放火 疑い含 35	こんろ 34	たき火 32	電気機器 10
令和元年	255	156	3	22	0	0	74	3,139	56	315,792	9	39	たばこ 41	放火 疑い含 29	こんろ 27	たき火 20	電灯・電 話等の配 線 15
令和2年	214	135	5	14	0	0	60	2,811	11	216,427	4	44	たばこ 37	こんろ 28	放火 疑い含 26	たき火 21	電気機器 8

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 6 章 大規模火事災害対策	357
第 2 節 市域における大規模施設等の現況	
第 3 気象の概要 本市の気象（ <u>1981～2010</u> 年：広島地方気象台）は、年間平均気温 <u>16.3</u> ℃、平均相対湿度 <u>68</u> ％、平均風速 <u>3.8</u> ㎧、年間降水量 <u>1,537.6</u> mmである。 3 月から 4 月は、平均相対湿度が低く、12 月から 3 月は、北風の季節風が強く吹く日が多い。	

修 正 後
修 正 理 由
平年値の更新に伴う修正（1981 年～2010 年から 1991 年～2020 年に更新）
第 3 気象の概要 本市の気象（ <u>1991～2020</u> 年：広島地方気象台）は、年間平均気温 <u>16.5</u> ℃、平均相対湿度 <u>67</u> ％、平均風速 <u>3.6</u> ㎧、年間降水量 <u>1,572.2</u> mmである。 3 月から 4 月は、平均相対湿度が低く、12 月から 3 月は、北風の季節風が強く吹く日が多い。

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 6 章 大規模火事災害対策	357
第 2 節 市域における大規模施設等の現況	
第 4 消防力の概要 本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成19 年 4 月 1 日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務を受託している。 これにより、常備消防の職員は、広島市消防局1,350 人(定数)で、ヘリコプター、消防艇を除く消防車両等については、<u>344</u> 台保有しており、非常備の消防団員は2,753 人（定数）で、157 台の消防車両と292 台の小型動力ポンプを保有している。（資料編 消防計画参照） なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況は、別表7 のとおりである。	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
第 4 消防力の概要 本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成19 年 4 月 1 日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務を受託している。 これにより、常備消防の職員は、広島市消防局1,350 人(定数)で、ヘリコプター、消防艇<u>等</u>を除く消防車両等については、<u>342</u> 台保有しており、非常備の消防団員は2,753 人（定数）で、157 台の消防車両と292 台の小型動力ポンプを保有している。（資料編 消防計画参照） なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況は、別表 7 のとおりである。

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 6 章 大規模火事災害対策	362
第 2 節 市域における大規模施設等の現況	
別表 1 50m を超える高層建築物の現況 （略）	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
別表 1 50m を超える高層建築物の現況 （修正（案）326 ページ参照）

高さ 50mを超える高層建築物の現況

別表 1

(単位：棟 令和 3 年 3 月末現在)

区 分	棟 数	50m超	60m超	70m超	80m超	90m超	100m超
中 区	<u>95</u>	<u>67</u>	4	7	7	<u>4</u>	6
東 区	<u>11</u>	<u>7</u>	1			2	1
南 区	24	14	2	2	2	2	2
西 区	5	4			1		
安佐南区	6	3				3	
安佐北区							
安芸区							
佐伯区	3	2			1		
計	<u>144</u>	<u>97</u>	7	9	11	<u>11</u>	<u>9</u>

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 6 章 大規模火事災害対策	364
第 2 節 市域における大規模施設等の現況	
別表 3 延床面積 3,000 m ² 以上の病院・社会福祉施設の現況 (略)	
別表 4 延床面積 6,000 m ² 以上の店舗・ホテル等の現況 (略)	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
別表 3 延床面積 3,000 m ² 以上の病院・社会福祉施設の現況 (修正 (案) 328 ページ参照)
別表 4 延床面積 6,000 m ² 以上の店舗・ホテル等の現況 (修正 (案) 328 ページ参照)

延床面積 3,000 m²以上の病院・社会福祉施設の現況

別表 3

(単位：棟 令和3年3月末現在)

区 分	棟 数	3,000 m ² ～	5,000 m ² ～	10,000 m ² ～	20,000 m ² ～	30,000 m ² ～	40,000 m ² ～
中 区	22	<u>10</u>	<u>5</u>	5			2
東 区	<u>18</u>	9	<u>8</u>		1		
南 区	19	10	4	2		1	2
西 区	<u>15</u>	11	<u>3</u>	1			
安佐南区	<u>14</u>	<u>9</u>	4	1			
安佐北区	8	4	<u>1</u>	<u>2</u>		1	
安芸区	<u>7</u>	5	<u>1</u>	1			
佐伯区	13	7	5	1			
計	116	65	<u>31</u>	<u>13</u>	1	2	4

延床面積 6,000 m²以上の店舗・ホテル等の現況

別表 4

(単位：棟 令和3年3月末現在)

区 分	棟 数	6,000 m ² ～	10,000 m ² ～	30,000 m ² ～	50,000 m ² ～	100,000 m ² ～	150,000 m ² ～
中 区	<u>108</u>	46	49	<u>7</u>	4	1	1
東 区	<u>23</u>	9	11	3			
南 区	45	18	11	9	4	3	
西 区	<u>32</u>	<u>12</u>	15	2	2	1	
安佐南区	39	22	14	1	2		
安佐北区	19	13	6				
安芸区	5	2	3				
佐伯区	<u>17</u>	<u>10</u>	5	1	1		
計	<u>283</u>	<u>132</u>	114	<u>23</u>	13	5	1

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 6 章 大規模火事災害対策	367
第 5 節 災害応急対策	
別表 7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況（略）	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
別表 7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況（修正（案）330 ページ参照）

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況

別表 7

令和 3 年 10 月 1 日現在

区 分	保 管 場 所	回 転 翼 航 空 機※ 〔消火・救助等〕	消 防 艇 等※ 〔消火・救助等〕	救 命 索 発 射 銃 等	赤 外 線 カ メ ラ ・ 探 査 ス コ ー プ 等	エ ン ジ ン カ ッ タ ー 等	チ ェ ン ソ ー 等	投 光 器 等	発 電 機	背 負 式 手 動 ポ ン プ	組 立 式 水 槽	腰 な た ・ か ま 等	の こ ・ お の 等	つ る は し	ス コ ッ プ	動 力 草 刈 り 機	火 た た き	貯 水 槽	ト レ ン チ シ ヤ ベ ル	空 輸 式 水 槽	消 火 薬 剤 〔 林 野 火 災 用 〕	消 火 薬 剤 〔 泡 消 火 用 〕
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8 消防署、 <u>32</u> 出張所内等	消 1	消 1 救 1	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>52</u>	<u>197</u>	<u>245</u>	<u>254</u>	<u>169</u>	<u>158</u>	<u>214</u>	<u>485</u>	<u>0</u>	<u>743</u>	11			<u>222</u>	4		液 217 （缶）
広島 県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消 1				2	58					528	231				600	1		10		
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、 <u>佐伯</u> 、 <u>海田</u> 警察署）	救 2	救 1	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>35</u>	<u>68</u>	<u>21</u>	<u>36</u>			<u>127</u>	<u>55</u>	<u>75</u>	<u>374</u>							
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救 3	消 3 救 1	3																		液 400L （巡視艇備付）
陸上自衛隊第 13 旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地（人命救助システム）				4	16	16	8	8	8												

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

修 正 前	
都市災害対策編	頁 368
第 7 章 危険物等災害対策	
第 2 節 市域における危険物等施設の現況	
第 1 危険物施設の現況	
危険物施設数は近年減少傾向にあり、<u>令和 2 年</u> 3 月末現在で <u>1,750</u> 施設（「資料編「1－4－5 危険物施設の推移と分布状況」参照）となっている。 このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量 1,000 倍以上を貯蔵）は 2 事業所である（別表 8 参照）。 なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では<u>令和元</u>年度は <u>300</u> 件である。	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第 1 危険物施設の現況 危険物施設数は近年減少傾向にあり、 <u>令和 3 年</u> 3 月末現在で <u>1,749</u> 施設（「資料編「1－4－5 危険物施設の推移と分布状況」参照）となっている。 このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量 1,000 倍以上を貯蔵）は 2 事業所である（別表 8 参照）。 なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では <u>令和 2</u> 年度は <u>約 200 件</u> である。	

修 正 前

都市災害対策編	頁
第 7 章 危険物等災害対策	369
第 2 節 市域における危険物等施設の現況	

第 1 危険物施設の現況

3 火薬類施設の現況

火薬類施設は、令和元年度末現在で 58 件となっている。

区 分	施設件数
火薬庫	7
火薬庫外貯蔵所	27
火薬類販売営業所	22
火薬類消費場所（碎石）	2
計	58

4 ガス類施設の現況

(2) 高圧ガス保安法で規定している施設は、令和元年度末現在で 2,126（事業所）となっている。

区 分	事業所数
製 造 所	931
貯 蔵 所	109
販 売 所	1,040
特定消費事業所	33
容 器 検 査 所	13
計	2,126

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は令和元年度末現在で 92 件（事業所）となっている。

区 分	事業所数
販 売 所	85
液化石油ガス特定供給設備	7
計	92

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第1 危険物施設の現況 3 火薬類施設の現況 火薬類施設は、令和2年度末現在で <u>59</u> 件となっている。	
区 分	施設件数
火薬庫	7
火薬庫外貯蔵所	27
火薬類販売営業所	22
火薬類消費場所（碎石）	<u>3</u>
計	<u>59</u>
4 ガス類施設の現況 (2) 高圧ガス保安法で規定している施設は、令和2年度末現在で <u>2,147</u> 件（事業所）となっている。	
区 分	事業所数
製 造 所	<u>930</u>
貯 蔵 所	<u>115</u>
販 売 所	<u>1,057</u>
特定消費事業所	33
容 器 検 査 所	<u>12</u>
計	<u>2,147</u>
(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は令和2年度末現在で <u>76</u> 件（事業所）となっている。	
区 分	事業所数
販 売 所	<u>69</u>
液化石油ガス特定供給設備	7
計	<u>76</u>

修 正 前

都市災害対策編	頁
第 7 章 危険物等災害対策	377
第 5 節 災害応急対策	

別表 8

3 特に注意すべきガス類施設

(2) 高压ガス

ア 一般高压ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
広島日酸㈱	(略)	<u>117.98 t</u>	(略)	取扱品目の特性については別表9-2を参照
マツダ㈱	(略)	<u>57.23 t</u>	(略)	
三菱重工マシナリーテクノロジー㈱ 観音ガスセンター	(略)	<u>60.05 t</u>	(略)	

修 正 後

修正理由

時点修正

別表 8

3 特に注意すべきガス類施設

(2) 高压ガス

ア 一般高压ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
広島日酸(株)	(略)	132.57 t	(略)	取扱品目の特性については別表9-2を参照
マツダ(株)	(略)	67.33 t	(略)	
三菱重工マシナリーテクノロジー(株) 観音ガスセンター	(略)	58.86 t	(略)	

修 正 前		
都市災害対策編	頁	
第9章 ライフライン災害対策	389	
第2節 市域におけるライフライン施設等の現況		
第1 電力施設		
市域における発電所・変電所は次のとおりである。		
(令和2年10月1日現在)		
事業所	発 電 所	変 電 所
広島ネットワークセンター	なし	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、隅の浜、五日市、八幡、石内、瀬野川、広島中央、五日市南 計 32 か所
広島北ネットワークセンター	なし	矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、 伴 南 計 11 か所
西部水力センター	河内、魚切、太田川、可部、間野平、南原 計 6 か所	なし

修 正 後		
修 正 理 由		
河内発電所，魚切発電所は（株）エネルギー・ソリューション・アンド・サービスへ譲渡したため削除		
第 1 電力施設		
市域における発電所・変電所は次のとおりである。		
(令和3年10月1日現在)		
事業所	発 電 所	変 電 所
広島ネットワークセンター	なし	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、隅の浜、五日市、八幡、石内、瀬野川、広島中央、五日市南 計 32 か所
広島北ネットワークセンター	なし	矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、 伴 南 計 11 か所
西部水力センター	太田川、可部、間野平、南原 計 4 か所	なし

修 正 前			
都市災害対策編		頁	
第9章 ライフライン災害対策		389, 390	
第2節 市域におけるライフライン施設等の現況			
第2 水道施設			
令和 2 年 3 月末現在の給水区域内人口は、 <u>1, 255, 173</u> 人、給水人口は、 <u>1, 233, 302</u> 人で、水道の普及率は 98.3%となっている。			
浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。			
(令和 2 年 3 月末現在)			
	名 称	給水能力 (m ³)	主 な 給 水 区 域
広島市水道事業	牛田浄水場	110, 000	中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)
	緑井浄水場	200, 000	中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)
	高陽浄水場	200, 000	東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)
	府中浄水場	27, 000	東区(一部)、安芸区(一部)
	(略)		
	<u>北原浄水場(平成16年4月休止)</u>	<u>6, 800</u>	二
	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41, 700	安芸区(一部)
	河内・北原・坪井受水場	39, 000	佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)
	計	<u>626, 001</u>	令和 <u>元</u> 年度一日最大給水量 <u>397, 333</u> m ³ 令和 <u>元</u> 年度一日平均給水量 <u>366, 570</u> m ³

修 正 後																																			
修 正 理 由																																			
時点修正																																			
第2 水道施設																																			
令和 3 年 3 月末現在の給水区域内人口は、1,253,824 人、給水人口は、1,232,249 人で、水道の普及率は 98.3%となっている。																																			
浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。																																			
(令和 3 年 3 月末現在)																																			
<table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>給水能力 (m³)</th><th>主 な 給 水 区 域</th></tr><tr><td rowspan="9">広島市水道事業</td><td>牛田浄水場</td><td>110,000</td><td>中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)</td></tr><tr><td>緑井浄水場</td><td>200,000</td><td>中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)</td></tr><tr><td>高陽浄水場</td><td>200,000</td><td>東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)</td></tr><tr><td>府中浄水場 (令和 3 年 12 月 廃止)</td><td>27,000</td><td>東区(一部)、安芸区(一部)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>瀬野川・矢野・阿戸受水場</td><td>41,700</td><td>安芸区(一部)</td></tr><tr><td>河内・北原・坪井受水場</td><td>39,000</td><td>佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)</td></tr><tr><td>計</td><td>619,201</td><td>令和 2 年度一日最大給水量 415,818 m³ 令和 2 年度一日平均給水量 366,588 m³</td></tr></table>				名 称		給水能力 (m³)	主 な 給 水 区 域	広島市水道事業	牛田浄水場	110,000	中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)	緑井浄水場	200,000	中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)	高陽浄水場	200,000	東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)	府中浄水場 (令和 3 年 12 月 廃止)	27,000	東区(一部)、安芸区(一部)	(略)			(削除)	(削除)	(削除)	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700	安芸区(一部)	河内・北原・坪井受水場	39,000	佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)	計	619,201	令和 2 年度一日最大給水量 415,818 m³ 令和 2 年度一日平均給水量 366,588 m³
名 称		給水能力 (m³)	主 な 給 水 区 域																																
広島市水道事業	牛田浄水場	110,000	中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)																																
	緑井浄水場	200,000	中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)																																
	高陽浄水場	200,000	東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)																																
	府中浄水場 (令和 3 年 12 月 廃止)	27,000	東区(一部)、安芸区(一部)																																
	(略)																																		
	(削除)	(削除)	(削除)																																
	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700	安芸区(一部)																																
	河内・北原・坪井受水場	39,000	佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)																																
	計	619,201	令和 2 年度一日最大給水量 415,818 m³ 令和 2 年度一日平均給水量 366,588 m³																																

修 正 前	
都市災害対策編	頁
第 9 章 ライフライン災害対策	390
第 2 節 市域におけるライフライン施設等の現況	
第 3 下水道施設 本市の人口は <u>1,194,330</u> 人、汚水処理人口は <u>1,156,079</u> 人で、汚水処理人口普及率は <u>96.8</u> %となっている。(令和 2 年 3 月末現在) 市域における主な処理場の処理能力及び処理区域は次のとおりである。 (令和 <u>2</u> 年 3 月末現在)	

修 正 後
修 正 理 由
時点修正
第 3 下水道施設 本市の人口は <u>1,192,589</u> 人、汚水処理人口は <u>1,156,289</u> 人で、汚水処理人口普及率は <u>97.0</u> %となっている。(令和 <u>3</u> 年 3 月末現在) 市域における主な処理場の処理能力及び処理区域は次のとおりである。 (令和 <u>3</u> 年 3 月末現在)

修

正

前

都市災害対策編

頁

第9章 ライフライン災害対策

391

第2節 市域におけるライフライン施設等の現況

第5 ガス施設

1 一般ガス事業

広島地区（広島市とその周辺地域）におけるお客さま件数は約31万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区（似島町、金輪島を除く。）、西区、安佐南区（川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長束、山本、伴、大塚）、安佐北区（深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山）、安芸区（船越、矢野）、佐伯区（河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く。）である。

広島地区のガス施設は次のとおりである。

(1) ガスホルダー等設置場所

事業所名	種類	幾何容積（㎡）	所在地
皆実供給所	中圧球形	29,000	南区皆実町二丁目
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目
可部事業所	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目
計		44,140	

(2) ガス導管延長

(平成26年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低圧	0.1Mpa 未満	3,452
中圧B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	367
中圧A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	271
高圧	1.0Mpa 以上	6
合計		4,096

2 簡易ガス事業（15事業者）

市域における供給地点群（団地）は71箇所、需要家件数は約3万5千戸である。

(平成28年3月末現在)

修 正 後																					
修 正 理 由																					
時点修正																					
第5 ガス施設																					
1 一般ガス事業																					
広島地区（広島市とその周辺地域）におけるお客さま件数は約 35 万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区（似島町、金輪島を除く。）、西区、安佐南区（川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長束、山本、伴、大塚）、安佐北区（深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山）、安芸区（船越、矢野）、佐伯区（河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く。）である。																					
広島地区のガス施設は次のとおりである。																					
(1) ガスホルダー等設置場所																					
<table><tr><th>事業所名</th><th>種 類</th><th>幾何容積（㎡）</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>皆実供給所</td><td>中圧球形</td><td>25,000</td><td>南区皆実町二丁目</td></tr><tr><td>高陽供給所</td><td>中圧球形</td><td>15,000</td><td>安佐北区亀崎四丁目</td></tr><tr><td>可部基地</td><td>中圧円筒形</td><td>140</td><td>安佐北区亀山南五丁目</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>40,140</td><td></td></tr></table>		事業所名	種 類	幾何容積（㎡）	所 在 地	皆実供給所	中圧球形	25,000	南区皆実町二丁目	高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目	可部基地	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目	計		40,140	
事業所名	種 類	幾何容積（㎡）	所 在 地																		
皆実供給所	中圧球形	25,000	南区皆実町二丁目																		
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目																		
可部基地	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目																		
計		40,140																			
(2) ガス導管延長 (令和3年3月末現在)																					
<table><tr><th>圧力別の導管</th><th>ガスの圧力範囲</th><th>延長数(km)</th></tr><tr><td>低 圧</td><td>0.1MPa 未満</td><td>2,726</td></tr><tr><td>中 圧 B</td><td>0.1MPa 以上 0.3MPa 未満</td><td>300</td></tr><tr><td>中 圧 A</td><td>0.3MPa 以上 1.0MPa 未満</td><td>188</td></tr><tr><td>高 圧</td><td>1.0MPa 以上</td><td>20</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>3,234</td></tr></table>		圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)	低 圧	0.1MPa 未満	2,726	中 圧 B	0.1MPa 以上 0.3MPa 未満	300	中 圧 A	0.3MPa 以上 1.0MPa 未満	188	高 圧	1.0MPa 以上	20	合 計		3,234		
圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)																			
低 圧	0.1MPa 未満	2,726																			
中 圧 B	0.1MPa 以上 0.3MPa 未満	300																			
中 圧 A	0.3MPa 以上 1.0MPa 未満	188																			
高 圧	1.0MPa 以上	20																			
合 計		3,234																			
2 簡易ガス事業（15 事業者）																					
市域における供給地点群（団地）は 71 箇所、需要家件数は約 3 万 5 千戸である。																					
(令和3年3月末現在)																					